2020年度版

中小企業施策利用ガイドブック

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として
主な施策の概要を紹介しています



中小企業庁

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。
中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の68.8%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業　種　分　類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下の会社　又は　従業者数300人以下の会社及び個人
卸　売　業	資本金1億円以下の会社　又は　従業者数100人以下の会社及び個人
小　売　業	資本金5千万円以下の会社　又は　従業者数50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金5千万円以下の会社　又は　従業者数100人以下の会社及び個人

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウエア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員数20人以下	従業員数5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。
なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※　中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

2020年度版「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書では、経営改善・資金繰り支援対策、震災対策など、中小企業者の方が施策をご利用になる際の手引書として、各支援制度の概要をご紹介するものです。

【使い方】

「目次」では、中小企業施策を以下の項目に分類し、項目毎に利用できる施策が一覧できるようになっています。

1. 経営サポート：技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、
   新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用・人材支援、
   海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
2. 金融サポート（融資制度、保証制度）
3. 財務サポート：税制、会計、事業承継
4. 商業・地域サポート：商業・物流支援
5. 分野別サポート
6. 相談・情報提供：中小企業支援センターなど

また、「インデックス」では、利用者のニーズにあわせて利用できる施策を支援制度別に探すことができます。

※各項目に該当する施策を表示しておりますので、1つの施策が複数の項目に表示されていることがあります。

【注意点】

1. 掲載されている内容については、各施策の「概要」です。実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。

今後も、より使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

本ガイドブックは、各地域の経済産業局、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業支援センターなどでも入手（無料）可能です。まずは最寄りの機関にお問い合わせ下さい。

また、本ガイドブックは、中小企業庁ホームページにおいても、閲覧・ダウンロードすることができますので、ぜひご利用下さい。

中小企業庁広報相談室
〒100-8912　東京都千代田区霞が関１－３－１
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/
電話：03-3501-1709

２０２０年度版
中小企業施策利用ガイドブック　目次

１．経営力サポート

■技術力の強化支援

ページ

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金…… 1
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金…… 2
戦略的基盤技術高度化支援事業…… 3
サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業…… 4
中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ制度）に基づく支援…… 5
企業活力強化資金（ものづくり法認定関連）…… 6
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）…… 7
省エネ関連設備等の導入に対する支援…… 10
CIP 制度（技術研究組合制度）…… 11
公設試験研究機関（公設試）…… 12
医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）…… 13

■創業・ベンチャー支援

新創業融資制度…… 14
女性、若者／シニア起業家支援資金…… 15
産業競争力強化法に基づく創業支援…… 16
起業支援ファンド…… 18
中小企業成長支援ファンド…… 19
中小企業投資育成株式会社による投資…… 20
研究開発型スタートアップ支援事業…… 22
新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援…… 24

■経営革新支援

商業・サービス競争力強化連携支援事業…… 25
中小企業等経営強化法（経営力向上計画）…… 26
中小企業総合展（新価値創造展）…… 29
中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト
「J-GoodTech(ｼﾞｪｸﾞﾃｯｸ)」…… 30
販路開拓コーディネート事業…… 31
中小企業組合等課題対応支援事業…… 32
中小企業組合に対する助言、情報提供…… 33

おもてなし規格認証…… 34
中小企業共通 EDI 標準…… 35
認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター）…… 36
IT プラットフォーム「ここからアプリ」…… 37
生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例…… 38

■新たな事業展開支援

小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）…… 39
地域資源活用の促進…… 40
農商工等連携の支援…… 42
地域未来投資促進法による支援…… 44
地域企業イノベーション支援事業…… 45
経営革新支援事業…… 46
新たな事業活動を支援する融資制度等…… 47
新事業創出支援事業…… 49
地域中小企業応援ファンドよる新商品開発や販路開拓等支援…… 50
健康・医療事業分野への資金供給…… 51
伝統的工芸品産業支援補助金…… 52

■知的財産支援

中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業…… 53
模倣品対策支援事業…… 54
防衛型侵害対策支援事業…… 55
冒認商標無効・取消係争支援事業…… 56
海外知財訴訟費用保険に対する補助…… 57
特許料等の軽減制度…… 58
INPIT 知財総合支援窓口…… 59
制度説明会、講師派遣、相談、研修…… 60
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）…… 61
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト…… 62
電子出願支援…… 63
早期審査・審理／面接／巡回審判…… 64
海外知財情報提供と専門人材による支援…… 66
中小企業外国出願支援事業…… 67
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）…… 68
日本発知的財産活用ビジネス化支援事業…… 69

営業秘密・知財戦略相談窓口…… 70
創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（IPAS）…… 71
中小企業等特許情報分析活用支援事業…… 72
ベンチャー知財支援基板整備事業（ベンチャー特化型知財ネットワーク構築）…… 73

■再生支援

中小企業再生支援協議会…… 74
産業復興相談センター・産業復興機構…… 75
中小企業再生ファンド…… 76
企業再生貸付制度…… 77
事業再生支援制度…… 79

■雇用人材支援

中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業…… 81
東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業…… 82
中小企業大学校の研修…… 83
サプライヤー応援隊事業…… 84
特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）、事業復興型雇用確保事業による支援 85
働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）…… 87
働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）…… 88
働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）…… 89
働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）…… 90
就業環境整備・改善支援事業…… 91
働き方・休み方改善コンサルタント制度…… 92
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業…… 93
受動喫煙防止対策に関する各種支援事業…… 95
化学物質のリスクアセスメント等に対する支援…… 96
ストレスチェック助成金…… 97
職場環境改善計画助成金…… 98
心の健康づくり計画助成金…… 99
小規模事業場産業医活動助成金…… 100
治療と仕事の両立支援助成金…… 101
産業保健総合支援センター事業…… 102
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」…… 103
労働移動支援助成金…… 104
雇用調整助成金…… 106

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）…… 107
人材確保等支援助成金…… 108
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）…… 111
建設事業主等に対する助成金…… 112
キャリアアップ助成金…… 115
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）…… 118
ユースエール認定制度…… 119
６５歳超雇用推進助成金…… 120
障害者雇用安定助成金…… 121
特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）…… 124
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）…… 125
人材開発支援助成金…… 126
認定職業訓練制度…… 128
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）…… 129
生産性向上人材育成支援センター…… 131
勤労者財産形成促進制度…… 132
両立支援等助成金…… 133
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河世代安定雇用実現コース）…… 136
障害者トライアル雇用…… 137
障害者作業施設設置等助成金…… 138
障害者福祉施設設置等助成金…… 139
障害者介助等助成金…… 140
重度障害者等通勤対策助成金…… 142
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…… 144
障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）…… 145
障害者職場実習支援事業…… 146
人材確保対策推進事業…… 147
中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業…… 148
既存不適合機械等更新支援補助金…… 149
中途採用等支援助成金…… 150
働き方改革推進支援資金…… 153
エイジフレンドリー補助金…… 155
副業・兼業労働者に対する健康確保措置助成金…… 156
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座…… 157
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度…… 158

短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）
の雇用に対する支援…… 160

■海外展開支援

現地進出支援強化事業（海外進出支援）…… 162
現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）…… 163
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）…… 165
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）…… 166
低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金…… 167
JAPAN ブランド育成支援等事業…… 168
中小企業の海外展開支援（施策集・事例集）…… 169
中小企業国際化支援アドバイス事業…… 171
海外展開セミナー事業（セミナー、WEB 情報提供など）…… 172
現地進出支援強化事業（海外調査・情報提供）…… 173
中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）…… 174
海外展開・事業再編資金…… 175
スタンドバイ・クレジット制度…… 177
輸出保険…… 178
海外投資保険…… 179
日本台湾交流協会事業…… 180
新輸出大国コンソーシアム…… 181
越境ＥＣ等利活用促進事業…… 182
中小企業・SDGs ビジネス支援事業…… 183
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型国際共同開発事業）…… 184
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（海外ジョブフェア事業）…… 185
海外ＣＥＤ商談会…… 186
ＥＣ活用支援…… 187

■取引・官公需支援

下請代金支払遅延等防止法の規制について…… 188
下請ガイドライン…… 190
適正取引講習会（テキトリー講習会）…… 191
下請Ｇメンヒアリング…… 192
下請かけこみ寺にご相談ください…… 193
下請中小企業・小規模事業者の自立化支援…… 194
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する

特別措置法について…… 195
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援…… 197
取引先の支払条件改善のための融資制度…… 199

■経営安定支援

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度…… 200
経営安定特別相談事業…… 201
小規模企業共済制度…… 202
経営セーフティ共済（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）…… 203
中小企業退職金共済制度…… 204
自然災害等に備えた中小企業の防災・減災対策の普及促進…… 205
社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP 融資）…… 206
災害復旧貸付…… 207
Ｊ－クレジット制度…… 208
中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）…… 209

■小規模企業支援

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）…… 211
小規模事業者経営発達支援融資制度…… 212

２．金融サポート

東日本大震災復興特別貸付…… 213
設備資金貸付利率特例制度…… 215
平成 28 年熊本地震特別貸付…… 216
平成 30 年 7 月豪雨特別貸付…… 218
令和元年台風第 19 号等特別貸付…… 219
高度化事業（災害対策）…… 220
セーフティネット貸付…… 221
中小企業経営力強化資金融資事業…… 223
信用保証制度…… 224
セーフティネット保証制度…… 225
東日本大震災復興緊急保証…… 227
災害関係保証…… 228
信用保証協会による借換保証…… 229
経営力強化保証制度…… 231
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）…… 232
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）…… 233

証券化支援スキームを活用した融資制度（ＣＬＯ融資）…… 234
挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）…… 235
高度化事業（工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度）…… 236
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）…… 237
ＩＴ活用促進資金…… 238
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業…… 239
認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業…… 240
「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進…… 241
事業承継特別保証…… 243
経営承継関連保証…… 244
経営承継準備関連保証…… 245
特定経営承継関連保証…… 246
特定経営承継準備関連保証…… 247
自主廃業支援保証…… 248
特定社債保証（私募債保証）…… 249
流動資産担保融資保証（ABL 保証）…… 250
信用保証協会による経営支援事業…… 252

３．財務サポート

■税制

少額減価償却資産の特例…… 253
交際費等の損金算入の特例…… 254
外国人旅行者向け消費税免税制度…… 255
中小企業向け所得拡大促進税制…… 257
中小企業経営強化税制…… 258
中小企業投資促進税制…… 259
エンジェル税制…… 260
公害防止税制…… 261
地方拠点強化税制…… 262
中小企業者等の法人税率の特例…… 263
商業・サービス業・農林水産業活性化税制…… 264
国税の猶予制度…… 265
中小企業・防災減災投資促進税制…… 266

■会計

中小企業の会計…… 267

■事業承継

事業承継の円滑化のための支援策…… 268
プッシュ型事業承継支援高度化事業…… 269
事業引継ぎ支援事業…… 270
事業承継補助金…… 271
事業承継円滑化のための税制措置…… 272
経営承継円滑化法による総合的支援…… 275

４．商業・地域サポート

インバウンド需要拡大推進事業…… 276
商店街活性化・観光消費創出事業…… 278
地域商店街活性化法に基づく支援…… 279
企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金…… 280
流通業務総合効率化法に基づく支援…… 283
特定民間中心市街地経済活力向上事業…… 284
民間中心市街地商業活性化事業…… 285
中心市街地商業活性化診断・サポート事業…… 286
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業…… 287
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度…… 288
中心市街地活性化協議会運営支援事業…… 289

５．分野別サポート

ソーシャルビジネス支援資金…… 290
中小建設企業への支援…… 291
金融措置による支援…… 294
食品流通高度化・合理化支援策…… 296
食品の製造過程の管理の高度化に関する支援…… 297
生活衛生関係営業への支援…… 298

６．相談・情報提供

働き方改革支援…… 300
ＩＴに関する専門家派遣事業…… 302
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）…… 303
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）…… 304
中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター…… 305

商工会・商工会議所の窓口…… 306
Ｊ－Ｎｅｔ２１　中小企業ビジネス支援ポータルサイト…… 307
高度外国人活躍推進プラットフォーム…… 308
SECURITY　ACTION（情報セキュリティ対策自己宣言）…… 309
情報セキュリティ対策支援サイト…… 310
医療機器開発支援ネットワーク事業…… 311
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
（働き方改革推進支援センター）…… 312
個別労働紛争解決制度…… 313

【問い合わせ先一覧】

中小企業庁・経済産業局等…… 314
都道府県中小企業担当課…… 317
都道府県経営革新計画担当課…… 318
都道府県高度化事業担当課…… 319
都道府県等中小企業支援センター…… 320
政令指定都市における中小企業支援センター…… 320
中小企業再生支援協議会…… 321
経営改善支援センター…… 322
事業承継ネットワーク地域事務局…… 324
事業引継ぎ支援センター…… 325
都道府県中小企業団体中央会…… 326
独立行政法人中小企業基盤整備機構相談窓口（海外展開、３連携事業、販路開拓）、中小企業復興支援センター等　被災地支援拠点　　がんばる中小企業　経営ホットライン…… 327
ＪＥＴＲＯ国内事務所…… 328
ＪＩＣＡ国内機関…… 328
政府系金融機関等…… 328
日本商工会議所…… 329
全国商工会連合会…… 329
全国中小企業団体中央会…… 329
全国商店街振興組合連合会…… 329
全国中小企業振興機関協会…… 329
一般財団法人海外産業人材育成協会…… 329
株式会社日本貿易保険（NEXI）…… 329
地域中小企業応援ファンド運営管理者…… 330

農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタートアップ応援型）運営管理者…… 331
産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）…… 331
都道府県事業復興型雇用確保事業担当課・室…… 331
総合労働相談コーナー…… 332
よろず支援拠点…… 333

事業者向け補助金・助成金一覧…… 334
索引…… 336

2020年度中小企業施策利用ガイドブック　インデックス

支援制度	技術開発に取り組みたい	頁	これから創業したい	頁
融資・リース・保証	中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援	5	新創業融資制度	14
	企業活力強化資金(ものづくり法認定関連)	6	女性、若者／シニア起業家支援資金	15
	省エネ関連設備等の導入に対する支援	10	産業競争力強化法に基づく創業支援	16
	認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）	36	新たな事業活動を支援する融資制度等	47
	新たな事業活動を支援する融資制度等	47	中小企業経営力強化資金融資事業	223
			再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	233
			「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
補助金・税制・出資	ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金	1	産業競争力強化法に基づく創業支援	16
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	2	起業支援ファンド	18
	戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）	3	中小企業成長支援ファンド	19
	サービス等生産性向上IT導入支援事業	4	中小企業投資育成株式会社による投資	20
	医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）	13	研究開発型スタートアップ支援事業	22
	中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	7	地域未来投資促進法による支援	44
	省エネ関連設備等の導入に対する支援	10	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111
	地域未来投資促進法による支援	44	中途採用等支援助成金	150
			エンジェル税制	260
情報提供・相談	公設試験研究機関（公設試）	12	中小企業総合展（新価値創造展）	29
	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37	創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（IPAS）	71
	医療機器開発支援ネットワーク事業	311	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
セミナー・研修・イベント	公設試験研究機関（公設試）	12	中小企業総合展（新価値創造展）	29
	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37		
法律等に基づく支援	中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援	5	産業競争力強化法に基づく創業支援	16
	技術研究組合制度	11	新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援	24
	地域未来投資促進法による支援	44	地域未来投資促進法による支援	44
			地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111
			中途採用等支援助成金	150

支援制度	経営の効率化や革新を図りたい	頁	他の事業者との連携や地域資源を活用し、新たな取組をしたい	頁
融資・リース・保証	認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）	36	認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）	36
	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38
	経営革新支援事業	46	地域資源活用の促進	40
	新たな事業活動を支援する融資制度等	47	農商工等連携の支援	42
	中小企業経営力強化資金融資事業	223	経営革新支援事業	46
			新たな事業活動を支援する融資制度等	47
			中小企業経営力強化資金融資事業	223
			中小建設企業への支援	291
補助金・税制・出資	ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金	1	医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）	13
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	2	中小企業成長支援ファンド	19
	起業支援ファンド	18	商業・サービス競争力強化連携支援事業	25
	中小企業成長支援ファンド	19	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38
	商業・サービス競争力強化連携支援事業	25	小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）	39
	中小企業組合等課題対応支援事業	32	地域資源活用の促進	40
	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38	農商工等連携の支援	42
	地域未来投資促進法による支援	44	地域未来投資促進法による支援	44
			地域中小企業応援ファンドによる新商品開発や販路開拓支援	50
			健康・医療事業分野への資金供給	51
			伝統的工芸品産業支援補助金	52
			中小建設企業への支援	291
情報提供・相談	中小企業総合展（新価値創造展）	29	中小企業総合展（新価値創造展）	29
	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ｼﾞｪｸﾞﾃｯｸ)」	30	中小企業共通EDI標準	35
	販路開拓コーディネート事業	31	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37
	中小企業組合に対する助言、情報提供	33	地域企業イノベーション支援事業	45
	おもてなし規格認証	34	新事業創出支援事業	49
	中小企業共通EDI標準	35	中小建設企業への支援	291
	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37		
セミナー・研修・イベント	中小企業総合展（新価値創造展）	29	中小企業総合展（新価値創造展）	29
	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37
			地域企業イノベーション支援事業	45
法律等に基づく支援	中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	26	新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援	24
	中小企業組合に対する助言、情報提供	33	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38
	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例	38	地域資源活用の促進	40
	地域未来投資促進法による支援	44	農商工等連携の支援	42
	経営革新支援事業	46	地域未来投資促進法による支援	44
			経営革新支援事業	46
			伝統的工芸品産業支援補助金	52

支援制度	知的財産権や産業財産権などの特許権を活用したい	頁	事業を再生したい	頁
融資・リース・保証	中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業	53	企業再生貸付制度	77
			事業再生支援制度	79
			再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	233
			信用保証協会による経営支援事業	252
			「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
補助金・税制・出資	模倣品対策支援事業	54	中小企業再生ファンド	76
	防衛型侵害対策支援事業	55	認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業	239
	冒認商標無効・取消係争支援事業	56	認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業	240
	海外知財訴訟費用保険に対する補助	57	事業再生計画実施関連保証制度（経営改善サポート保証）	232
	中小企業外国出願支援事業	67		
	地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	68		
	日本発知的財産活用ビジネス化支援事業	69		
情報提供・相談	INPIT知財総合支援窓口	59	中小企業再生支援協議会	74
	制度説明会、講師派遣、相談、研修	60	産業復興相談センター・産業復興機構	75
	特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）	61	経営安定特別相談事業	201
	開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト	62	信用保証協会による経営支援事業	239
	電子出願支援	63	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
	早期審査・審理／面接／巡回審判	64		
	海外知財情報提供と専門人材による支援	66		
	地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	68		
	営業秘密・知財戦略相談窓口	70		
	創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（IPAS）	71		
	中小企業等特許情報分析活用支援事業	72		
	ベンチャー知財支援基板整備事業（ベンチャー特化型知財ネットワーク構築）	73		
セミナー・研修・イベント	制度説明会、講師派遣、相談、研修	60	信用保証協会による経営支援事業	252
	海外知財情報提供と専門人材による支援	66		
	ベンチャー知財支援基板整備事業（ベンチャー特化型知財ネットワーク構築）	73		
法律等に基づく支援	特許料等の減免制度	58		
	電子出願支援	63		
	早期審査・審理／面接／巡回審判	64		

支援制度	商店街や中心市街地の活性化、物流の効率化を図りたい	頁	ITの利活用を行いたい	頁
融資・リース・保証	地域商店街活性化法に基づく支援	279	認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）	36
	企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金	280		
	流通業務総合効率化法に基づく支援	283		
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	284		
	中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	288		
補助金・税制・出資	高度化事業（工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度）	236	ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金	1
	外国人旅行者向け消費税免税制度	255	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	2
	商業・サービス業・農林水産業活性化税制	264	戦略的基盤技術高度化支援事業	3
	商店街活性化・観光消費創出事業	278	サービス等生産性向上IT導入支援事業	4
	地域商店街活性化法に基づく支援	279	商業・サービス競争力強化連携支援事業	25
	企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金	280	小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）	39
	流通業務総合効率化法に基づく支援	283	中小企業経営強化税制	258
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	284	中小企業投資促進税制	259
	民間中心市街地商業活性化事業	285		
	中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	288		
情報提供・相談	流通業務総合効率化法に基づく支援	283	中小企業共通EDI	35
	民間中心市街地商業活性化事業	285	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37
	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	286	ITに関する専門家派遣事業	302
	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	287	SECURITY　ACTION（情報セキュリティ対策自己宣言）	309
	中心市街地活性化協議会運営支援事業	289	情報セキュリティ対策支援サイト	310
セミナー・研修・イベント	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	286	ITプラットフォーム「ここからアプリ」	37
	中心市街地活性化協議会運営支援事業	289	情報セキュリティ対策支援サイト	310
法律等に基づく支援	地域商店街活性化法に基づく支援	279	中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	26
	流通業務総合効率化法に基づく支援	283		
	特定民間中心市街地経済活力向上事業	284		
	民間中心市街地商業活性化事業	285		

支援制度	下請取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい	頁	金融環境・経営環境の変化に適応した支援を利用したい	頁
融資・リース・保証	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	輸出保険	178
	取引先の支払条件改善のための融資制度	199	海外投資保険	179
			社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP融資）	206
			災害復旧貸付	207
			高度化事業（災害対策）	220
			セーフティネット貸付	221
			災害関係保証	228
			中小企業の会計	267
補助金・税制・出資	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	中小企業投資育成株式会社による投資	20
			施設・設備の復旧・整備に対する補助制度	200
			Jークレジット制度	208
			中小企業・防災減災投資促進税制	266
情報提供・相談	下請ガイドライン	190	輸出保険	178
	下請取引講習会	191	海外投資保険	179
	下請Gメンヒアリング	192	経営安定特別相談事業	201
	下請かけこみ寺にご相談ください	193	自然災害等に備えた中小企業の防災・減災対策の普及促進	205
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	中小企業の会計	267
	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について	195		
	中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	197		
セミナー・研修・イベント	適正取引講習会	191		
法律等に基づく支援	下請代金支払遅延等防止法の規制について	188	輸出保険	178
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	海外投資保険	179
	中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	197	小規模企業共済制度	202
			経営セーフティ共済（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）	203
			中小企業退職金共済制度	204
			中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）	209
			セーフティネット保証制度	225

支援制度	小規模事業者のための支援策を利用したい	頁	事業承継を円滑に行いたい	頁
融資・リース・保証	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
	小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	211	経営承継関連保証	244
	小規模事業者経営発達支援融資制度	212	経営承継準備関連保証	245
	中小企業経営力強化資金融資事業	223	特定経営承継関連保証	246
	経営者保証に関するガイドラインの利用促進	241	特定経営承継準備関連保証	247
			事業承継の円滑化のための支援策	268
			経営承継円滑化法による総合的支援	275
補助金・税制・出資	小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）	39	事業承継の円滑化のための支援策	268
	地域未来投資促進法による支援	44	事業承継補助金	271
	伝統的工芸品産業支援補助金	52	事業承継円滑化のための税制措置	272
	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111	経営承継円滑化法による総合的支援	275
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194		
情報提供・相談	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	194	「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進	241
	中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	197	事業承継の円滑化のための支援策	268
	経営安定特別相談事業	201	事業承継引継ぎ支援事業	270
	経営者保証に関するガイドラインの利用促進	241		
	商工会・商工会議所の窓口	306		
セミナー・研修・イベント			事業承継の円滑化のための支援策	268
法律等に基づく支援	地域未来投資促進法による支援	44	事業承継の円滑化のための支援策	268
	伝統的工芸品産業支援補助金	52	経営承継円滑化法による総合的支援	275
	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111		
	下請代金支払遅延等防止法の規制について	188		
	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	192		
	中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援	195		
	小規模企業共済制度	202		
	経営セーフティ共済（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）	203		
	中小企業退職金共済制度	204		

支援制度	社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい	頁	海外で事業を展開したい	頁
融資・リース・保証	働き方改革推進支援資金	153	地域資源活用の促進	40
	中小建設企業への支援	291	農商工等連携の支援	42
			経営革新支援事業	46
			新たな事業活動を支援する融資制度等	47
			海外展開・事業再編資金	175
			スタンドバイ・クレジット制度	177
			輸出保険	178
			海外投資保険	180
補助金・税制・出資	伝統的工芸品産業支援補助金	52	地域資源活用の促進	40
	サプライヤー応援隊事業	84	農商工等連携の支援	42
	特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）、事業復興型雇用確保事業による支援	85	伝統的工芸品産業支援補助金	52
	働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）	87	模倣品対策支援事業	54
	働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）	88	防衛型侵害対策支援事業	55
	働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）	89	冒認商標無効・取消係争支援事業	56
	働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）	90	海外知財訴訟費用保険に対する補助	57
	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	93	中小企業外国出願支援事業	67
	受動喫煙対策に関する各種支援事業	95	地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	68
	ストレスチェック助成金	97	日本発知的財産活用ビジネス化支援事業	69
	職場環境改善計画助成金	98	現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）	163
	心の健康づくり計画助成金	99	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	165
	小規模事業場産業医活動助成金	100	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）	166
	治療と仕事の両立支援助成金	101	低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金	167
	労働移動支援助成金	104	中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）	174
	雇用調整助成金	106	中小企業・SDGsビジネス支援事業	183
	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）	107	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型国際共同開発事業）	184
	人材確保等支援助成金	108		
	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111		
	建設事業主等に対する助成金	112		
	キャリアアップ助成金	115		
	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	118		
	65歳超雇用推進助成金	120		
	障害者雇用安定助成金	121		
	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）	124		
	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	125		
	人材開発支援助成金	126		
	認定職業訓練制度	128		
	両立支援等助成金（両立支援関係）	133		
	特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	136		
	障害者トライアル雇用	137		
	障害者作業施設設置等助成金	138		
	障害者福祉施設設置等助成金	139		
	障害者介助等助成金	140		
	重度障害者等通勤対策助成金	142		
	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	144		
	障害者職場実習支援事業	146		
	既存不適合機械等更新支援補助金	149		
	中途採用等支援助成金	150		
	エイジフレンドリー補助金	155		
	副業・兼業労働者健康診断助成金	156		
	短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）の雇用に対する支援	160		
	現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）	163		
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	165		
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）	166		
	低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金	167		
	中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）	174		
	中小企業向け所得拡大促進税制	257		
	中小建設企業への支援	291		

支援制度	社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい	頁	海外で事業を展開したい	頁
情報提供・相談	就業環境整備・改善支援事業	91	中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ｼﾞｪｸﾞﾃｯｸ)」	30
	働き方・休み方改善コンサルタント制度	92	地域企業イノベーション支援事業	45
	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	93	海外知財情報提供と専門人材による支援	66
	受動喫煙対策に関する各種支援事業	95	地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）	68
	化学物質のリスクアセスメント等に対する支援	96	現地進出支援強化事業（海外進出支援）	162
	産業保健総合支援センター事業	102	JAPANブランド育成支援事業	168
	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」	103	中小企業の海外展開支援（施策集・事例集）	169
	ユースエール認定制度	119	中小企業国際化支援アドバイス事業	171
	生産性向上人材育成支援センター	131	海外展開セミナー事業（セミナー、WEB情報提供など）	172
	障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）	145	現地進出支援強化事業（海外調査・情報提供）	173
	人材確保対策推進事業	147	輸出保険	178
	中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業	148	海外投資保険	179
	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度	158	日本台湾交流協会事業	180
	中小建設企業への支援	291	新輸出大国コンソーシアム	181
	働き方改革支援	300	越境EC等利活用促進事業	182
	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）	312	海外CEO商談会	186
			EC活用支援	187
			高度外国人活躍推進プラットフォーム	308
セミナー・研修・イベント	中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業	81	地域企業イノベーション支援事業	45
	東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業	82	海外知財情報提供と専門人材による支援	66
	中小企業大学校の研修	83	現地進出支援強化事業（海外進出支援）	162
	サプライヤー応援隊事業	84	海外展開セミナー事業（セミナー、WEB情報提供など）	172
	就業環境整備・改善支援事業	91	中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）	174
	受動喫煙対策に関する各種支援事業	95	日本台湾交流協会事業	180
	産業保健総合支援センター事業	102	越境EC等利活用促進事業	182
	若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）	129	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（海外ジョブフェア事業）	185
	生産性向上人材育成支援センター	131	海外CEO商談会	186
	中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業	148	EC活用支援	187
	精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	157	新輸出大国コンソーシアム	181
	中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）	174		
	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）	312		
法律等に基づく支援	伝統的工芸品産業支援補助金	52	地域資源活用の促進	40
	特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）、事業復興型雇用確保事業による支援	85	農商工等連携の支援	42
	労働移動支援助成金	104	経営革新支援事業	46
	雇用調整助成金	106	伝統的工芸品産業支援補助金	52
	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）	107	輸出保険	178
	人材確保等支援助成金	108	海外投資保険	179
	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	111		
	建設事業主等に対する助成金	112		
	キャリアアップ助成金	115		
	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	118		
	ユースエール認定制度	119		
	65歳超雇用推進助成金	120		
	障害者雇用安定助成金	121		
	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）	124		
	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	125		
	人材開発支援助成金	126		
	勤労者財産形成促進制度	132		
	特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	136		
	障害者トライアル雇用	137		
	障害者作業施設設置等助成金	138		
	障害者福祉施設設置等助成金	139		
	障害者介助等助成金	140		
	重度障害者等通勤対策助成金	142		
	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	144		
	障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）	145		
	障害者職場実習支援事業	146		
	中途採用等支援助成金	150		
	障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度	158		
	短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）の雇用に対する支援	160		
	中小企業退職金共済制度	204		

『複数者が連携して行う高度な取組のための設備投資等を支援してほしい』

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組みを広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて、面的に生産性向上を推進する取組み等を支援します。

対象となる方

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定し実施する中小企業・小規模事業者等であること。
①付加価値額の年率3%以上向上
②給与支給総額の年率1．5%以上向上
③事業場内最低賃金を地域別最低賃金30円以上向上

支援内容

＜複数の中小企業・小規模事業者等が連携して行う新たな付加価値の創造や生産性の向上を図る取組に必要な設備投資等を支援＞

■補助金上限額　企業間連携型（連携体は5者まで、最大2年間支援）：2,000万円／者
サプライチェーン効率化型（連携体は10者まで）：1,000万円／者

■補助率　企業間連携型、サプライチェーン効率化型：
中小1／2、小規模事業者等2／3

ご利用方法

(1)公募期間中に事務局へ申請書を提出
(2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
(3)事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
(4)事務局による検査後、補助金を受給
(5)事業終了後5年間の成果を毎年報告

お問い合わせ先
・担当課室
地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課　電話：03-3501-0645

『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者等の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラム経費の一部を支援します。

対象となる方

◆一般型、グローバル展開型

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

①付加価値額を年率3%以上向上
②給与支給総額を年率1．5%以上向上
③事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上の水準

◆ビジネスモデル構築型

中小企業・小規模事業者等30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを実施する者

支援内容

＜中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援＞

■補助上限額　一般型：1,000万円
グローバル展開型：3,000万円
ビジネスモデル構築型：１億円

■補助率　一般型：中小１／２、小規模事業者等２／３
グローバル展開型：中小１／２、小規模事業者等２／３
ビジネスモデル構築型：定額

ご利用方法

(1)公募期間中に補助金電子申請システムによる申請
(2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
(3)補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告
(4)事務局による検査後、補助金を受給
(5)事業終了後5年間の成果を毎年報告

お問い合わせ先
ものづくり補助金事務局サポートセンター（ものづくり・商業・サービス補助金事務局内）
電話：050-8880-4053

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発から試作品開発、販路開拓への取組を一貫して支援します

対象となる方

●大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者、自社以外の中小企業・小規模事業者など、2者以上で共同体を組んでいること
●情報処理、精密加工、立体造形など、ものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発であること

支援内容

中小企業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

■補助金額　単年度4，500万円
　3年間の合計で9，750万円以内
■補 助 率　2/3以内
　※大学・公設試等：定額
■事業期間　2～3年

ご利用方法

（1）経済産業局に対し、公募期間中に申請書を提出。
（2）外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定。
（3）経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施、終了し、成果を報告後、補助金を交付。

お問い合わせ先
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816
・各経済産業局産業技術課※（巻末お問い合わせ先一覧参照）
※関東経済産業局は製造産業課、中国経済産業局は産業技術連携課，沖縄総合事務局は地域経済課

『売上や業務効率を高めるITツールを導入したい』

サービス等生産性向上IT導入支援事業

サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するIT ツール・ソフトウェアを導入する際に、補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業、小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等）

支援内容

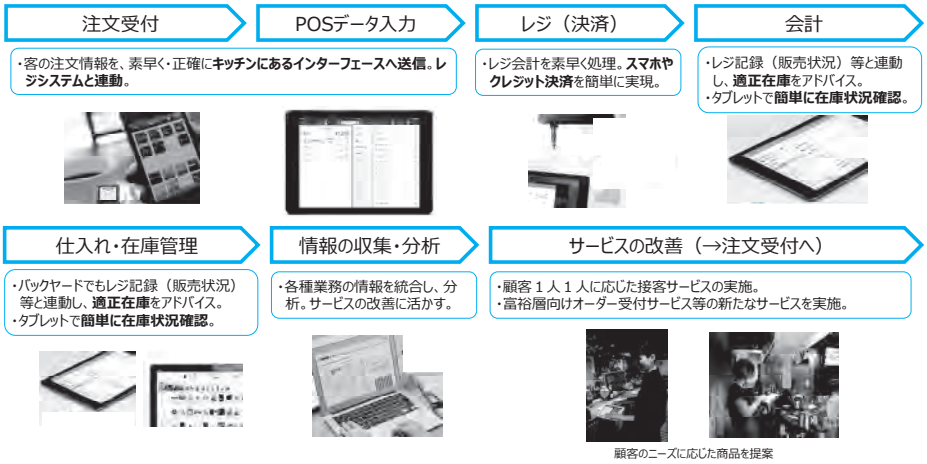
1. 補助対象経費
   ITツール（ソフトウェア、サービス等） ※ハードウェアは対象外
   例：パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等
2. 補助率等：1/2（上限450万円、下限30万円）
3. 募集期間：未定

ご利用方法

補助事業者（中小事業・小規模事業者）において事業計画を策定（詳しくは、事務局決まり次第、事務局のHPを参照）

1. 自分の事業エリアをカバーする、または改善に必要な業務に対応するITツールを取り扱っているIT導入支援事業者を決定
2. IT導入支援事業者と相談しつつ、もっとも適したITツール等を決定
3. IT導入支援事業者のサポートを受け、申請（電子申請）
4. 交付決定の通知後に、契約・導入の実施
5. 支払いまで完了後、完了報告を作成・提出

＜導入イメージ＞
例：飲食業



お問い合わせ先
経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課
電話：03-3580-3922

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法に基づき指定された特定の研究開発補助金や委託費（特定補助金等）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人(大学等の研究者等)

支援内容

（1）特許料等の減免
特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料及び審査請求手数料の減免を受けることができます。（65頁参照）

（2）信用保証の特例
新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大（2億円→3億円）を利用することができます。

（3）日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（新企業育成貸付制度）
特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金（17頁参照）、新規開業支援資金、新事業活動促進資金（53頁参照）といった特別貸付（基準利率−0.65%など）を受けることができます。

（4）中小企業投資育成株式会社法の特例
資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。（22頁参照）

（5）国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。

（6）中小企業者の人材確保
科学技術振興機構が運営する研究者の求職サポートサイト「JREC-IN Portal」に、求人情報を掲載することができます。

（7）中小企業者の技術力をPRする場の提供
中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J－Net21」にSBIR特設サイトを開設しており、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を確認できます。また、同機構が運営する「J－GoodTech（ジェグテック）」（34頁参照）に登録することにより、企業情報や製品情報などを掲載し、PRすることができるほか、創業10年未満の企業は同機構が開催する「新価値創造展」（33頁参照）に出展する際の審査において優遇措置が設けられています。

ご利用方法

お問い合わせ先
SBIR制度全般:中小企業庁技術・経営革新課（イノベーション課）
電話:03-3501-1816　URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html
（2）中小企業信用保険法の特例:全国信用保証協会連合会　電話:03-6823-1200
（3）日本政策金融公庫の特別貸付制度:
全国各店舗URL:http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
・事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話: 098-941-1785
（4）中小企業投資育成株式会社法の特例:
東京社　電話:03-5469-1811　名古屋社　電話:052-581-9541　大阪社　電話:06-6459-1700
（6）JREC-IN Portal:科学技術振興機構　電話:03-5214-8459
URL:https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop
（7）SBIR特設サイト（中小企業ビジネス支援サイト（J－Net21）内）:
URL:http://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html
J－GoodTech:　URL:https://jgoodtech.jp/pub/ja/
新価値創造展:　URL:https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/navi/

『ものづくり中小企業の研究開発に対する融資を知りたい』

企業活力強化資金（ものづくり法認定関連）

「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発等に取り組むために資金を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

中小ものづくり高度化法に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす方

（1）最近の決算において、赤字又は債務超過である方
（2）最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少している方
（3）（1）や（2）と同様に、困難な経営状況にあると認められる方

支援内容

■ 貸付限度額
直接貸付　7億2，000万円（うち長期運転資金2億5，000万円）
代理貸付　1億2，000万円

■ 貸付利率
2億7千万円まで（土地に係る資金は除く）　特別利率②（基準利率（※）－0．65％）
2億7千万円超　基準利率
※基準利率（令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。）1．11％
（注）上記利率は、標準的な貸付利率です。貸付期間、信用リスク等によって変動します。
詳細は下記へお問い合わせ下さい。

■ 貸付期間
設備資金：20年以内（うち据置2年以内）
運転資金：　7年以内（うち据置2年以内）

ご利用方法

まずは下記お問い合わせ先までご相談下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）　中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

対象となる方

青色申告書を提出する中小企業者等（以下①～③）

①資本金または出資金の額が1億円以下の法人

②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主　等

ただし、資本金または出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制における中小企業者とはなりません。

①大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人（※1）の100%子法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える法人

（※1）資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人

措置の内容

■A：中小企業技術基盤強化税制又は総額型 【恒久措置（一部時限措置）】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇されています。

◆ 控除率（試験研究費の何%分を税額控除できるか）

⇒試験研究費の増減率（以下「増減試験研究費割合」という。）に応じて、中小企業技術基盤強化税制については 12%～17%、大企業が適用する総額型については 6%～14%（※2）（※3）

◆ 控除上限（法人税額の何%まで控除できるか）

⇒25%～35%、ベンチャー企業の場合は 40%～50%（※4）（※5）

（※2）試験研究費の売上高に占める割合（以下「試験研究費割合」という。）が 10%超の場合には、控除率の上限（中小企業者等 17%、大企業 14%）の範囲において最大 1.1 倍に上乗せ。（2 年間の時限措置）

（※3）中小企業技術基盤強化税制の控除率 12%超の部分と、総額型の控除率 10%超の部分は、2 年間の時限措置。

（※4）①試験研究費割合が 10%超の場合には、控除上限を最大 10%上乗せ。また、②中小企業者等で増減試験研究費割合が 8%超の場合には、控除上限を 10%上乗せ。（①と②は選択制、2 年間の時限措置）

（※5）設立 10 年以内で欠損金の翌期繰越額があること

■B:特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料（特別試験研究費）がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

◆ 控除率　：相手方が大学等・特別研究機関等の場合　⇒ 30%

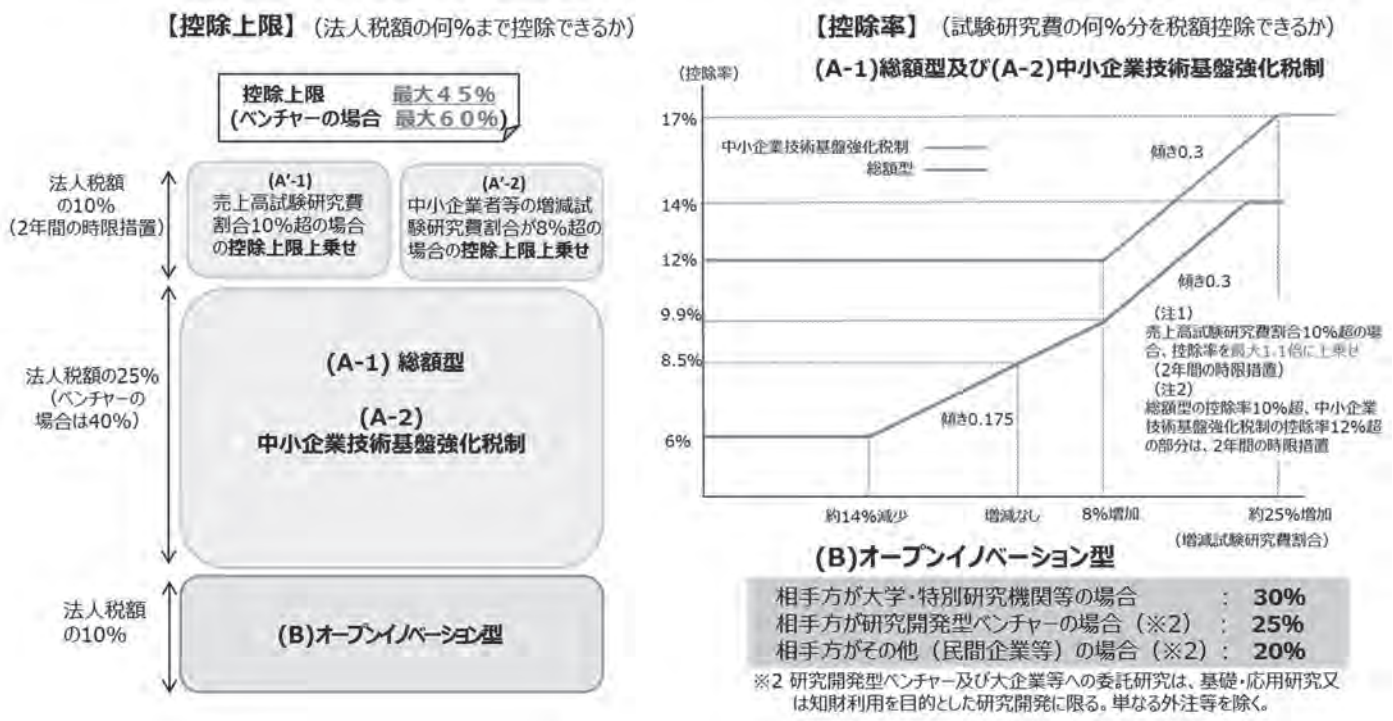
相手方が研究開発型ベンチャーの場合（※5）（※6）　⇒ 25%

相手方がその他（民間企業等）の場合（※6）　⇒ 20%

◆ 控除上限：10%

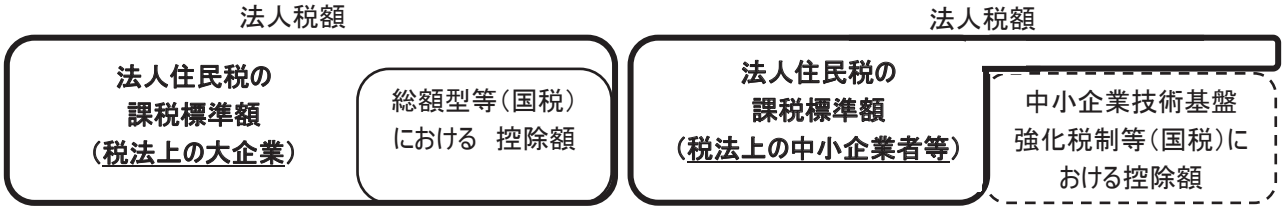
（※5）産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンド又は認定国立大学ファンドや特別研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすもの。

（※6）研究開発型ベンチャー及び大企業等への委託研究は、基礎・応用研究又は知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。



■中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）

研究開発税制の適用事業年度においては、中小企業技術基盤強化税制等（国税：A＋B）の税額控除後の法人税額を法人住民税（地方税）の課税標準とします（税法上の大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となります）。



対象となる費用

各事業年度の損金の額に算入される「製品の製造」若しくは「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のために要する費用又は「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用。

具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費及び技術研究組合の組合員が負担する賦課金。

なお、試験研究費に充てるために他の者から支払を受けた金額（受託研究の対価・補助金等）がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外する。

また、試験研究費のうち、人件費については、上記のとおり「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされている。（「専ら」要件）

「専ら」要件に該当する者は、試験研究を専属業務とする者（試験研究部門に属している者や研究者としての肩書を有する者等）及び研究プロジェクトの全期間中従事する者のほか、次の各項目全てを満たす者である。

（1）試験研究のために組織されたプロジェクトチームに参加する者が、研究プロジェクトの全期間にわたり研究プロジェクトの業務に従事するわけではないが、研究プロジェクト計画における設計、試作、開発、評価、分析、データ収集等の業務（フェーズ）のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務（以下「担当業務」という。）に、当該担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。

（2）担当業務が試験研究のプロセスの中で欠かせないものであり、かつ、当該者の専門的知識が当該担当業

務に不可欠であること。

（3）その従事する実態が、おおむね研究プロジェクト計画に沿って行われるものであり、従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月（実働20日程度）以上）あること。

この際、連続した期間従事する場合のみでなく、担当業務の特殊性等から、当該者の担当業務が期間内に間隔を置きながら行われる場合についても、当該担当業務が行われる時期において当該者が専属的に従事しているときは、該当するものとし、それらの期間をトータルするものとする。

（4）当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。

URL:http://www.nta.go.jp

『省エネルギー設備の導入を行いたい』

省エネ関連設備等の導入に対する支援

中小企業者等が省エネ設備の導入を行う際等に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

① 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）

工場・事業場における既存設備を省エネ設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助します。

■予算案額：459.5億円の内数

■補助率：1/4以内、1/3以内、1/2以内

② 生産設備におけるエネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助金

工場・事業場における既存設備を省エネ性能の高い生産設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助します。

■予算案額：50.0億円

■補助率：1/3以内

③ 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

エネルギーの使用状況を把握し、省エネ取組に関するアドバイスを行う省エネ診断の費用を国が全額サポートします。また、省エネやCO_2削減に係る相談に対応できる支援拠点（省エネルギー相談地域プラットフォーム）を全国に設置し、事業者が行う省エネ取組（エネルギーコスト削減等）をエネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施見直しまで、経営状況も踏まえつつ一貫して支援します。

■予算案額：9.6億円

④ 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

新設・既設事業所における省エネ設備の導入に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行います。

■予算案額：12.7億円

■補助率：利子補給金1.0%以内

⑤ 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業者等に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

⑥ 省エネ再エネ高度化投資促進税制（省エネルギー関係）

省エネ法の規制対象事業者等を対象に、中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や複数事業者が連携して実施する高度な省エネ投資を行う際に、特別償却20%又は税額控除7%（中小企業者のみ）を措置します。

利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

① （一社）環境共創イニシアチブ（SII） 電話：03-5565-4463（工場・事業場単位）、0570-055-122（設備単位）
② （一社）環境共創イニシアチブ（SII） 電話：0570-666-317
③ 無料省エネ診断 一般財団法人省エネルギーセンター 電話：03-5439-9738
地域プラットフォーム 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII） 電話：03-5565-3970
④ （一社）環境共創イニシアチブ（SII） 電話：03-5565-4460
⑤ （株）日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
①～⑥資源エネルギー庁 省エネルギー課 電話：03-3501-9726

効果的な共同研究及び実用化のための『CIP』

CIP（技術研究組合）制度
Collaborative　Innovation　Partnership

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、CIP（技術研究組合）制度があります。

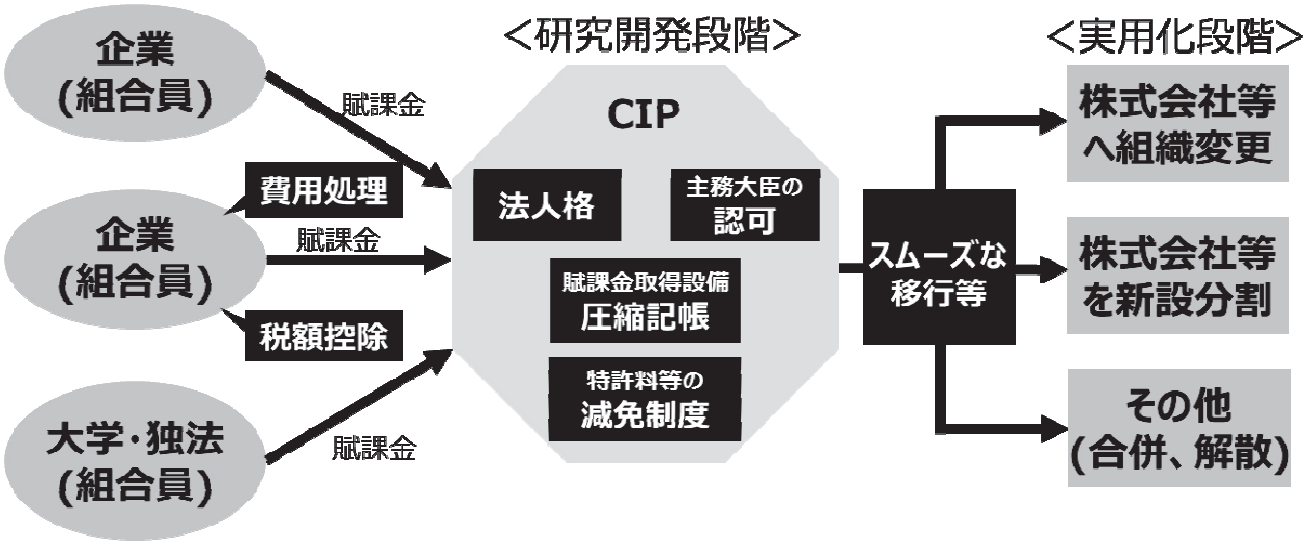
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主　　等

支援等内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となってCIPを設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合って、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。具体的な特徴として次があります。

① 法人格を有していること
② 賦課金を支払う組合員について優遇税制（ 研究開発税制 ）が適用されること
③ CIPが調達する試験研究用資産について優遇税制（ 圧縮記帳 ）が適用されること
④ 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
⑤ 株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
経済産業省　産業技術環境局　技術振興・大学連携推進課
電話：03-3501-1778
URL：https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuuindex.html

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』

公設試験研究機関（公設試）

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人及び法人で事業を営まれる方

支援内容※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

■技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます。

■機器・設備の利用

公設試験研究機関が持つ各種機器・設備を利用することができます。

■依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

■受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要な研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

■人材育成

技術からマネージメントまで、種々の講習会、研修制度等により事業者の人材育成を支援します。



ご利用方法

各公設試験研究機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県の「よろず支援拠点」にお問い合わせください。

以下のシステムから公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

・全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム

URL: http://www.meti.go.jp/kousetsushi/top

お問い合わせ先

・「産業技術連携推進会議」加盟試験研究機関一覧 URL: https://unit.aist.go.jp/rcpd/sgr/kikan.html

・各都道府県等の中小企業担当部署（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『ものづくり技術を活用して医療機器の開発・改良を行いたい』

医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）

優れたものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関や研究機関、製造販売業者等とが連携した「医工連携」による医療機器等の開発・事業化を行う際、補助金を受けることができます。

対象となる方

我が国の医療現場の課題を解決し、かつ、医療機器産業の活性化に資する医療機器等の事業化に向けた開発に取り組む中小企業等

支援内容

医療ニーズに応えるための医療機器の開発について、我が国の中小企業が有する高度なものづくり技術を活用した開発・事業化を支援します。特に、国際競争力のある日本発の高度管理医療機器等の開発やベンチャー企業の参入を促進し、医療機器産業のイノベーションを推進します。

医療機器の開発・事業化における課題を解決したい場合には、「医療機器開発支援ネットワーク」をご活用下さい。

■事業期間　3年程度

経済産業省 → 補助 → 日本医療研究開発機構（AMED） → 補助（2／3） → 中小企業、医療機関・研究機関、製造販売業者等の共同体

ご利用方法

（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「日本医療研究開発機構」という。）に対し、公募期間中に提案書を提出
※2020年度事業の公募は終了しました。
（2）日本医療研究開発機構が設置する有識者委員会において、提案内容を審査し、採択先を決定
（3）日本医療研究開発機構より交付決定後、医療機器等の事業化に向けた開発を実施し、終了後に成果を報告
（4）日本医療研究開発機構から補助金を受給

お問い合わせ先
国立研究開発法人　日本医療研究開発機構　産学連携部　医療機器研究課
電話：03-6870-2213

『創業資金を借り入れたい』

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画（ビジネスプラン）等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の（１）～（３）のすべての要件に該当する方

（１）創業の要件
　新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を２期終えていない方

（２）雇用創出等の要件
　「雇用の創出を伴う事業を始める方」や「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等、一定の要件に該当する方。
　ただし、**ご融資額が１,０００万円以下の場合に限り、当該要件等を満たさない場合も本制度の対象**となります。

（３）自己資金要件
　新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を１期終えていない方は、創業時において創業資金総額の１０分の１以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方。
　ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」等に該当する方は、本要件を満たすものとみなす場合もございます。

支援内容

■貸付機関　日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額　3,000万円（運転資金は1,500万円）

■貸付利率　2.56～2.75%（注1）（注2）

（注1）基準利率（上記は、令和2年3月2日現在の利率です。）。実際の適用利率は、資金用途、貸付期間等によって異なります。

（注2）法人の代表者等が連帯保証人に加入する場合は、利率が0.1%低減されます。

■貸付期間　各種融資制度に定める貸付期間以内

■担保・保証条件　原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

（1）直接、日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の各機関にお問い合わせください。

（2）ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫が審査します。

（3）審査結果については日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。

（4）日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先
日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1830

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借り入れたい』

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業して概ね 7 年以内の方を優遇金利で支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者（35歳未満）、高齢者（55歳以上）の方であって新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）
【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

（1）運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） 特別利率①（基準金利から0.4%引き下げ）
（2）技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） 特別利率②（基準金利から0.65%引き下げ）
（3）土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

（1）設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
（2）運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
事業資金相談専用ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1830

『創業支援等の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

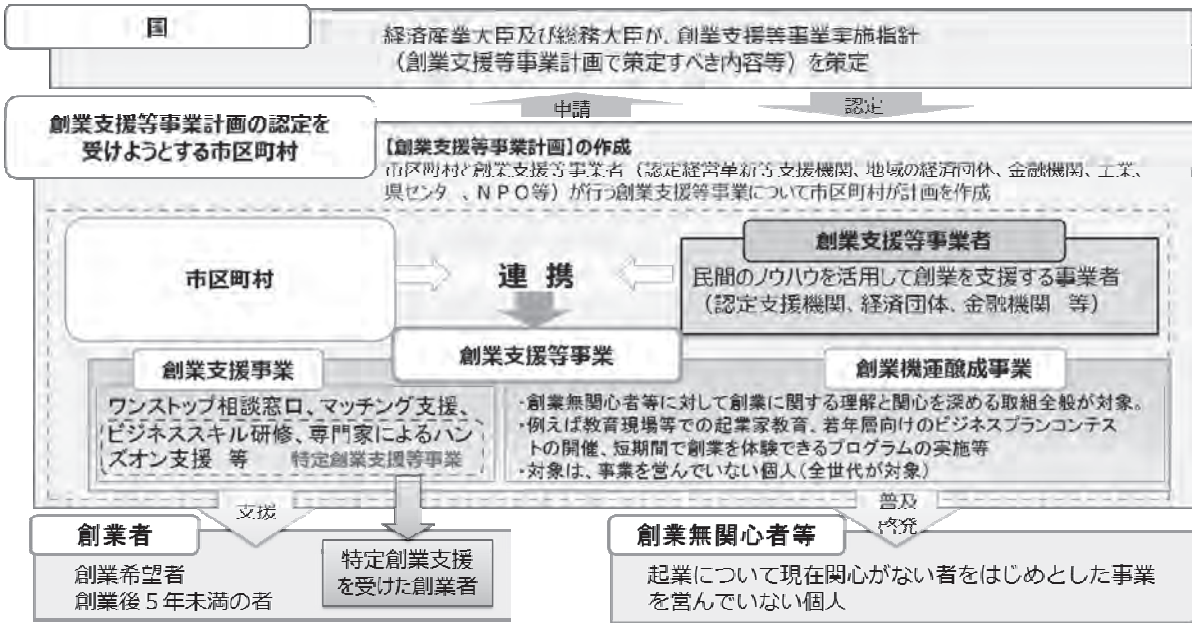
経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。
また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者

(1)市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取組を行う事業者

(2)市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者



支援内容

（1）創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

②中小機構による情報提供

中小機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行います。

（2）特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円）されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6か月前（従来は創業2か月前）から利用の対象になります。

③日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

（1）産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

（2）最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画がされているかご確認ください。
創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局　新規事業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話：03-3501-1767

『ベンチャー企業を立ち上げ、株式市場への上場を目指したい』

起業支援ファンド

国内の創業又は成長初期段階にある有望なベンチャー企業（中小企業）が新事業等に取り組む際、ファンドによる資金提供及び経営支援を受けることができます。

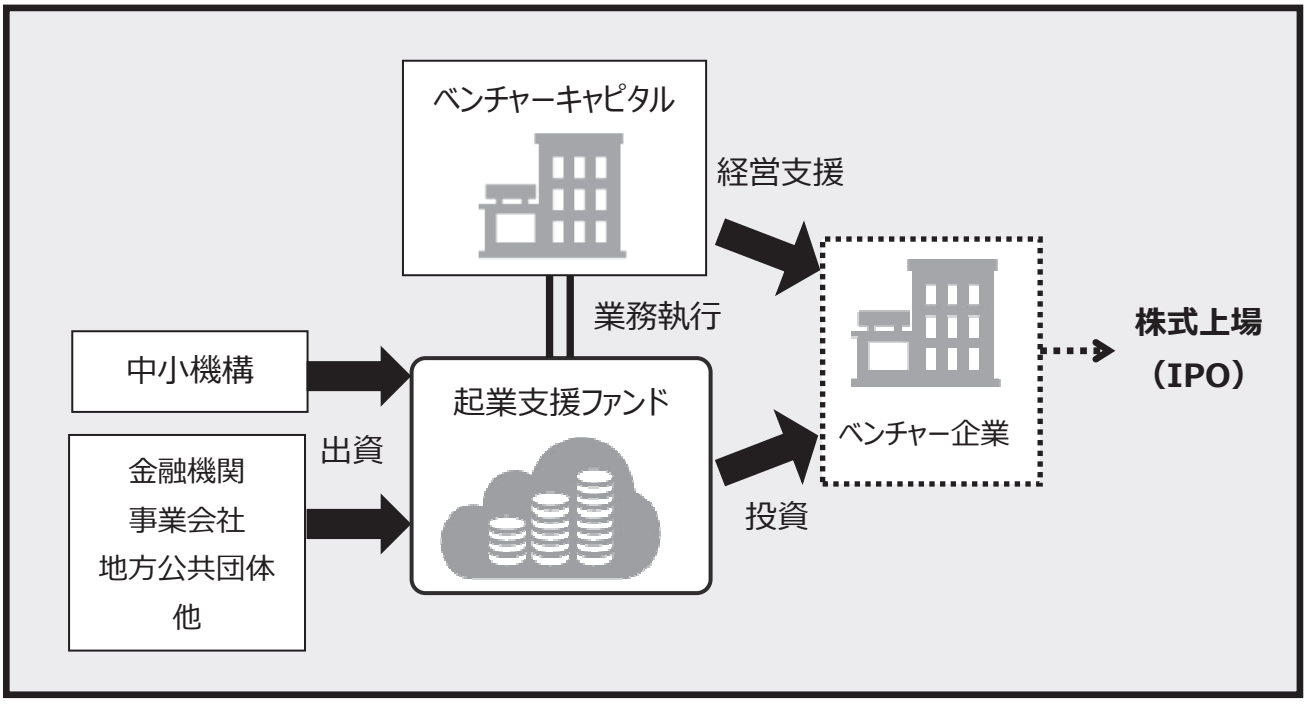
対象となる方

国内の創業又は成長初期段階にある設立5年未満の有望なベンチャー企業等で、民間のベンチャーキャピタル（VC）が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVCが運営するファンドに対して、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、創業又は成長初期段階にあるベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVCへ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営するVCの審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVCの方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1672
起業支援ファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。
URL：https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『新事業展開や事業承継等のための資金提供と
経営アドバイスを受け、更なる成長を目指したい』

中小企業成長支援ファンド

新事業展開、事業承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業等は、ファンドによる資金提供や踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象となる方

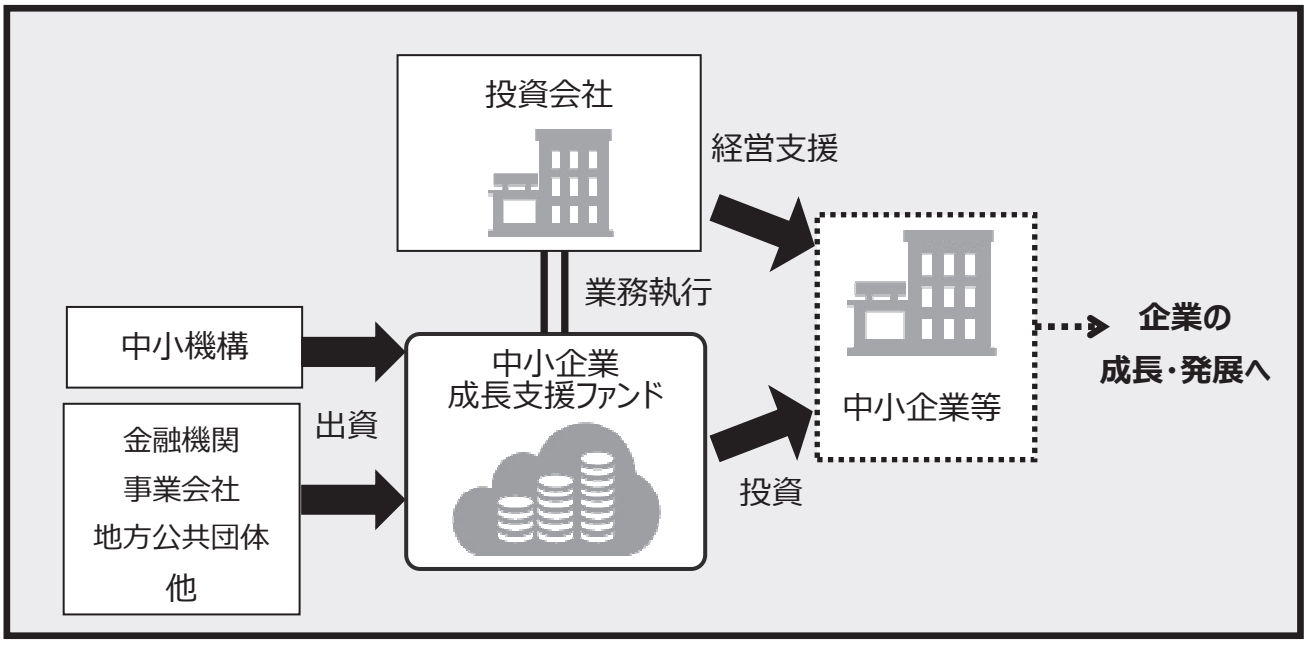
新分野進出などの新事業展開により更なる成長・発展を目指す中小企業等や事業承継に取り組む中小企業等であって、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開や事業承継等に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。

加えて、中小企業の定義を外れて間もない中堅企業まで投資対象を拡大しています。

これらのファンドからは、株式や新株予約権付社債の取得等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
(独)中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話:03-5470-1672
中小企業成長支援ファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。　URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』

中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、生産性向上特別措置法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。（投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。）

■投資事業

（1）株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
（2）増資に際して発行される株式の引受け
（3）新株予約権の引受け
（4）新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。
また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

〇経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

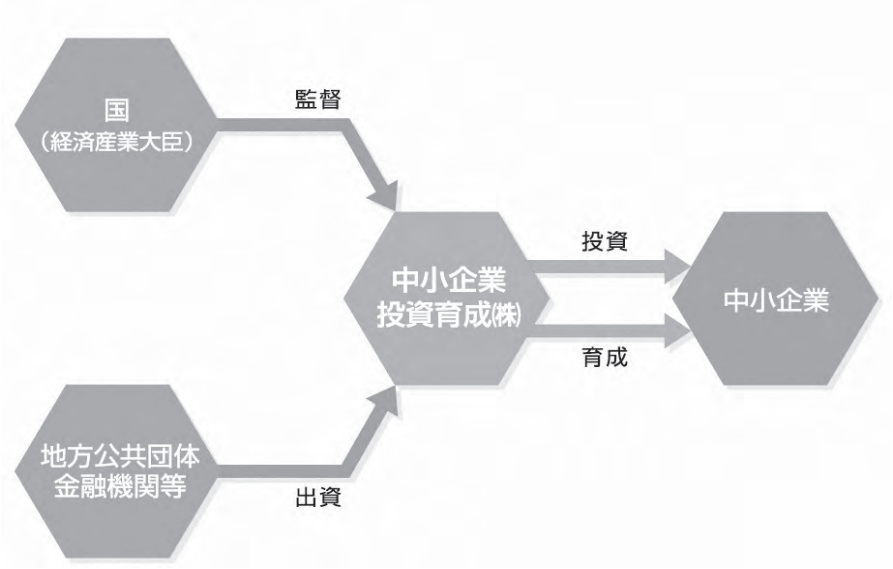
○株式上場支援
　中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング
　投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

○人材育成支援
　テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援
　長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

■投資育成制度の仕組み



ご利用方法

　中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先
・東京中小企業投資育成株式会社　URL：https://www.sbic.co.jp/
　電話：本社　03-5469-1811

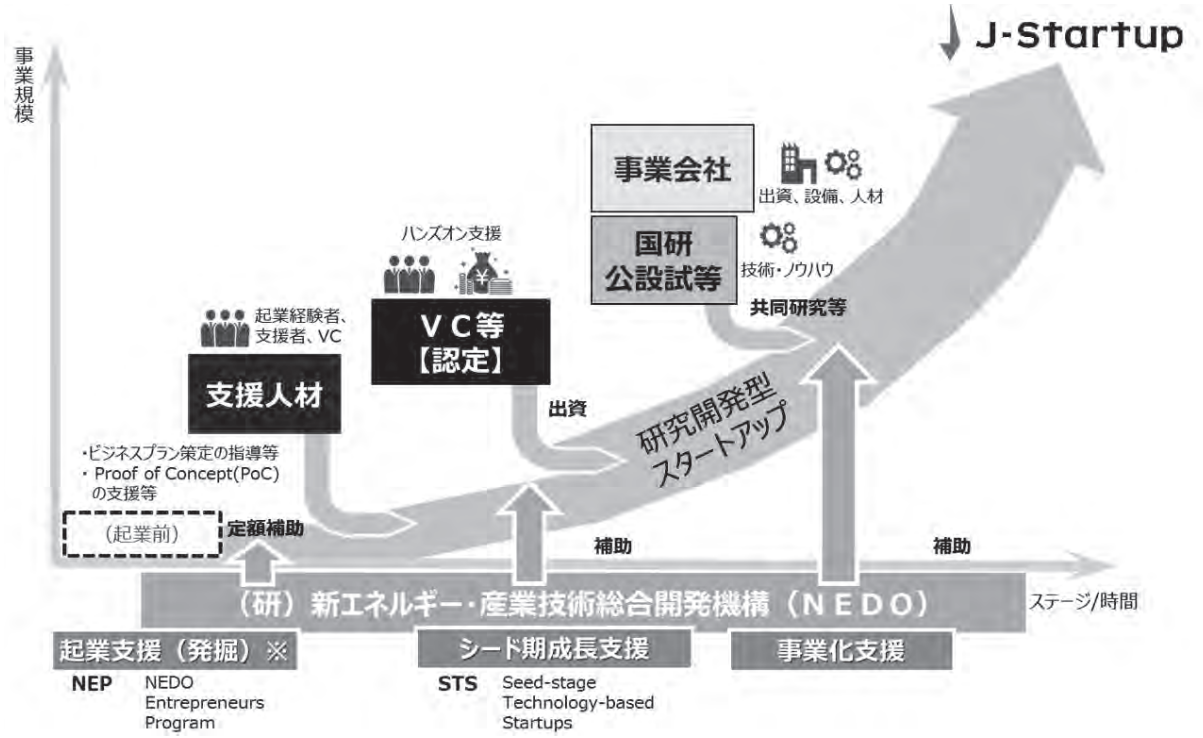
・名古屋中小企業投資育成株式会社　URL：https://www.sbic-cj.co.jp/
　電話：本社　052-581-9541

・大阪中小企業投資育成株式会社　URL：https://www.sbic-wj.co.jp/
　電話：本社　06-6459-1700、九州支社　092-724-0651

『多くのお金と時間のかかる研究開発型スタートアップ企業を支援します』

研究開発型スタートアップ支援事業

成長性を秘めた技術面及び事業面で先進的な研究開発型スタートアップに対して、ベンチャーキャピタル等の協力を得ることを条件に、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を通じて実用化開発、共同研究費等を支援します。
事業はステージに合わせて起業支援（NEP）、シード期成長支援（STS）、事業化支援（PCA）の3つを予定しています。



対象となる方

1. 起業支援（NEP）：　技術シーズを活用した事業構想を持つ起業家候補（個人又はチーム）*
2. シード期成長支援（STS）：　NEDO認定VCから出資を受ける研究開発型スタートアップ企業*
3. 事業化支援（PCA）：　数年以内の製品実用化・事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業*

＊対象者条件の詳細は各事業の公募要領を確認ください。

支援内容等

1. 支援内容
   ① 起業支援（NEP）
   - 起業家候補の研究開発型ベンチャー企業立ち上げ活動を支援
   - 補助金額：（A）最大500万円（定額補助）
     （B）最大3000万円（定額補助）
   - 専門カタライザーによるハンズオン支援やPoCの研究費を補助

   ② シード期成長支援（STS）
   - シード期の研究開発型ベンチャー企業が、シーズ技術の強化と次の資金調達に繋げるために行う実用化開発、試作品制作等を支援
   - 補助金額：（A）最大7000万円（補助率2/3）
     （B）最大2億円（補助率2/3）
   - 認定VCによるハンズオン支援

   ③ 事業化支援（PCA）
   - 研究開発型ベンチャー企業が、技術シーズを事業化に結びつけるために行う事業化開発、共同研究、実証研究開発等を支援。
   - 補助金額：最大2.5億円（補助率2/3）

2. 事業の流れ
   ① 起業支援（NEP）
   - NEDOが起業家候補人材（Entrepreneur）を公募。
   - 審査を経て採択された起業家に対して、事業カタライザーによるハンズオン支援（メンタリング等）と、PoC取得に必要となる研究費等を補助（定額）。

   ② シード期成長支援（STS）
   - NEDOが創業期の研究開発型スタートアップを支援する国内外のVC、シード・アクセラレーター等を公募、認定VCとして認定。
   - NEDOが認定VCより出資（事業費の1/3以上）を受ける研究開発型スタートアップ企業であることを条件に企業を公募。
   - 審査を経て採択された企業に対して、事業費のうち、2/3を補助。

   ③ 事業化支援（PCA）
   - NEDOが数年内の事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業を公募。
   - 審査を経て採択された企業に対して、社会実装(量産化)段階に至る実証研究開発等の事業費のうち、2/3を補助。

ご利用方法

各事業の流れは、以下の通りです。詳細は、NEDOホームページをご確認ください。
https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100063.html

お問い合わせ先
国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
イノベーション推進部
電話：044-520-5173

経済産業省　産業技術環境局　技術振興・大学連携推進課
電話：03-3501-1778

『創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等を借りたい』

新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）を低廉な賃料で借りることが出来ます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々

支援内容

中小企業基盤整備機構は、起業家及び第二創業に取り組む中小企業の皆様を支援すべく、全国で29のインキュベーション施設を展開しています。
インキュベーション施設では、事業スペースを提供する「ハード」と、インキュベーションマネージャー（IM）と呼ばれる常駐の専門家による成長・事業化を支援する「ソフト」の両面から新しいビジネスへの挑戦を応援します。

ご利用方法

中小企業基盤整備機構が運営している施設については、以下ホームページよりご覧いただけます。
https://www.smrj.go.jp/incubation/index.html

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している施設においてもオフィス・工場・研究室等を借りることができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

浜松イノベーションキューブ



岡山大インキュベータ



お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構
創業・ベンチャー支援部　創業・ベンチャー支援課
電話：03-5470-1574＜中小企業基盤整備機構が運営している施設＞について
財務部　出資先第三セクター管理室
電話：03-5470-1621＜中小機構が出資する第三セクターが運営している施設＞について
各地域本部・事務所
北海道 011-210-7470、東北 022-399-6111、関東（静岡県含む）03-5470-1509、
北陸 076-223-5761、中部 052-201-3003、近畿 06-6264-8611、
中国 082-502-6300、四国 087-811-3330、九州 092-263-1500、沖縄 098-859-7566

『新しいサービスの開発に取り組みたい』

商業・サービス競争力強化連携支援事業

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援します。

対象となる方

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者

支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

交付元：経済産業局

■補助金額　　初年度3,000万円
■補助率　　IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術活用型　2/3以内
　　一般型　1/2以内
■事業期間　　２年度
※2年目は、初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

ご利用方法

（1）経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出（電子申請）
（2）外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
（3）経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
（4）経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先
・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　技術・経営革新課(イノベーション課)　電話：03-3501-1816

『自社の生産性を向上させたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

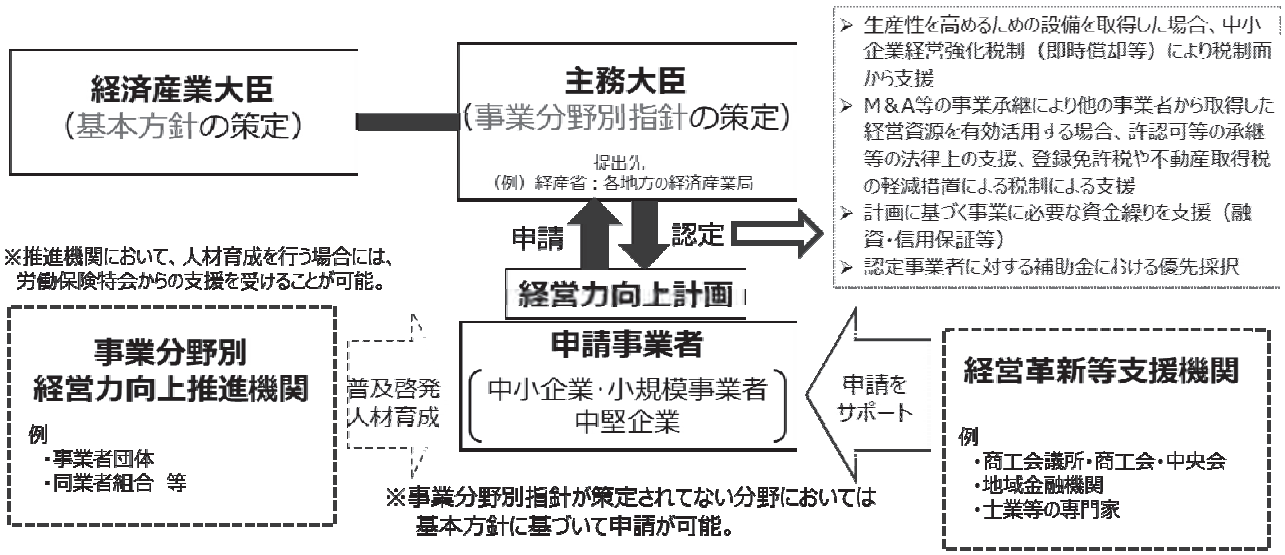
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

対象となる方

中小企業・小規模事業者等（施策により対象が異なるため詳細は別途記載しています）

支援内容

〇中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行しました。
〇本法では、生産性向上策（営業活動、財務、人材育成、IT投資等）を業種毎に「事業分野別指針」として策定しています。令和2年3月までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、旅館業、医療、介護、建設など21分野で策定済みです。
〇支援措置として、中小企業経営強化税制（即時償却等）、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例、業法上の許認可の承継の特例等の法的支援、金融支援、補助金との連動を行っています。



中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

①日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う借入について、低利融資（土地及び建物に

係る資金を除く設備資金については特別利率③(基準利率※－0．9%))を受けられます。
※基準利率:中小企業事業1.11%、　国民生活事業1.91%(令和2年1月6日現在、貸付期間5年の場合)
(注)上記利率は、標準的な利率です。貸付期間や担保の有無等によって変動します。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、通常の保証とは別枠での保証や保証枠の拡大が受けられます。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大　※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行して、当該債務の保証を実施できます。

○補償限度額:1法人あたり最大4億5000万円
○融資期間　:1～5年

⑤中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、保証料率　有担保0.3%、無担保0.4%)の債務の保証を受けられます。

⑥食品流通合理化促進機構による債務保証

中堅クラス向け　中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

参考1 【中堅クラスの定義】

・中堅企業：資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人（※2中小企業者に該当する者を除く）
・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人で資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の法人

参考2 【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種（※右記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種）		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、中小企業者と同様の支援措置を受けることができます。

ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
経営力向上計画相談窓口
中小企業庁　事業環境部　企画課　電話：03-3501-1957（9:30～12:00、13:00～17:00）
URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

※「経営力向上計画」で検索

『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』

中小企業総合展（新価値創造展）

中小企業者が自ら開発した製品、技術、サービスを一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として、中小企業総合展（新価値創造展）を開催しています。

対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、販路の拡大を考えている中小企業者等（中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認や、異分野連携新事業分野開拓計画の認定など、一定の条件を満たす企業は書類審査において評価の対象になります。）

イベント内容

【概要】

中小企業者等が自ら開発した製品・技術・サービスを、展示・プレゼンテーションにより紹介し、販路拡大に繋げることができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されます。

【新価値創造展2020（第16回中小企業総合展　東京）】
開催場所：東京（東京ビッグサイト）
開催時期：令和２年11月４日～11月６日（予定）
募集時期：令和２年５月下旬以降
※ウェブ展示会「新価値創造 NAVI」は通年開催。



【フェア in フェア方式の中小企業総合展】
民間専門展示会にゾーン出展するフェア in フェア方式の中小企業総合展は、実施内容が確定次第、ホームページに掲載します。

※展示会毎に出展可能な製品等分野が異なります。
※詳細はホームページ（URL:https://www.smrj.go.jp/sme/market/exhibition/index.html）をご覧下さい。

ご利用方法

【手続の流れ】
（1）中小企業総合展（新価値創造展）事務局に出展申込書を提出して下さい。
※展示会毎に事務局が異なります。
（2）事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
（3）事務局から文書により出展決定を通知します。



お問い合わせ先
・中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課　電話：03-5470-1525
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話：03-3501-1767

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』

中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐ ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

対象企業

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

イメージ図



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

ご利用方法

【登録手続きの流れ】

（1）ジェグテックのWebサイト（URL：https://jgoodtech.jp/pub/ja/）をご覧ください。
（2）登録申請フォームに自社の企業情報等を入力してください。
（3）（独）中小企業基盤整備機構で入力内容を確認後、登録の可否をご連絡します。

お問い合わせ先
・（独）中小企業基盤整備機構　ジェグテック運営事務局　　電話：03-5470-1538

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた商品・サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋げます。

対象となる方

・新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者。
・過去に販路コーディネート事業を活用したことがあり、販路開拓において新たな課題が見つかり、営業力、マーケティング力、商品企画力等の面で課題解決を志向する中小企業・小規模事業者。

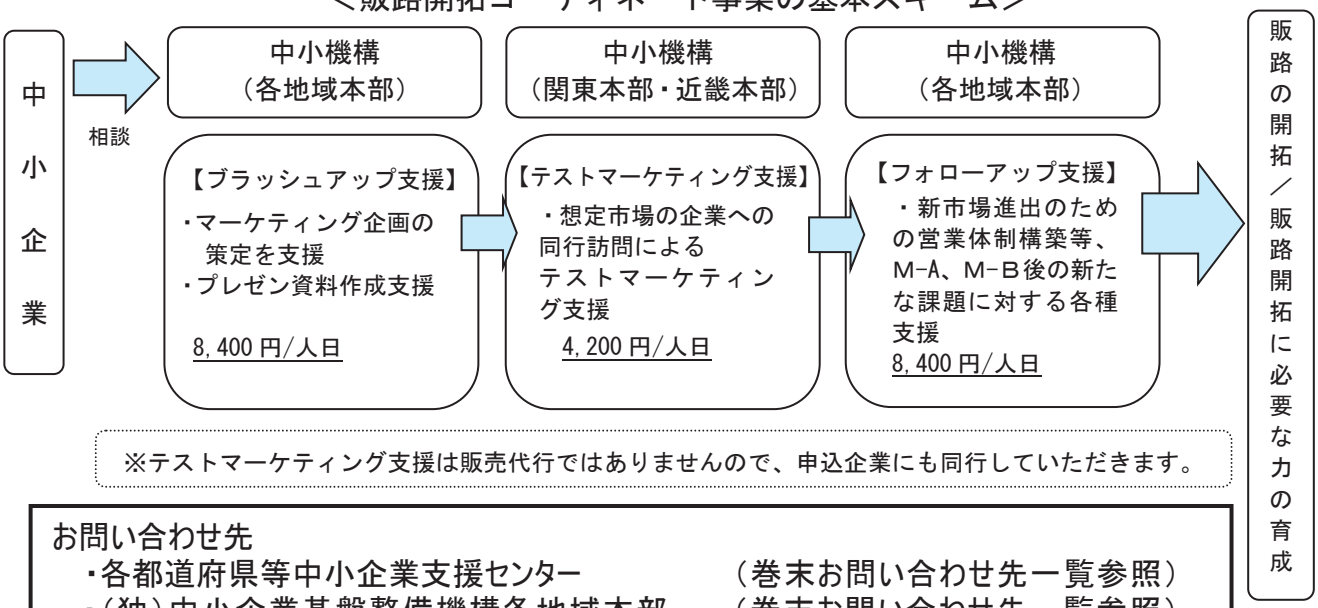
支援内容

商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家（実務支援アドバイザー）が市場へのアプローチ等を支援します。

ご利用方法

（1）本事業の支援を希望する時は、中小機構の各地域本部に相談してください。
（2）中小機構の地域本部は、支援内容（ブラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援）に応じた専門家を選定し、支援を行います。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となります。
なお、テストマーケティング支援においては、専門家は想定市場の企業への同行訪問を行います。中小機構が商品の販売代行、販売先紹介、取引斡旋を行うものではありません。申込企業にも同行をお願いします。

＜販路開拓コーディネート事業の基本スキーム＞



※テストマーケティング支援は販売代行ではありませんので、申込企業にも同行していただきます。

お問い合わせ先
・各都道府県等中小企業支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・（独）中小企業基盤整備機構各地域本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『組合等が抱える諸問題を解決したい』

中小企業組合等課題対応支援事業

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取組に必要な経費を補助します。

対象となる方

連携して事業を行う方（中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、共同出資会社、任意グループ等）

支援内容

中小企業者が単独では解決することが難しい課題（ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等）を解決するために、連携して取り組む販路開拓等の事業に必要な経費について補助を受けることができます。

また、事業の実施においては、中小企業団体中央会が課題解決に取り組む組合を積極的にサポートして、事業の成功を目指します。

■補助率　6/10

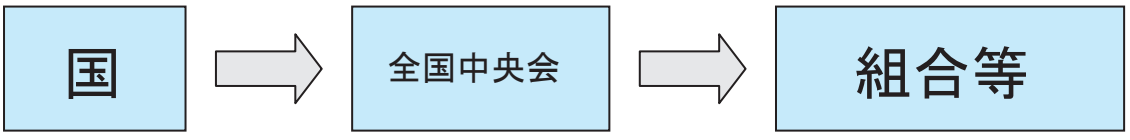
■活用事例

〇ニーズを的確に捉えたリニューアルで、売上、客数共にアップ（協同組合南三陸ショッピングセンター）

- 施設のリニューアルに際して、他の先進事例や顧客満足度の調査・研究を実施、その結果を取り入れたリニューアル計画を策定。
- 顧客ニーズや地域の実情を捉え、消費者目線でリニューアルを実施した結果、売上高は前年比１１０%、客数は前年比１１５%に増加。

〇新システムの開発で、大型物件の共同受注を実現、売上大幅アップ（首都圏ポスティング協同組合）

- タブレットを用い、配布ターゲット（性別、年齢等）や配布エリアなどの様々な条件の中から、顧客ニーズに合わせた最適な提案ができるシステムを開発。・新たな提案営業が可能となり、大型物件の共同受注を実現。
- 平成２８年度売上高は１億２，０００万円と前年度比１９０%に増加。２９年度も2億円超と更なる増加。
- 組合員数も３１人から平成２９年は４６人に増加。



補助率
6/10



ご利用方法

（1）全国中央会に対し、事業内容を提出し応募
（2）全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
（3）全国中央会から、補助金受給
（4）全国中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先
全国中小企業団体中央会　振興部　電話：03-3523-4905
URL：http://www.chuokai.or.jp

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』

中小企業組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

（1）組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
（2）中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合　等）

支援内容

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な課題が多々あります。そこで、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが有効です。

例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を結集して新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動を行うことが可能になります。

中小企業組合はこうした取組みをとおして経営基盤の強化を可能とする制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合　総数：約29,000

新事業展開・経営革新を目指して事業を共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合　総数：約1,800

簡易な法人組織で創業

個人事業者や勤労者が1つの企業体となって事業活動を行う、いわば簡易な会社（ベンチャー企業）ともいうべき組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、活用しやすい制度です。

47都道府県にそれぞれ都道府県中小企業団体中央会、全国に全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立支援、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先
・各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・全国中小企業団体中央会　電話：03-3523-4901
URL：http://www.chuokai.or.jp

『サービスの質を高め経営を強くしたい』

おもてなし規格認証

キャッシュレス対応、多言語表記など、サービスの質を「見える化」し、経営品質の向上につながる40 項目（サービス業務マネジメント項目 30 項目、インバウンド対応項目 10 項目）の内、満たした数に基づき認証されます。従業員の士気向上や、消費者の満足度も高まるという好循環をもたらします。

対象となる方

サービスの質を高め経営を強くしたいと考えるすべての事業者

認証内容

1．認証の分類：
- ・紫認証　（最高の体験となる「おもてなし」）
- ・紺認証　（独自の創意工夫を凝らしたサービス）
- ・金認証　（一定の基準を超えた「おもてなし」）
- ・トラベラー・フレンドリー認証（インバウンドに積極的に取組む紺・金認証の特約形式）

2．価格：
- ・金・紺・紫認証は各々有償。（覆面調査や現地審査を含む）

3．期間：
１年毎の更新

ご利用方法

1．おもてなし規格認証のHP上で事業者は認証機関の情報を確認・選択し、メールや電話等で認証取得を相談。
2．必要項目数の達成に加え、質の高いサービスを提供していることが実地調査を通じて評価されることで、金、紺、紫の認証を取得することができる。
3．認証がなされると、認証マーク・認証証の利用が可能となり、店頭や名刺等に掲示することで、自社のサービスの質をPRすることが可能になり、消費者に選択されることを想定しています。

＜3種類の認証マーク・認証マークの活用イメージ＞




受付・フロントでの掲示



店舗入口での掲示

お問い合わせ先
一般社団法人　サービスデザイン推進協議会
お問合せフォームURL：https://www.service-design.jp/contact/

経済産業省　商務・サービスグループ　サービス政策課
電話：03-3580-3922

『企業間データ連携システムの導入を支援します』

中小企業共通EDI

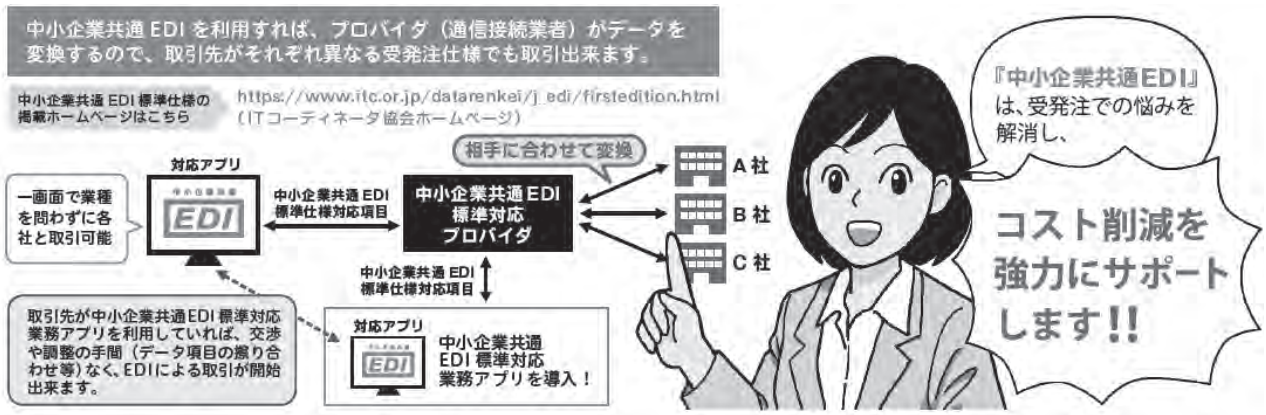
受発注業務などで、取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていた取引環境を改善するため、中小企業取引に最適化・標準化された企業間データ交換の仕組み（EDI）の導入を支援します。

対象となる方

受発注等業務の効率化を図る中小企業者等

支援内容

「企業間データ連携調査事業（※）」にて「中小企業共通EDI標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。
また、事業に参加したITベンダーを中心に、中小企業共通EDIの普及推進を目的に結成された「つなぐITコンソーシアム」では、中小企業共通EDI仕様に対応した受発注システムの導入相談等を受け付けています。
※平成28年度第2次補正予算「経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）」
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/edi.htm



ご利用方法

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
・つなぐITコンソーシアム　https://tsunagu-it.com/cons/
　電話：03-3527-2185　受付時間9:30～17:00（土・日・j祝日除く）
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

『ITツール・サービスの利活用を支援します』

認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）

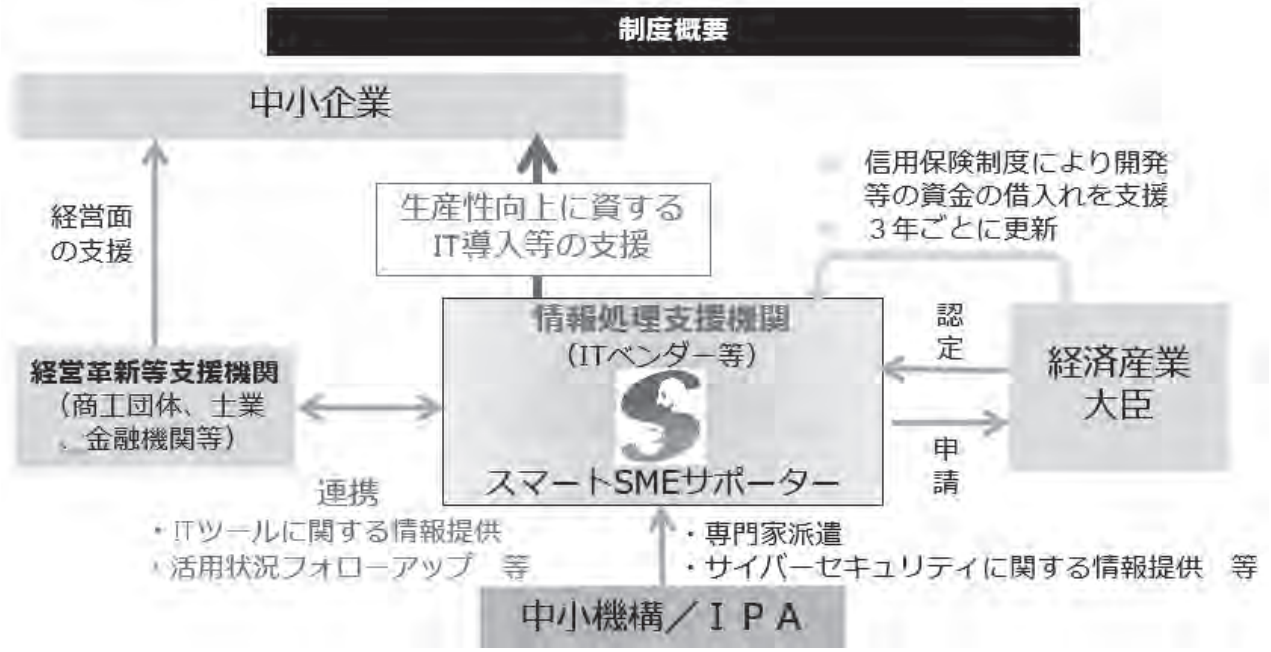
中小企業（SME）の生産性向上に役立つ最適なITツールを提供し、ITの利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定を受けた認定情報処理支援機関が、ITの利活用を支援します。

対象となる方

ITを活用して経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等

支援内容

IT利活用（サイバーセキュリティ含む）に係る、指導、助言、情報の提供その他情報処理に関する支援を受けることができます。



ご利用方法

スマートSMEサポーター検索サイト
https://smartsme.secure.force.com/smartsmesearch/

詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
・スマートSMEサポーター問い合わせ窓口　電話：0120-344-998
　受付時間　平日10:00～18:00（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

『ITの活用に関する情報を入手したい』

ITプラットフォーム

中小企業の生産性向上に関する経営課題を、IT導入等により解決いただき生産性の向上を実現いただくため、IT 導入に関する各種情報発信を行います。

対象となる方

・IT活用等により生産性向上に取り組む中小企業者、及びその支援者

支援内容

〇ITプラットフォーム（Webサイト）による情報提供

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するWebサイトより、中小企業・小規模事業者が抱える生産性向上に関する経営課題を、IT活用により解決に導くための情報を提供します。
・簡易に導入可能な業務用のアプリ(クラウドサービス等)を、「業種」「目的」「導入事例」等の複数の検索方法から探していただけます。
・導入事例や、アプリ解説動画等により、アプリを導入・活用いただくことによりどのようなメリットがあるか、アプリの種別ごとの特徴などをご紹介します。
・IT導入に関する各種支援策等の情報や中小企業支援機関の皆様に向けた情報をご覧いただけます。



アプリ検索画面



アプリ解説動画

〇ITプラットフォームに関する中小企業支援機関向け講習会の実施

中小企業支援機関の皆様に、ITプラットフォーム活用等に関する講習会を開催します。
（詳細はお問合せ下さい。）

ご利用方法

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　経営支援部　連携支援課　電話：03-5470-1581
URL：https://ittools.smrj.go.jp/
E-mail: cocoapp@smrj.go.jp

『中小企業の設備投資を支援します！』

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例

2020年までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の生産性革命を実現するため、2018年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。
認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

対象となる方

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市町村の「同意導入促進基本計画」に基づき認定を受けた者

（1）一定期間
3年間、4年間又は5年間
（※市町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による）

（2）労働生産性

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

（労働者数又は労働者数×1人当たりの年間就業時間）

（3）労働生産性の一定程度の向上
基準年度（直近の事業年度）末比で労働生産性が年平均3%以上の向上

（4）対象となる先端設備等
機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア
（※市町村が作成する導入促進基本計画により異なる場合があります）

支援内容

（1）固定資産税の特例
生産性向上特別措置法に基づき、認定を受けた先端設備等導入計画に従って、取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から3年度に限り、軽減措置を受けることができます。（市町村が条例で定める税率（ゼロから2分の1）が適用されます）

対象設備	販売開始時期	最低価額
機械装置	10年以内	160万円以上
器具備品	6年以内	30万円以上
工具	5年以内	30万円以上
建物附属設備	14年以内	60万円以上

（2）中小企業信用保証法の特例（224頁参照）

ご利用方法

先端設備等導入計画を作成する際には、先端設備等の導入先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先
＜先端設備等導入計画について＞
先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞
中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821　（9:30～12:00、13:00～17:00）
＜制度について＞
中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者持続的発展支援事業
（小規模事業者持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下）の法人・個人事業主の方

支援内容（令和元年補正予算事業の内容）

小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

＜取組例＞チラシ作成、ホームページ作成、商談会への参加、店舗改装　等

【一般型】
補助率：2/3
補助上限額：　50 万円
500 万円（※複数の事業者が連携した共同事業）
※（50 万円　×　事業者数）

ご利用方法

応募申請手続き等詳細については、商工会地区については全国商工会連合会、商工会議所地区については日本商工会議所のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
●小規模事業者持続化補助金　事務局
〇商工会地区　：全国商工会連合会　電話：03-6670-2540
受付時間：9:00-12:00 / 13:00-17:00（土日祝日、年末年始除く）
URL:http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
〇商工会議所地区　：日本商工会議所　電話：03-6447-2389
受付時間：9:30-12:00 / 13:00-17:30（土日祝日、年末年始除く）
URL:https://r1.jizokukahojokin.info/

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

中小企業等の地域資源を活用した取組みを支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者が地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う際、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（中小企業地域資源活用促進法）に基づく支援等を受けることができます。

対象となる方

① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
② 地域資源を活用した商品の販路開拓等の取組を支援するため「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、NPO法人。

支援内容

（1）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（2）政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（3）信用保証の特例
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（4）食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

（5）中小企業投資育成株式会社法の特例
中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

（6）地域団体商標の登録料の減免
組合等が事業計画に基づき地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

○「地域産業資源活用事業計画」又は「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請してください。（「地域産業資源活用支援事業計画」については、直接経済産業局へ申請してください。）

※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所から支援が受けられます（新事業創出支援事業）。（49頁参照）

■地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

○地域中小企業応援ファンド（50 頁参照）

お問い合わせ先
・各経済産業局　中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話：03-3501-1767

『中小企業者と農林漁業者とが連携した新事業の支援を受けたい』

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。
中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援等を受けることができます。

対象となる方

① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

（1）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（49頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（2）政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（47頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（3）信用保証の特例（224頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は175頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（4）食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。

（5）農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10 年→12 年、据置期間：3 年→5 年）。

② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、保証の支援施策をご利用になれます。

（1）信用保証の特例
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所において、支援を受けることができます（新事業創出支援事業）。（52頁参照）

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

○農商工連携型地域中小企業応援ファンド（54頁参照）

お問い合わせ先
・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話:03-3501-1767

『地域経済に貢献する事業を実施したい』

地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法に基づき、事業者が、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者

支援内容

〇地域企業イノベーション支援事業
・地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦に対して、事業の立ち上げから市場の獲得まで、事業の成長段階に応じた総合的な支援を実施（45頁参照）

〇ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（企業間連携型）
・複数の中小企業・小規模事業者等が、共同で地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して行う事業における設備投資を支援（1頁参照）

〇課税の特例（事業の先進性など、一定の要件を満たすことが必要）
・先進的な事業に必要な設備投資に対する税制措置
・機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
（上乗せ要件（※）を満たす場合：50%特別償却、5%税額控除）
（※）平成31年4月以降に事業計画の承認を受け、直近の付加価値額増加率が8%以上
・建物等：20%特別償却、2%税額控除

〇金融による支援措置
・地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が、中小企業者に対して長期かつ固定金利で融資

〇規制緩和等
・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
・工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和

ご利用方法

（1）自治体の基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県へ提出してください。
（2）各都道府県において、事業計画を審査し、計画の承認を行います。

お問い合わせ先
・地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課
電話：03-3501-0645　URL：http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html
・各経済産業局地域未来投資促進室（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『新しい分野や新事業へのチャレンジを支援してほしい』

地域企業イノベーション支援事業

地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を、地域のイノベーションを支える支援機関ネットワークや専門家が、事業の成長段階に応じて総合的に支援します。

対象となる方

①新分野や新事業等に取り組む地域の中小・中堅企業を支援する団体等
②地域企業イノベーション支援事業支援対象企業、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者（44頁参照） 他

支援内容

①地域企業イノベーション支援事業
地域の支援機関が連携して、地域の企業群が取り組む、新事業のためのノウハウ獲得から、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業の成長段階に応じた総合的な支援を行います。
対象経費：支援人材の人件費・旅費、専門家謝金、マッチングに係る会議等経費、展示会出展費、市場調査費　等

＜地域の支援機関が連携した支援のイメージ＞



②グローバル・ネットワーク協議会
国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）からなるグローバル・ネットワーク協議会が、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等、事業の成長段階に応じた支援を行います。
グローバル・ネットワーク協議会HP：https://www.gncj.meti.go.jp/

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
経済産業省　地域経済産業グループ　地域企業高度化推進課　電話：03-3501-0645
URL：https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/localinnovation/index.html

『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事又は国の承認を受けることが必要です。

（1）事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

（自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。）

－新商品の開発や生産

－新役務（サービス）の開発や提供

－商品の新たな生産方式や販売方式の導入

－役務（サービス）の新たな提供方式の導入その他の新たな事業活動

（2）経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額（※）又は従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ経常利益が年率1%以上伸びる計画となっていること。

（※）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

（1）政府系金融機関の特別利率による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）

基準利率-0.65%（48頁参照）

（2）信用保証の特例（224頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は47頁参照）

（3）中小企業投資育成株式会社法の特例（20頁参照）

（4）販路開拓コーディネート事業（31頁参照）

最近の承認実績　平成30年度　5,325件（累計78,150件）

ご利用方法

（1）経営革新計画を作成する際には、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。※巻末お問い合わせ先一覧参照

（2）経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策を利用する際に必要になります。

お問い合わせ先
・都道府県経営革新計画担当課または各経済産業局　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

『経営革新や新連携、経営力向上、地域資源、農商工連携等の事業に取り組むための資金を借りたい』

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動、本業の経営力強化につながる事業活動、地域産業資源を活用した事業活動（地域資源）、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動（農商工連携）、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成 24 年 8 月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

貸付等支援機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
信用保証協会

対象となる方

〇融資支援

（1）中小企業等経営強化法に基づいて承認を受けた経営革新計画（46頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（2）中小企業等経営強化法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方（中小企業事業・国民生活事業）

（3）中小企業等経営強化法に基づいて認定を受けた経営力向上計画（26頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（4）中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画（40頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）又は地域産業資源活用支援事業計画（40頁参照）を実施する方（国民生活事業）

（5）農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画（42頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（6）技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業（SBIR制度（5頁参照）で指定された特定補助金等を活用した事業など）を行う方（国民生活事業）

（7）上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方（中小企業事業・国民生活事業）

〇海外展開に伴う資金調達支援（中小企業経営力強化支援法に基づく特例）

中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

〇融資支援

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫（中小企業事業）
設備資金7億2,000万円、うち長期運転資金2億5,000万円
日本政策金融公庫（国民生活事業）
設備資金7,200万円、うち運転資金4,800万円

■ 貸付利率

貸付対象（4）は基準利率
貸付対象（1）（5）及び（6）は基準利率－0.65%
貸付対象（2）は基準利率、一定の要件（※）満たす場合は基準利率－0.2%
貸付対象（3）は基準利率－0.9%（運転資金は基準利率）
貸付対象（7）は基準利率－0.4%
（※）事業計画を策定したことがない者が、認定支援機関又は公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画を策定すること。

（注）上記利率は標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳細は各機関にお問い合せ下さい。

■ 貸付期間
設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

○海外展開に伴う資金調達支援

（1） 現地子会社の資金調達支援（以下により資金調達の円滑化を支援します）

株式会社日本政策金融公庫法の特例（中小企業事業）

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年以上（5年以内）の長期資金を借り入れする際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証（限度額：一保証先につき4億5,000万円）を行います。（177頁参照）

（2） 親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】

《通常》	《特例》
1企業2億円	1企業3億円 （経営革新関連保証・経営力向上関連保証） 1企業4億円 （海外地域産業資　源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証）
1組合4億円	1組合6億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795
各都道府県等の信用保証協会
または（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200

『事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい』

新事業創出支援事業

新連携、地域資源活用、農商工等連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援します。

対象となる方

以下の３つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。

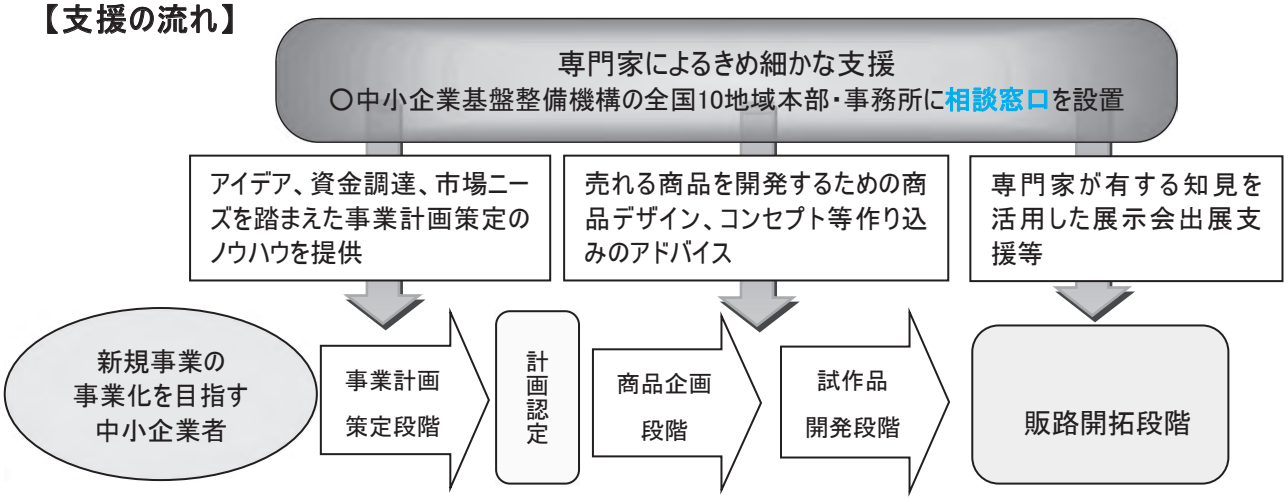
①「中小企業等経営強化法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）
②「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画（40 頁参照）
③「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画（42 頁参照）

支援内容

中小企業基盤整備機構の全国10ヵ所の地域本部・事務所に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行います。

〇相談対応
〇認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
〇認定後の事業計画のフォローアップ支援
・市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート
・販路開拓に係るサポート
〇各種専門家の派遣　　等

【支援の流れ】



支援する専門家

製造業、商社、金融機関の出身者や、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構各地域本部・事務所
（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『企業や事業の成長段階に応じた支援策で地域経済を活性化したい』

地域中小企業応援ファンドによる新商品開発や販路開拓等支援

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

対象となる方

・地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取組、地域資源を活用した初期段階の取組など、地域経済の活性化に資する中小企業者の方。

・互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者と農林漁業者の連携体　など。

支援内容

（独）中小企業基盤整備機構は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源の活用や農商工連携等による新たな取組などに対する助成を行います。（助成内容は各都道府県により異なります。）

ご利用方法

ファンドからの支援を希望される方は、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。

※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

※令和2年度以降の各ファンドの募集予定や今後の予定については、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　高度化事業部　高度化事業推進課
電話：03-5470-1633
URL：http://www.smrj.go.jp/sme/funding/regional_fund/index.html
ファンド運営管理者（巻末お問い合わせ一覧参照）

『健康・医療分野で事業を成功させるための資金を調達したい』

健康・医療事業分野への資金供給

中小機構は、民間の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合（ファンド）を通じた投資により、健康・医療事業に取り組む中小企業等の資本増強を支援します。

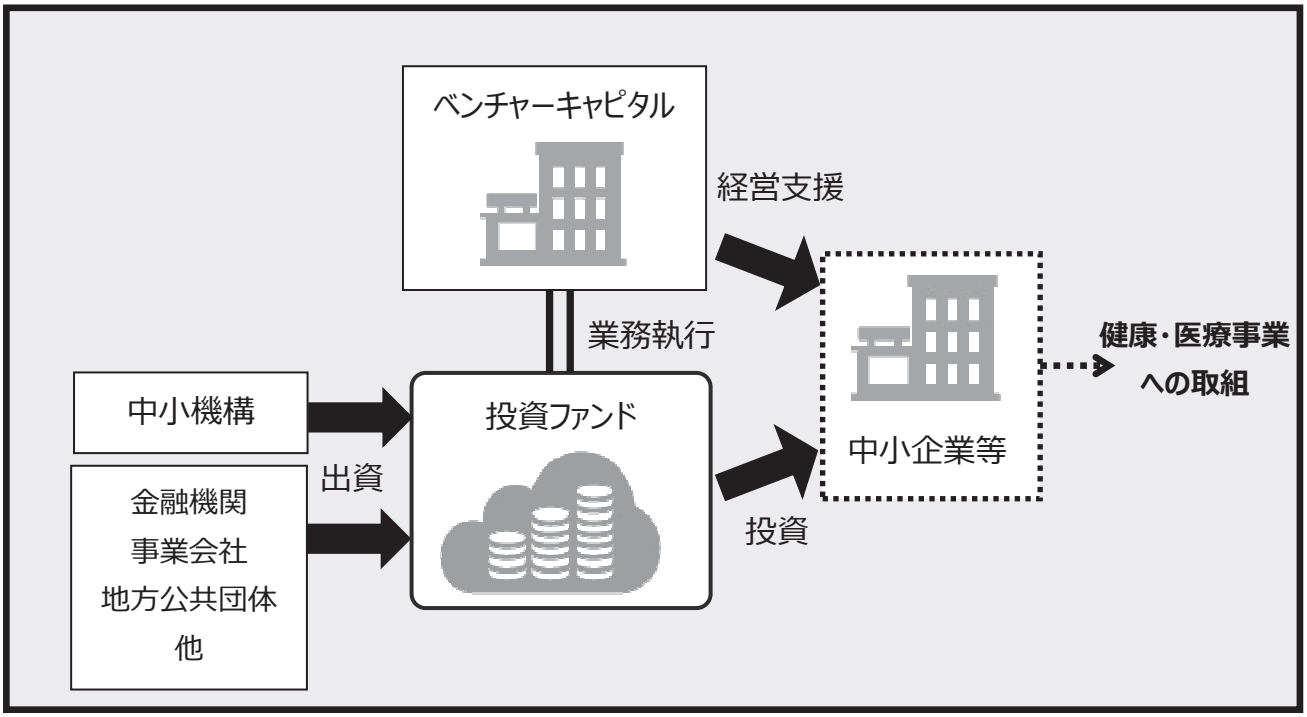
対象となる方

健康・医療分野の事業に取り組む有望な中小企業・ベンチャー企業で、ベンチャーキャピタル（VC）が運営するファンドから新事業に必要な投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVCが運営するファンドに対して、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、健康・医療分野の事業に取り組む中小企業・ベンチャー企業への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVCへ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営するVCの審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVCの方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1672
中小機構が出資しているファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。　URL：https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』

伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」に基づく各種計画の認定を受けた方は、後継者育成事業や需要開拓事業に関する支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■計画の概要

伝統的工芸品（※）を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

※伝統的工芸品とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品のことを言います。

1. 振興計画：産地の特定製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画
2. 共同振興計画：産地の特定製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者等とともに需要の開拓のためにたてる計画
3. 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
4. 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
5. 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。（補助率：2/3、1/2　補助上限額：2,000万円）

1. 後継者育成事業：後継者育成のための研修事業等
2. 需要開拓等事業：展示会開催や新商品開発事業等
3. 人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の促進事業等
4. 連携活性化事業：複数の産地の事業者が連携して行う新商品開発事業等
5. 産地プロデューサー事業：専門知識を有するプロデューサー等が行う新商品開発事業等

ご利用方法

1. 手続き

【各種計画の認定】
（1）地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請
（2）経済産業省において、内容の審査
（3）経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知

【補助金の交付】
（1）各経済産業局長に対し補助金の申請
（2）経済産業省において、申請内容の審査
（3）各経済産業局長より採択の結果通知

2. 募集期間

公募期間等は各経済産業局にお問い合わせください。
（例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。）

お問い合わせ先
・経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室　電話：03-3501-3544
・各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局
・各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

『知的財産を評価して中小企業の経営を支援したい』

中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業

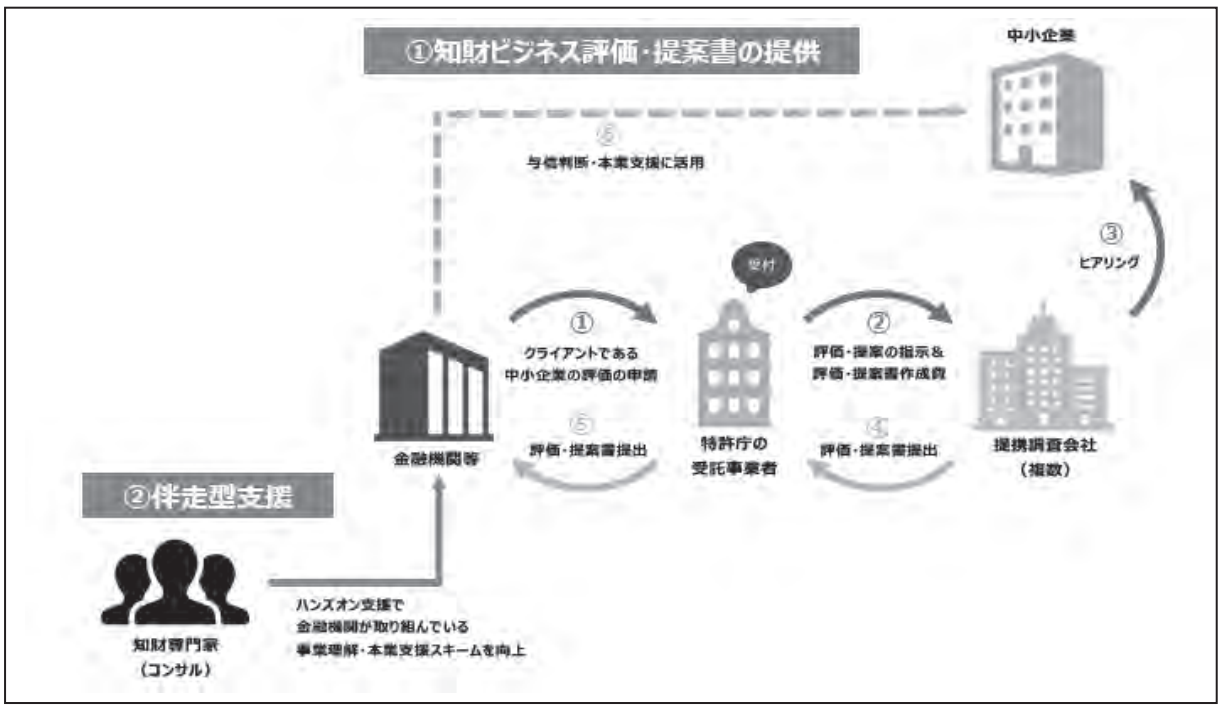
金融機関を対象に、クライアントの中小企業における知的財産の活用状況の評価をまとめた「知財ビジネス評価書」及び中小企業の経営課題を知財の切り口から検討した「知財ビジネス提案書」を提供します。

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく投融資や本業支援等を検討している地域金融機関等（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、地域金融機関系のベンチャーキャピタル）

支援内容

金融機関等からの申請を受けた提携調査会社が、金融機関等のクライアントである中小企業の「知財ビジネス評価書」又は「知財ビジネス提案書」を無料で作成し、提供します。中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することで、知財の観点から融資の判断や事業の支援につなげていただくことを目指しています。



ご利用方法

特許庁の受託事業者が行う公募期間中に申請書を提出してください。
公募時期、応募申請手続き等の詳細については、
【知財金融ポータルサイト　＜URL　https://chizai-kinyu.go.jp/＞】にて順次掲載いたします。

お問い合わせ先
特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(内線2145)

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』

模倣品対策支援事業

海外で産業財産権（※）の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査や行政摘発等の費用の一部を補助します。

（※）産業財産権：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業又は中小企業で構成されるグループ（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象）

※支援の対象・要件の詳細（業種、資本金、従業員、みなし大企業等）については、こちらのQRコードからご覧いただけます

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、模倣品対策費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に要する費用
- 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取締りに要する費用（特許権、実用新案権、意匠権については、中国のみ）
- 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請に要する費用
- 代理人費用

■補助率　2／3

■上限額　400万円

ご利用方法

JETROが調査会社の選定から調整まで全面的に支援するサポート型支援と、採択後、調査会社との契約・対策の実施を自社で行うセルフ型支援があります。

■サポート型支援

（1）実施機関であるJETRO知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。

（2）審査を経て採択された場合、JETROが委託した海外調査会社等が模倣品対策を実施します。

（3）海外調査会社等による模倣品対策の結果をJETROが申請者に報告します。

■セルフ型支援

具体的な支援内容・募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照のうえ、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

URL：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

お問い合わせ先
（独）JETRO　イノベーション・知的財産部　知的財産課　　電話：03-3582-5198
特許庁　普及支援課　支援企画班　　電話：03-3581-1101(内線2145)

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の防衛型侵害対策に取り組みたい』

防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権（※1）侵害の警告を受けたり訴訟等の係争に巻き込まれた中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を補助します。

（※1）産業財産権：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業又は中小企業で構成されるグループ（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象）

※支援の対象・要件の詳細（業種、資本金、従業員、みなし大企業等）については、こちらのQRコードからご覧いただけます

支援内容

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、以下の経費の一部を助成しています。

■補助対象経費　弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用等（和解金、損害賠償金は含まず）

■補助率　2／3

■上限額　500万円

ご利用方法

（1）実施機関である（独）日本貿易振興機構（JETRO）知的財産課へ申請書等を提出してください（事前にお問い合わせください）
（2）審査を経て採択された後、自社で対抗措置等を実施していただきます。
（3）代理人等へ対抗措置に要した費用を支払った後、実績報告書を提出してください。
（4）補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照のうえ、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。
URL：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

なお、訴訟に巻き込まれた場合の支援策については、海外知財訴訟保険補助事業（57頁）もご参照ください。

お問い合わせ先
（独）日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部　知的財産課
電話：03-3582-5198
特許庁　普及支援課　支援企画班
電話：03-3581-1101(内線2145)

『海外で自社の企業ブランドや地域ブランドを抜け駆け出願（冒認出願）されたので取り消したい』

冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で自社の企業ブランドや地域団体商標を現地企業に冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判請求等の、冒認商標を取り消すために要する費用の一部を補助します。

対象となる方

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業又は中小企業で構成されるグループ（地域団体商標を冒認出願された場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象）
※支援の対象・要件の詳細（業種、資本金、従業員、みなし大企業等）については、こちらのQRコードからご覧いただけます

支援内容

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業に対し、以下の冒認商標無効・取消係争に要する費用の一部を助成しています。

■補助対象経費　①冒認商標を取り消すための、異議申立・無効審判請求・取消審判請求に要する費用
②①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金、損害賠償金は含まず）

■補助率　2／3

■上限額　500万円

ご利用方法

(1)実施機関である（独）日本貿易振興機構（JETRO）知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。
(2)審査を経て採択された後、自社で取消係争等を実施してください。
(3)代理人等へ対抗措置に要した費用を支払った後、実績報告書を提出してください。
(4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照の上、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。
URL：https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

お問い合わせ先
（独）日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部　知的財産課
電話：03-3582-5198
特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(内線2145)

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟費用保険に対する補助

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとして、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金費用の一部を補助します。

対象となる方

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会のいずれかに加盟している中小企業

※支援の対象・要件の詳細（業種、資本金、従業員、みなし大企業等）については、こちらのQRコードからご覧いただけます

支援内容

海外知財訴訟費用保険の掛金の1／2（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1／3）を補助し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

■ 補助対象経費　海外知財訴訟費用保険への掛金

※引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜（株）、東京海上日動火災保険（株）及び三井住友海上火災保険（株）

■ 補助率　1／2
（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、1／3）

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の具体的な内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡下さい。

また、本補助事業全般については、特許庁総務部普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

お問い合わせ先
＜保険内容や保険加入について＞
（1）日本商工会議所　総務部　電話：03-3283-7832

（2）全国商工会連合会　企業支援部　リスクマネジメント課　電話：03-3503-1258

（3）全国中小企業団体中央会　制作推進部　電話：03-3523-4904

＜補助事業全般について＞
特許庁総務部普及支援課支援企画班　電話：03-3581-1101(内線2145)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

特許料等の軽減制度

中小企業等を対象とした特許料等の軽減措置

中小企業等を対象とした「審査請求料」、「特許料(1～10 年分)」及び「国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・予備審査手数料)」の軽減措置を講じます。また、「国際出願に係る手数料(国際出願手数料・取扱手数料)」の交付金交付措置を講じます。

対象となる者と措置内容

対象者	措置内容	
	審査請求料、特許料(1～10 年分)	国際出願に係る手数料(①・②)※1
中小企業※2 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/2 に軽減	①:1/2 に軽減 ②:1/2 に相当する額を交付
法人税非課税中小企業 (法人)		軽減なし
中小ベンチャー企業・小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3 に軽減	①:1/3 に軽減 ②:2/3 に相当する額を交付
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/4 に軽減	①:1/4 に軽減 ②:3/4 に相当する額を交付

※1 ①:送付手数料・調査手数料・予備審査手数料、②:国際出願手数料・取扱手数料
※2 研究開発型中小企業を含む。

申請方法

●2019年4月1日以降に出願審査請求をする案件については、出願審査請求書又は特許料納付書に所定の欄を設け、軽減を受ける旨と軽減申請書の提出を省略する旨を記載してください。
URL:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html
●2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記①)の軽減申請をする場合は、願書等の提出と同時に、軽減申請書のイメージデータを提出してください(オンライン手続の場合)。
URL:https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html
●2019年4月1日以降に国際出願に係る手数料(上記②)の交付申請をする場合は、所定の期間内に紙の交付申請書を提出してください。
URL:https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

お問い合わせ先
●本制度・手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

特許庁 総務部 総務課 調整班 電話:03-3581-1101(内線 2105)

『知的財産に関する悩みを相談したい』

INPIT知財総合支援窓口

47 都道府県全てに「INPIT 知財総合支援窓口」を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で相談を受け解決につなげていくワンストップサービスを提供しています。

対象となる方

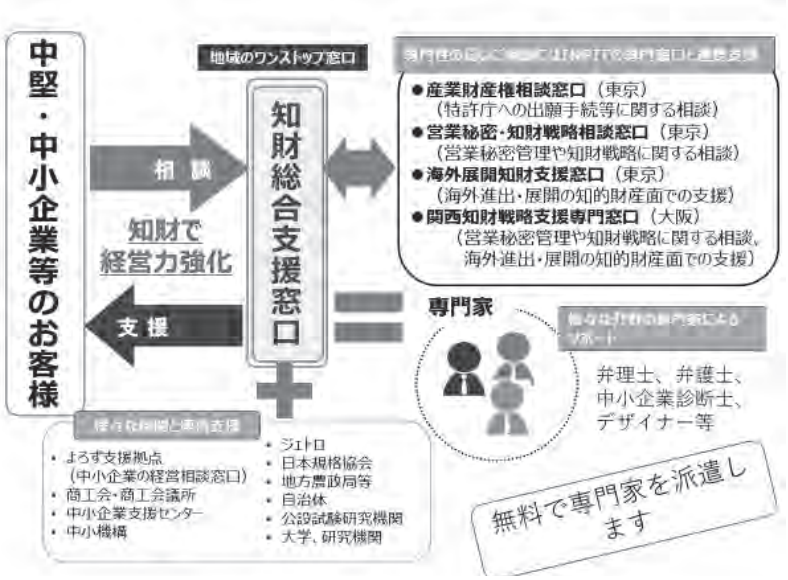
・知的財産権の取得について相談したい中堅・中小企業者
・知的財産を活用しようとする中堅・中小企業者
・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題を解決したい中堅・中小企業者

支援内容

INPIT知財総合支援窓口の支援担当者がアイデア段階から事業展開、海外展開までの知的財産に関する様々な課題等に対し、関係する支援機関と連携、効率的・網羅的にワンストップで解決を図ります。

また、知的財産に関する専門家である弁理士を月４回以上、弁護士を月１回以上配置。専門性の高い課題等に対しても、支援担当者と協働で解決を図ります。

そのほか、専門家の直接訪問による職務発明・営業秘密をはじめとした様々な課題等に対する支援の実施や、地理的表示保護制度（GI）等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の幅広い相談にも他の支援機関と連携し対応を行っています。



ご利用方法

全国共通ナビダイヤル　0570－082100　にご連絡下さい。
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。
※平日8:30～17:15（窓口により異なる場合があります。）
窓口の詳細については、知財ポータルURL：https://chizai-portal.inpit.go.jp/もご参照下さい。

お問い合わせ先
（独）工業所有権情報・研修館　地域支援部管理担当　電話:03-3581-1101(内線2412)
特許庁　普及支援課地域調整班　電話:03-3581-1101（内線2107）

『知的財産権について知りたい・相談したい』

制度説明会、講師派遣、相談、研修

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権（特許、意匠、商標等）について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容及びご利用方法

（1）知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）（要事前申込、参加無料）
5月～9月に開催する「初心者向け」では基礎知識を、10月～1月に開催する「実務者向け」では特許・意匠・商標の審査基準、審判制度の運用、国際出願の手続等の専門性の高い内容を分野別にご説明します。
お申込みは、特許庁又は、（独）工業所有権情報・研修館のホームページをご確認ください（検索エンジンで「特許庁　知的財産権制度説明会」）。

（2）特許庁職員による知的財産権制度セミナー（要事前申込、無料で派遣）
特許庁の職員である産業財産権専門官を中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象としたセミナーに講師として無料で派遣し、知財のビジネスへの活用、また各種支援策の普及・啓発を行っています。
お申し込みは、特許庁ホームページをご覧ください（検索エンジンで「産業財産権専門官」）。

（3）産業財産権の申請手続に関する一般的な相談
（独）工業所有権情報・研修館では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、窓口、電子メール、電話等で受け付けています。
（知的財産相談・支援ポータルサイト　URL:https://faq.inpit.go.jp/）

（4）知的財産権に関する研修
中小・ベンチャー企業向けに、知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成する研修や、研究開発の際に特許情報を活用するための特許文献調査能力を高める研修を実施しています。
URL:http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html

お問い合わせ先
(1)及び(2)　特許庁　普及支援課　産業財産権専門官
電話：03-3581-1101(内線 2340)　E-mail：PA0661@jpo.go.jp
(1)の「初心者向け」（独）工業所有権情報・研修館　公報閲覧・相談部　調整担当
電話：03-3581-1101（内線 2120）
(1)の「実務者向け」特許庁　普及支援課　地域調整班　電話：03-3581-1101(内線 2107)
(3)（独）工業所有権情報・研修館　公報閲覧・相談部　相談担当
電話：03-3581-1101（内線 2121～2123）
(4)（独）工業所有権情報・研修館　知財人材部　知的財産権関連人材担当
電話：03-3581-1101（内線 3907）

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

J-PlatPatを利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。

対象となる方

特許情報（※）を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

支援内容

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、1億件をこえる特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

【J-PlatPatの活用シーン】
- 特許出願や研究開発のための先行技術調査
- ライバル企業や営業先の知財情報の収集
- 商標権等の侵害予防調査
- 自社の知財の棚卸

ご利用方法

以下のURLよりご利用いただけます。

○ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） URL：https://www.j-platpat.inpit.go.jp/
（サービス提供時間：原則、土・日も含め、24時間稼動）

お問い合わせ先
J-PlatPat ヘルプデスク
電話：03-3588-2751（平日9：00～21：00）
E-mail：helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

『研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい』

開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト

開放特許情報、技術テーマ毎の特許出願動向、自社の特許出願・審査に関する統計データ等の特許情報を公表し、研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的に行いたい中小企業者

支援内容

（1）開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（実施許諾の意思がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。約3万件（令和元年12月現在）の開放特許に関する「ライセンス情報（譲渡含む）」及び複数のライセンス情報を組み合わせた「ライセンスパッケージ情報」等が登録されています。また、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）とリンクしており、特許公報等をご覧いただくこともできます。

（2）特許出願技術動向調査

市場を獲得する可能性のある技術分野、社会的に注目を集めている技術分野、出願が増加している技術分野を中心に、「市場動向」「特許出願動向」等を踏まえて、産業界の研究開発戦略に資する調査結果を公表しております。

（3）特許戦略ポータルサイト

過去10年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等、自社の知財戦略や知財管理に必要なデータが満載の「自己分析用データ」を、企業ごとに提供しております。

ご利用方法

（1）開放特許情報データベース

開放特許情報の登録等の際にはサポートセンター：050-3803-1777までご連絡ください。

URL：https://plidb.inpit.go.jp/

（2）特許出願技術動向調査

①特許庁ホームページにおいて、調査結果の一部が閲覧可能です。

URL：https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html

②全ての調査結果が掲載された報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館、及び知財総合支援窓口などで閲覧することができます。

（3）特許戦略ポータルサイト

特許庁ホームページにおいて閲覧可能です。なお、「自己分析用データ」をダウンロードする際には、ご利用登録が必要です（利用無料）。

URL：https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html

お問い合わせ先

（1）（独）工業所有権情報・研修館知財戦略部　電話：03-3581-1101（内線3822）

（2）特許庁　企画調査課　知財動向班　電話：03-3581-1101（内線2155）

（3）特許庁　企画調査課　特許戦略企画班　電話：03-3581-1101（内線2144）

『産業財産権の出願手続等について支援をうけたい』

電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権（※）を取得しようとする中小企業者
（※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称）

支援内容

（1）『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び相談

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。URL：http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

（2）出願等手続のサポート

各都道府県の知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願することが可能です。

お問い合わせ先（本文の項番にあわせてお問い合わせ下さい。）
（1）電子出願ソフトサポートセンター　電話：（東京）03-5744-8534、（大阪）06-6946-5070
（2）知財総合支援窓口（59頁参照）

『産業財産権の審査・審判について支援をうけたい』

早期審査・審理／面接／巡回審判

・通常の出願に比べ早期に審査又は審理を受けられます。
・審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権（※）を取得しようとする中小企業者
（※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称）

支援内容

（1）早期審査・審理

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査又は審理を受けることができます（早期審査・審理制度は無料）。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 10 か月かかるところ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月になります。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件及び手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

・早期審査・審理【特許】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html

・特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策
URL:https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html

・早期審査・審理【意匠】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyou_soukisinri.html

・早期審査・審理【商標】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html

（2）面接／巡回審判

出願人・審判請求人や代理人が、審査官又は審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して面接を行う出張面接（特許、実用、意匠、審判）、各地で口頭審理を行う巡回審判、テレビ会議システムを利用して行うテレビ面接（特許、実用、意匠、商標、審判）を利用できます。特に、INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）を活用し、近畿地域を中心として、地方の知財支援を展開します。

・面接審査【特許】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html

・面接審査【意匠】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html

・面接審査【商標】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html

・面接審理【審判】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html

・出張面接、巡回審判、テレビ面接【審判】
URL:https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html

お問い合わせ先:特許庁　電話:03-3581-1101		（内線）
特許・実用について・・・	調整課審査業務管理班（早期審査）	3106
	調整課面接審査管理専門官（面接）	3114
意匠について・・・	意匠課企画調査班	2907
商標について・・・	商標課企画調査班（早期審査）	2805
	商標課商標審査基準室（面接）	2807
審判について・・・	審判課審判企画室	5851

『海外での知的財産リスク対策や知的財産の保護・活用について知りたい』

海外知財情報提供と専門人材による支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、新興国等における海外知財情報を入手することができます。

対象となる方

海外での知的財産リスクへの対策方法を知りたい中小企業
海外での知的財産の保護・活用方法を知りたい中小企業　等

支援内容

（1）海外知的財産プロデューサー

企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストが、海外での事業展開を検討している企業等に対して、知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスを行います。

具体的には、海外進出時における技術・情報流出をはじめとした様々な知的財産リスクへの対策、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約におけるビジネス面からみた留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関して、アドバイス・支援を無料で行います。

また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。（URL：https://faq.inpit.go.jp/gippd/service/）



（2）新興国等知財情報データバンク

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的として開設された情報発信ウェブサイトです。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成しています。東アジア、アセアンを中心とした新興国等について、知的財産制度だけでなく、誤訳によるトラブル事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報等も収集し、掲載しています。（URL：https://www.globalipdb.inpit.go.jp/）

お問い合わせ先

（1）（独）工業所有権情報・研修館　海外展開知財支援窓口
電話：03-3581-1101（内線3823）

（2）（独）工業所有権情報・研修館　知財活用支援センター
知財戦略部　海外展開支援担当
電話：03-3581-1101（内線3823）

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』

中小企業外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権（※1）の外国出願（※2）に要する費用の半額を助成します。

（※1）産業財産権：特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称
（※2）応募時に既に日本国特許庁に対して行っている特許、実用新案、意匠又は商標を外国へ出願するもの。

対象となる方

（1）外国への事業展開等にあたり、産業財産権の外国出願を予定している中小企業又は中小企業で構成される組合等のグループ
（2）既に国内で地域団体商標を出願しており、外国での出願も予定している組合、商工会、商工会議所、NPO法人

上記いずれかに該当し、かつ一定の要件（※3）を満たす方
（※3）支援の対象・要件の詳細（業種、資本金、従業員、みなし大企業等）については、こちらのQRコードからご覧いただけます

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費
外国特許庁への出願料、外国出願に要する国内・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率　1／2

■上限額
・1企業あたりの上限額：300万円
・案件毎の上限額
特許出願：150万円
実用新案・意匠・商標出願：それぞれ60万円
冒認対策商標出願（※4）：30万円
（※4）冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

以下の実施機関へ公募期間に申請書等を提出いただきます。
実施機関の審査の結果、採択された場合に補助金を受けることができます。
公募期間、応募申請手続等については、実施機関の担当にお問い合わせください。

●全国実施機関：（独）日本貿易振興機構（JETRO）
●地域実施機関：以下のリンク先で掲載されている都道府県中小企業支援センター等

URL：https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

お問い合わせ先
特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(内線2145)

（独）日本貿易振興機構　イノベーション・知的財産部　知的財産課　外国出願デスク
電話：03-3582-5642

『地域ブランドを保護・活用したい』

地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）

地域ブランドを地域団体商標として出願する際の専門家の助言や地域団体商標の活用事例を紹介します。また、地域ブランドを外国に商標出願する費用の一部助成や地域団体商標の海外展開を支援します。

対象となる方

地域団体商標の出願を検討している者、地域団体商標を保有する者等

支援内容

(1) 特許庁職員による制度説明

地域団体商標出願を検討されている団体・関係者の方へ、特許庁職員がお伺いし、制度や活用事例等について説明させていただきます。派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です。詳細は、ページ下部のお問い合わせ先（1）特許庁　商標課　地域ブランド推進室へお気軽にご連絡ください。

(2) 知財総合支援窓口の専門家による助言

知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際に弁理士等の専門家から申請手続等の説明や助言を受けることができます。（59頁参照）

(3) 地域団体商標ガイドブック

地域団体商標の最新の活用事例を集めた「地域ブランド10の成功物語」の他、制度概要、地域ブランドの作り方等を紹介する冊子を発行しております。詳細は右記 QR コードをご参照ください。

また、地域団体商標を登録した団体等は、特許庁に登録された「地域の名物」であることを示す証として「地域団体商標マーク」（ページ右下）をご使用いただけます。詳細はページ右下の QR コードをご参照ください。

地域団体商標ガイドブック
詳細はこちら↓

(4) 地域ブランドの海外での商標出願に対する支援

地域団体商標を日本国内で出願済み又は保有する組合、商工会、商工会議所及びNPO法人は、地域団体商標を海外の特許庁に商標出願する際に補助を受けることができます。（67頁参照）

また、模倣品対策支援（54頁参照）や海外で現地企業から訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援（55頁参照）、冒認商標無効・取消係争支援（56頁参照）も受けることができます。

(5) 日本発知的財産活用ビジネス化支援事業による地域団体商標の海外展開を支援

地域団体商標のブランド戦略の策定、海外における商標等の知的財産権の取得に関するアドバイス、ウェブサイト等によるプロモーション支援や商談会・展示会によるマッチング支援等を通じて、地域団体商標保有団体の海外展開を支援します。（69頁参照）

お問い合わせ先（支援内容の項番にあわせてお問い合わせ下さい。）
（1）（3）（5）特許庁　商標課　地域ブランド推進室
電話：03-3581-1101(内線2828)
（2）知財総合支援窓口（59頁参照）
（4）（5）特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(内線2145)

地域団体商標マーク

地域団体商標マーク
詳細はこちら↓

『産業財産権を活用した海外展開の支援策を知りたい』

日本発知的財産活用ビジネス化支援事業

中堅・中小企業や地域団体商標保有団体の知的財産を活用した海外でのビジネス展開を促進するため以下の支援を実施します。

対象となる方

1. JETRO Innovation Program(JIP)
中堅企業(＊)、中小企業、スタートアップ企業、小規模の個人事業主のうち、日本において特許・実用新案・意匠又は商標の権利を保有している方。
＊直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ
2. 地域団体商標海外展開支援事業
地域団体商標保有団体

支援内容

1. JETRO Innovation Program (JIP)
知的財産を活用した海外展開促進のため、海外アクセラレーター等と連携しながら、ビジネスモデル構築のためのメンタリング、ピッチや展示会での商談機会等を提供。海外展開に向けて準備段階から商談成功に至るまでに必要な支援を実施します。

現地進出に向けた準備 → 現地市場へアプローチ → 商談の進展

- ✓ 各社のビジネスモデルに合わせたメンタリングを提供します。
- ✓ 各社のビジネス領域に応じた展示会やピッチイベント等への参加を支援します。
- ✓ 技術流出防止・ライセンス契約交渉等のための知財支援を実施します。

2. 地域団体商標海外展開支援事業
- ✓ 地域団体商標保有団体の知的財産を活用した海外展開促進のため、団体毎に「海外ブランド推進委員会」を設置し、外部専門家(ブランドプロデューサー)を派遣し、支援対象者のニーズ、取組の状況等に応じた2種のハンズオン支援(A コース、B コース)を実施します。
- ✓ 海外展開の初級者向けには、地域団体商標を切り口としたブランド戦略策定やプロモーションツールの作成等の支援を行います(**A コース**)。
- ✓ 中級者向けには、ブランド戦略に応じてバイヤー・メディア招聘・商談会等を通じたブランドの構築等の支援を行います(**B コース**)。

ご利用方法

(独)日本貿易振興機構のホームページ等にて、案件募集を行います。
詳細情報は、(独)日本貿易振興機構総合案内宛てに、ご連絡下さい。

お問い合わせ先
(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) URL:http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内 電話:03－3582－5511

1. JIP 特許庁企画調査課ベンチャー支援班 電話:03-3592-2911
2. 地域団体商標海外展開支援事業
特許庁地域ブランド推進室 電話:03-3580-6864
普及支援課支援企画班 電話:03-3501-5878

『アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい』

営業秘密・知財戦略相談窓口

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスを行います。また、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

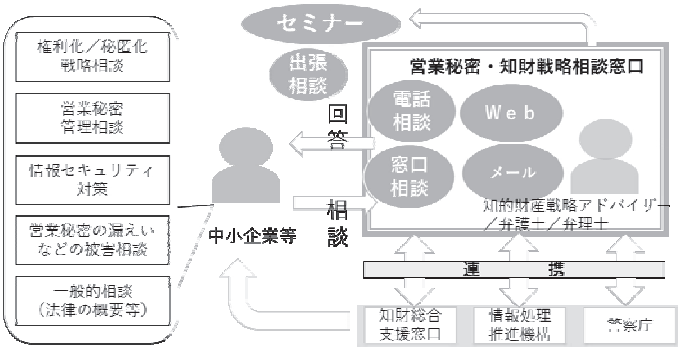
対象となる方

・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい企業
・営業秘密の管理方法について相談したい企業
・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい企業

支援内容

製品のアイデアや製造ノウハウなどを特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった適切な保護の方法について、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー（企業OB）を含めた専門家が電話・窓口・出張により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。また、営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策についても、御相談内容に応じて、警察庁や（独）情報処理推進機構（IPA）と連携して対応します。

なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております（59頁）。



ご利用方法

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
「営業秘密・知財戦略相談窓口」
電　話：03-3581-1101（内線 3844）（※平日 9:00～17:45（受付は 17:30 まで））
E-mail：trade-secret@inpit.go.jp
URL：https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/
「知財総合支援窓口」
電話　0570-082100（※平日 8:30～17:15（窓口により異なる場合があります））
知財に関する相談を広く受け付けております。
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

『知財戦略構築に関する課題を解決したい』

創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（IP Acceleration program for Startups（IPAS））

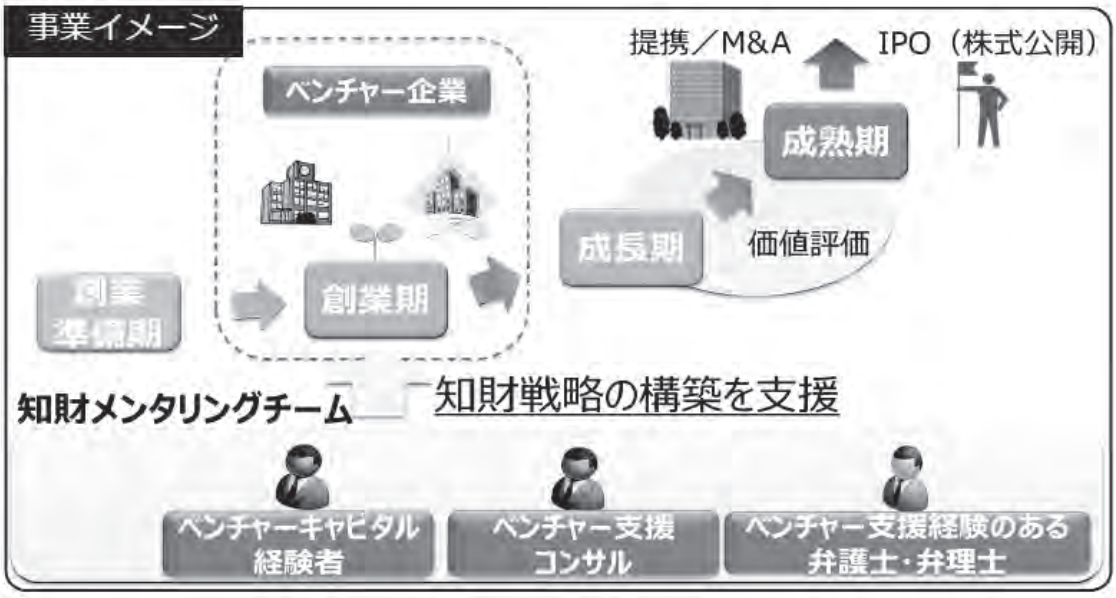
創業期ベンチャー企業のビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等のハンズオン支援を行います。

対象となる方

知財をベースとした事業拡大に意欲のある、創業期の研究開発型ベンチャー企業

支援内容

本プログラムは、ベンチャー企業支援の経験者を含む知財やビジネス等の複数の専門家からなるチーム（知財メンタリングチーム）を組成し、①シーズ・出口戦略等の診断、②知財調査を含む知財戦略構築サポート、③即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案、④フォローアップ、の4 段階で支援することで、ベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略構築を支援します。



ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、支援先ベンチャー企業の公募を受け付けます。
お申し込み・詳細については、以下Webサイトからご案内いたします。

URL：https://ipbase.go.jp/public/startupxip.php

お問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課ベンチャー支援班　電話：03-3592-2911（内線2156）

『経営課題の解決に特許情報を活用したい』

中小企業等特許情報分析活用支援事業

中小企業にとって費用負担が大きい特許マップの作成や先行技術調査等の特許情報分析を通じて、研究開発や知財戦略の策定、経営課題の解決を支援します。

対象となる方

特許情報分析を活用したい中堅・中小企業等

支援内容

中小企業の知的財産活動における「事業構想～研究開発」、「出願」及び「審査請求前」の各段階のニーズに応じた特許情報分析により、研究開発投資の重点化、オープン・クローズ戦略の検討、権利取得判断などを支援します。

1.「事業構想～研究開発」、「出願」段階の支援

採択された企業にヒアリングを行い、自社事業の周辺領域における特許出願状況等を調査します。調査内容を踏まえ、出願動向を可視化した特許マップ等の分析結果を提供します。

※利用者負担無し（調査・分析費用の上限額100万円）

2.「審査請求前」段階の支援

特許出願を行った後、審査請求するか否かの判断にあたっては、先行技術調査を通じて、権利化の見通しを分析することが有用です。本事業では、先行技術調査に係る費用の一部を補助します。

※利用者負担：11,000円～（補助額：66,000円（定額））

ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、公募・申請を受け付けます。

お申し込み・詳細については、以下Webサイトをご確認ください。

URL：https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/bunseki.html

お問い合わせ先
（独）工業所有権情報・研修館知財戦略部　電話：03-3581-1101（内線3841）

『知財に関する情報の収集やネットワークの構築をしたい』

ベンチャー知財支援基板整備事業（ベンチャー特化型知財ネットワーク構築）“IP BASE”

ベンチャー企業向けの支援施策や知財イベント情報はもちろん、ベンチャー企業及びベンチャー支援関係者と知財専門家のネットワーク構築の場としてのコミュニティ情報を発信していきます。

対象となる方

- ✓ 知財に関して課題意識を持ち、情報収集をしたいベンチャー企業
- ✓ 広く知財に関心がある方

支援内容

IP BASEは、“ベンチャー企業が「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」”をコンセプトにした知財コミュニティウェブサイトです。ベンチャー企業のための知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベントなどの最新情報を集約しています。例えば、スタートアップ向けの事例集・手引きや知財アクセラレーションプログラム（IPAS）、スーパー早期審査といった支援施策の他、ベンチャー企業CEOのインタビュー記事など充実したコンテンツを発信しています。また、IP BASEでは、登録いただいたメンバー限定のサービスも提供しています。



ご利用方法

以下のURLよりアクセスが可能です。

URL: https://ipbase.go.jp/

お問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課ベンチャー支援班　電話：03-3592-2911（内線2156）

『企業再生のために経営を見直したい』

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

◇支援事業の流れ

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関ＯＢ等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受けます。

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを行います。

関係機関の紹介

関係機関での対応が適当な場合は、適切な機関をご案内します。
関係支援機関
- 商工会議所、商工会
- 経営改善支援センター
- 事業引継ぎ支援センター
- 中小企業支援センター
- 政府系金融機関
- 信用保証協会　　等

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士等で構成される個別支援チーム）による再生計画策定を支援します。また、公正中立な立場で、複数の金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

※相談の際にお話いただく内容は、会社の概要、最近の財務・経営状況、取引金融機関との取引状況、現状に至った経緯、企業再生に向けての希望等ですので、必要な資料をお持ちください。

ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、調査や外部専門家の費用について実費の一部負担をお願いしています。

お問い合わせ先
- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部　電話:03-5470-1477
- ・中小企業庁　金融課　電話:03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『二重ローンや事業の復旧・再生について相談したい』

産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を被災県に設立し、事業者から相談を受け付け、事業計画の策定や返済条件の緩和、借入金の買取まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等

（個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（ただし、大企業は除く。））

支援内容

各県に被災事業者の総合相談窓口として設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談等を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、これらの解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援(※)しております。

「産業復興相談センター」の主な支援内容

① 産業復興機構による震災前の借入金の買取および新規資金調達支援
② 事業計画の策定支援
③ 既存借入金の返済条件緩和等の金融機関調整
④ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
⑤ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内

※例えば、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が震災前の借入金の買取を行い、元金・金利の返済・支払を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援。

ご利用方法

まずは、各県に設置されている「産業復興相談センター」にご相談下さい。

お問い合わせ先

・岩手県産業復興相談センター　電話：019-681-0812　FAX：019-681-0827
・宮城県産業復興相談センター　電話：022-722-3858　FAX：022-227-0187
・福島県産業復興相談センター　電話：024-573-2561　FAX：024-573-2566
・青森県産業復興相談センター　電話：017-752-9225　FAX：017-773-5236
・茨城県産業復興相談センター　電話：029-302-5880　FAX：029-224-6055
・千葉県産業復興相談センター　電話：043-215-8790　FAX：043-215-8791

『ファンドから投資を受け事業再生に取り組みたい』

中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業は、ファンドによる投資や経営支援を受けることができます。

対象となる方

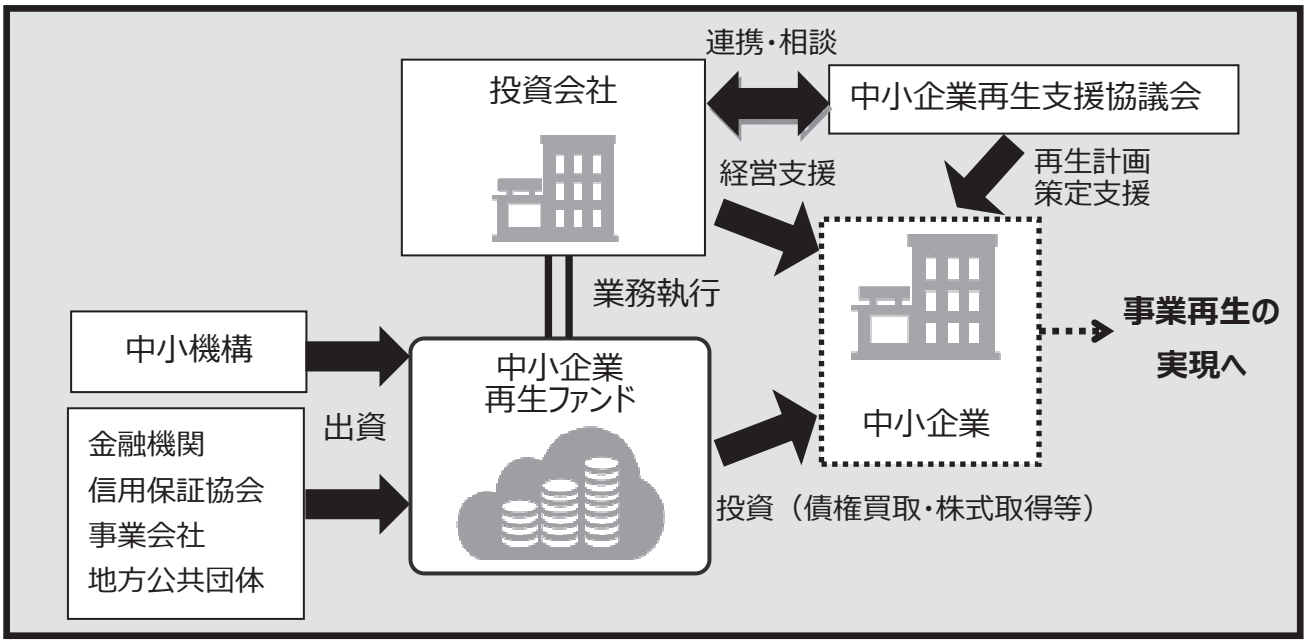
過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業であって、再生計画を策定し、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドは、地域の中小企業再生支援協議会(74頁参照)と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有し、継続的に財務面、経営面の支援を行い、再生計画の実現をサポートします。

ファンドは、投資地域が決まっている地域型ファンドと全国を対象とする全国型ファンドがあります。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業再生支援協議会までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。

お問い合わせ先
- (独)中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話:03-5470-1672
  各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。　URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi
- 各都道府県の中小企業再生支援協議会(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『会社の再建のための資金を借りたい』

企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生支援資金【日本公庫（中小企業事業）】

対象となる方

（１）民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前の方のうち、一定の要件を満たす方

（２）民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方

支援内容

■貸付限度　７億２，０００万円（うち長期運転資金２億５，０００万円）

■貸付利率　（１）基準利率（上限利率３．０％）
（２）基準利率（上限利率３．０％）
※基準利率（令和２年１月６日時点。貸付期間５年の場合。）
中小企業事業１．１１％
上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間　（１）１年
（２）設備資金１０年以内、長期運転資金５年以内

■据置期間　（１）１年以内
（２）２年以内

企業再建資金【日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）】

対象となる方（注）

（１）経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方

（２）金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方

（３）民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方

（４）次のいずれかに該当する方

①中小企業等経営強化法第 26 条第 1 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。

②過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

（注）日本公庫（中小企業事業）は、（１）、（２）、（４）を取り扱い、
日本公庫（国民生活事業）は、（１）～（４）を取り扱っている。

支援内容

■貸付限度額：

【日本公庫(中小企業事業)】７億２，０００万円

【日本公庫（国民生活事業)】　７，２００万円（うち運転資金４，８００万円）

■貸付利率：

【日本公庫（中小企業事業)】

（１）基準利率、基準利率－０．４％（再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合)、基準利率－０．６５％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う場合）

（２）基準利率

（４）基準利率－０．４％

※上限利率３．０％

※特別利率の適用を受けられる限度額は２億７，０００万円

【日本公庫（国民生活事業)】

（１）基準利率、基準利率－０．４％（再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合又は一定の要件を満たす小規模事業者に対し民間金融機関と日本公庫（国民生活事業）が協調融資を行う場合)、基準利率－０．６５％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う方）

（２）（３）基準利率

（４）基準利率－０．４％

※基準利率（令和２年１月６日時点。貸付期間５年の場合。）

中小企業事業１．１１％、国民生活事業１．９１％

上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■貸付期間：

【日本公庫（中小企業事業)】

設備資金２０年以内（うち据置期間２年以内）

長期運転資金１５年以内(一定の要件を満たす場合は２０年以内、うち据置期間２年以内)

【日本公庫（国民生活事業)】

設備資金２０年以内（うち据置期間２年以内）

運転資金１５年以内（一定の要件を満たす場合は２０年以内、うち据置期間２年以内）

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

(注)貸付対象により取扱金融機関が異なります。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話:098-941-1795

『事業再生に必要となる資金を調達したい』

事業再生支援制度

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進ちょくを図ります。

1．事業再生保証制度（DIP保証制度）

対象となる方

次の（1）、（2）及び（3）のいずれにも該当する中小企業者の方

（1）次の①又は②のいずれかに該当する方

①再生事件又は更生事件が係属している方

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く）

（2）再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方

（3）次の①及び②のいずれにも該当する方

①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること

②償還が見込まれること

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

・原則として法人代表者以外の保証人は不要。

・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間　10 年以内

ご利用方法

■保証申込み

・金融機関を通じて申し込むことになります。

・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要になります。

2. 事業再生円滑化関連保証制度（プレDIP保証制度）

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の（1）及び（2）のいずれかに該当する方

（1）特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）によって事業再生を図ろうとする方

（2）中小企業基盤整備機構や認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億8,000万円

普通保険にかかる保証	2億円
無担保保険にかかる保証	8,000万円
特別小口保険にかかる保証	2,000万円以内
中小企業者が組合等の場合	4億8,000万円以内

保証割合：80%（部分保証）

（注）特別小口保険の対象となる中小企業者は100%（全額保証）とします。

■保証料率

年率 1.76%

■担保・保証人条件

・原則として法人代表者以外の保証人は不要。

・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間　3 年以内

ご利用方法

■保証申込み

・金融機関を通じて申し込むことになります。

・特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面又は中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200

・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『女性・シニア等の多様な人材を確保したい』

中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業

中小企業の経営課題に即した多様な形態（兼業・副業等）の解決人材（女性、シニア等）を確保するため、地域内外からの人材確保を支援します。

対象となる方

女性・シニアなど、経営課題の解決に資する人材を確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

地域の中小企業・小規模事業者が、そのニーズに応じ、地域内外の女性・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保することを支援します。
具体的には、全国各地で、中小企業の採用力強化支援セミナーや、魅力発信支援、合同企業説明会等のマッチングイベント、定着のための職場づくり支援などを行います。

＜実施イベント例＞
・業務の細分化や人材像の明確化、魅力発信等に関するセミナー
・合同企業説明会や対話形式等のマッチングイベント
・職場環境改善や従業員の勤労意欲向上等に関する定着研修

ご利用方法

支援を希望する中小企業・小規模事業者の方は、各経済産業局　産業人材政策課（室）等までご相談ください。

お問い合わせ先
・中小企業庁　経営支援課　人材班　電話：03-3501-1763
・各経済産業局　産業人材政策課（室）等　（巻末お問合せ先一覧参照）

『着実な復旧・復興を進めるため、人材を確保したい』

東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業

経営者の意識改革、労務環境の見直し、求人像の明確化、企業の魅力発信力向上等により、東日本大震災被災地域の中小企業の人材確保を支援します。

対象となる方

・東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の中小企業・小規模事業者の方

支援内容

・東日本大震災被災地域の中小企業が必要な人材を確保できるよう、セミナーの開催やハンズオン支援等を実施し、企業の経営課題・求人像の明確化から、魅力発信力の強化にかかる支援等を総合的に実施します。
・また、被災地域の中小企業で働く魅力を発信するとともに、人材確保に向けたマッチングを支援する事業を行います。

ご利用方法

・支援を希望する中小企業・小規模事業者の方は、事業実施者（※事業開始後、東北経済産業局ホームページでご確認ください）にご相談ください。

お問い合わせ先
・中小企業庁　経営支援課　人材班　電話：03-3501-1763
・東北経済産業局　地域経済部　産業人材政策室　電話：022-221-4881

『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

中小企業大学校の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者等

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

●経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修

●経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修

●経営力強化・生産性向上、海外展開、IT活用等の課題に対応した研修



（全国9カ所の中小企業大学校設置箇所）

また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」や、豊富なメニューを揃えたウェブ活用型研修「WEBee Campus」、ケースメソッド型の「高度実践型経営力強化コース」も実施しております。

ご利用方法

・研修は通年行われています。研修のプログラムについては、下記（独）中小企業基盤整備機構のホームページから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
・受講者の募集は、各研修開講の約2～3ヶ月前から行っています。
・ご不明な点は、（独）中小企業基盤整備機構　人材支援部　人材支援企画課にお問い合せください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　人材支援部　人材支援企画課
電話：03-5470-1560
URL：http://www.smrj.go.jp/institute/index.html

『次世代自動車への対応などを支援する人材を育成、派遣したい』

サプライヤー応援隊事業

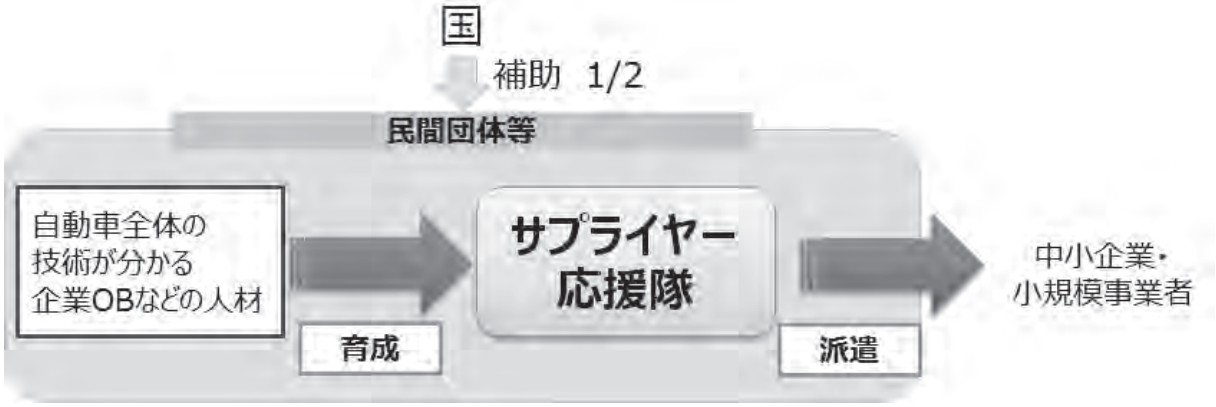
民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応などを指導する人材（以下、「サプライヤー応援隊」）を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の1／2を補助します。

対象となる方

サプライヤー応援隊を育成・派遣する事業を行う民間団体等

支援内容

就業人口の約１割を占める重要産業である自動車産業は運転技術の高度化やパワートレインの電動化等（CASE）の100年に一度の変革期を迎えています。中小企業・小規模事業者がこの潮流を受けた適切な技術的対応等をできるように、各地の産業支援機関や業界団体等が、製造業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材をサプライヤー応援隊として育成し、中小企業・小規模事業者へ派遣する必要経費を1／2補助します。



ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
経済産業省　製造産業局　自動車課　　電話：03-3501-1690

『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)、事業復興型雇用確保事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

①特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)

支援内容

以下の方を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(平成23年5月2日以降の雇入れで、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に限ります。)

■ 対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等(計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む)に居住していた方(震災により警戒区域等外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除く)であって、以下の1又は2のいずれかに該当する方。

1. 被災離職者(以下の全ての条件に該当すること)

(1)震災発生時に被災地域(災害救助法が適用された市町村(東京都を除く))で就業していた方
(2)震災により離職を余儀なくされた方
(3)震災後に離職し、その後、安定した職業についたことのない方

2. 被災地求職者(以下の条件に該当すること)

(1)震災後、安定した職業についていない方

■ 助成額

中小企業　60万円　(短時間労働者は40万円)
大企業　　50万円　(短時間労働者は30万円)

また、この助成金の対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして60万円(大企業は50万円)の支給を行います。

※　短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。 雇入れ後、6ヵ月ごとに2回に分けて支給します。

お問い合わせ先　公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局
(ハローワーク)URL:http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
(労働局)URL:http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

②事業復興型雇用確保事業

対象となる事業所

東日本大震災からの復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となった事業所が、被災求職者(※1)等を雇い入れた場合に、助成金を支給します。

具体的には、以下の要件をすべて満たす事業所が対象となります。(※2)

・被災地(岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)、福島県)に所在すること。
・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等であること(福島県内の15市町村(※3)に所在する事業所は除く)。
・県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となっていること。
・上記の産業政策による支援の対象となったのち、被災求職者等を「期間の定めがない」又は「1年以上の有期契約であって、更新が可能な」契約により雇い入れた事業所であること。

※1　平成23年3月11日において、岩手県、宮城県又は福島県内の事業所に雇用されていた者又は同県内に居住していた者をいいます。

※2　原則、本事業の助成金を初めて受ける事業所を対象としますが、過去に助成を受けたことがある事業所であっても、最初に雇い入れた助成対象労働者の雇入れから2年以内の雇入れについては申請が可能です。

※3　15市町村…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村

支援内容

最大３年間、以下の支援を行います。（①及び②の併給も可能です）（※4）

①雇入費助成

被災求職者を雇い入れた場合に、雇入経費（職業訓練・雇用管理等を含む）として、１人当たり最大120万円（３年間の支給総額。短時間労働者は最大60万円）を助成。なお、福島県内の15市町村に所在する事業所の場合、１人当たり最大225万円（３年間の支給総額。短時間労働者は最大110万円）を助成。

②住宅支援費助成

求職者（被災求職者以外も含む）の雇入れのために、住宅支援の導入等（※5）による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の３／４を助成。

※４　１事業所につき、①は総額2,000万円、②は年額240万円を上限額とします。

※５　社宅の新規又は追加借り上げ、住宅手当の新規導入又は拡充をいいます。

ご利用方法

（１）県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策の採択を受けます。

（２）（住宅支援費助成の場合、住宅支援の導入等を行った後に）被災求職者等を雇い入れたのち、県に申請書を提出します。

（３）県において、申請書を審査し、助成対象を決定します。

（４）助成決定後、県が指定する時期に、雇用状況等を県に報告し、助成金を申請します。

（５）県において、雇用状況等を審査し、支給額を決定します。

なお、助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等の詳細や申請スケジュールについては、各県にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩手県、宮城県又は福島県の雇用担当部局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

支援内容

1　支給対象となる取り組み
- ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ○ 労務管理担当者や労働者に対する研修（業務研修を含む）、周知・啓発
- ○ 外部専門家によるコンサルティング
- ○ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新
- ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新　など

2　支給対象の取り組みは、以下の4つの成果目標のうち1つ以上の達成を目指して実施して下さい。
- ① 36 協定の月の時間外労働時間数を縮減する。
- ② 週休2日制導入に向けて、所定休日を増加する。
- ③ 特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の規定を整備する。
- ④ 時間単位の年次有給休暇の規定を整備する。

3　成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成率　3／4　　※　常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合、当該経費の補助率は4／5とします。

上限額　250万円　など

更に、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を 15 万円～最大 150 万円加算します（5%以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円加算。）。

上限額と加算額の合計は、490万円までとします。

ご利用方法

（1）「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、交付決定を受けます（※）。

※　受付開始及び締切の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

（2）　提出した計画に沿って取組を実施します。

（3）　労働局に支給申請を行います。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は、以下のURLをご覧ください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向け勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

対象となる方

勤務間インターバルを導入していない事業場などを有する中小企業事業主

支援内容

1　支給対象となる取り組み
- ○　就業規則・労使協定等の作成・変更
- ○　労務管理担当者や労働者に対する研修（業務研修を含む）、周知・啓発
- ○　外部専門家によるコンサルティング
- ○　労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新
- ○　労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新　など

2　支給対象の取り組みは、以下の成果目標の達成を目指して実施して下さい。
事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が 9 時間以上 11 時間未満又は 11 時間以上の勤務間インターバルを導入すること　など

3　成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。
助成率　3／4　　※　常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合、当該経費の補助率は4／5とします。
上限額　インターバル時間数等に応じて、
9 時間以上 11 時間未満　80万円
11 時間以上　　100万円　　など
更に、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を 15 万円～最大 150 万円加算します（5%以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円加算。）。
上限額と加算額の合計は、340万円までとします。

ご利用方法

（1）「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、交付決定を受けます（※）。
※　受付開始及び締切の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。
（2）　提出した計画に沿って取組を実施します。
（3）　労働局に支給申請を行います。

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は、以下のURLをご覧ください。
URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）

傘下企業の労働時間縮減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業事業主の団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上（共同事業主の場合は10以上）で組織する、中小企業事業主の団体又はその連合団体

支援内容

1　支給対象となる取り組み

好事例の収集、普及啓発、実態調査、セミナー開催又は受講、巡回指導、人材確保に向けた取組など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組が対象になります。

2　支給対象の取り組みは、以下の成果目標の達成を目指して実施して下さい。

・傘下企業のうち、2分の1以上の企業が上記の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組又は取組結果を活用すること。

3　成果目標を達成した場合に、事業の実施に要した経費を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額を支給額とします）。

（1）助成率　：　定額
（2）上限額　：　500万円
※　都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額1，000万円

ご利用方法

（1）「働き方改革推進支援助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、交付決定を受けます（※）。
※　受付開始及び締切の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。
（2）提出した計画に沿って取組を実施します。
（3）労働局に支給申請を行います。

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は、以下のURLをご覧ください。
URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）
～中小企業事業主向け～

時間外労働の制限その他労働時間等の設定の改善（※）のため、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※　労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

テレワークを新規で導入する中小企業事業主又はテレワークを継続して活用する中小企業事業主

支援内容

1　支給対象となる取組は、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発、テレワーク用通信機器の導入・運用（※）などです。
※　パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2　支給対象の取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。
①　評価期間（※）に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークを実施させること。
②　評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスでテレワークを実施した日数の週間平均を、1回以上とさせること。
③　所定外労働の削減について、労働者の所定外労働時間数を前年度と比較して5時間以上削減させること。
※　1か月から6か月の間で、事業主が事業実施計画において指定した月単位の期間を指します。

3　取組実施に要した経費の合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額（※））。
※　上限額は、対象労働者数×1人当たりの上限額、又は、1企業当たりの上限額のいずれか低い方の額です。

成果目標の達成状況	補助率	1人当たりの上限額	1企業当たりの上限額
達成	3／4	20万円	150万円
未達成	1／2	10万円	100万円

ご利用方法

（1）「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともにテレワーク相談センターに提出し、厚生労働省から交付決定を受けます。
※　受付開始の時期については、テレワーク相談センター、又は、厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課テレワーク係にお問い合わせください。
（2）　交付申請の際に提出した計画に沿って取組を実施します。
（3）　テレワーク相談センターに支給申請書類を提出します。

お問い合わせ先
・テレワーク相談センター　電話：0120－91－6479
・厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課テレワーク係　電話：03－5253－1111（内線5307）

『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』

就業環境整備・改善支援事業

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理に関する知識の習得、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け、専門家によるセミナーや訪問支援等を行う取り組みです。

対象となる方

労働者を雇用する上で必要な労務管理に関する知識を習得したい経営者又は労務管理担当者、過重労働防止対策に必要な知識を習得したい経営者又は労務管理担当者。

なお、下記①②は、労働者を雇い入れて間もない経営者又は労務管理担当者、会社設立又は分社化して間もない経営者又は労務管理担当者等に、特にオススメです。

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

① 基礎的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識を習得するため、専門家によるセミナーを全都道府県で開催します。

② 専門家による訪問支援

労務管理や安全衛生管理に係る専門家が会社に訪問し、労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言を行います。

※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

③ 過重労働解消のためのセミナー

「過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策」、「取組事例紹介」など具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催します。

ご利用方法

相談窓口に直接お問い合わせください。

なお、地域によってお問い合わせ先が異なる場合があります。お問い合わせ先等の詳細は、下記の厚生労働省のWebサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先.
厚生労働省労働基準局監督課労働条件確保対策事業係
電話：03-5253-1111（5543）
厚生労働省HP「事業主への支援、助成金等一覧」の
『就業環境整備・改善支援事業』をご参照ください。
URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html

スマートフォンからでも

『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』

働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業 （規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1　コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）
「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2　説明会への講師派遣
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3　研修会（ワークショップ）の開催
長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先
都道府県雇用環境・均等部（室）
【都道府県労働局一覧】
URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

1　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）：生産性向上に伴う賃金引上げに向けた労務管理等に関する相談に対して、社会保険労務士等の専門家による相談支援を無料で行います。
2　業務改善助成金：生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。
3　働き方改革推進支援助成金：生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行います。

対象となる方

1　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）
・全ての事業主

2　業務改善助成金
中小企業事業者（※）のうち、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）と地域別最低賃金の差額が 30 円以内及び事業場規模 100 人以下の事業場

※中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業　種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

3　働き方改革推進支援助成金
・中小企業事業主（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）
・中小企業事業主の団体又はその連合団体（団体推進コース）

支援内容

1　中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）
生産性向上に伴う賃金引上げに向けた労務管理等に関するご相談に対応するため、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士等の専門家による一般的な相談や、相談内容に応じて企業へ直接訪問し事業主が抱える様々な課題について親身に支援を行っています（詳細は 312 ページをご覧ください。）。

2　業務改善助成金
生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	4／5 （生産性（※）要件を満たした場合には9／10）
	2～3人	40万円		
	4～6人	60万円		
	7人以上	80万円		
30円コース	1人	30万円		3／4 （生産性（※）要件を満たした場合には4／5）
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
（※）事業場内最低賃金850円未満の事業場については、助成率 4/5（生産性要件を満たした場合は 9/10）
（※）25 円コースについては、事業場内最低賃金が 850 円未満の事業場のみ利用可能

＜設備導入の例＞

・POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
・インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
・人材育成、教育訓練による業務の効率化

3　働き方改革推進支援助成金

労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備、勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。また、傘下企業の労働時間縮減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業事業主の団体に対して、当該取組の経費を助成します（詳細は 87、88、89 ページをご覧ください。）。

ご利用方法

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のホームページをご覧ください。
URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』

受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

健康増進法が改正され、受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）に対して対策を講じることが義務化されました。それに伴い、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙を防止する取組への支援として、助成金（経済的支援）、専門家によるアドバイスや測定機器の貸与（技術的支援）を受けることができます。

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような要件を満たす屋外喫煙所等の設置や改修に関する費用の一部を助成します（対象は中小企業事業主に限ります。）。

支援内容

屋外喫煙所等の設置や改修に要した経費のうち、工費、設備費などに助成します。
（助成率2分の1（既存特定飲食提供施設は3分の2）、上限100万円）

ご利用方法

都道府県労働局に交付申請（工事前） ⟩ 交付決定 ⟩ 工事 ⟩ 都道府県労働局に実績報告 ⟩ 交付額確定 ↓ 助成金交付

助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

①のお問い合わせ先　**各都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）**

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

【相談の例】
受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙室の改善方法など

③ たばこの煙の濃度等を測定するための機器の貸出

対象となる方・支援内容

現在の職場環境の把握や既に行った受動喫煙対策による改善状況を確認したい事業主の方を対象に、たばこの煙の濃度や喫煙室の換気状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を無料で貸し出します。

また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、機器の使い方の説明を行います。

②のお問い合わせ先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）
③のお問い合わせ先：柴田科学株式会社（03-3635-1111）

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室　（03-5253-1111（5506））

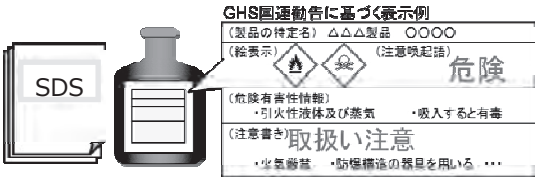
『職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい』

化学物質のリスクアセスメント等に対する支援

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施が義務化されました。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、
化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、
適切な化学物質管理について知りたい方



支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記により専門家からの助言等を無料で実施します。

①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。



窓口開設期間：
令和2年度は、令和2年4月1日から令和3年3月19日
（土日祝日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く。）
電話：平日
平日10時～17時　　メール：24時間受付

②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。



ご利用方法

相談窓口に直接ご連絡ください。
令和2年度は、以下のお問い合わせ先にお願いします。

お問い合わせ先
テクノヒル株式会社（令和2年度厚生労働省委託「ラベル・SDS活用促進事業」）
（化学物質管理に関する無料相談窓口）
電話：050-5577-4862　　E-mail：　soudan@technohill.co.jp
電話：（相談は無料ですが、通話料、メールの送信等の費用はかかります。）

『メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施したい』

ストレスチェック助成金

ストレスチェックを実施した労働者数 50 人未満の事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

医師と契約し、次の措置を実施した労働者数50人未満の事業場。
（1）年1回のストレスチェックを実施した場合
（2）ストレスチェックに係る医師による活動について実施した場合
【ストレスチェックに係る医師による活動とは】
医師が
・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること

支援内容

助成対象	助成額
①ストレスチェックの実施	1労働者につき500円を上限に実費を支給
②ストレスチェックに係る医師による活動	1事業場あたり1回の活動につき21,500円を上限に実費を支給（上限3回）

ご利用方法

詳しくは（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構　勤労者医療・産業保健部　産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを進めたい』

職場環境改善計画助成金

ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行った事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

（1）事業場コース

専門家（※1）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した事業場。

（※1） 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

（2）建設現場コース

専門家（※2）の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した建設現場。

（※2） ・産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

・労働安全コンサルタント（建設業で安全管理業務3年以上従事者）、又は統括安全衛生責任者（3年以上経験者）で一定の研修（本コースの手引を参照）を終了した者

支援内容

	助成対象	助成額
事業場コース	専門家の指導費用	1事業場あたり 100,000 円を上限に実費を支給
建設現場コース	専門家の指導費用	1建設現場あたり 100,000 円を上限に実費を支給

※各コースは1事業場又は1建設現場あたり、将来にわたり1回限りの助成となります。

ご利用方法

詳しくは、（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話 0570-783046
URL https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『職場のメンタルヘルス対策を進めたい』

心の健康づくり計画助成金

心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した企業に対して、費用を助成します。（労働者数 50 人未満の事業場につきましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック実施計画を作成し、ストレスチェックを実施した場合でも申請対象となります。）

対象となる方

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した企業。

※ 都道府県の産業保健総合支援センターにおいて、メンタルヘルス対策に関する事業場への訪問支援を専門的に行う者

支援内容

1事業者あたり、一律 100,000 円。
ただし、1事業者あたり将来にわたり1回限り。

ご利用方法

詳しくは、（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『健康で活力ある職場づくりのために産業医を活用したい』

小規模事業場産業医活動助成金

産業医や保健師と契約し、産業保健活動を行った労働者数 50 人未満の事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

（1）産業医コース

産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した産業医が産業医活動の全部又は一部を実施した、労働者数50人未満の事業場。

（2）保健師コース

新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した保健師が産業保健活動の全部又は一部を実施した、労働者数50人未満の事業場。

（3）直接健康相談環境整備コース

小規模事業場が　①産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約　②保健師と健診異常者や長時間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部又は一部を実施する契約　のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した、労働者数50人未満の事業場。

支援内容

	助成額
産業医コース	1事業場あたり100,000円を上限（6か月ごと）に実費を支給とし、将来にわたり2回限り助成します。
保健師コース	1事業場あたり100,000円を上限（6か月ごと）に実費を支給とし、将来にわたり2回限り助成します。
直接健康相談環境整備コース	1事業場あたり 100,000 円（6か月ごと）を一律支給とし、将来にわたり2回限り助成します。

ご利用方法

詳しくは、（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構　勤労者医療・産業保健部　産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『治療と仕事の両立支援を進めて働きやすい職場にしたい』

治療と仕事の両立支援助成金

治療と仕事を両立できる制度の導入等を行った場合等、事業主に助成します。

対象となる方

（1）環境整備コース
両立支援環境整備計画を作成し、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業主

（2）制度活用コース
両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づいて両立支援コーディネーターを活用した上で、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に労働者へ適用した事業主

支援内容

（1）環境整備コース
治療と仕事を両立できる制度（※）の導入等を行った場合、20万円を助成
（1企業1回限り）

（2）制度活用コース
病気を抱える労働者に治療と仕事を両立できる制度（※）の適用等を行った場合、以下のとおり助成

- 対象労働者が有期契約の場合　20万円
- 対象労働者が雇用期間に定めのない場合　20万円

（1企業あたり有期契約労働者1名、雇用期間に定めのない労働者1名の計2名まで）

（※）通院等に配慮した休暇制度、傷病特性に配慮した短時間勤務、身体の負担に配慮した時差出勤制度等

ご利用方法

詳しくは（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構　勤労者医療・産業保健部　産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『従業員の心と身体の健康づくりをサポートしてもらいたい』

産業保健総合支援センター事業

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場への産業保健サービスを無料で行っています。

対象となる方

産業保健総合支援センター※1が行うサービスは、主に事業者や産業保健スタッフの方々を対象としています。
地域窓口（地域産業保健センター）※2が行うサービスについては、労働者数50人未満の事業場を対象としています。
※1　47都道府県に設置　　※2　350地区に設置

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口（地域産業保健センター）では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

1　産業保健総合支援センターで提供している主なサービス
・産業保健スタッフに対する専門的研修
・事業主や労働者に対する啓発セミナー
・産業保健スタッフからの専門的相談対応
・メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援に関する相談、個別訪問支援
・産業保健に関する情報提供

2　地域窓口（地域産業保健センター）で提供している主なサービス
・労働者の健康管理に関する相談対応
・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
・個別訪問による産業保健指導

ご利用方法

詳しくは、産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先
産業保健総合支援センターへお問い合わせください。
全国統一ダイヤル：0570－038046（サンポ　ヲシロウ）
URL：https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

『心と身体の健康を守るための情報収集や相談がしたい』

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供や電話・メールによるご相談窓口を設置しています。

対象となる方

事業者や産業保健スタッフ、働く方とそのご家族を対象としています。

支援内容

働く人のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する様々な情報を掲載しています。
- メンタルヘルスに関する基礎知識、eラーニング
- 職場環境改善や職場復帰支援の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援、助成制度
- 職場のメンタルヘルス対策に関するQ&A
- その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報

事業者、産業保健スタッフ、働く方からメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関してメール・電話でご相談に応じています。
- 「こころの耳メール相談」
- 「こころの耳電話相談」

ご利用方法

- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」、「こころの耳メール相談」
  URL：https://kokoro.mhlw.go.jp/
- 「こころの耳電話相談」
  電話：0120-565-455（無料）
  月曜日、火曜日：17:00～22:00　土曜日、日曜日：10:00～16:00
  （祝日、年末・年始は除く。）

お問い合わせ先
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事務局
URL：https://kokoro.mhlw.go.jp/
※お問い合わせフォームをご利用ください。

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策、成長企業における転職者受入れを支援する施策を知りたい』

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主や転職者の受入れに取り組む事業主に対して助成するものであり、円滑な労働移動の促進を目的としています。

①再就職支援コース

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等（再就職援助計画対象者等）に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主（離職から6か月以内（45歳以上は9か月以内）に再就職を実現した対象者分に限り助成）

支援内容

○　再就職援助計画対象者等に対する再就職のための支援を職業紹介事業者に委託して実施した場合（【　】は45歳以上の者の助成割合）

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
再就職支援分	通常	委託費用（※）×1／4【1／3】	委託費用（※）×1／2【2／3】
	特例	委託費用（※）×1／3【2／5】	委託費用（※）×2／3【4／5】
	職業訓練	訓練実施に係る費用の2／3	
	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ	3回以上実施で1万円上乗せ	

※　委託総額から職業訓練実施にかかる委託費用とグループワーク加算の額を差し引いた額

○　再就職援助計画対象者等に対する再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合

職業訓練実施支援分	訓練実施に係る費用の2／3

○　再就職援助計画対象者等に対して求職活動のための休暇を与える場合

休暇付与支援分	中小企業事業主	中小企業事業主以外
	8,000円／日	5,000円／日
早期再就職加算（※）	1人当たり10万円を上乗せ	

※　対象者が離職後1か月以内に再就職を実現した場合

ご利用方法

（1）　再就職援助計画等を作成、管轄のハローワーク等に提出し認定を受ける
（2）　職業紹介事業者への再就職支援の委託、休暇付与等の支援を実施
（3）　離職日の翌日から6か月後（又は9か月後）の翌日から起算して2か月以内に支給申請、受給

②早期雇入れ支援コース

対象となる方

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主（当該労働者に職業訓練を実施した事業主に対しては追加助成）

支援内容

			通常助成	優遇助成（※1）	優遇助成（※1）（採用1年後に賃金アップした場合）
雇入れ	1回目（雇入れから6か月後）		30万円	40万円	
	2回目（※2）（雇入れから1年後）		―	40万円	60万円
職業訓練	OJT	訓練実施助成（※3）	800円／時	900円／時	1,000円／時
	Off-JT	賃金助成（※4）	900円／時	1,000円／時	1,100円／時
		訓練経費助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

※1　生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れた場合
※2　令和3年1月1日以降に対象者を雇い入れた場合は支給額が異なる
※3　1人あたり340時間が上限
※4　1人あたり600時間が上限

ご利用方法

（1）対象労働者の雇入れ
（2）職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任（職業訓練を実施する場合のみ）
（3）職業訓練計画認定申請を労働局又はハローワークに提出し、認定を受ける（職業訓練を実施する場合のみ）
（4）職業訓練計画に基づき訓練実施（職業訓練を実施する場合のみ）
（5）申請期間内（※）に労働局又はハローワークに支給申請、受給
※　1回目：雇入れ日から起算して6か月経過した日の翌日から2か月以内
　　2回目：雇入れ日から起算して1年経過した日の翌日以降に初めて到来する賃金支払日の翌日から2か月以内
なお、職業訓練を実施する場合は申請期間が異なる場合があります。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
ハローワーク　URL:http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
都道府県労働局　URL:http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』

雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当等の一部を助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）又は出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率　：　休業手当又は賃金相当額の１／２（中小企業の場合は２／３）

※１　教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算
※２　支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日
※３　受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まず）。

ご利用方法

休業等又は出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等又は出向を行った後２か月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL:http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL:http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）

高年齢者や障害者などの就職が困難な方を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

（特定就職困難者コース）

60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

（生涯現役コース）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、１年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期）といい、支給対象期に分けて支給します。

（1）特定就職困難者コース

対象労働者（一般被保険者）		支給額		助成対象期間	
		中小企業以外	中小企業	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外	①高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50万円	60万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	120万円	1年	2年
	③重度障害者等	100万円	240万円	1年6か月	3年
短時間労働者※	④高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30万円	40万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	80万円	1年	2年

（※）週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

（2）生涯現役コース

対象労働者（高年齢被保険者）	支給額		助成対象期間
	中小企業以外	中小企業	
短時間労働者以外	60万円	70万円	1年
短時間労働者※	40万円	50万円	1年

（※）週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月（支給申請期間）以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

（ハローワーク）URL:http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

（労働局）URL:http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『従業員の処遇や職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

事業主が雇用管理改善、生産性向上などの取組みによって職場定着の促進等を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

（1）従業員の処遇や労働環境の改善のための雇用管理制度を新たに導入した事業主
（2）介護福祉機器の導入を行った介護事業主
（3）賃金制度を整備した介護事業主又は保育事業主
（4）人事評価制度と賃金制度を整備した事業主
（5）生産性向上に資する設備等への投資を通じて雇用管理改善を行った事業主
（6）働き方改革のために新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した事業主
（7）外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行った事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

（1）雇用管理制度助成コース
目標達成助成 ……57万円（生産性要件を満たす場合72万円）
労働協約又は就業規則を変更することにより、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））を導入し、その制度を実施した事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合

（2）介護福祉機器助成コース
① 機器導入助成……導入等に要した費用の25%（上限150万円）
介護労働者の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入を行った場合

② 目標達成助成 ……導入等に要した費用の20%
（生産性要件を満たす場合35%）（上限150万円）
①の助成金を受けた介護事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合

（3）介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
① 制度整備助成……50万円
介護事業主又は保育事業主が、労働協約又は就業規則を変更することにより、介護労働者又は保育労働者の賃金制度を整備した場合

② 目標達成助成（第1回）……57万円（生産性要件を満たす場合72万円）
①の助成金を受けた介護事業主又は保育事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職

率低下目標を達成した場合

③　目標達成助成（第２回）……85万5千円（生産性要件を満たす場合108万円）

②の助成金を受けた介護事業主又は保育事業主が、計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合

（4）人事評価改善等助成コース

①　制度整備助成……50万円

労働協約又は就業規則を変更することにより、生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度と、2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合

②　目標達成助成……80万円

①の助成金を受けた事業主が、計画の認定申請時より3年経過後に、生産性向上、賃金アップ及び離職率低下目標を達成した場合

（5）設備改善等支援コース……1年コース最大150万円　3年コース最大450万円

生産性向上や雇用管理の改善に関する計画を作成し、省力化のための措置など労働生産性向上に資する設備等への投資及び賃金アップを行う企業に対し、設備投資額に応じた助成を行う。

（6）働き方改革支援コース…雇い入れ労働者１人当たり60万円（短時間労働者40万円）
（生産性要件を満たす場合15万円（短時間労働者10万円）追加）

働き方改革に取り組む（※）ための労働力不足に対応する雇い入れを行い、一定の雇用管理改善を達成した中小企業等に助成を行う。

（※）働き方改革に取り組むとは、働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース）の支給を受けた中小企業のこと

（7）外国人労働者就労環境整備助成コース

目標達成助成　……就労環境整備に要した費用の１／２（上限57万円）
（生産性要件を満たす場合２／３（上限72万円））

就労環境整備の措置（雇用労務責任者の選任、就業規則等の社内規程の多言語化、苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度、社内マニュアル・標識類等の多言語化）を導入し、その措置を実施した事業所の、計画期間終了から１年経過後の外国人労働者の離職率が１０%以下となった場合

（※）計画期間終了から1年経過後の日本人労働者の離職率が計画期間前の1年間の離職率を上回っていないことも必要です。

ご利用方法

（1）雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護労働者又は保育労働者の賃金制度の整備、外国人労働者の就労環境整備措置の導入に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出

（2）労働局長が当該計画を認定

（3）計画に基づき雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、介護労働者又は保育労働者の賃金制度の整備、外国人労働者の就労環境整備措置の導入を実施

（4）計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給（「介護福祉機

器助成コース」、「介護・保育労働者雇用管理制度助成コース」のみ該当）

（5）目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に関する目標（※）を達成していた場合に、計画期間終了から1年経過した日の翌日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

※「外国人労働者就労環境整備助成コース」の目標は、外国人労働者の離職率が10%以下などになります。

（6）介護・保育労働者雇用管理制度助成コースについては、計画期間終了から3年経過後の離職率の低下に関する目標を達成していた場合にも、計画期間終了から3年経過した日の翌日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

※人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース及び働き方改革支援コースに係るご利用方法については、別途下記連絡先へお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

支援内容

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（１年ごとに３回支給）。

（単位：万円）

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（人）							
	3[2（創業）]～4		5～9		10～19		20～	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300以上1,000未満	48	60	76	96	143	180	285	360
	(50)		(80)		(150)		(300)	
1,000以上3,000未満	57	72	95	120	190	240	380	480
	(60)		(100)		(200)		(400)	
3,000以上5,000未満	86	108	143	180	285	360	570	720
	(90)		(150)		(300)		(600)	
5,000以上	114	144	190	240	380	480	760	960
	(120)		(200)		(400)		(800)	

※１　表に定める額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められた場合に支給する額。
生産性の向上の判定方法については、下記ホームページを参照。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

※２　中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の１／２の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数２名から対象とするとともに、初回の支給時に（　）内の額の倍額を支給。

※３　地域活性化雇用創造プロジェクトに参画する事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回の支給時に対象労働者１人当たり50万円を上乗せして支給。

※４　「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※５　対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備に要した費用が50億円以上で、大規模雇用開発計画を提出した事業主の場合は、※１～４にかかわらず、支給要件に応じて最高2.4億円を支給。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、当該計画期間の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出してください。対象地域等の詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

（1）人材開発支援助成金

■建設労働者認定訓練コース

支給対象となる方

① 職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体
② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主

助成内容

① :経費助成
広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の 16.7%（小数点第 2 位切り上げ）
② :賃金助成
1人あたり日額 3,800 円（※1）
（※1）人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コースのいずれかのコース）の支給の対象となった日数に限る。
③ :生産性向上助成
1人あたり日額 1,000 円（※2）
（※2）②の賃金助成について、生産性要件を満たす場合。

■建設労働者技能実習コース

支給対象となる方

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主又は建設事業主団体に対して助成

助成内容

① 経費助成（建設事業主）
◆20人以下の中小建設事業主： 支給対象経費の 75%（※1）
◆21人以上の中小建設事業主： （※2）
（35歳未満） 支給対象経費の 70%
（35歳以上） 支給対象経費の 45%
◆中小建設事業主以外の建設事業主： 支給対象経費の 60%（※3）

② 経費助成（建設事業主団体）
◆中小建設事業主団体： 支給対象経費の 80%（※1）
◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体： 支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）（※3）

③ 賃金助成（建設事業主）
◆20人以下の中小建設事業主：　1人あたり7,600円（8,360円）（※4）
◆21人以上の中小建設事業主：　1人あたり日額6,650円（7,315円）（※4）
④　生産性向上助成（生産性要件を満たした場合）
◆経費助成の支給決定を受けていた場合：支給対象経費の 15%
◆賃金助成の支給決定を受けていた場合：
◇20人以下の中小建設事業主：　1人あたり日額2，000円
◇21人以上の中小建設事業主：　1人あたり日額1，750円

（※1）被災三県については 100%
（※2）被災三県については 80%
（※3）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る
（※4）（　）は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

（2）人材確保等支援助成金

■雇用管理制度助成コース（建設分野）

支給対象となる方
① 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主
② 雇用する登録基幹技能者等の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成

助成内容
①：　第1回　72万円＜57万円＞　、　第2回　108万円＜85．5万円＞
②：　1人あたり年額8．4万円＜6．65万円＞又は4．2万円＜3．32万円＞（最長3年間）

■若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

支給対象となる方
① 若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主又は建設事業主団体
② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

助成内容
①：（建設事業主）
◆中小建設事業主：　支給対象経費の 75%＜60%＞
◆中小建設事業主以外の建設事業主：　支給対象経費の 60%＜45%＞
◆（雇用管理研修等を受講させた場合）：
1人あたり日額9,600円＜7,600円＞（最長6日間）
（建設事業主団体）
◆中小建設事業主団体：　支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）
◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：　支給対象経費の 50%
②：　支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）

■作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

支給対象となる方

① 被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主
② 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
③ 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

助成内容

①：支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）
②：支給対象経費の 75%＜60%＞
③：支給対象経費の 50%

※ ＜ ＞は生産性要件を満たしていない場合の支給額です。

（3）トライアル雇用助成金

■若年・女性建設労働者トライアルコース

支給対象となる方

若年者（35 歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成

助成内容

１人あたり月額最大４万円（最長3か月間）

お問い合わせ先
都道府県労働局
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/
助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

○ 本助成金は、ガイドライン（※1）に沿って、事業所ごとに有期雇用労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の（1）～（7）までのいずれかを実施した事業主に助成します。

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/30guide.pdf

（1） 正社員化コース

○ 就業規則または労働協約その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等（※2）を正規雇用労働者等に転換（※3）、又は直接雇用した場合に助成します。

※2 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先事業所で直接雇用する場合が対象になります。

※3 有期雇用労働者からの転換等に当たっては、雇用期間が3年以内の場合に限ります。また、正規雇用労働者等への転換又は直接雇用に当たっては、転換前後6か月の賃金総額を比較し、5%以上の増額が必要です。勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換又は直接雇用した場合に助成額を加算します。

（2） 賃金規定等改定コース

○ すべて又は雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合（※4）に助成します。

※4 中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算します。また、5%以上増額改定した場合は助成額を更に加算します。加えて、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算します。

（3） 健康診断制度コース

○ 有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します 。

（4） 賃金規定等共通化コース

○ 労働協約または就業規則の定めるところにより、その雇用する有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

（5） 諸手当制度共通化コース

○ 労働協約または就業規則の定めるところにより、その雇用する有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を新たに設け、適用した場合に助成します。

（6） 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

○ 労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施する事業主が、雇用する有期雇用労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成します。また、当該有期雇用労働者等の基本給を増額した場合等に助成額を加算します。

（7） 短時間労働者労働時間延長コース

○ 雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長又は労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険に適用させた場合に助成します。

支援内容

○ 上記の措置を講じ、一定の要件を満たした場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 ＜　＞は生産性の向上が認められる場合の額、(　)額は大企業の額
(1)正社員化コース	**① 有期 → 正規：1人当たり 57 万円＜72 万円＞(42.75 万円＜54 万円＞)** **② 有期 → 無期：1人当たり 28.5 万円＜36 万円＞(21.375 万円＜27 万円＞)** **③ 無期 → 正規：1人当たり 28.5 万円＜36 万円＞(21.375 万円＜27 万円＞)** **＜①～③合わせて 1 年度 1 事業所当たり 20 人まで＞** ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用する場合 ・ ①③：1人当たり 28.5 万円＜36 万円＞(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合、若者雇用促進法における 35 歳未満の者を転換等した場合 ・ ①：1人当たり 9.5 万円＜12 万円＞(大企業も同額)加算 ・ ②③：1人当たり 4.75 万円＜6万円＞(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合 ・ ①③：1事業所当たり 9.5 万円＜12 万円＞(7.125 万円＜9万円＞)加算
(2)賃金規定等改定コース	**① すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定：** **1人～3人 ：9.5 万円＜12 万円＞(7.125 万円＜9万円＞)** **4人～6人 ：19 万円＜24 万円＞(14.25 万円＜18 万円＞)** **7人～10 人 ：28.5 万円＜36 万円＞(19 万円＜24 万円＞)** **11 人～100 人：1人当たり 2.85 万円＜3.6 万円＞(1.9 万円＜2.4 万円＞)** **② 一部の有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定：** **1人～3人 ：4.75 万円＜6万円＞(3.325 万円＜4.2 万円＞)** **4人～6人 ：9.5 万円＜12 万円＞(7.125 万円＜9万円＞)** **7人～10 人 ：14.25 万円＜18 万円＞(9.5 万円＜12 万円＞)** **11 人～100 人：1人当たり 1.425 万円＜1.8 万円＞(0.95 万円＜1.2 万円＞)** **＜1 年度 1 事業所当たり 100 人まで、申請回数は1年度1回のみ＞** ※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に助成額を加算 すべての賃金規定等改定：1人当たり 1.425 万円＜1.8 万円＞ 一部の賃金規定等改定：1人当たり 0.76 万円＜0.96 万円＞ ※ 中小企業において5%以上増額改定した場合に助成額を加算 すべての賃金規定等改定：1人当たり 2.375 万円＜3万円＞ 一部の賃金規定等改定：1人当たり 1.235 万円＜1.56 万円＞ ※ 上記において、職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合1事業所当たり19 万円＜24 万円＞(14.25 万円＜18 万円＞)を加算　＜1事業所当たり1回のみ＞
(3)健康診断制度コース	**法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施：** **1事業所当たり 38 万円＜48 万円＞(28.5 万円＜36 万円＞)** **＜1事業所当たり1回のみ＞**
(4)賃金規定等共通化コース	**共通の賃金規定等の導入・適用：** **1事業所当たり 57 万円＜72 万円＞(42.75 万円＜54 万円＞)** **＜1事業所当たり 20 人まで、申請回数は1事業所当たり1回のみ＞** ※ 対象となる有期雇用労働者等が2人以上の場合、2人目から1人当たり2万円＜2.4 万円＞(1.5 万円＜1.8 万円＞)加算
(5)諸手当制度共通化コース	**共通の諸手当に関する制度の導入・適用：** **1事業所当たり 38 万円＜48 万円＞(28.5 万円＜36 万円＞)** **＜1事業所当たり 20 人まで、1事業所当たり1回のみ＞** ※ 対象となる有期雇用労働者等が2人以上の場合、2人目から1人当たり 1.5 万円＜1.8 万円＞(1.2 万円＜1.4 万円＞)加算 ※ 対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の手当1つにつき、16 万円＜19.2 万円＞(12 万円＜14.4 万円＞)加算
(6)選択的適用拡大導入時処遇改善コース	**選択的適用拡大の導入に伴い、有期雇用労働者等の働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施した場合：** **1事業所当たり 19 万円＜24 万円＞(14.25 万円＜18 万円＞)** **＜1事業所当たり1回のみ＞** ※基本給の増額割合に応じて、助成額を加算 2%以上3%未満 ：1人当たり 1.9 万円＜2.4 万円＞(1.425 万円＜1.8 万円＞) 3%以上5%未満 ：1人当たり 2.9 万円＜3.6 万円＞(2.2 万円＜2.7 万円＞) 5%以上7%未満 ：1人当たり 4.7 万円＜6万円＞(3.6 万円＜4.5 万円＞) 7%以上 10%未満 ：1人当たり 6.6 万円＜8.3 万円＞(5万円＜6.3 万円＞) 10%以上 14%未満：1人当たり 9.4 万円＜11.9 万円＞(7.1 万円＜8.9 万円＞) 14%以上 ：1人当たり 13.2 万円＜16.6 万円＞(9.9 万円＜12.5 万円＞) ＜1事業所当たり 45 人まで、1事業所当たり1回のみ＞ ※有期雇用労働者等の生産性の向上を図るための取り組み(研修制度及び評価の仕組みの導入)を行った場合、助成額 10万円(7.5 万円)を加算　＜1事業所当たり1回のみ＞ ※ 令和3年3月 31 日までの暫定措置

(7)短時間労働者労働時間延長コース	**① 有期雇用労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合:** **1人当たり 22.5 万円＜28.4 万円＞(16.9 万円＜21.3 万円＞** **② 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険に適用した場合:** **1時間以上2時間未満:1人当たり 4.5 万円＜5.7 万円＞(3.4 万円＜4.3 万円＞)** **2時間以上3時間未満:1人当たり9万円＜11.4 万円＞(6.8 万円＜8.6 万円＞)** **3時間以上4時間未満:1人当たり 13.5 万円＜17 万円＞(10.1 万円＜12.8 万円＞)** **4時間以上5時間未満:1人当たり 18 万円＜22.7 万円＞(13.5 万円＜17 万円＞)** **＜①と②合わせて 1 年度 1 事業所当たり 45 人まで＞** ※ ②については延長時間数に応じて以下の通り延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。 1時間以上2時間未満:13%以上昇給　2時間以上3時間未満:8%以上昇給 3時間以上4時間未満:　3%以上昇給　4時間以上5時間未満:2%以上昇給 ※ ②については令和3年3月 31 日までの暫定措置

※ 生産性の向上の判定方法等については、下記URLをご参照ください。
URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

ご利用方法

① 本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに、下記(1)の措置を行い、(2)のとおり作成した書類を事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※5)へ提出することが必要です。

※5 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由して提出できる場合があります。

(1) キャリアアップ管理者の配置

○ まず、事業所ごとに、有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

(2) キャリアアップ計画(※6)の作成

○ 次に、有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

※6 本計画は、3 年以上 5 年以下の期間にガイドラインに沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

② その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※7)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※8)へ支給申請してください。

※7 「支給申請書」やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※8 支給申請書等の提出は、ハローワークを経由して提出できる場合があります。

メニュー	基準日
1 正社員化コース	正規雇用等への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
2 賃金規定等改定コース	賃金規定等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日
3 健康診断制度コース	4人目の健康診断を実施した日を含む月の分の賃金を支払った日
4 賃金規定等共通化コース	共通の賃金規定等の適用後、6か月分の賃金を支払った日
5 諸手当制度共通化コース	諸手当制度を導入し、初回の諸手当支給後、6か月分の賃金を支払った日
6 選択的適用拡大導入時処遇改善コース	適用拡大措置の実施(基本給を増額した加算を受ける場合は基本給の増額)後、6か月分の賃金を支払った日
7 短時間労働者労働時間延長コース	週所定労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。
詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局または公共職業安定所にお尋ねください。

お問い合わせ先:都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)
(労働局)URL:https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/
(ハローワーク)URL:https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な方を試行的に雇用する事業主の皆さまへ』

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験の不足などから就職が困難な方を常用雇用へ移行することを目的にして、原則3カ月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

○ 助成金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。

② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方（※1）
③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている方
④ 紹介日時点で、ニートやフリーター等（※3）で 55 歳未満の方
⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する方（※4）

※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
※3 安定した職業に就いていない方で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方
※4 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

支援内容

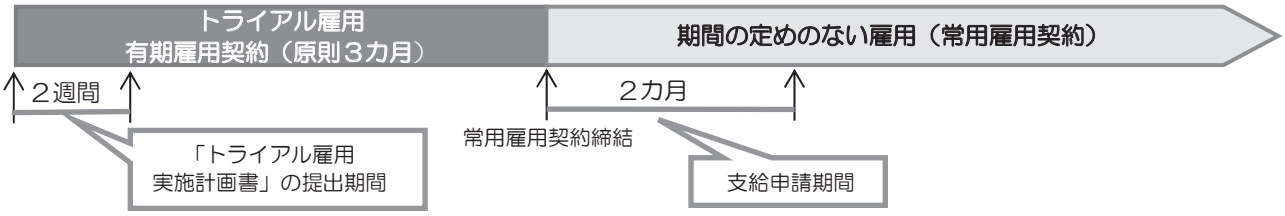
○ 対象者1人当たり、**月額4万円（最長3か月間）**

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、いずれも1人当たり月額5万円（最長3か月間）となります。

ご利用方法

① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を、紹介を受けたハローワーク等に提出してください。

② トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※ 助成金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『若者を採用するための支援策を知りたい』

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

①学卒求人等、若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること

②直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること

③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数等の雇用情報について公表していること　等

＜認定マーク＞



支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになります。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能		
4	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算 ①キャリアアップ助成金　②人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）　③トライアル雇用助成金 ④特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）		
5	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用することが可能		
6	公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて加点評価（「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」）		

ご利用方法

（1）都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。

（2）認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『高年齢者の雇用のための環境整備を実施した場合の支援策を知りたい』

65歳超雇用推進助成金

65 歳以上への定年年齢の引上げ等高年齢者のための雇用環境整備を行う事業主に対して助成します。

①65歳超継続雇用促進コース

対象となる方

労働協約又は就業規則により、65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかを規定し、実施した事業主

支援内容

上記の措置のうち実施した内容等に応じて一定額を支給します。
詳細は下記の問い合わせ先にてご確認ください。

ご利用方法

対象制度を実施した日の翌日から起算して 2 か月以内に、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以降「機構」）都道府県支部高齢・障害者業務課（以降「支部高齢・障害者業務課」）に対し、支給申請を行って下さい。

②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

対象となる方

高年齢者向けの成果を重視する評価・ 報酬体系の構築などの雇用管理制度の構築等の措置を実施した事業主

支援内容

当該措置に係る経費（人件費を除きます。その経費が50万円を超える場合は50万円。）（※1）の60%<75%>（中小企業以外は45%<60%>）を支給します。（※2）
（※1）1事業主につき初回の支給に限り、50万円の経費を要したものとみなします。
（※2）<>は生産性要件を満たす場合。

ご利用方法

計画開始日の 3 か月前までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、雇用管理整備計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。

認定後は、計画書に基づき、措置を実施して下さい。計画終了日の翌日から6か月を経過した日の翌日から 2 か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行って下さい。

③高年齢者無期雇用転換コース

対象となる方

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主

支援内容

転換した者1人につき48万円<60万円>（中小企業以外38万円<48万円>）を転換日から6ヶ月経過後に支給します。（※<>は生産性要件を満たす場合）

ご利用方法

計画開始日の 2 か月前までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。

認定後は、計画期間内で転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行って下さい。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　都道府県支部高齢・障害者業務課
（東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課）URL: http://www.jeed.or.jp/location/shibu/

『障害者等の職場適応・職場定着を図るための助成金を知りたい』

障害者雇用安定助成金

・障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、
・特に職場適応に困難を抱える障害者に対して、支援計画に基づきジョブコーチ支援を行う事業主
に対して助成し、障害者等の職場適応・職場定着及び一層の雇用促進を図ることを目的としています。

障害者職場定着支援コース

対象となる方

都道府県労働局において「職場定着支援計画」の認定を受けた上で、雇用する障害者に対して以下の措置を実施し、6か月以上職場に定着させた事業主に助成金を支給します。

対象となる措置	概要
1. 柔軟な時間管理・休暇取得	通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行うこと
2. 短時間労働者の勤務時間延長	週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長すること
3. 正規・無期転換	有期契約労働者を正規雇用や無期雇用に、無期雇用労働者を正規雇用に転換すること
4. 職場支援員の配置	障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置すること
5. 職場復帰支援	中途障害等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること
6. 中高年障害者の雇用継続支援	満45歳以上かつ勤続10年以上の障害者に対して、雇用継続のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること
7. 社内理解の促進	雇用する労働者に対して、障害者の支援に関する知識を修得させる講習を受講させること

支援内容

「職場定着支援計画」に基づいて実施する措置が継続している期間を6か月単位で区分した期間を「支給対象期」として、複数回にわたって助成金を支給します。

■助成額（一例）

※（ ）内は中小企業以外の事業主

措置		支給額	各支給対象期の支給額
1. 柔軟な時間管理・休暇取得		8（6）万円	4（3）万円 × 2期
2. 短時間労働者の勤務時間延長（20時間未満→30時間以上の場合）	重度身体障害、重度知的障害、精神障害の場合	54（40）万円	27（20）万円 × 2期
	上記以外の場合	40（30）万円	20（15）万円 × 2期
3. 正規・無期転換（有期雇用→正規雇用の場合）	重度身体障害、重度知的障害、精神障害の場合	120（90）万円	60（45）万円 × 2期
	上記以外の場合	90（67.5）万円	45（33.5）万円 × 2期
4. 職場支援員の配置（雇用で職場支援員を配置する場合）		4（3）万円／月	24（18）万円 × 4期
5. 職場復帰支援		6（4.5）万円／月	36（27）万円 × 2期

6. 中高年障害者の雇用継続支援	70(50)万円	35(25)万円 × 2期
7. 社内理解の促進(講習に計20万円以上を要した場合)	12(9)万円	

ご利用方法

「職場定着支援計画」ごとに定められた支給申請期間中に、支給申請書に必要書類を添付し、都道府県労働局又はハローワークに提出します。

障害者職場適応援助コース

対象となる方

職場適応に特に課題を抱える障害者に対して、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが作成又は承認する支援計画(以下「支援計画」という。)に基づき、次の①または②の支援を提供する事業主

① 訪問型職場適応援助者による支援
障害者の就労支援に係る一定の実績があり、他の企業に雇用されている障害者に対して、支援計画に基づき、訪問型職場適応援助者による支援を提供する事業主

② 企業在籍型職場適応援助者による支援
自社において企業在籍型職場適応援助者を雇用し、同じく自社において雇用する障害者に対して、支援計画に基づき、企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する事業主

支援内容

■ 助成額

① 訪問型職場適応援助者による支援
支援実施 1 日あたり 16,000 円(1日の支援時間が 4 時間未満(※)の場合、8, 000 円)
(※)精神障害者の支援の場合は 3 時間未満

② 企業在籍型職場適応援助者による支援
対象障害者1人につき1月当たりの支給額は次の表のとおり。

対象労働者		支給額(1人あたり月額)			
障害の種別	雇用形態				
精神障害者	短時間労働者以外の者	中小企業事業主	12万円	中小企業事業主以外	9万円
	短時間労働者(※)	中小企業事業主	6万円	中小企業事業主以外	5万円
精神障害者以外	短時間労働者以外の者	中小企業事業主	8万円	中小企業事業主以外	6万円
	短時間労働者	中小企業事業主	4万円	中小企業事業主以外	3万円

※ 短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が他の労働者と比べ短く、かつ 30 時間未満である者をいいます。

③ 支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成し、一定の要件を満たした場合、養成研修受講料の1／2を助成

ご利用方法

■ 受給資格認定申請

① 訪問型職場適応援助者による支援
各年度において、初めての支援計画の策定を行う日の2週間前(支援計画の策定を実施

しない場合は、支援計画に記載された支援期間の開始日の2週間前）までに、受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、受給資格認定を受けてください。

③　企業在籍型職場適応援助者による支援

支援計画の開始日から3か月以内に受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、受給資格認定を受けてください。

■支給申請

支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『初めて障害のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障害者雇用の経験のない事業主が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成する場合に、助成金を支給します。

対象となる方

過去3年間に障害者の雇用経験のない一定規模（※1）の事業主であって、ハローワーク、地方運輸局又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上（※2）の障害者を雇い入れた事業主

※1　常時雇用する労働者数（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者）が45.5人～300人である企業

※2　常時雇用する労働者数（※1と同じ）に法定雇用率（2.2%）を乗じた数（小数点以下切り捨て）

支援内容

■ 助成額
一事業主につき120万円

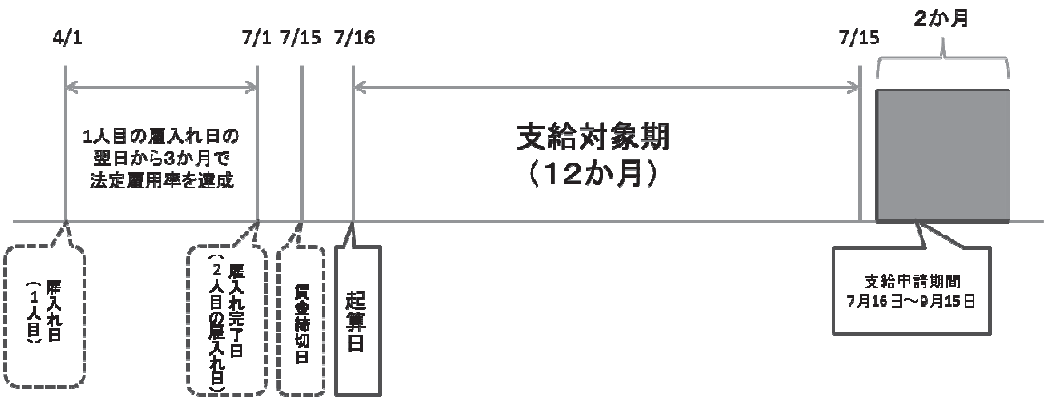
■ 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

支給対象期間（※）の末日の翌日から起算して2か月以内に、特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給申請書に必要書類を添付して、障害者を雇い入れた事業主の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※　支給対象期間は、障害者の雇い入れ完了日（1人目の障害者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に当該雇い入れる障害者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となった日。賃金締切日が定められている場合は雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日）から12か月

例：障害者雇入れ完了日が7/1で、賃金締切日が毎月15日の場合、支給対象期間は7/16～7/15までとなります。



お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『発達障害・難病のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金
（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害・難病のある方を継続して雇用する労働者として新たに雇用し、雇用管理事項を報告する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害・難病のある方をハローワーク等の紹介により一般被保険者かつ継続して雇用する労働者として新たに雇用する事業主。

注）事業主の方からは、雇い入れた労働者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

支援内容

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第１期	第２期	第３期	第４期	支給総額	
短時間労働者以外の者	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
	中小企業以外	25万円	25万円			50万円	2回
短時間労働者（※）	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回
	中小企業以外	15万円	15万円			30万円	2回

※　週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

雇入れから6か月経過するごとに、その後2か月以内に支給申請書に必要書類を添付し、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

人材開発支援助成金

（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース、建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース）

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、以下の支援内容について実施した雇用保険適用事業主又は事業主団体等が対象となります。対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧下さい。

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成します。助成内容は、以下の表のとおりです。

	対象	支給対象となる訓練又は制度	助成額・助成率※（ ）内は大企業	
				生産性要件を満たす場合
Ⅰ 特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等 （経費助成のみ）	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練（特定分野認定実習併用職業訓練、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練） について助成	OFF-JT ・経費助成：45%（30%） 【60（45%）】※1 ・賃金助成：760 円（380 円）/時・人 OJT＜雇用型訓練に限る＞ ・実施助成：665 円（380 円）/時・人	OFF-JT ・経費助成：60%（45%） 【75%（60%）】※1 ・賃金助成：960 円（480 円）/時・人 OJT＜雇用型訓練に限る＞ ・実施助成：840 円（480 円）/時・人
Ⅱ 一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等 （経費助成のみ）	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT ・経費助成：30% ・賃金助成：380 円/時・人	OFF-JT ・経費助成：45% ・賃金助成：480 円/時・人
Ⅲ 教育訓練休暇付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	・定額助成：30 万円	・定額助成：36 万円
		・有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	・経費助成（定額）：20 万円 ・賃金助成※2＜有給の場合＞：6,000 円/日・人	・経費助成（定額）：24 万円 ・賃金助成※2＜有給の場合＞：7,200 円/日・人
Ⅳ 特別育成訓練コース※3	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	OFF-JT ・経費助成：実費※4 ・賃金助成：760 円（475 円）/時・人 OJT＜一般職業訓練を除く＞ ・実施助成：760 円（665 円）/時・人	OFF-JT ・経費助成：実費※4 ・賃金助成：960 円（600 円）/時・人 OJT＜一般職業訓練を除く＞ ・実施助成：960 円（840 円）/時・人

Ⅴ　建設労働者認定訓練コース※5	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 （経費助成のみ）	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成	経費助成（訓練を実施した場合）：補助対象経費の16．7%（小数点第２位切り上げ） 賃金助成（雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合）：3,800 円/日・人	賃金助成（雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合）：4,800 円/日・人
Ⅵ　建設労働者技能実習コース※5	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 （経費助成のみ）	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法による登録基幹技能者講習 などを実施した場合について助成	20 人以下中小建設事業主： 経費助成 75% 賃金助成 7,600 円/日・人〈8,360 円/日・人〉※6 21 人以上中小建設事業主： 経費助成 35 歳未満 70% 35 歳以上 45% 賃金助成 6,650 円/日・人〈7,315 円/日・人〉※6	20 人以下中小建設事業主： 経費助成 90% 賃金助成 9,600 円/日・人〈10,360 円/日・人〉※6 21 人以上中小建設事業主： 経費助成 35 歳未満 85% 35 歳以上 60% 賃金助成 8,400 円/日・人〈9,065 円/日・人〉※6

※1　以下の場合に適用されます。
・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
※2　最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は除く）が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とする。
※3　非正規雇用労働者が対象
※4　一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定（中小企業等担い手育成訓練は対象外）
※5　建設事業主に対する他の助成金についてはP112に記載
※6　〈〉括弧内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

ご利用方法

1．Ⅰ～Ⅱの場合

（1）事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、年間職業能力開発計画を、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて訓練開始1か月前までに労働局に提出します。

（2）提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練を実施した後2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

（3）労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2．Ⅲの場合

（1）事業内職業能力開発計画及び制度導入・適用計画を作成し、制度導入・適用計画届や必要な添付書類を導入1か月前までに労働局に提出します。

（2）制度導入・適用計画期間の末日（制度導入日から3年）の翌日から2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。また、長期の教育訓練休暇制度導入の場合には、制度導入・適用計画期間（制度導入日から3年）内に、被保険者（被保険者数 100 人以上の企業においては、原則として賃金対象の対象となり得る2人目の者）の当該休暇取得開始日より1年以内であって、支給要件を満たす当該休暇の最終取得日（150 日を超えて当該休暇を取得する場合には 150 日目とする。）の翌日から2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

（3）労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

3．Ⅳの場合

（1）訓練実施計画届や訓練カリキュラム等、関係書類を訓練開始1か月前までに労働局に提出します。

（2）提出した訓練実施計画届に沿った職業訓練が終了した後2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

（3）労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

4．Ⅴ～Ⅵの場合

P112 にて詳しく記載

お問い合わせ先：最寄りの都道府県労働局 「都道府県労働局窓口一覧URL：https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html」 助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ね下さい。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』

認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の認定を都道府県知事から受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

認定職業訓練を行うことにより、人材育成の基盤がより強固になるとともに、企業イメージの向上、さらには従業員にとって働きやすく成長できる環境となり定着率の向上も期待できます。

また、中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、補助要件を満たせば都道府県からその訓練経費等の一部について、補助を受けることができます。

対象となる方

中小企業事業主又は中小企業主団体　等

支援内容

各都道府県の定めるところにより、認定職業訓練を実施するために必要な次の経費が補助対象となります。

〇運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
〇施設費・・・施設の建設及び修繕に要する経費
〇設備費・・・機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の2／3以内
※補助を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

ご利用方法

〇認定職業訓練の実施を検討される場合は、各都道府県の人材開発主管課へお問い合わせください。

お問い合わせ先
事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の担当窓口へご相談ください。

各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。または、厚生労働省ホームページ内で「認定職業訓練」を検索してください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/training_employer/nintei/index.html

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）

技能レベルの向上が必要な若年技能者については、ものづくりマイスターから実技指導を受けることができます。
※「ものづくりマイスター」とは、ものづくりに関して高度な技能・経験を有する方々で、令和
令和元年度末時点、111 職種で 11,515 名の方が登録されています。

対象となる方

製造業・建設業を営む中小企業

対象分野

建設業及び製造業に該当する以下の職種（111職種）。

① 建設業に該当する職種（32職種）

造園	さく井	建築板金	冷凍空気調和機器施工	石材施工	建築大工	枠組壁建築	かわらぶき
とび	左官	築炉	ブロック建築	エーエルシーパネル施工	タイル張り	配管	厨房設備施工
型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	樹脂接着剤注入施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	カーテンウォール施工
サッシ施工	自動ドア施工	バルコニー施工	ガラス施工	ウェルポイント施工	塗装	路面標示施工	広告美術仕上げ

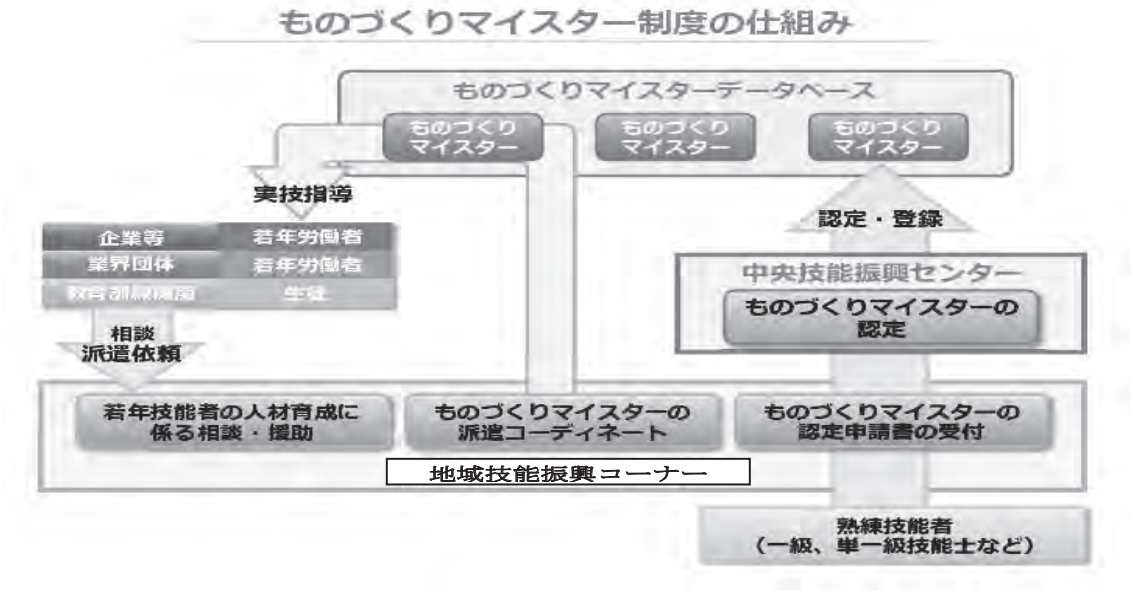
② 製造業に該当する職種（79職種）

金属溶解	鋳造	鍛造	金属熱処理	粉末冶金	機械加工	放電加工	金型製作
金属プレス加工	鉄工	工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理	溶射	金属ばね製造	ロープ加工
仕上げ	切削工具研削	機械検査	ダイカスト	機械保全	電子回路接続	電子機器組立て	電気機器組立て
半導体製品製造	プリント配線板製造	自動販売機調整	産業車両整備	鉄道車両製造・整備	光学機器製造	複写機組立て	内燃機関組立て
空気圧装置組立て	油圧装置調整	縫製機械整備	建設機械整備	農業機械整備	染色	ニット製品製造	婦人子供服製造
紳士服製造	和裁	寝具製作	帆布製品製造	布はく縫製	機械木工	木型製作	家具製作
建具製作	紙器・段ボール箱製造	製版	印刷	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	陶磁器製造
パン製造	菓子製造	製麺	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	みそ製造	酒造	情報配線施工
畳製作	テクニカルイラストレーション	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験	貴金属装身具製作	印章彫刻	表装
義肢・装具製作	メカトロニクス	電気溶接	電工	自動車工	車体塗装	時計修理	

支援内容

各地域に設置された地域技能振興コーナーにおいては、各企業の希望に応じて、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助を行うとともに、ものづくりマイスターを派遣して、若年技能者への実技指導を行います。

【ものづくりマイスターの実技指導に係る費用負担】
・ものづくりマイスターの派遣料・・・・・・・・　無料（１日３時間程度）
・実技指導において使用する材料費・・・原則受講者１人当たり１日2,000円までは企業負担はありません（2,000円を超える分については企業負担となります）。
・実技指導会場借料、器工具借料・・・企業で準備していただくこととなります（ただし、公共職業能力開発施設を利用する場合、企業負担は無くなります）。
※費用負担に関しては、材料費、会場借料等の状況により異なる場合があります。



ご利用方法

地域ごとに申請方法が異なりますので、事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

なお、制度紹介や具体的な活用事例等は、下記の「厚生労働省ものづくりマイスターデータベース」をご覧ください。

お問い合わせ先
事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

地域技能振興コーナーの連絡先一覧等は以下のURLからご覧いただけます。

【厚生労働省ものづくりマイスターデータベース】
URL：https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/

『 従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい 』

生産性向上人材育成支援センター

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プランの提案」、「職業訓練の実施」まで、中小企業等の人材育成に関する総合的な支援を行っています。

対象となる方

従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい中小企業等

支援内容

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」では、次の4つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性や技能・技術の向上を支援しています。

※このほか、訓練を受講する際に利用可能な「人材開発支援助成金」の紹介や、ポリテクセンターで実施する離職者向け職業訓練の受講者と求人企業とのマッチングも行っています。

人材育成メニュー	内容	訓練時間数	受講料・利用料
①在職者訓練（能力開発セミナー）	ものづくり分野を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、設備保全等に関する技能・技術の習得を支援する訓練コース	12時間～30時間	7,000円から30,000円（税込）（平均13,000円程度）
②生産性向上支援訓練	生産性向上に必要な生産管理、品質管理、組織マネジメント、マーケティング等に関する知識の習得を支援する訓練コース	6時間～30時間	3,300円から6,600円（税込）
③IT活用力セミナー（IT理解・活用力習得訓練）	IT技術の進展に対応するために必要な新技術の理解、データ処理、情報セキュリティ等に関する知識・スキルの習得を支援する訓練コース	3時間～18時間	2,200円から5,500円（税込）
④職業訓練指導員の派遣／施設・設備の貸出	「職業訓練指導員（テクノインストラクター）の派遣」や「施設・設備の貸出」により、企業が行う従業員の人材育成を支援	－	利用料は内容・時間数等により異なる

※①～③のメニューは、企業の要望に応じてオーダーメイドで訓練コースを設定することができます。

（相談の流れ）

STEP1 人材育成に関する相談
■ 担当者が企業を訪問して人材育成に関する課題などを整理

STEP2 人材育成プランのご提案
■ 企業ごとの課題に応じて、上記の人材育成メニューの中から最適なプランを提案

STEP3 職業訓練の実施
■ 提案した人材育成プランに基づいた職業訓練を実施し企業の人材育成を支援

【お問い合わせ先】
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
（詳細は最寄りの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。）
URL:http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/seisansei.html
※都道府県においても、地域の人材ニーズを踏まえた在職者向け職業訓練を実施しています。
詳細は各都道府県にお問い合わせください。

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』

勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、公的で安心な住宅融資を受けることができる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の自助努力（計画的な財産作り）を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。

本制度には、給与天引きによって預金を行う「財形貯蓄制度」（財形貯蓄）と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」（財形融資）等があります。

1. 財形貯蓄には、①使用目的が限定されない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があります。なお、ご利用にあたり、雇用形態は問いません。
2. 財形融資は、財形貯蓄残高の10倍までの範囲（最高4,000万円まで）で、融資を受けることができます（貸付金利0.70%　5年固定金利　令和2年1月現在）。なお、常用労働者数300人以下の企業の勤労者、または、18歳以下の子（母子手帳をお持ちの方も含みます。）を扶養する勤労者の方には、当初5年間の貸付金利を通常金利から0.2%引き下げる特例措置（0.70%→0.50%となります。）もあります（原則、令和3年3月末までの新規申込み分が対象です。両制度の併用はできません。）。

その他、事業主が「財形貯蓄制度」を利用している従業員のために、金融機関等に毎年金銭を拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があります。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」及び「財形年金貯蓄」は、元利合計550万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金または必要経費扱いとなります。なお、従業員が給付を受ける際には一時所得扱いとなります。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（財形貯蓄制度について）
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課　電話：03-5253-1111（5368）
（財形持家融資制度について）
（独）勤労者退職金共済機構　勤労者財産形成事業本部　電話：03-6731-2935
URL: http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php

『仕事と家庭の両立、女性活躍の推進のための支援策を知りたい』

両立支援等助成金

育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立や女性活躍のための職場環境整備に取り組む事業主を支援する助成金です。

対象となる方

各コースに応じて以下のとおりです。

（1） 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主（※1）

＜個別支援加算＞ ⇒今年度より新たに加算措置を設けました。（最高84万円支給）

男性労働者の育児休業取得前に、個別面談等育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に一定額を加算して支給

※1 育児休業については、中小企業は5日以上、中小企業以外は14日以上取得させることが必要です。また、育児目的休暇については、中小企業は5日以上、中小企業以外は8日以上取得させることが必要です。

（2） 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主

①対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、職場復帰した場合（※2）

②対象労働者が介護両立支援制度（例：所定外労働の制限、介護のための在宅勤務、介護フレックスタイム制等）を合計20日以上利用した場合（※2）

※2 今年度より、介護休業を14日から5日、介護両立支援制度を42日から20日に要件緩和。

（3） 育児休業等支援コース

① 育休取得時、 ② 職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき円滑な3か月以上の育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主

＜職場支援加算＞

育児休業取得者の代替要員の雇用等を行わずに、以前から雇用する従業員が対象労働者の業務をカバーした場合に一定額を加算して支給

③ 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主

④ 職場復帰後支援

育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主

（4） 再雇用者評価処遇コース（カムバック支援助成金）

育児・介護等を理由とした退職者が就業可能になったときに復職でき、退職前の勤務について評価する再雇用制度を導入し、希望者を再雇用した事業主

（5） 女性活躍加速化コース

行動計画に沿って取組目標及び数値目標を達成した常時雇用する労働者が300人以下の事業主（各企業1回限り）。

支援内容

各コースで以下の額が支給されます。
※＜＞内は、別途定める生産性向上に関する要件を満たした場合の支給額

（1） 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

	中小企業	中小企業以外
①－1　1人目の育休取得	57 万円＜72 万円＞	28.5 万円＜36 万円＞
＜個別支援加算＞	10 万円＜12 万円＞	5万円＜6万円＞
①－2　2人目以降の育休取得（※1） ※育休取得期間に応じ、右欄の額を支給	5日以上　14.25 万円＜18 万円＞ 14 日以上　23.75 万円＜30 万円＞ 1ヶ月以上　33.25 万円＜42 万円＞	14 日以上　14.25 万円＜18 万円＞ 1ヶ月以上　23.75 万円＜30 万円＞ 2ヶ月以上　33.25 万円＜42 万円＞
＜個別支援加算＞	5万円＜6万円＞	2.5 万円＜3万円＞
②　育児目的休暇の導入・利用（※2）	28.5 万円＜36 万円＞	14.25 万円＜18 万円＞

※1　1事業主当たり1年度10人まで（支給初年度のみ9人まで。支給初年度において①－1に該当する労働者がいない場合は、①－2のみの支給）。
※2　1事業主当たり1回まで。

（2） 介護離職防止支援コース

	中小企業
①介護休業	取得時　28.5 万円＜36 万円＞ 復帰時　28.5 万円＜36 万円＞
②介護両立支援制度	28.5 万円＜36 万円＞

※それぞれ、1事業主当たり1年度5人まで。

（3） 育児休業等支援コース

	中小企業	
①育休取得時（※1）	28.5 万円＜36 万円＞	
②職場復帰時	28.5 万円＜36 万円＞	＜職場支援加算＞ 19 万円＜24 万円＞
③代替要員確保時（※2）	47.5 万円＜60 万円＞	＜対象育児休業取得者が有期雇用者の場合の加算＞ 9.5 万円＜12 万円＞
④職場復帰後支援	制度導入時（※3） 28.5 万円＜36 万円＞	制度利用時（※4） （1）子の看護休暇制度　1,000 円＜1,200 円＞×時間 （2）保育サービス費用補助制度 実支出額の3分の2

※1　1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期契約労働者 1 人の計2人まで。
※2　1事業主あたり1年度 10 人まで5年間支給。
※3　「子の看護休暇制度」または「保育サービス費用補助制度」を就業規則等に整備した場合で、いずれか1事業主あたり1回限り。
※4　「子の看護休暇制度」は1企業あたり1年度 200 時間＜240 時間＞を上限、「保育サービス費用補助制度」は1事業主あたり1年度 20 万円＜24 万円＞を上限。また、最初の支給申請日から3年以内に5人まで。

（4） 再雇用者評価処遇コース （カムバック支援助成金）

	中小企業	中小企業以外
再雇用１人目	38 万円＜48 万円＞	28.5 万円＜36 万円＞
再雇用２～５人目	28.5 万円＜36 万円＞	19 万円＜24 万円＞

※1事業主当たり5人まで。
※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて、半額ずつ支給。

（5） 女性活躍加速化コース

	中小企業（※）
取組目標及び数値目標達成時	47.5 万円＜60 万円＞

※中小企業：常時雇用する労働者が300人以下の事業主。

ご利用方法

支給申請書と必要書類を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出
※両立支援等助成金の詳しい支給要件、申請期限、申請書様式など、厚生労働省ホームページをご覧の上、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働局の所在地一覧は以下のページをご覧ください。
URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『若者を採用するための支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

次の（1）の労働者を（2）の条件により雇い入れる事業主

（1） 対象労働者（以下の①～⑤のすべてに該当する求職者）

① 雇入れ日現在の満年齢が 35 歳以上 55 歳未満の者

② 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

③ 下記（2）①の紹介の時点で失業の状態にある者または非正規雇用労働者である者でかつ、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

（2） 雇入れの条件

対象労働者を次の①と②の条件によって雇い入れること

① ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

② 正規雇用労働者（短時間労働者を除く。）として、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

支援内容

下記の額を雇入れから6か月経過後と1年経過後の計2回支給します。

中小企業事業主　　：各 30 万円（計 60 万円）

中小企業事業主以外：各 25 万円（計 50 万円）

ご利用方法

（1） 対象者の雇入れ日から半年経過後、1年間経過後のそれぞれ2か月以内に必要な書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。

（2） 労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』

障害者トライアル雇用

障害者を継続雇用へ移行することを目的として、原則3か月間のトライアル雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

助成金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

（1）ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出すること。

（2）ハローワーク・職業紹介事業者等の職業紹介により、次のいずれかの要件を満たす障害者※1を、週20時間以上の労働時間※2でトライアル雇用すること。

① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※1 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者を指します。

※2 雇い入れ時の週の労働時間を10時間以上20時間未満として精神障害者又は発達障害者を試行雇用する場合は、「障害者短時間トライアル雇用」を活用できます。

支援内容

対象者1人当たり、月額4万円（最長3か月）を支給します。

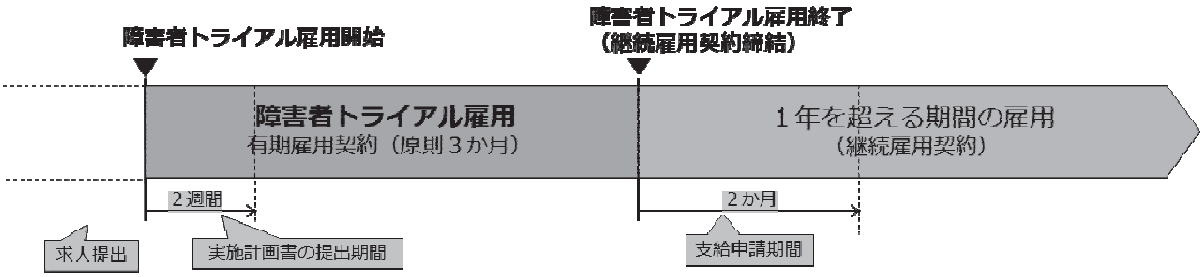
※ 精神障害者を試行雇用する場合は、
試行雇用開始から3か月間は月額8万円、4か月目から6か月目までは月額4万円を支給します。

ご利用方法

（1） 本助成金を受給しようとする事業主は、まずは、ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出してください。障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に、職業紹介を受けたハローワーク等に実施計画書を提出してください。

（2） 障害者トライアル雇用終了日の翌日から2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。

※ 障害者トライアル雇用を延長した場合、障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合、自己都合で離職した場合は支給申請期間が異なる場合があります。速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡ください。



※助成金の支給を受けるには一定の要件があります。詳細はハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先 ： 公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 （中途障害者の場合は1人につき 450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき 合計4，500万円）	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 （中途障害者の場合は1人につき 13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

対象となる障害者	助成率	限　度　額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1/3	・障害者1人につき　225万円 ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき計2，250万円）

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための助成金を知りたい』

障害者介助等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3／4	・配置1人　月15万円 ・委嘱1人　1回　1万円 年150万円まで	10年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			・委嘱1人　1回　1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続		2／3	・配置1人　月13万円 ・委嘱1人　1回　9千円 年135万円まで	5年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			・委嘱1人　1回　9千円 年22万円まで	

③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱	・6級以上の聴覚障害者	3／4	・委嘱1人　1回　6千円 年28万8千円 まで（障害者9人以下の場合）	10年間
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○ 障害者への合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	―	・増配置 （専従） 1人月8万円 （上限2名、最大6ヶ月） （兼任） 1人月1万円 （上限5名、 中小企業：最大12ヶ月、 その他：最大6ヶ月） ・研修受講 （受講費） 要した経費の2/3 （20万円まで） （賃金助成） 1人1時間700円 （上限10名、最大月10時間） ・委嘱 要した経費の2/3 （月10万円まで、最大6ヶ月）	1年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための助成金を知りたい』

重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主または事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、またはこれらの障害者を雇用する事業主を構成員とする事業主の団体

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 〇対象障害者用の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」上記については、対象障害者が5人以上であることが必要	3/4	・世帯用　月10万円 ・単身者用　月 6万円	10年間
②指導員の配置助成金 〇対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			・配置1人　月15万円	
③住宅手当の支払助成金			・障害者1人　月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 〇対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			・バス 1台　700万円	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 〇対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）			・委嘱1人　1回 6,000円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 〇対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人　1回 2,000円 ・交通費　1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 〇自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人　月5万円	10年間

⑧通勤用自動車の購入助成金 〇自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者	3/4	購入　1台　150 万円 （1級または2級の両上肢障害者の場合は1台 250 万円）	

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者を多数継続雇用し、障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者 ※対象障害者を1年を超えて継続して 10 人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が 2/10 以上であることが必要	2／3	・1認定5千万円 （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入				5年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者を雇用した後の専門的な支援を受けたい』

障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）

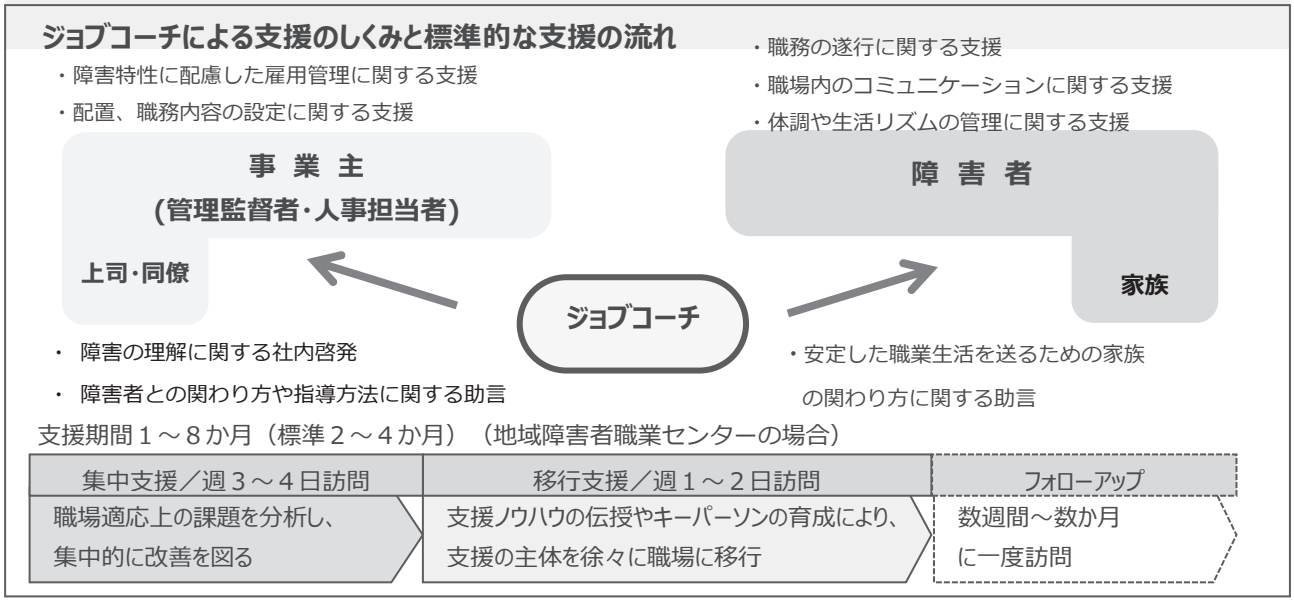
障害者が職場に適応できるよう、障害者や事業主等に対して、ジョブコーチによる専門的な支援を行います。

対象となる方

●障害者を雇用する事業主　または　障害者を雇用する予定の事業主

支援内容

●障害者の職場適応に向けた支援として、ジョブコーチが以下のアドバイスや提案を行います。
・【障害者へ】職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方など
・【事業主へ】本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方など



●ジョブコーチには以下の３種類があり、①と②については**無料**で利用できます。
また、自社の社員に研修を受けさせ、ジョブコーチとして配置することもできます。（③）

① 配置型	**地域障害者職業センターに所属するジョブコーチ**が、事業所に出向いて支援を行います（**無料**）
② 訪問型	就労支援を行っている**社会福祉法人等に所属するジョブコーチ**が、事業所に出向いて支援を行います（**無料**）
③ 企業在籍型	**自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて**、自社で雇用する障害者の支援を行います （企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対して、助成金制度（P128）があります。）

ご利用方法

●ジョブコーチに支援に来てもらいたい（①または②のジョブコーチを利用したい）
→お近くの地域障害者職業センターにご相談ください。
●自社の社員にジョブコーチスキルを身につけさせたい
→高齢・障害・求職者雇用支援機構または民間の研修機関へ申込みください。

お問い合わせ先
●地域障害者職業センターURL：https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/index.html
●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業リハビリテーション部研修課
（電話番号　043－297－9095）
●民間の研修機関（厚労省のHPに各研修機関へのリンクを掲載しています）
URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06a.html

『障害者の職場実習を計画・実施する事業主の皆様へ』

障害者職場実習支援事業

障害者を雇用したことがない事業主や、初めて精神障害者を雇用しようとする事業主が、障害者の受入を進めるために、就職を目指す障害者を対象として、職場実習を計画・実施した場合に職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる方

過去3年間において障害者の雇用実績がない、または過去3年間において精神障害者の雇用実績がない事業主であって、ハローワーク等と協力して、次の（1）～（4）のいずれにも該当する職場実習実施計画を策定し、職場実習を実施する事業主です。

（1） 実習期間：1週間から1か月
（2） 実習日数：原則として5日から20日
（3） 1日あたりの実習時間：3時間程度から当該事業所の所定労働時間を超えない範囲
（4） 職場実習の内容：実際の就労場面を想定した職場実習とし、事業所における作業等を通じて、OJTによる技能習得、労働習慣等の習得を目的とするものであること。

支援内容

（1） 職場実習受入謝金
実習対象者1人につき、職場実習を行った日数に日額5千円を乗じて得た額。
ただし、同一年度に支払う職場実習受入謝金の額は50万円が限度です。

（2） 実習指導員への謝金
実習指導員が助言、補助、支援等を行った場合、次の日額単価を乗じて得た額。
イ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 1万6千円
ロ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8千円

（3） 保険料
傷害保険及び損害賠償責任保険の保険料（実費）。

ご利用方法

「障害者職場実習実施計画認定申請書」に必要な書類を添えて、職場実習を開始する日の1か月前までに、管轄する（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、認定を受けてください。

職場実習の終了した日の属する月から1か月以内に、「障害者職場実習受入謝金等支給請求書」に必要な書類を添えて、認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『人材確保のためのマッチングを支援して欲しい』

人材確保対策推進事業

全国の主要なハローワークに設置する人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」において、人手不足に悩む事業主に対し、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを行うとともに、業界団体と連携した人材のマッチング支援を実施します。

対象となる方

人材不足分野（福祉（介護、医療、保育）のほか、建設、警備、運輸分野等）の職種の求人者

支援内容

ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、主に次のような支援を実施します。
・求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けたコンサルティング
・事業所見学会や就職面接会等の開催
・業界団体と連携した求人者向けセミナーの実施

ご利用方法

詳細は、下記までお問合せください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）の人材確保対策コーナー又は都道府県労働局職業安定部
（人材確保対策コーナー）
URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html
（労働局職業安定部）
URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『従業員の介護離職を防止したい、育休取得者の継続就労を支援したい』

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

従業員の介護離職の防止や、従業員のスムーズな育児休業の取得・職場復帰への支援について、お悩みの事業主を対象に支援を行っています。

対象となる方

・従業員の介護離職を防止するための事前の取組や、実際に介護休業等を取得する従業員が発生した場合の対応についてお悩みの事業主の方

・育児休業を取得する従業員が円滑に育児休業を取得し、職場復帰するための取組について、お悩みの事業主の方

支援内容

仕事と介護、仕事と育児の両立に関して知見を持った社会保険労務士等の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が事業主や人事労務担当者を訪問し、無料でアドバイスします。アドバイスは、「介護支援プラン」や「育休復帰支援プラン」を活用して行い、従業員の円滑な介護休業・育児休業等の取得から職場復帰までを支援する方法について、各プランナーが企業の状況を共に確認します。

その他、各種マニュアルの提供、各プランの策定についてのセミナーを開催し、セミナー後の個別相談等を行っています（いずれも無料）。

ご利用方法

下記URLから、申し込みフォームにお進みいただき、お申込みください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080072.html

お問い合わせ先
厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
電話：03-5253-1111（内線7863）

『移動式クレーンや墜落制止用器具を構造規格に合うものに更新したい』

既存不適合機械等更新支援補助金

労働安全衛生法第 42 条等に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により、最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等であって、最新の構造規格に適合しないもの（既存不適合機械等）を所有する中小企業等に対し、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全衛生を有する機械等の普及を促進する観点から、当該機械等の改修、買換え等によりに要する費用の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

中小企業基本法第2条各号に規定する中小企業者である法人、又は、労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第１項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者）

支援内容

■　移動式クレーンの過負荷防止装置

1　間接補助対象経費：「移動式クレーン構造規格」に適合しない既存の過負荷防止装置（つり上げ荷重が3トン未満のものに限る。）を一定の基準に適合する過負荷防止装置に更新するための改修、買換え等に要する経費

2　補助金交付額：間接補助対象経費と基準額（１機あたり20万円）を比較して、少ない方の額の2分の1　（複数の過負荷防止装置に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は30万円を上限とする）

■　フルハーネス型墜落制止用器具

1　間接補助対象経費：「墜落制止器具の規格」に適合しない既存の安全帯を一定の基準に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に更新するための買換え等に要する経費

2　補助金交付額：間接補助対象経費（※）と基準額（１本あたり2万５千円）を比較して、少ない方の額の2分の1（複数のフルハーネス型墜落制止用器具に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は62.5万円を上限とする）

※　当該経費の総額が20万円を下回るものについては申請できません。



ご利用方法

■　間接補助金の公募の時期、申請先等

間接補助金となりますので、補助事業者（執行団体）が補助金の公募を行います。公募の時期や申請方法の詳細は、執行団体が決定次第、厚生労働省ウェブサイト等でお知らせします。

『中途採用の拡大や移住者の採用を支援する施策、
中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

中途採用等支援助成金

中途採用の拡大や移住者の採用、起業による雇用機会の創出等を行う事業主に対して助成するものであり、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進、生涯現役社会の実現を目的としています。

①中途採用拡大コース

対象となる方

中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大又は②45歳以上の方の初採用）させた事業主（一定期間経過後に生産性が向上した事業主には追加助成あり）

支援内容

	①中途採用率の拡大		②45 歳以上の方の初採用
中途採用拡大助成	20 ポイント以上向上	40 ポイント以上向上	60 万円 又は 70 万円（※）
	50 万円	70 万円	
うち期間前の中途採用率が0%であった場合	上記支給額に 10 万円上乗せ		
生産性向上助成	25 万円		30 万円

※雇入れ時の年齢が60歳以上の者を初めて雇い入れた場合に70万円を支給

ご利用方法

（1） 中途採用計画を労働局又はハローワークに提出
（2） 中途採用計画により、中途採用者の雇用管理制度を整備するとともに、次の①又は②のいずれかの措置を実施
　① 中途採用計画期間に中途採用により2人以上雇い入れ、かつ、中途採用計画期間中の中途採用率から、計画期間の初日の前日から過去3年間における中途採用率を減じた値を20ポイント以上とする
　② 中途採用計画期間中に雇入れ時の年齢が45歳以上の者を初めて雇い入れる
（3） 中途採用計画期間の終了した日（①）又は45歳以上の中途採用者の雇入れ日（②）から起算して6か月経過する日の翌日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、助成金（中途採用拡大助成）を受給
（4） 中途採用拡大助成を受給したのち、中途採用計画期間の初日が属する会計年度の前年度とその3年度後の会計年度の生産性を比較して、その生産性が6%以上向上していた場合に、3年度後の会計年度の末日の翌日から5か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、助成金（生産性向上助成）を受給

②UIJターンコース

対象となる方

東京圏からの移住者（※1、※2）を雇い入れた事業主

※1　地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限ります。
※2　新規学卒者および新規学卒者と同一の採用の枠組みで採用された者は除きます。

支援内容

移住者の採用活動（※3）に要した経費に1／3（中小企業事業主は1／2）を乗じた額（上限100万円）を助成します。

※3　①募集・採用パンフレット等の作成・印刷、②自社ホームページの作成・改修、③就職説明会・面接会・出張面接等の実施、④外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）によるコンサルティングをいいます。

ご利用方法

（1）計画書を労働局又はハローワークに提出し、認定を受ける
（2）計画書に基づき、移住者の採用活動を実施し、移住者を採用
（3）計画の終期（※4）の翌日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、助成金を受給

※4　計画の終期にあって、移住者の雇入れ日から6か月を経過していない場合は、当該雇入れ日から6か月を経過する日

③生涯現役起業支援コース

対象となる方

起業に伴って、雇用創出のための募集・採用や教育訓練に関する計画（「雇用創出措置に係る計画書」）を都道府県労働局へ提出して、当該計画期間内に、中高年齢者等（※）を雇い入れた、中高年齢者（40歳以上の者）である事業主

（※）雇入れを行う中高年齢者等の数（以下のいずれかを満たすこと。）

①60歳以上の者を1名以上　②40歳～59歳の者を2名以上　③40歳未満の者を3名以上（40歳～59歳の者を1名雇い入れる場合は、40歳未満の者2名以上）

支援内容

（1） 計画期間内において要した募集・採用や教育訓練等に係る経費の一部を助成します。

	助成率	助成上限
高年齢者（60歳以上の者）が起業を行った場合	2/3	200万円
上記以外の者（40歳～59歳の者）が起業を行った場合	1/2	150万円

（2） また、「雇用創出措置に係る計画書」の提出日の属する会計年度とその3年度経過後の会計年度の生産性を比較して、その伸び率が6％以上ある場合には、（1）で受給した額の25％の額を別途支給します。

ご利用方法

（1） 起業日から11か月以内に「雇用創出措置に係る計画書」を作成し、労働局又はハローワークに提出・認定を受ける
（2） 計画書に基づき募集・採用や教育訓練に関する取組を実施
（3） 計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請書を提出、助成金支給
（4） 3年度経過後の会計年度の生産性の伸び率が6％以上ある場合には、3年度経過後の会計年度の末日の翌日から5か月以内に労働局又はハローワークに支給申請書を提出、助成金支給

（注） なお、①～③の各コースの受給に当たっては、上記の他各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
ハローワーク　URL ： http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
都道府県労働局　URL ： http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『働き方改革に取り組むための融資制度を知りたい』

働き方改革推進支援資金

「働き方改革」や「多様な人材の活用促進」などに取り組むために必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次の（1）～（10）のいずれかに取り組む方。

（1）非正規雇用の処遇改善に取り組む方
（2）事業場内最低賃金の引上げ（2%以上）に取り組む方
（3）従業員の長時間労働の是正に取り組む方
（4）次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方
（同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。）
（5）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方
（同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。）
（6）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けた方
（7）地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方
（8）障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
（9）外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
（10）事業所内保育施設を整備する方

※貸付対象（1）～（5）、（7）～（10）について、社会保険及び労働保険への加入義務がある事業者（法人に限る。）は、社会保険及び労働保険への加入が要件。（ただし、次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定又は女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方を除く）。

支援内容

◆貸付限度◆

・中小企業事業　7億2,000万円（うち長期運転資金2億5,000万円）
・国民生活事業　7,200万円（うち運転資金4,800万円）

◆貸付期間◆

・中小企業事業　設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
長期運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
・国民生活事業　設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

◆貸付利率

貸付対象	貸付利率
(1)	・特別利率①:非正規雇用労働者の平均基本給を2%以上増額する場合 ・特別利率②:非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合
(2)(7)(9)	・特別利率①
(3)	・特別利率①:全従業員の平均の月間所定外労働時間数を前年同月と比べて5時間以上削減する場合 ・特別利率②:上記に加えて、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合
(4)(5)	・特別利率① ・特別利率②:次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定又は女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方
(6)(10)	・特別利率②
(8)	・特別利率① ・特別利率②:障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の各支店の窓口にお申し込み下さい。
※必要書類など詳しくは下記へお問合せください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話:098-941-1795

『高齢者が安心して安全に働くことのできる職場にしたい』

エイジフレンドリー補助金

60 歳以上の高年齢労働者を雇用する事業者に対して、高年齢労働者が安心して安全に働くことのできる職場環境の整備を促進し、高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施、高年齢労働者に特有のリスクを低減するための設備等の改善、高年齢労働者の健康確保のための措置等に要する経費の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者等

支援内容

本補助金は、前記の「対象となる方」に該当する事業者が、高年齢労働者の安全衛生確保措置について実施計画を策定し、審査の上選定された場合、その措置を実施した後に受給することができます。

措置の例は以下のとおりです。

〇高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費

〇高年齢者に優しい機械設備の導入等に関する経費

・自動ブレーキや踏み間違い防止装置付き車両の導入
・腰痛予防機器の導入等による腰痛予防
・熱中症防止ファン付き作業着の導入
・作業場内段差解消のための補修経費
・見やすい標識や警告灯の設置経費
・その他の先進的な安全衛生対策

〇健康確保のための取組に関する経費

・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
・トレーナーや施設・設備による筋肉量の維持向上
・食事による栄養確保の視点から歯科健診や歯科保健指導等
・その他の先進的な安全衛生対策

交付額は、間接補助対象経費と基準額（１件あたり200万円）を比較して、少ない方の額の２分の１となります。

ご利用方法

■　間接補助金の公募の時期、申請先等

間接補助金となりますので、補助事業者（執行団体）が補助金の公募を行います。公募の時期や申請方法の詳細は、執行団体が決定次第、厚生労働省ホームページ等でお知らせします。

（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html）

『副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組みたい』

副業・兼業労働者健康診断助成金

副業・兼業を行う 40 歳未満の労働者に対して一般健康診断の実施による健康確保に取り組む事業場に対して、その要した費用を助成します。

対象となる方

一般健康診断の実施義務が課せられていない40歳未満の副業・兼業労働者に対して、一般健康診断を実施した事業場。

支援内容

助成対象	助成額
一般健康診断の実施	1副業・兼業労働者あたり1回限り10,000円、1事業場あたり100,000円を上限に実費を支給。

ご利用方法

詳しくは（独）労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先
（独）労働者健康安全機構　勤労者医療・産業保健部　産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

『精神・発達障害者と一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めたい』

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

企業で働く一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。

対象となる方

企業に勤めている方であればどなたでも受講できます。現在、障害者と一緒に働いているかどうか等は問いません。

支援内容

講座では、講師が紹介する様々な事例を通じて、精神障害、発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などを、短時間（90分～120分程度）で学ぶことができます。

・精神疾患（発達障害を含む）の種類
・精神障害、発達障害の特性
・共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）など

ご利用方法

●集合講座：労働局やハローワーク等を会場に、多くの企業から広く受講を募って講座を実施します。
→開催日程・場所などは、下記「お問い合わせ先」の都道府県労働局またはポータルサイトにてご確認ください。

●出前講座：個別企業からの要請に応じて、講師が各職場へ出向いて講座を実施します。
→詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

●e-ラーニング版：本講座のe-ラーニング版を公表しています。「まずは基礎知識を学びたい」という方はこちらをご利用ください。
→（e-ラーニング版）https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/

お問い合わせ先
●都道府県労働局
URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

●全国の開催日程・場所などは次のポータルサイトにも掲載しています。
URL：https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shigotosupporter/

『障害者の雇用を推進するための支援策を知りたい』

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度

障害者の雇用の促進・雇用の安定に関する取組の状況等が優良な中小事業主について、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。

令和元年の障害者雇用促進法の改正により、令和2年4月1日から新たに始まる認定制度で、好事例の横展開や社会的メリット等の確保・向上を図ることで中小事業主における障害者雇用の取組を推進していきます。

対象となる方

認定基準を満たす中小事業主（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

- 法定雇用障害者数を雇用していること（障害者を1人以上雇用していること）
- 障害者雇用促進法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと
- 以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主

大項目	中項目	小項目
取組（アウトプット）	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	（障害特性に配慮した）環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果（アウトカム）	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示（ディスクロージャー）	取組（アウトプット）	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果（アウトカム）	⑯数的側面、⑰質的側面

支援内容

認定を受けると、以下のメリットがあります。

＜認定のメリット＞
- ○ 自社の商品、広告等への認定マークの使用
- ○ 求人票へのマークの表示
- ○ 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
- ○ 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
- ○ 好事例の相互参照・横展開
- ○ 政策金融公庫による低利融資
- ○ 地方公共団体の公共調達等における加点の促進　等

ご利用方法

（1）事業所を管轄する都道府県労働局又はハローワークに対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
（2）認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先
都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）
（労働局）URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/
（ハローワーク）URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『短時間であれば働くことのできる障害者を雇用する際に給付金を受けたい』

短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）の雇用に対する支援

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、週20時間未満の雇用障害者数に応じて、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を支給する制度が令和2年4月1日から始まります（申請は令和3年4月1日からとなります。）。
また、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合、人数に応じて障害者雇用調整金又は報奨金を支給します。

対象となる方

●週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主
●障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主

支援内容

●週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対して、その企業規模に応じて、特例給付金を支給します（令和2年4月1日施行）。

事業主区分	支給額[注1]	支給上限人数[注2]
100人超	7,000円／人月	週20時間以上の雇用障害者数（人月）
100人以下	5,000円／人月	

（注1）支給額は、支給対象の雇用障害者数（実人数）に基づき、月ごとに算出。
（注2）支給上限人数の算定においては、重度障害者の場合のダブルカウント及び短時間労働者の場合のハーフカウントを適用。

●障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対して、その企業規模に応じて、調整金又は報奨金を支給します。

事業主区分	支給額	支給上限人数
100人超（調整金）	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数[注1]×27,000円	―
100人以下（報奨金）	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数[注2]×21,000円	―

（注1）支給額は、支給対象の雇用障害者数（実人数）に基づき、月ごとに算出。
（注2）各月の雇用障害者数の年度間合計数について、各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数を超えて雇用する障害者数（実人員）に基づき、月ごとに算出。

ご利用方法

●上記の特例給付金、調整金、報奨金は全て同様の時期で申請いただくことになります。

・申請対象期間:
申請年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日まで
（※この期間に雇用した特定短時間労働者について特例給付金を支給します。）

・申請:
《100人超事業主》
⇒申請年度の4月1日から5月15日までの間
《100人以下事業主》
⇒申請年度の4月1日から7月31日までの間

・支給:
申請年度の10月1日から12月31日までの間に実施
（※申請対象期間の中途に事業を廃止した事業主にあっては、当該事業を廃止した日から45日以内を申請期限とし、当該申請を受理した日から3月以内に支給します。）

お問い合わせ先
●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　納付金部
（電話番号　043－297－9650）
URL:http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/

『海外に進出をする際・進出後の現地支援策を知りたい』

現地進出支援強化事業（海外進出支援）

現地の公的機関や民間の協力機関とのネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援するプラットフォーム事業を実施します。また、海外においてアドバイザーによるコンサルティングや貸オフィスを提供します。

対象となる方

1. 海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者

支援内容

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
　現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外に配置し、現地進出・輸出等に関する皆様からのご相談にお応えします。また、在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

※設置箇所（17ヵ国・地域、24拠点）：インド（チェンナイ、ムンバイ）、インドネシア（ジャカルタ）、カンボジア（プノンペン）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、中国（上海、広州、成都、北京、香港）、バングラデシュ（ダッカ）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、米国（サンフランシスコ、シカゴ）、ブラジル（サンパウロ）、メキシコ（メキシコシティ）、ドイツ（デュッセルドルフ）、フランス（パリ）、アラブ首長国連邦（ドバイ）

2. ジェトロ・ビジネス・サポートセンター（BSC）
　タイ・ベトナム・フィリピン・ミャンマー・インドにおいて、ビジネス立ち上げに必要なオフィススペースと、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、海外拠点立ち上げの支援を行います。

ご利用方法

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
①海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
最寄りのジェトロ国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

②既に海外に拠点を有する中小企業者
最寄りのジェトロ海外事務所までお問合せください。

※事業詳細は以下のページをご覧ください。
URL: https://www.jetro.go.jp/services/platform.html

2. ジェトロ・ビジネス・サポートセンター（BSC）
　ご利用の際は以下URLからお申込みください。なお、利用対象企業には条件があります。詳細については、以下URLをご確認ください。
URL：http://www.jetro.go.jp/services/bsc/

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html
ビジネス展開支援課TEL：03-3582-5017　メール：platform-bda@jetro.go.jp
最寄りの国内事務所　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

『海外販路開拓に関する支援策を知りたい』

現地進出支援強化事業（海外販路開拓支援）

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様の海外販路開拓をお手伝いします。

対象となる方

海外販路開拓を検討中または既に取り組まれている中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様

支援内容

1．海外展示会への出展支援※事前審査あり

海外展示会でジェトロが主催するジャパンパビリオンへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、ジェトロより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部割引を受けることができます（出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します）。

2．海外バイヤーとの商談会を国内で開催

海外のバイヤー等を招へいし、国内で商談会を開催します。バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。

3．海外有望市場へ販路開拓ミッションを派遣

我が国中小企業の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるよう現地商談会や市場視察などを行うミッションを派遣します。

4．経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス

経済連携協定（EPA）活用のメリットなどに関してセミナーの開催やアドバイザーによる個別相談等を実施します。

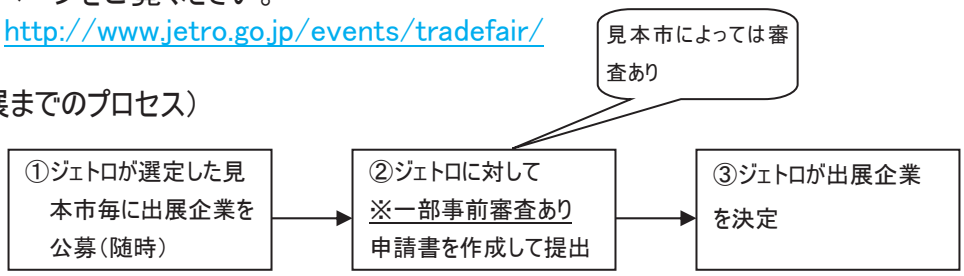
ご利用方法

1．海外展示会への出展を支援※事前審査あり

出展者を募集する展示会の情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。

URL：http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/

（出展までのプロセス）



2．海外バイヤーとの商談会を国内で開催

参加者を募集する商談会の情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。
詳細は以下のページをご覧ください。
URL：http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/

3．海外有望市場へ販路開拓ミッションを派遣

参加者を募集するミッションの情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。
詳細は以下のページをご覧ください。
URL：http://www.jetro.go.jp/events/mission/

4．経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス

詳細は以下のページをご覧ください。
URL：https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/
https://www.jetro.go.jp/services/advisor/

お問い合わせ先
日本貿易振興機構（ジェトロ）　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内　電話：03-3582-5511
最寄りの国内事務所　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

『海外進出先のビジネスを担う現地人材を育成したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）

海外進出先の現地ビジネスの担い手となる現地人材を育成するために行う、日本での受入研修、現地への専門家派遣の取組に対して、支援を受けることができます。

対象となる方

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中小企業等
（ただし、海外進出先が新興国となる場合に限られます。）

支援内容

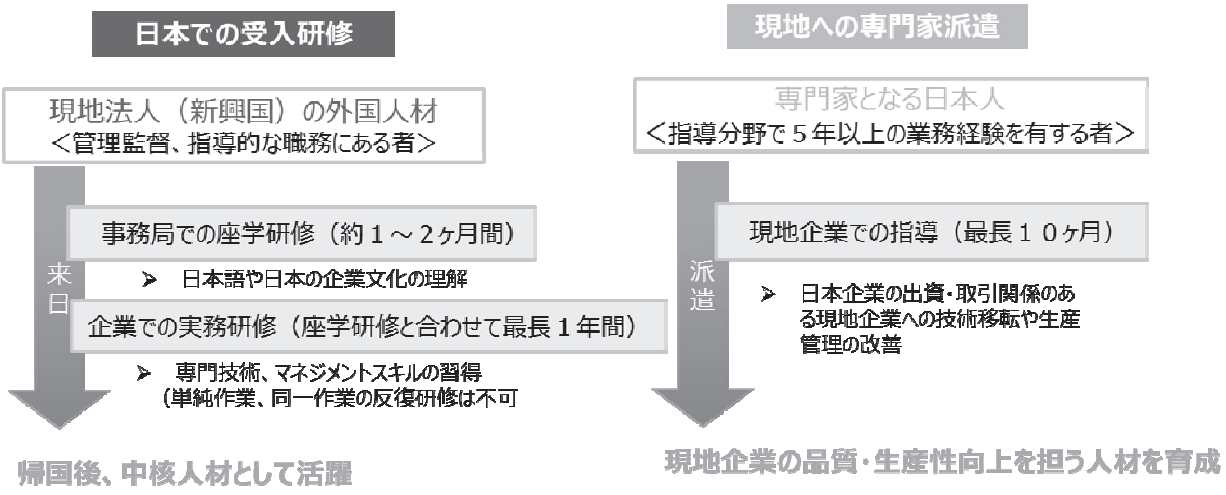
1．日本での受入研修

海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施、必要経費（滞在費等）の補助を行います。

2．現地への専門家派遣

日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費（渡航費、滞在費等）の補助を行います。

- 補助対象経費：　滞在費、国内移動費、渡航費（現地への専門家派遣のみ）　等
- 補助率：　中小企業・中堅企業　2/3
  大企業　1/3（別に定める重点案件の場合：1/2）



ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　技術・人材協力課　電話：03-3501-1937
一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）
受入研修　TEL：03-3549-3051、専門家派遣　TEL：03-3549-3050

『海外ビジネスに向け、優れた知識や技能を有する外国人材を活用してみたい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）

海外展開に取り組む中小企業等における外国人材の活用に向けて、高度な知識・技能を有する外国人学生等の日本企業でのインターン受入れの機会を提供します。

対象となる方

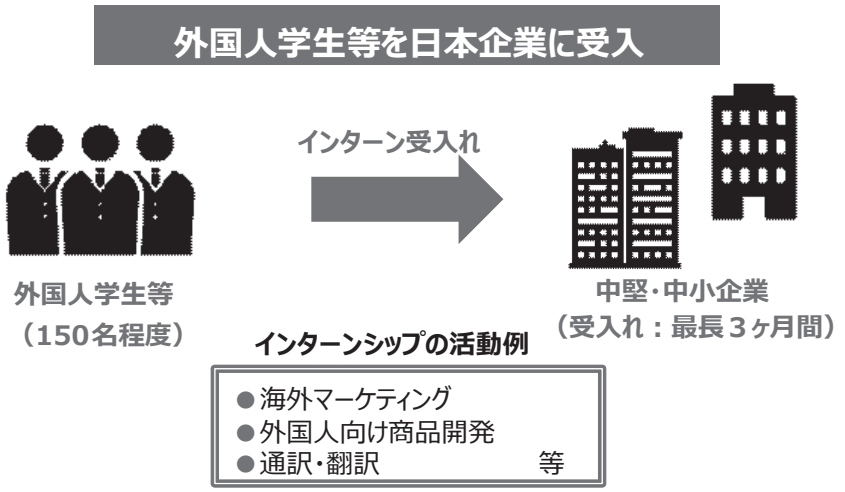
高度外国人材のインターン受入れに取り組みたい中小企業等
（ただし、受入れ対象の外国人材は新興国等開発途上国（中国を除く。）の学生等に限られます。）

支援内容

今後の海外ビジネスの担い手として、優れた知識や高度な技術を有する外国人材を活用したいと考える中小企業等に対し、外国人学生等のインターン受入れ機会を提供します。

＜実施概要＞

- 外国人学生等のインターン受入れを希望する中小企業等を公募（学生等の専攻分野、技術分野等の条件を登録）。
- 事務局にて、インターン候補生となる外国人学生等を募集し、日本企業とのマッチングを実施。
- 実施にあたり、受入企業向けの事前準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費（渡航費、滞在費等）を支援。



ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先
・経済産業省　貿易経済協力局　技術・人材協力課　電話：03-3501-1937
・国際化促進インターンシップ事業　事務局　URL：https://internshipprogram.go.jp/

『海外の生産拠点の省エネ化を推進する現地人材を育成したい』

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金

日本企業の海外の生産拠点において、生産工程の効率化、不良率の改善等により、エネルギー使用量の削減を推進する現場リーダーとなる現地人材の育成を支援します。

対象となる方

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中小企業等

- 対象国・地域：アジアの国・地域
- 対象業種：自動車、産業機械、電気機械分野における生産プロセスの省エネ化

支援内容

1．日本での受入研修

海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施、必要経費（渡航費、滞在費等）の補助を行います。

2．現地への専門家派遣

日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費（渡航費、滞在費等）の補助を行います。

- 補助対象経費：　滞在費、国内移動費、渡航費　等
- 補助率：　中小企業・中堅企業　2/3
  大企業　1/3（別に定める重点案件の場合：1/2）

※　受入研修・専門家派遣の実施スキームは、「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）」と同じ。

日本での受入研修（活用事例）

- 不良率の改善を図るために生産工程を見直し、海外の生産拠点の競争力強化に取り組みたい。
- 現場リーダーの外国人材を日本のマザー工場に受け入れ、日本水準の加工技術や品質管理のスキルを習得させるための実務研修を実施。
- 海外工場に戻り、指導者として生産プロセスの見直しに取り組むことで、生産性が向上。　（エネルギー使用量の削減）

現地への専門家派遣（活用事例）

- 海外子会社の生産工場において、日本から比較的新しい省エネ型の機械装置を導入したい。
- 設備保全ノウハウの日本からの移転や、段取り替えの工夫による機械稼働時間の短縮を図るため、日本から専門家を派遣して現地指導を実施。
- 新型の機械装置を導入した生産ラインの立ち上げにより、海外工場の加工効率等の向上。　（CO_2削減を実現）

ご利用方法

事業実施機関を通じて、募集を行います。

お問い合わせ先
一般財団法人　海外産業人材育成協会（AOTS）
電話：受入研修　03-3549-3051、専門家派遣　03-3549-3050　　URL：https://www.aots.jp/

『中小企業が新商品・サービス開発、販路開拓等に取組みたい』

JAPANブランド育成支援等事業

全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得のために、中小企業者等が行う新商品・サービス開発、販路開拓やブランディング等の取組に対して補助を行います。また、民間支援事業者や地域の支援機関等による、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、インバウンド対応への支援に対する補助を行います。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者等。

支援内容

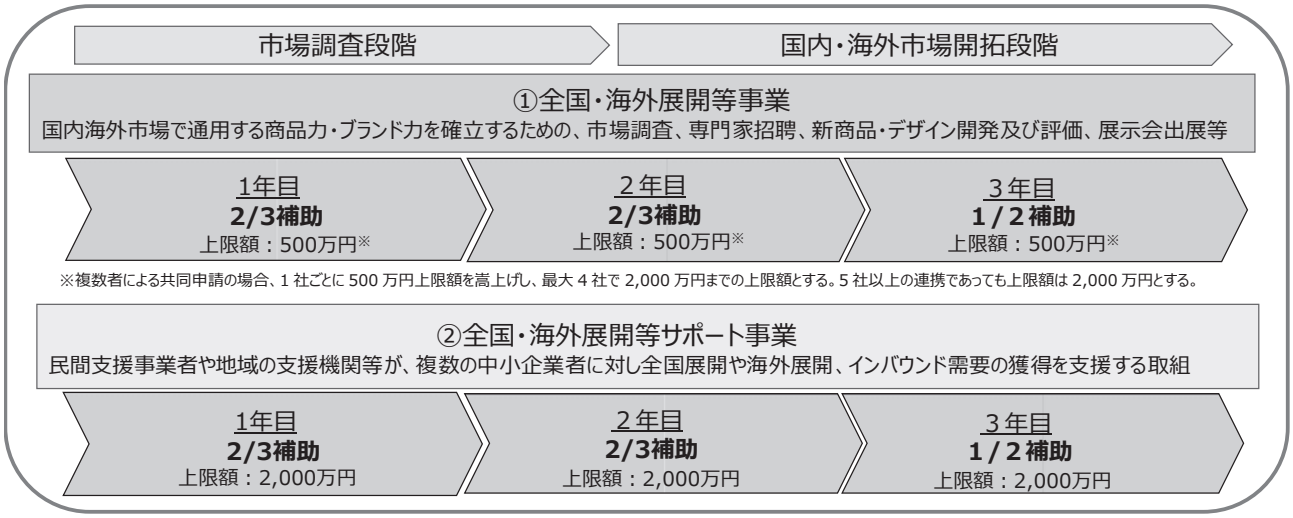
①全国・海外展開等事業　（1～2年目）＜2／3補助：500万円を上限＞
（3年目）　＜1／2補助：500万円を上限＞

全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する取組みに係る専門家の招聘、市場調査、新商品開発、展示会への出展等の経費の一部を補助します。
※複数者による共同申請の場合、上限額2,000万円となります。

②全国・海外展開等サポート事業　（1～2年目）＜2／3補助：2，000万円を上限＞
（3年目）　＜1／2補助：2，000万円を上限＞

民間支援事業者や地域の支援機関等が、複数の中小企業者に対して全国展開や海外展開、インバウンド需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等）を行うとき、その経費の一部を補助します。

＜事業イメージ＞



①全国・海外展開等事業

地域資源を活用した商品について、海外市場に詳しい専門家と連携し、その魅力を海外へ発信。海外展示会の出展や、WEBサイトの多言語化による広報、商標の国際登録等を積極的に行い、新規市場開拓・ブランド確立を目指す。

②全国・海外展開等サポート事業

地域商社として、複数の中小企業者のテストマーケティング、現地プロモーション、展示会出展フォロー等商品開発・改良から販路開拓までを支援。国内・海外を問わず、商品が継続的に売れる仕組みを構築する。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
・各経済産業局　中小企業課等　　（巻末お問い合わせ一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　　電話：03-3501-1767

『海外展開に関する支援施策、リスク事例やリスクマネジメントの方法を知りたい』

中小企業海外展開支援施策集
海外展開成功のためのリスク事例集
中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）
中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

「中小企業海外展開支援施策集」は、海外展開に関する支援施策をご利用になる際の手引書となるよう、各支援機関が実施している支援施策を紹介したものです。
「海外展開成功のためのリスク事例集」、「中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）」は、海外展開に取り組んだ企業が実際に経験したトラブル・失敗・事業再編の概要と、その「対応策とポイント」等を紹介したものです。
「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」は、海外でのリスクマネジメントの具体的な方法と、個別リスクに対する対策を掲載したマニュアルです。

対象となる方

・海外展開に関する支援施策、リスク事例・事業再編事例を探している中小企業・小規模事業者
・海外でのリスクマネジメントの方法を知りたい中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開支援施策集

各支援機関が実施している海外展開支援の施策を、海外展開事業の段階別（計画策定段階、事業準備段階、事業開始・拡大段階）、目的別（情報収集、人材育成、資金調達等）に分類し、簡潔に紹介しています。
PDFファイルをご利用される場合、各施策の概要ページに記載のURLをクリックすると、施策を実施する機関のホームページに移動し、詳細をご確認いただけます。





■海外展開成功のためのリスク事例集

海外展開を行う中小企業・小規模事業者の方の参考となるように、海外展開に取り組んだ企業に実際に起こったトラブル・失敗の「概要」（70事例）と、それに対する「取るべきだった対応策とポイント」等を簡潔にまとめた事例集です。



■中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）

現地での経営環境の変化等に対応するため、海外での事業再編（事業の縮小・撤退、第三国への移転等）に取り組んだ中小企業の事例（28事例）を紹介した事例集です。

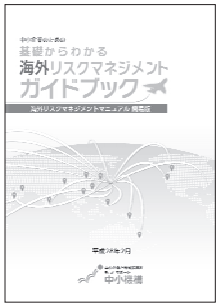
併せて、海外事業の再編を行うに際して留意すべき事項、中小企業の海外事業再編動向についてとりまとめ、掲載しています。



■中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

海外進出にあたっては進出国のリスク事象を調査し、対処を検討する必要があります。中小企業・小規模事業者がリスクマネジメントのPDCAサイクルを運用できるよう、海外リスクマネジメントの具体的な方法と海外進出企業が直面する可能性が高い21のリスクについて対策を紹介したマニュアルです。

本マニュアルは、海外リスクマネジメントの概要を簡潔に理解できる「基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック」と、具体的な取組み方法を解説した「海外リスクマネジメントマニュアル詳細版」の２種類と併せて輸出に関する「輸出のリスクマネジメントガイドブック」があります。







【中小企業海外展開支援施策集】
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm
【海外展開成功のためのリスク事例集】
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/130628jirei.htm
【中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）】
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2015/150616kaigai.html
【中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル】
URL：https://www.smrj.go.jp/tool/manual1/index.html

お問い合わせ先
中小企業庁　創業・新事業促進課　海外展開支援室　TEL：03-3501-1767

「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」に関するお問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　販路支援部　海外展開支援担当
電話：03-5470-1522　FAX：03-5470-1527
E-mail：kei-kokusai@smrj.go.jp
URL：https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/index.html

『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』

中小企業国際化支援アドバイス事業

海外ビジネスの課題やお悩みに関して、無料で何度でも、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

海外ビジネスの課題やお悩みを解決するため、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家がご相談に応じます。

こんな場面でのお悩みに対応可能です。

■はじめての海外展開
■戦略策定、計画策定
■販路開拓・マーケティング
■海外展示会への出展
■代理店・販売店の活用
■契約（売買、技術提携）
■貿易実務
■法規制（輸出入・投資・環境）
■現地法人設立・運営
■税務・会計・財務・労務
■知財保護・知財活用
■移転、撤退
等

ポイント1 「貴社だけの海外展開の姿」を一緒に考えます。
ポイント2 「ニーズに合う情報」を入手し、アドバイスします。
ポイント3 相談は何度でも受けられ、無料です。

ご利用方法

（1）オンラインまたはFAXにて、相談内容などを書いてお申込みください。（事前予約制）
（2）アドバイス場所・日時の調整のため、事務局からご連絡します。
（3）中小機構の本部（東京・虎ノ門）またはお近くの地域本部でお話をお聴きします。

URL：https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構 （中小機構）
（東　京）本部 販路支援部 海外展開支援担当
電話：03-5470-1522 FAX：03-5470-1527
E-mail：kei-kokusai@smrj.go.jp

（札　幌）北海道本部	電話：011-210-7472	FAX：011-210-7481
（仙　台）東北本部	電話：022-716-1751	FAX：022-716-1752
（名古屋）中部本部	電話：052-201-3068	FAX：052-220-0517
（金　沢）北陸本部	電話：076-223-5546	FAX：076-223-5762
（大　阪）近畿本部	電話：06-6264-8624	FAX：06-6264-8612
（広　島）中国本部	電話：082-502-6689	FAX：082-502-6558
（高　松）四国本部	電話：087-811-1752	FAX：087-811-1753
（福　岡）九州本部	電話：092-263-1535	FAX：092-263-0310
（沖　縄）沖縄事務所	電話：098-859-7566	FAX：098-859-5770

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』

海外展開セミナー事業
（セミナー、WEB情報提供など）

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーや WEB サイト上で最新の有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開セミナー

（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）では、都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に必要な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会も開催しています。

■WEBサイトでの情報提供

中小機構では、ホームページや中小企業支援ポータルサイトの「J-Net21（国際化支援ポータル）」で、中小企業・小規模事業者の方々の国際化の取組みに役立つ情報を提供しています。

（ホームページ）URL：https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/index.html

（J-NET21）URL：https://j-net21.smrj.go.jp/special/overseas/index.html

（1）海外ビジネスナビ

海外展開を実施・検討している中小企業の皆様に、海外への事業展開に関する実務情報・取り組み事例をタイムリーに掲載します。

URL：https://biznavi.smrj.go.jp/

（2）海外展開に関する調査

中小企業・小規模事業者が海外展開に際して直面する課題等に関する調査を実施し、その結果を掲載しています。

URL：https://www.smrj.go.jp/research_case/research/overseas/index.html

（3）ebiz（中小企業のためのECポータルサイト）

ebizは、中小企業のEC活用支援を目的とした、オンライン講座・イベント・セミナー等をご案内するポータルサイトです。Web動画で国内から海外まで幅広く、EC市場への参入方法や運営について学べるなど、中小企業のEC活用をフルサポートします。

URL：https://ec.smrj.go.jp/

（4）J-GoodTech（ジェグテック）

「J-GoodTech（ジェグテック）」は、日本の中小企業と、国内外の企業とをつなぐビジネスマッチングサイトです。自社製品や技術・サービス情報のプロモーション、ニーズに合わせた企業情報の検索ができるだけでなく、各企業と直接の情報交換や技術提案も可能です。

URL：https://jgoodtech.jp/

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　販路支援部
（1）、（2）海外展開支援担当……電話：03-5470-1522
E-mail：kei-kokusai@smrj.go.jp
（3）EC活用支援担当……電話：03-5470-1681
E-mail：e-commerce@smrj.go.jp
（4）ジェグテック担当……電話：03-5470-1824
E-mail：jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』

現地進出支援強化事業（海外調査・情報提供）

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容・ご利用方法

海外の情報を収集したい

インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます（国・地域別情報）

世界各国・地域の政治・経済・市場に関するニュースや分析レポート、貿易・投資に関する情報を無料で閲覧いただけます。各種経済・統計情報や貿易・投資制度などは国・地域別に閲覧したり、比較したりすることができます。また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A形式の個別記事もご覧いただけます。

海外ビジネス情報（ニュース・レポート）　URL：https://www.jetro.go.jp/biz/

貿易・投資に関する国・地域別情報　URL：https://www.jetro.go.jp/world/

セミナー・講演会の開催

企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つセミナー（オンラインセミナーを含む）を開催します。

URL：http://www.jetro.go.jp/events/seminar/

引き合い案件データベース（TTPP）

国際的なビジネスパートナー探しを支援するウェブサイトです。日本及び海外の企業が登録したビジネス案件を検索・閲覧いただけます。ご希望に合った相手企業に直接コンタクトできるほか、御自身のビジネス案件もウェブ上で紹介することができます。

URL：http://www.jetro.go.jp/ttppj/

＊ビジネス案件の登録、ビジネス案件を登録した企業情報を閲覧・コンタクトするには、ユーザー登録（無料）が必要です。

相談をしたい

貿易投資相談

海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーが個別にご相談にお応えします。（無料）

相談時間：9:00-17:00（12:00-13:00および土日祝祭日、年末年始を除く）

＊面談については、事前予約制とさせていただいております。

URL：https://www.jetro.go.jp/services/advice

＜農林水産物・食品輸出相談窓口＞

輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。下記お問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html

総合案内　電話：03-3582-5511

貿易投資相談　電話：03-3582-5651

農林水産物・食品輸出相談窓口（東京）　電話：03-3582-5646

最寄りの貿易情報センター（国内）　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

『自社の海外ビジネス人材を育てたい！』

中小企業海外ビジネス人材育成塾
（中小企業・小規模事業者人材対策事業）

ジェトロのリソースを活用し、「海外展開戦略の策定」、「商談プレゼン能力」などの海外ビジネスの基礎力を身に着ける研修を行い、中小企業の皆様の海外事業担当者の育成をお手伝いします。

対象となる方

海外展開（輸出および進出）を目指す中小企業の新任の海外事業担当者（初級編）、海外取引を拡大させたい海外事業担当者（上級編）

支援内容

国内・海外研修を含む、10日間程度のプログラムを実施します。

1）事前準備・評価	○海外ビジネスに必要な貿易実務や安全対策についてオンラインで学習 ○参加者・上長による事前評価を実施
2）国内研修	○自社の実情を分析する方法、情報の集め方やインタビュー、プレゼンテーションの方法などを習得し、海外展開戦略や商品・サービスのプレゼン資料を作成
3）海外研修	○（初級）海外研修先で情報収集やプレゼン体験を行う ○（上級）海外研修先で情報収集や商談・パートナー候補の発掘を行う
4）まとめ・事後評価	○国内研修（仕上げ）に参加し、海外展開戦略や商談プレゼン資料をブラッシュアップ ○研修の成果を上長に報告・説明したのち、参加者・上長による事後評価を実施
5）成果報告会	○参加者が研修成果を報告する機会を設ける

ご利用方法

2020年度にジェトロウェブサイト等にて応募受付予定です。

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　http://www.jetro.go.jp/indexj.html
国内事務所　http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金、業況悪化している海外事業を安定化させるために必要な資金（いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。）の融資を受けることができます。

対象となる方

1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の（1）～（3）の全てを満たす方

（1）　開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。

（2）　本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。

（3）　経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当する方
① 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすることが必要な方
② 原材料の供給事情により、海外進出をすることが必要な方
③ 労働力不足により、海外進出をすることが必要な方
④ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすることが必要な方

2　海外における経済の構造的変化等に適応するために次の（1）及び（2）の全てを満たす方

（1）　海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を、移転又は廃止することを含む）することが、経営上必要であること

（2）　本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている方

支援内容

■ 貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】14 億 4,000 万円（うち長期運転資金 9 億 6,000 万円）
【日本公庫（国民生活事業）】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率
基準利率。ただし、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する（中小企業事業における特別利率の適用は4億円を上限とする。）。
※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除（中小企業事業）
※上限金利3%（中小企業事業）

・日本と経済連携協定（EPA）又は自由貿易協定（FTA）を発効又は署名している国において海外展開事業を行う方については、基準利率－0.65%
・海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が

見込まれる等の要件を満たす場合、基準利率−0.65%。

・海外直接投資（追加投資を含む。）を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、基準利率－0.4%

・クール・ジャパンの推進に資する事業（国等が関与するもの）であって、海外直接投資を除く海外展開事業を行う場合は、基準利率−0.4%。

・新たに海外展開事業（海外直接投資を除く。）を行う方（海外展開後5年以内の方を含む。）については、基準利率−0.4%。

・海外知的財産権を活用した海外展開事業（海外知的財産権の取得費用を除く。）を行う方については、基準利率−0.4%。

・海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を、移転又は廃止することを含む。）するために必要とする資金については、基準利率－0.4%

■ 貸付期間
設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む）7年以内（うち据置期間2年以内）
※運転資金については、海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合は10年以内
（うち据置期間5年以内）

■ その他
貸付資金について、円以外にドルによる貸付も可能です（中小企業事業）。

取扱金融機関
日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法
申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社　日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120−154−505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098−941−1961

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』

スタンドバイ・クレジット制度

海外の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方
2. 中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
3. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
4. 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
5. 中小企業等経営強化法に基づく連携事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
6. 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
7. 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
8. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
9. 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
10. 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
11. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方

※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

補償限度額

１法人あたり4億５千万円（1.海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億５千万円、2.海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億５千万円が補償限度額となります）

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

１年以上６年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
資金使途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
融資期間：１年以上５年以内

提携先金融機関（掲載は国・地域の英語名のアルファベット順）

平安銀行（中国）、インドステイト銀行（インド）、バンクネガラインドネシア（インドネシア）、山口銀行（日本）【対象地域：中国】、名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】、横浜銀行（日本）【対象地域：中国】、KB國民銀行（韓国）、CIMB銀行（マレーシア）、バノルテ銀行（メキシコ）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、合作金庫銀行（台湾）、バンコック銀行（タイ）、ベト・イン・バンク（ベトナム）、HDバンク（ベトナム）（2020年1月末現在。）

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫　中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『輸出取引の貨物代金が支払われないリスクに備えたい』

輸出保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための国の支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、又は海外取引先の破産や資金ショート等により、貨物代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。
＜国の信用力を背景に日本貿易保険（NEXI）がリスク審査及び保険引受を実施。＞

対象となる方

海外への輸出取引を行う中堅・中小企業、農林水産業関係法人等

支援内容

日本貿易保険（NEXI）は、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」（※）によって、貨物船積後に生じた取引先国の

・カントリーリスク（非常危険）：戦争・テロ、為替・輸入制限、自然災害、経済制裁、収用等
・海外バイヤーのリスク（信用危険）：契約相手方の破産、履行遅延等

が発生したことによって、輸出者が貨物代金を回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。

「中小企業・農林水産業輸出代金保険」ご利用にあたっては、保険利用のための海外バイヤーの信用調査が 8 件まで無料になります。また、NEXIの提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料は 10%割引になります。

（※）従来の「中小企業輸出代金保険」（対象：中小企業基本法に基づく法人、または資本金の額もしくは出資総額が10億円未満の会社等）の対象を農林水産業関係法人等に拡大し、2016年7月より運用開始。

ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、またはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
本店（東京）　営業推進グループ　電話：0120-672-094(フリーダイヤル)
大阪支店　営業グループ　電話：0120-649-818(フリーダイヤル)
［お問合せ時間］ 9:00～12:00、13:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く）
URL：http://www.nexi.go.jp

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』

海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害等のカントリーリスクにより工場が稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

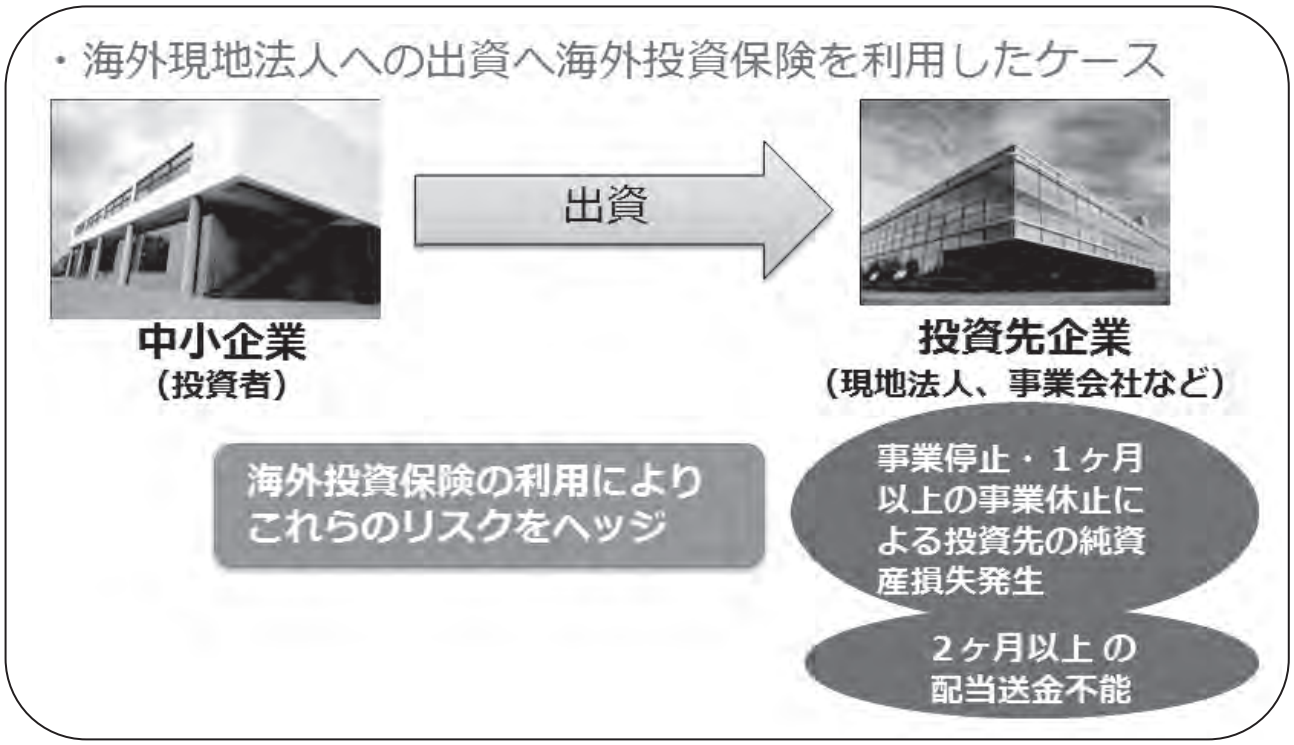
対象となる方

海外投資（出資による投資、不動産等の権利取得等）を行う中小企業

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際には予測出来ないリスクが発生した場合に、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。

すでに出資、取得している資産についても保険をかけることができます。



ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、またはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
投資保険第一グループ（東南アジア・中東・北アフリカ向け）電話：03-3512-7668
投資保険第二グループ（上記以外）電話：03-3512-7600
［お問合せ時間］ 9:00～12:00、13:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く）
URL：http://www.nexi.go.jp

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

日本台湾交流協会事業

台湾でビジネスを行う際に必要となる基本情報の提供を行います。
また、台湾企業とのビジネス交流を目指す経済団体等と協力して商談会やセミナーを開催し、台湾企業とのビジネスマッチングや連携を支援します。

対象となる方

■台湾でのビジネス展開や台湾企業との連携を考えている我が国中小企業
■台湾とのビジネス交流を考えている中小企業を支援する産業支援機関、業界団体及び商工会議所等

支援内容

■情報提供事業

公益財団法人日本台湾交流協会では、台湾でのビジネス展開を支援するため、台湾の経済動向や法制度などに関する情報提供を行っており、貿易相談等のアドバイスを受けることができます（「ご利用方法」及び「お問い合わせ先」をご参照下さい）。そのうち、よく寄せられる相談内容は当協会のWEBサイトに貿易投資相談Q&Aとして掲載しています。

また、ビジネスマッチングサイト「日台ビジネスステーション」は、中国語という言葉の壁を気にすることなく台湾企業へのアプローチができるサイトです。日本と台湾の企業PR情報を相手の言語に翻訳した上で会員企業に随時提供しており、サイト上で関心を持った企業にコンタクトすることができます。ご登録・ご利用はすべて無料です。

■日台産業協力架け橋プロジェクト事業（助成事業）

台湾とのビジネス交流計画を有する産業支援機関、業界団体、商工会議所等に対して、商談会やセミナー及びこれに付随して行う展示会の開催について、ノウハウの提供及び経費の一部助成を行います。また、必要に応じて最新の現地事情の紹介やフォローアップなどの支援を行います。

※例年2～3月に公募。公募要領等はWEBサイト（URL：https://www.koryu.or.jp）に2月頃掲載。

ご利用方法

■貿易投資相談

（1） 貿易投資相談Q&AがWEBサイト（URL：https://www.koryu.or.jp/business/trade/ 〔参考情報の部分ご参照〕）から閲覧できます。

（2） 電話でのご相談は、東京本部や台北事務所にて受け付けております。（WEBサイト上の「利用案内・アクセス」をご参照下さい。URL：https://www.koryu.or.jp/about/tokyo/access/）

■日台ビジネスステーション

（1） WEBサイト（URL：http://www.jptwbiz-j.jp/）では、どなたでもセミナーや商談会等のイベント情報やビジネス情報が閲覧できる他、日本とのビジネスを希望する台湾企業の情報の一部が検索できます。

（2） さらにWEB会員にご登録いただくと、自社PR情報の登録や、上記台湾企業の詳細情報を閲覧できる他、新規に登録された台湾企業の情報や各種イベントのご案内をメールマガジンで受信できるようになります。（会員登録、ご利用無料）

お問い合わせ先
公益財団法人日本台湾交流協会　東京本部　貿易経済部
貿易投資相談担当　電話：03-5573-2600（内線35）
日台産業協力架け橋ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ・日台ﾋﾞｼﾞﾈｽｽﾃｰｼｮﾝ担当　電話：03-5573-2600（内線22）
公益財団法人日本台湾交流協会　台北事務所
貿易投資相談担当　電話：+886-2-2713-8000

『海外展開に関する支援を受けたい』

新輸出大国コンソーシアム

海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供します。

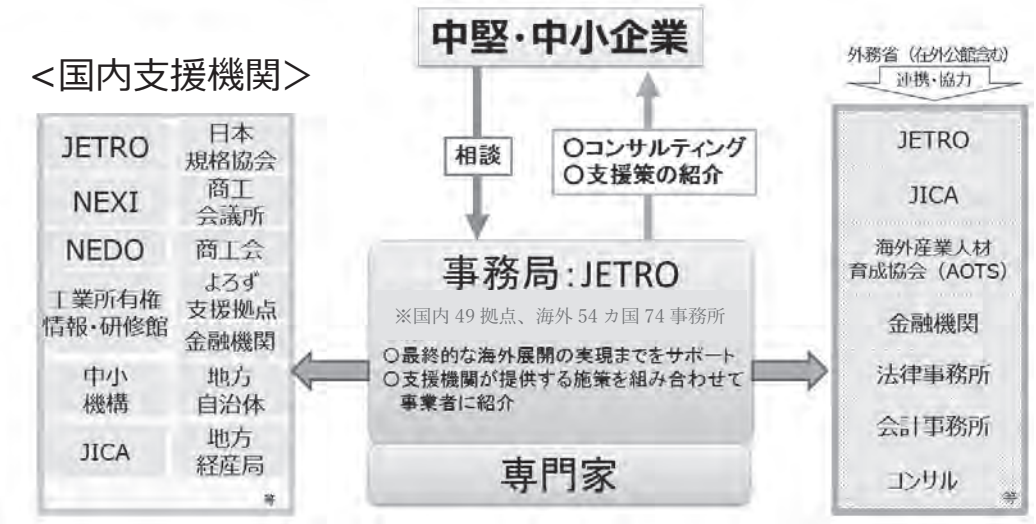
対象となる方

・海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などが参加する新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行います。

海外ビジネスに精通した専門家をJETROに配置し、これらの専門家が個々の企業の担当となり、海外事業計画の策定、支援機関の連携の確保、現地での商談や海外店舗の立ち上げなどのサポートを行います。



ご利用方法

新輸出大国コンソーシアム事務局、最寄りのジェトロ国内事務所、またはコンソーシアム支援機関の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先：
新輸出大国コンソーシアム事務局　電話：03-3582-8333（平日 9:00～17:00）
ジェトロ国内事務所一覧　URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
コンソーシアム支援機関一覧　URL：https://www.jetro.go.jp/consortium/organizations/

『ECサイトを通じて販売したい』

越境EC等利活用促進事業

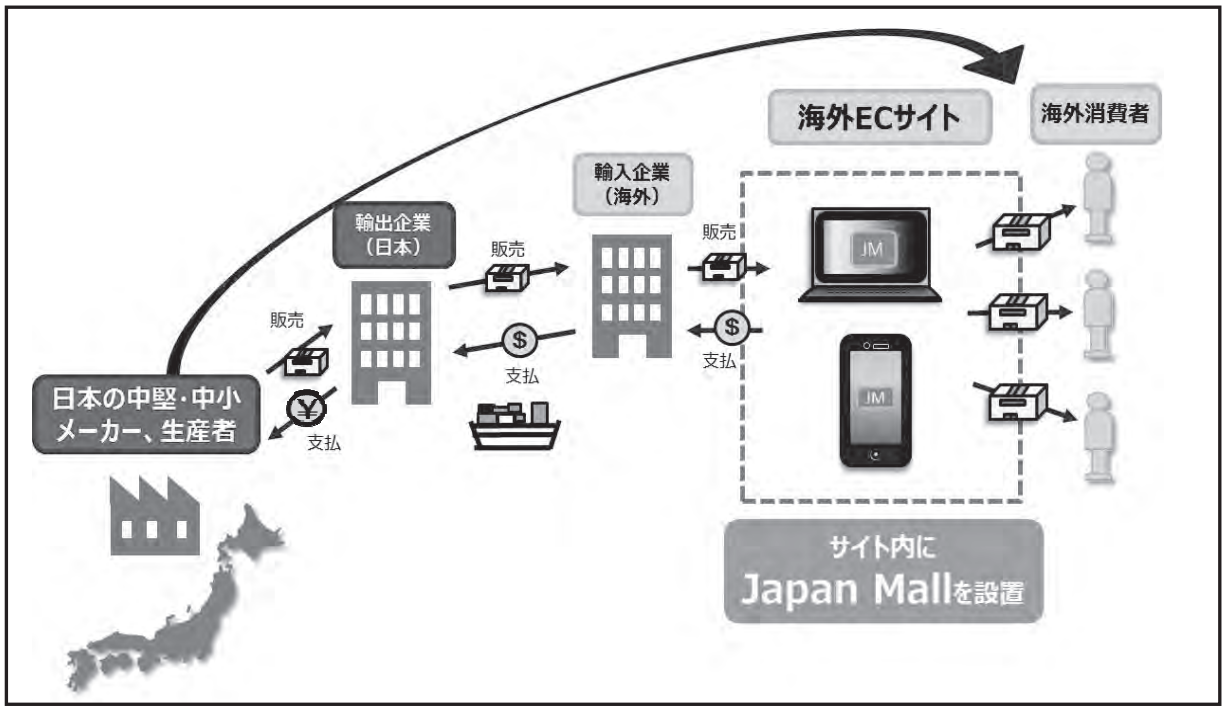
海外のEC サイトにジャパンモールを開設し、EC 事業者等による日本商品の買取り販売を支援します。売れ筋日本商品を創出し、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋げます。

対象となる方

・海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

JETROが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。海外EC事業者が継続的な販売が見込まれる商品をリストアップし、このリストに応じて応募した日本のメーカー等の商品をEC事業者等が選定して買取り・販売します。商品の発送等の商流やECサイト上のPRなどについてJETROがサポートします。



ご利用方法

ジェトロEC・流通ビジネス課または最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：
ジェトロデジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課 電話：03-3582-5227
ジェトロ国内事務所一覧 URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/

『ODAを活用した中小企業の海外展開支援』

JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業（中小企業支援型）」

（独）国際協力機構（JICA ：ジャイカ）は、途上国の貧困削減等の開発課題の解決に取り組む政府開発援助（ODA ）実施機関です。本事業は、日本の中小企業が有する優れた技術・製品・サービスを途上国で展開し、開発課題の解決に貢献することを目的とします。

対象となる方

中小企業、中小企業団体の一部組合（*1）、中堅企業（*2）

（*1）事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合

（*2）資本金の額または出資金の総額が10億円以下の会社（基礎調査は対象外）

支援内容

	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ビジネス化事業
事業内容	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。	途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアや ODA 事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。
経費上限	原則、850 万円上限（但し、遠隔地を対象とする場合は 980 万円上限）	3,000 万円（機材の輸送が必要な場合は 5,000 万円）を上限	1 億円（大規模／高度な製品等を実証する場合は 1.5 億円）を上限
期間	数か月～1年程度	数か月～1年程度	1～3 年程度
負担経費	旅費、外部人材活用費、現地活動費、管理費	旅費、機材輸送費、本邦受入活動費、外部人材活用費、現地活動費、管理費	旅費、機材購入・輸送費、現地活動費、外部人材活用費、本邦受入活動費、管理費

＊当事業は委託事業であり、事業終了時に契約時に合意した必要経費のうち精算が確定した金額をお支払いしますが、反対給付として成果品（報告書等）の提出が必要です。

ご利用方法

詳細については以下、JICAホームページをご参照ください。

URL: https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人　国際協力機構（JICA：ジャイカ）

・民間連携事業部　中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口

電話：03-5226-3491　E-mail：sdg_sme@jica.go.jp

・最寄りの国内機関　URL: https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html

※巻末お問い合わせ先一覧参照

『海外展開してみたい・海外展開を支援してみたい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金（社会課題解決型共同開発事業）

アフリカ・インド等の現地ニーズを踏まえた製品・サービスの開発等に取り組む中堅・中小企業の海外展開と、中堅・中小企業の海外展開を支援するビジネスサポーターを支援します。

対象となる方

1. 製品・サービス開発等

アフリカ・インド等の現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発等に取り組む中堅・中小企業（※）

2. ビジネスサポーター

アフリカ・インド等への中堅・中小企業の海外進展開を促進・支援するビジネスサポーター

※ ・中小企業：中小企業基本法に規定する中小企業
・中堅企業：上記中小企業に該当せず、売上高1000億円未満または常用雇用者数1000人未満の企業

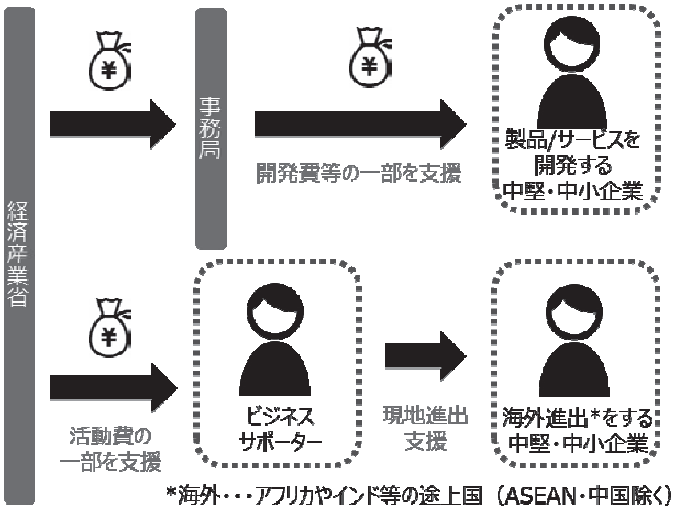
支援内容

1. 製品・サービス開発等

現地の企業等と共同で現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発や実証等に取り組む際に必要となる経費の一部を補助します。

2. ビジネスサポーター

中堅・中小企業の海外展開を促進支援する際に必要となる経費の一部を補助します



ご利用方法

製品・サービス開発等 ： 事業実施機関（事務局）を通じて、公募を行います。
ビジネスサポーター ： 公募を行います。

お問い合わせ先
・経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話：03-3501-1937

『海外ビジネスに向け、高度な知識・技能を有する外国人材を活用したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（海外ジョブフェア事業）

日本企業の海外展開や新たな視点による商品・サービスの開発・提供や新たなビジネスモデルの創出等の観点から、高度な知識・技能を有する外国人材の日本企業での就業、活躍に向けて、海外の現地大学生等との交流の機会を提供します。

対象となる方

海外ビジネスに向けて、高度な知識・技能を有する外国人材を活用したい中小企業等
（ただし、開催国は新興国（中国を除く）に限られます。）

支援内容

今後の海外ビジネスの担い手として、高度な知識・技能を有する外国人材を活用したいと考える中小企業等に対し、海外の現地大学生等や現地大学等との交流の機会を提供します。

＜実施概要＞

- 海外での合同就職説明会を開催し、現地大学生等との交流の機会を提供
  （出展料、ブース基本装飾費等は無料）
  - 企業ブース　：企業説明、学生等との質疑応答等の機会
  - 面接コーナー　：学生等と個人面接の機会　　等
- 現地大学等とのコネクション形成を目的とした交流会の開催
- 出展が確定した企業向けに、実施都市ごとに事前ガイダンスを実施し、「現地の文化・生活」、「雇用までの手続き」、「採用活動のアドバイス」等の必要な情報を提供



✓ 合同就職説明会
✓ 現地大学等との交流会

ご利用方法

事業実施機関（事務局：株式会社パソナ）を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先
・経済産業省　貿易経済協力局　技術・人材協力課　電話：03-3501-1937
・海外ジョブフェア事業HP（事務局：株式会社パソナ）
URL：https://japanjobfair.go.jp/faq-inquiry/

『商談会を通じて、信頼できる海外パートナー企業を探したい』

海外CEO商談会

現地 OEM 生産、部材の調達、技術連携・ライセンシング、販売代理店等の海外パートナー企業を求める日本の中小企業者・小規模事業者の方々に対して、日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）等との商談の場を提供します。

対象となる方

商談会等を活用し、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

海外展開（輸出、合弁会社設立、業務提携等）を志向する中小企業者・小規模事業者の方々に対し、中小機構が海外企業経営者（CEO）等を国内に招聘して、商談の場を無料で提供いたします。国内にいながら信頼のおける海外ローカルパートナー企業と出会うことができます。商談会の具体的な特徴は以下のとおりです。

・日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）等と直接商談が可能
・全商談テーブルに通訳を配置（海外企業と日本語で商談が可能）
・海外展開の専門家が商談をサポート



海外企業経営者との商談会の様子

ご利用方法

詳細・お申込みについては、海外CEO商談会特設サイトをご確認ください。
https://www.smrj.go.jp/sme/market/ceo/index.html

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　販路支援部
電話：03-5470-2375　Fax：03-5470-2376
E-mail：ceo-network@smrj.go.jp
URL：https://www.smrj.go.jp/sme/market/ceo/index.html

『 ECを活用した販路開拓の支援を受けたい 』

EC活用支援事業

専門家によるアドバイス、出店ワークショップ、EC 支援事業者とのマッチングイベント等により、EC を活用した国内・海外の販路開拓を支援します。

対象となる方

国内・海外の販路開拓を志向する中小企業・小規模事業者

支援内容

ECの専門家が、EC出店前の準備やEC出店後の運用やマーケティング等の具体的な課題を解決するためのアドバイスを行います。また、開催当日中にECサイトを開設できるワークショップ、ECにかかわる様々なサービスを提供しているEC支援事業者とのマッチングイベントを開催し、ECを活用した販路開拓を支援します。

1．EC 活用支援アドバイス

中小企業・小規模事業者の皆様が EC を通じて国内又は海外の販路を拡大できるよう、EC に関するアドバイスを実施しています。東京の中小機構本部での面談のほか、東京近郊以外の企業の皆様にもアドバイスを受けていただけるように、中小機構の本部と地域本部を通話アプリでつないでアドバイスを行っています。また、メールでのアドバイスも実施しています。

2．ネットショップ出店プログラム

中小企業・小規模事業者の皆様が円滑にECサイト（ネットショップ）を開設できるようワークショップを実施しています。ECの専門家が、ワークショップの中で出店ノウハウを提供し、ワークショップ開催中にECサイトを開設できるようサポートを行います。

3．マッチングイベント

国内、海外における、モール・マーケティング・物流・決済等のさまざまな分野のEC支援事業者とのマッチングの場を提供しています。また、ECサイト（ネットショップ）への出店や写真・動画等のコンテンツ作成に関するワークショップ、マーケティング等に関する実践講座、ECよろず相談などを実施し、さまざまなステージの企業の課題解決を支援しています。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課　EC活用支援担当
電話：03-5470-1681　Fax：03-5470-1588
E-mail：e-commerce@smrj.go.jp
URL：https://ec.smrj.go.jp/

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）」は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目的として、下請取引のルールを定めています。

中小企業庁と公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導しています。

法律の適用範囲

下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成又は役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したときに適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます（国土交通省にお問い合わせ下さい）。

（1） 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となります。

※ 政令で定める情報成果物：プログラム、役務提供：運送、物品の倉庫における保管、情報処理

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下（個人含む）
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下（個人含む）

（2） 政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となります。

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下（個人含む）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下（個人含む）

法律の内容

【親事業者の義務】

（1）発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

（2）下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

（3）下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

（4）遅延利息の支払義務
支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】
（1）受領拒否の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
（2）下請代金の支払遅延の禁止
支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
（3）下請代金の減額の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
（4）返品の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
（5）買いたたきの禁止
通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
（6）物の購入強制・役務の利用強制の禁止
自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
（7）報復措置の禁止
中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
（8）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
（9）割引困難な手形の交付の禁止
支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
（10）不当な経済上の利益の提供要請の禁止
自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
（11）不当なやり直し等の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させたりすること。

情報の提供について

下請事業者が、下請代金の買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先（相談窓口）
中小企業庁　取引課　電話：03-3501-1732
各経済産業局中小企業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
「申告情報受付窓口」　URL：https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話：03-3581-3373　URL：https://www.jftc.go.jp/
各公正取引委員会地方事務所

『望ましい取引関係を構築したい』

下請ガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※　物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

策定業種

18業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】
素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作
【国土交通省所管業種】
建設、トラック運送
【総務省所管業種】
放送コンテンツ
【農林水産省所管業種】
食品製造業・小売業（豆腐・油揚製造業、牛乳・乳製品製造業）

掲載内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。

中小企業庁のホームページからご覧いただけます。
（URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm）
また、下請ガイドラインの説明会も開催予定です。開催日程が決定したものは順次、中小企業庁のホームページ（URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm）に掲載していきます。

お問い合わせ先
【下請ガイドラインの一般的なご質問】
中小企業庁　取引課　電話：03-3501-1669
【各業種ガイドラインのご質問】
（経済産業省所管業種）
電話：03-3501-1511（経済産業省代表）
素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

（国土交通省所管業種）
電話：03-5253-8111（国土交通省代表）
建設、トラック運送

（総務省所管業種）
電話：03-5253-5158
放送コンテンツ

（農林水産省所管業種）
電話:03-6744-2065
食品製造業・小売業（豆腐・油揚製造業）

『下請取引における疑問や不安、取引先との価格交渉における悩みを解決します』

適正取引講習会（テキトリ講習会）

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」、「下請適正取引推進ガイドライン」、「消費税転嫁対策特別措置法」、「価格交渉サポートセミナー」の4つに関する講習会・セミナーを全国各地で実施しています。「出張講習」も無料で実施します。

対象となる方

親事業者の外注（下請取引）担当者並びに下請事業者等

開催情報

1．下請代金支払遅延等防止法（下請法）に関する講習会

下請代金の支払遅延、減額、買いたたき等を防止するために、親事業者に対する下請法の十分な周知を行うとともに、それらの遵守に係る社内体制整備の重要性の解説などを行う講習会を開催いたします。

2．下請ガイドライン※に関する講習会

中小企業の生産性向上のため、下請事業者と親事業者の“Win-Win”の関係作りを目指し、理想的な取引（ベストプラクティス）や下請法で問題となりえる行為などを例示した全18種業種における「下請適正取引等推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）」について、業種の特性に応じて下請ガイドラインの講習会を実施いたします。

※【下請ガイドライン策定業種】

①素形材　②自動車　③産業機械・航空機等　④繊維　⑤情報通信機器
⑥情報サービス・ソフトウェア　⑦広告　⑧建設　⑨建材・住宅設備　⑩トラック運送
⑪放送コンテンツ　⑫金属　⑬化学　⑭紙・紙加工　⑮印刷　⑯アニメ産業
⑰食品製造業・小売業～豆腐・油揚製造業～
⑱食品製造業・小売業～牛乳・乳製品製造業～

3．消費税転嫁対策特別措置法等に関する講習会

中小企業・小規模事業者と取引を行う者、消費者向けの取引を行う者等の事業者に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及び関係法令（以下「消費税転嫁対策特別措置法等」という。）の十分な周知と、消費税転嫁への対応講習会を実施いたします。

4．価格交渉サポートセミナー

下請関係等にある中小企業者が取引先との価格交渉を行う上で必要なノウハウ、下請法などの基本的な法律の知識などについて学べるセミナーを実施いたします。

申し込み方法

以下のサイトから、講習会・セミナーの開催に関するページに移動していただきお申し込みください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm

お問い合わせ先
中小企業庁　取引課　電話：03-3501-1669

『 下請取引の実態について話を聞いてもらいたい 』

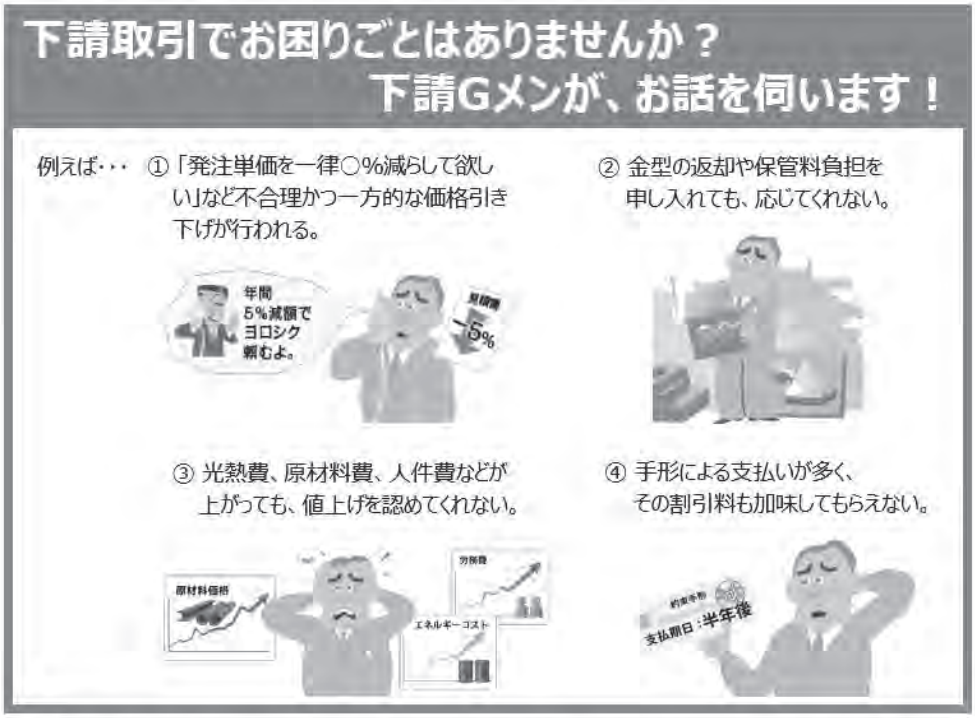
下請Gメンヒアリング

全国に下請Gメンを配置し、下請取引の実態を把握するため、ヒアリングを行っています。

対象となる方

下請取引を行う中小企業・小規模事業者

取組の内容



国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

伺った御意見は、国による下請取引適正化のための法律や基準(※1)などの改正、業界団体による自主行動計画(※2)の策定や改訂につなげていきます。

※1 国が適正取引推進のため策定した業種ごとの「下請ガイドライン」
下請代金支払遅延等防止法 運用基準
下請中小企業振興法 振興基準　など
※2 各業界団体が取引適正化と付加価値向上に向け策定した「自主行動計画」

ご利用方法

下請Gメンによるヒアリングに関しては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
（各経済産業局　中小企業課取引調査担当）

北海道	011-700-2251	中部	052-589-0170	四国	087-883-6423
東北	022-217-0417	近畿	06-6966-6037	九州	092-482-5450
関東	048-600-0324	中国	082-224-5745	沖縄	098-866-1755

中小企業庁　取引課（取引調査班）　03-3501-3649

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国48箇所（各都道府県及び東京本部）に「下請かけこみ寺」を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

（1）各種相談への対応

取引に関するさまざまなご相談（取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。）に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

【ご相談の例】
「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」
「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
「代金の値引き（減額）を要求された」
「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

（2）迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺にお電話や直接お越しいただきご相談ください。
一般的なご相談　　［フリーダイヤル］　0120-418-618

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。
詳細は、「下請かけこみ寺」のサイトをご覧ください。

お問い合わせ先
中小企業庁　取引課　電話：03-3501-1669
（公財）全国中小企業振興機関協会　「下請かけこみ寺」本部
電話：03-5541-6655　　URL:http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

支援内容

（1）「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

①高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）

工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

→「高度化事業」に関する詳しい内容は236頁をご覧下さい。

②中小企業信用保険法の特例（流動資産担保保険の別枠化等）

→「信用保証制度」の詳しい内容は224頁をご覧下さい。

（2）「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、融資等の各種支援措置をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

①日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金、長期運転資金）

②中小企業信用保険法の特例(普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等)

→「信用保証制度」の詳しい内容は224頁をご覧下さい。

③中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)

→「中小企業投資育成株式会社による支援」の詳しい内容は20頁をご覧下さい。

ご利用方法

上記支援策の利用を希望される場合には、事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※特定下請連携事業計画についての詳細は、下記URLをご参照ください。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm

お問い合わせ先

中小企業庁　取引課　電話：03-3501-1669

各経済産業局中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『消費税分を取引価格に正しく転嫁（上乗せ）してほしい』

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」について

消費税率の引上げに際して、事業者間取引等で適正に価格転嫁（上乗せ）するための消費税の取扱についての禁止行為等を定めています。

法律の概要

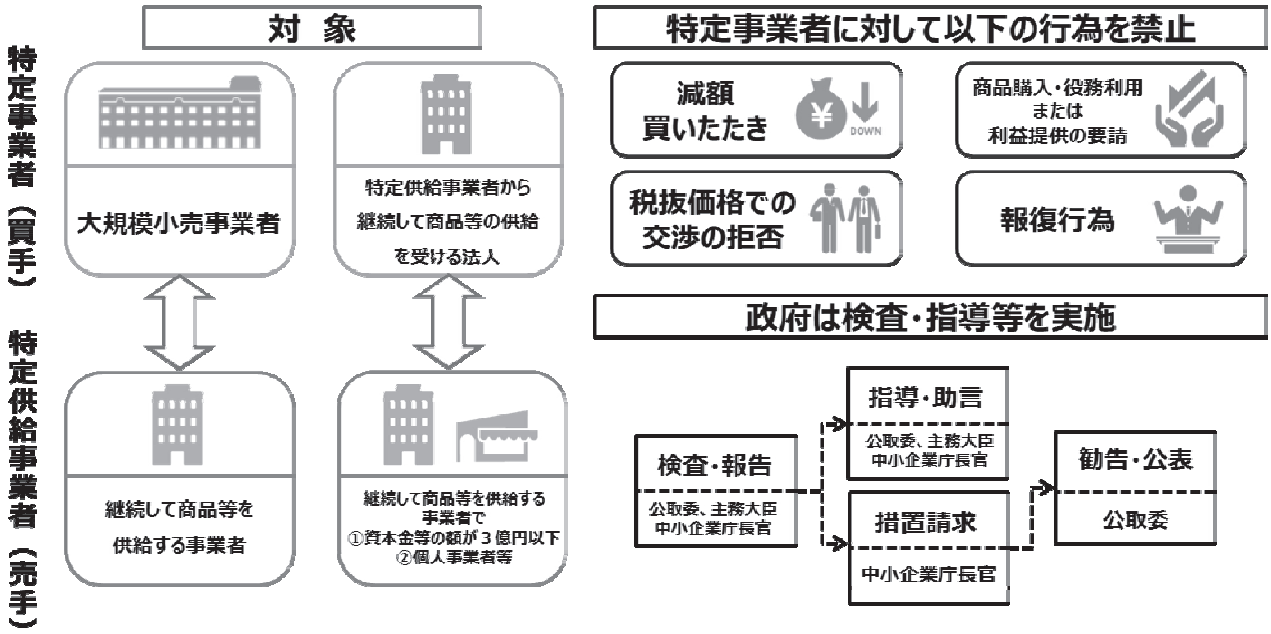
「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）」とは、中小企業や小規模事業者が取引する大規模小売事業者等による消費税の転嫁拒否等の行為を禁止する法律です。

平成 26 年 4 月及び令和元年 10 月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する事を目的に、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じています。

法律の内容

消費税転嫁対策特別措置法により、取引価格の減額や買いたたきといった消費税の転嫁を拒否するような行為等は禁止されています。

違反した事業者には、転嫁拒否した消費税分の返還勧告や、社名の公表といった厳しい措置が講じられています。

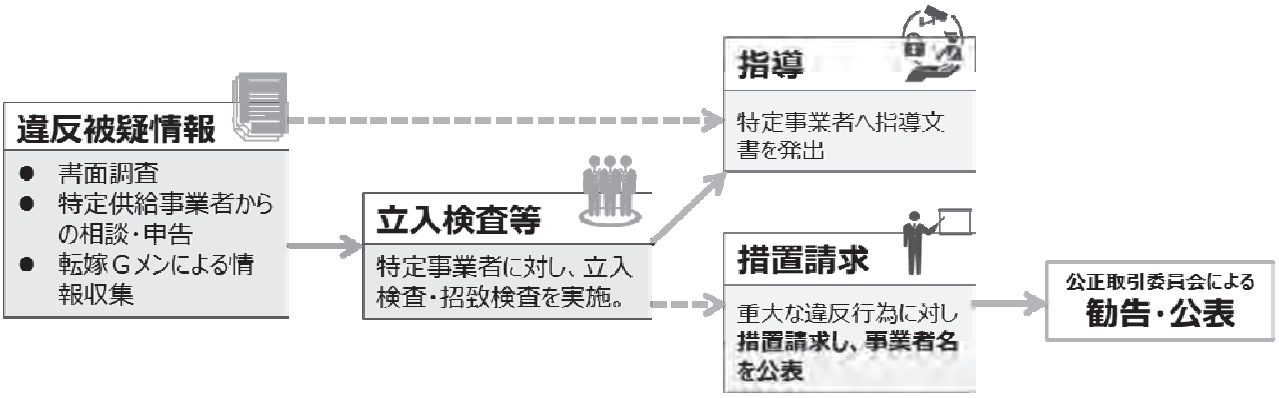


中小企業庁の主な取り組み

①消費税転嫁拒否行為に対する監視・取締りの実施

中小企業庁では、大規模な書面調査（公正取引委員会と合同）や全国に配置している転嫁対策調査官（以下「転嫁Gメン」といいます。）による調査を踏まえ、取引先に買いたたき等を行っている可能性がある事業者に対し、迅速に立入検査等を実施しています。

検査の結果法律違反の事実が明らかになった場合には、違反事業者に対して改善指導を行います。特に、重大な違反と判断された事業者については、当庁から公正取引委員会に対し、違反行為の是正を勧告する事を求める（措置請求）と同時に、その事業者名を公表しています。



②転嫁Gメンによるパトロールの実施

消費税の転嫁拒否行為に関する情報収集や相談対応、未然防止のため、転嫁Gメンによるパトロール活動を実施しています。

主な訪問先・・・スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街、商工会、商工会議所、信用金庫、信用組合、事業者団体　等

③消費税転嫁対策特別措置法に基づく主な指導事例

業種	概　要
建築業	A 社は,平成 26 年 4 月 1 日と令和元年 10 月 1 日のいずれの増税時以後も, 施工単価（内税）を合理的な理由なく,消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置き,通常支払われる対価より低く支払っていた。
翻訳業	B 社は,平成 26 年 4 月 1 日の増税時以後も,翻訳単価（内税）を合理的な理由なく,消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置き,通常支払われる対価より低く支払っていた。
銀行業	C 社は,令和元年 10 月 1 日の増税時以後も,月極の清掃業務委託料を合理的な理由なく,消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置き,通常支払われる対価より低く支払っていた。

情報の提供について

取引先事業者との取引の中で、消費税の転嫁拒否等の行為でお困りになっておりましたら、以下の相談窓口から情報をお寄せください。

この調査に協力したこと及び回答内容について、取引先事業者など他の事業者に知らせることは一切ありません。また、回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。

お問い合わせ先（相談窓口）
中小企業庁　消費税転嫁対策室　電話：03-3501-1502
各経済産業局中小企業課消費税転嫁対策室（巻末お問い合わせ先一覧参照）
「申告情報受付窓口」
URL：https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/

『官公庁等からの受注を増やしたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁等からの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等が対象になります。

官公需とは

「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを言います。

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を得ることが必要です。

資格の申請は、物品、役務については国の全調達機関に共通した「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」のホームページを通じて行うことができます。

（URL：http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html）

工事については、各府省のホームページを御確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。また、地方公共団体についても、契約担当窓口にお問い合わせください。

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公需法に基づき毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しています。代表的な支援の内容は次のとおりです。

1．情報提供

(1)国等の発注情報の提供について

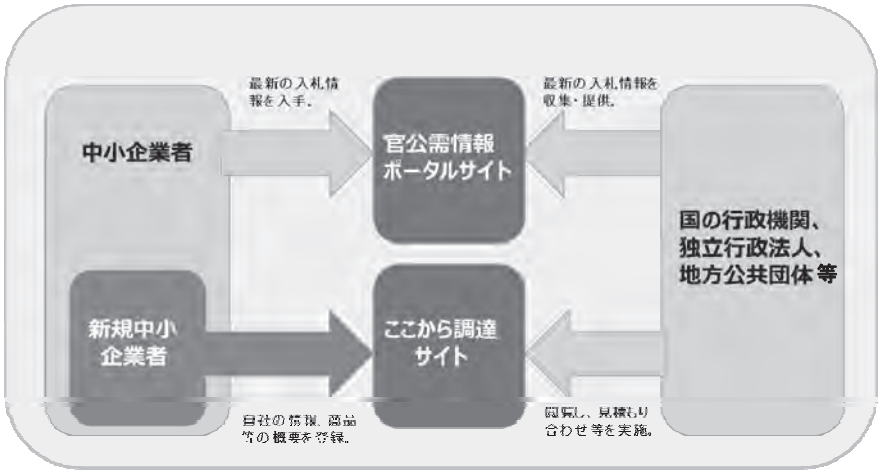
①各府省、独立行政法人等のホームページにおいて情報収集ができます。

②中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」（URL：http://www.kkj.go.jp/）では、国、独立行政法人、地方公共団体等がインターネット上で提供している発注情報を、中小企業・小規模事業者の方が簡易に検索・閲覧することができます。また、利用者が検索条件を設定することで、検索条件に合致する入札について新着情報があれば、それを利用者にメールでお知らせするサービスがあります。

(2)創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者※）の事業者、商品・サービス情報の登録・提供

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」（URL：https://u10sme.smrj.go.jp/）では、新規中小企業者に自ら登録いただいた事業者情報及び取り扱う商品・サービスの情報を、国、独立行政法人、地方公共団体等の調達担当者に対して提供しており、これら調達担当者は、提供された情報を見積もり合わせ等に活用します。

※令和2年度中は平成22年4月2日以降設立の会社及び事業を開始した個人が該当。



2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

令和元年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm

お問い合わせ先
(1)官公需施策全般について
中小企業庁事業環境部取引課　電話：03-3501-1669
各経済産業局中小企業課　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
全国中小企業団体中央会　電話：03-3523-4902　URL：http://www.chuokai.or.jp/
各都道府県中小企業団体中央会　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

(2)「ここから調達サイト」への登録について
独立行政法人中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課
電話：03-5470-1525

『取引先に対する支払条件の改善を検討されている方へ』

取引先の支払条件改善のための融資制度
～企業活力強化資金（下請中小企業関連）～

「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」や「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小又は発注内容の見直しに伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

（1）「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」
・下請代金の支払条件の改善（手形支払いを現金払い、手形サイトの短縮など）に自発的に取り組む中小企業・小規模企業の方
（2）「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小又は発注内容の見直しに伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」
・上記を取り組む中小企業・小規模企業の方

支援内容

■対象資金
設備資金及び運転資金

■貸付限度
【中小企業事業】 7億2千万円（うち、長期運転資金2億5千万円）
【国民生活事業】 7千2百万円（うち、運転資金4千8百万円）

■貸付利率
基準利率（うち、貸付対象（1）のうち、手形を完全現金化する方又は手形サイトを60日以内に短縮化する方は基準利率▲0．4%）
※基準利率（令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．11%、国民生活事業1．91%
（注）上記利率は、標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳細は、下記機関へお問い合わせください。

■貸付期間
設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

ご利用方法

まずは、下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話：098-941-1830

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等で被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

1. 中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、グループに参加する構成員における施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループの構成員（商店街振興組合、まちづくり会社　等を含む）

■対象地域

・東日本大震災：岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域又は福島県の避難指示区域等
・熊本地震：熊本県
・平成30年7月豪雨：岡山県、広島県、愛媛県
・令和元年台風第19号、第20号及び第21号：宮城県、福島県、栃木県、長野県

■補助対象

上記の災害により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業を支援します。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■補助率

国：1/2以内、県：1/4以内

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等がグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用（資材・工事費等）を算定し、県に申請します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先
・岩手県　商工労働観光部　経営支援課　　電話：019－629－5548
・宮城県　経済商工観光部　企業復興支援室　　電話：022－211－2765
・福島県　商工労働部　経営金融課　　電話：024－521－8406・8658
・熊本県　商工観光労働部　商工振興金融課　企業復興支援室　電話：096-213-7061
・岡山県　産業労働部産業企画課 事業者復興支援室　　電話：086-224-8564・8562
・広島県　グループ補助金業務センター　　電話：082-225-8511
・愛媛県　経済労働部経営支援課　産業復興推進係　　電話：089-912-2486・2487
・栃木県　産業労働観光部　経営支援課　　電話：028-623-2422
・長野県　産業労働部　産業復興支援室　　電話：026-235-7325
・中小企業庁　経営支援部　経営支援課　　電話：03-3501-1763

『経営に関する相談を無料でしたい』

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方
民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」（以下、相談室）で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が以下の（1）から（4）にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

（1）経営・財務内容の把握と分析
（2）手形処理、事業転換などの指導
（3）債権者などの関係者への協力要請
（4）民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
主要商工会議所（日本商工会議所　電話：03-6268-0082）
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-1.pdf
各都道府県商工会連合会（全国商工会連合会　電話：03-3503-1251）
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

・常時使用する従業員の数が20人（サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
・常時使用する従業員の数が5人（商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く））以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
・常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢（65歳以上で15年以上掛金を納付）または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金
・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

■税法上の特典
・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
・共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度
・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）を受けることができます。

ご利用方法

（1）最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書により申し込んでください。
（2）中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
（3）掛金は口座振替で納付していただきます。
（4）廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
（5）中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　共済相談室　TEL：050-5541-7171
URL：https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会
都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済

（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産※し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、手形交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理をさし、「夜逃げ」などは含まれません。）

■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

■税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付けの条件

・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。

・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。

・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還です。

■一時貸付け金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

（1）貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。

（2）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）から共済契約締結書をお送りします。

（3）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。

（4）中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室　電話：050-5541-7171
URL：http://www.smrj.go.jp
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県中小企業団体中央会

『安全・確実・有利に退職金制度を確立したい』

中小企業退職金共済制度

（独）勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種（製造業等）	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または ・資本金・出資金 3億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 1億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度（一般の中退共）と、特定業種（建設業、清酒製造業、林業）の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度（それぞれ建退共、清退共、林退共）があります。

※事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も一般の中退共に加入できます。

※一般の中退共では、他の退職金・企業年金制度等との間で積み立て資産を移換することも可能です。

■掛金負担軽減措置

1．一般の中退共

（1）初めて加入した中小企業者に対して、掛金月額の1／2（上限 5,000 円）を従業員ごとに加入後4か月目から1年間、国が助成します。

（2）18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の1／3を増額した月から1年間、国が助成します。

※　（1）（2）とも、一部対象外となる場合があります。

2．特定業種

新たに加入した従業員（被共済者）について、掛金の一部を国が助成します。

お問い合わせ先
（独）勤労者退職金共済機構 URL：
http://www.taisyokukin.go.jp/
・一般の中退共　電話:03-6907-1234
・建退共　電話:03-6731-2831
・清退共　電話:03-6731-2887
・林退共　電話:03-6731-2887

『緊急事態に強い企業になりたい』

自然災害等に備えた中小企業の防災・減災対策の普及促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするための、BCP（事業継続計画）の策定が効率的に行えます。

対象となる方

BCP（事業継続計画）を策定・運用しようとしている中小企業の方

支援内容

中小企業の特性や実情を踏まえ、業種や規模に関わらずBCP（事業継続計画）の策定や継続的な運用をして頂くために、「中小企業BCP策定運用指針」を作成しています。この指針は、取組状況に応じて、入門、基本、中級、上級の各コースを選択することができ、 BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しております。

※BCP（事業継続計画）
自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のことです。

ご利用方法

■中小企業BCP策定運用指針～緊急事態を生き抜くために～
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
※BCP の重要性・メリットなどをまとめたパンフレット、策定事例集、BCP 策定促進の支援ガイドブックなどの広報冊子についてもこちらからご覧いただけます。
※外部サイトとして、「全国中小企業団体中央会」「一般財団法人企業共済協会」のパンフレットについてもご紹介しております。

お問い合わせ先
中小企業庁　事業環境部　企画課　経営安定対策室　電話：03-3501-0459

『防災のための施設整備をしたい』

社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP融資）

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者、BCP（事業継続計画）を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

○中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者（詳細は209ページ参照）

○中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP（事業継続計画）に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。

※中企庁指針による全てのコース（入門、基本、中級、上級）が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。

※中小企業BCP策定運用指針については、以下のホームページをご覧下さい。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/

支援内容

■中小企業事業

○貸付限度額

7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円）

○貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、特別利率①、基準利率

【運転資金】特別利率①、基準利率

○貸付期間

【設備資金】20年以内（うち据置期間2年以内）

【運転資金】7年以内（うち据置期間2年以内）

■国民生活事業

○貸付限度額

7,200万円（うち、運転資金：4,800万円）

○貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、特別利率①、基準利率

【運転資金】特別利率①、基準利率

○貸付期間

20年以内（うち据置期間2年以内）

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業および国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』

災害復旧貸付

災害による影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様は、事業復旧のための融資を受けることができます。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

・貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】別枠1億5,000万円
【日本公庫（国民生活事業）】各貸付制度の限度額に上乗せ3，000万円
・貸付利率：基準利率（令和２年１月６日時点。貸付期間５年の場合。）
中小企業事業１．１１％、国民生活事業（災害貸付）１．３６％
（激甚災害等に指定された災害の場合、金利引下げ措置あり）
・貸付期間
【日本公庫（中小企業事業）】設備１５年以内
運転１０年以内（据置期間２年以内）
【日本公庫（国民生活事業）】適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる
※一般貸付を適用した場合は１０年以内（据置期間２年以内）
・担保、保証条件：被災状況に応じ弾力的に対応

※　沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）　事業資金相談ダイヤル：0120−154−505
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
沖縄振興開発金融公庫　電話：098−941−1795

『まだあります！省エネ・再エネ設備導入の支援策！』

Jークレジット制度

省エネ・再エネ設備等の導入による温室効果ガス(GHG)排出削減量を、クレジット(取引可能な形)として国が認証する制度です。クレジットは地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の排出量報告やカーボンオフセット、国際的な気候変動イニシアティブ(CDP、SBT、RE100)等に活用可能で、近年需要が高まっています。また、クレジットの売却益によって、投資回収年数の短縮も可能になります。

対象となる方

省エネ設備(ボイラー等)や再エネ設備(太陽光発電設備等)等の導入、森林経営活動等を検討している方

※既に導入済み設備の場合、制度へのプロジェクト登録の申請日から遡って2年以内に導入したものに限ります。

(参考)Jークレジット制度



支援内容

J-クレジット制度の利用に必要な手続について、以下の支援を行います。

(1)書類の作成支援

制度へのプロジェクト登録申請時等における各種書類の作成にあたり、J-クレジット制度事務局による支援が受けられます。

(2)審査費用支援

制度へのプロジェクト登録やクレジット認証時に必要な第三者審査について、費用支援が受けられます。

ご利用方法

制度の詳細や支援条件ついては、下記URL又はJ-クレジット制度事務局までお問い合わせください。

「J-クレジット制度ホームページ」 URL:https://japancredit.go.jp/

お問い合わせ先
J-クレジット制度事務局(みずほ情報総研(株)) 電話:03-5281-7588
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室 電話:03-3501-1770

『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』

中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）

中小企業・小規模事業者等による事業継続力の強化に係る取組を支援します。中小企業者は、基本方針に沿って「事業継続力強化計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業者は、税制優遇や金融支援、補助金の加点等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

ご利用方法（計画概要）

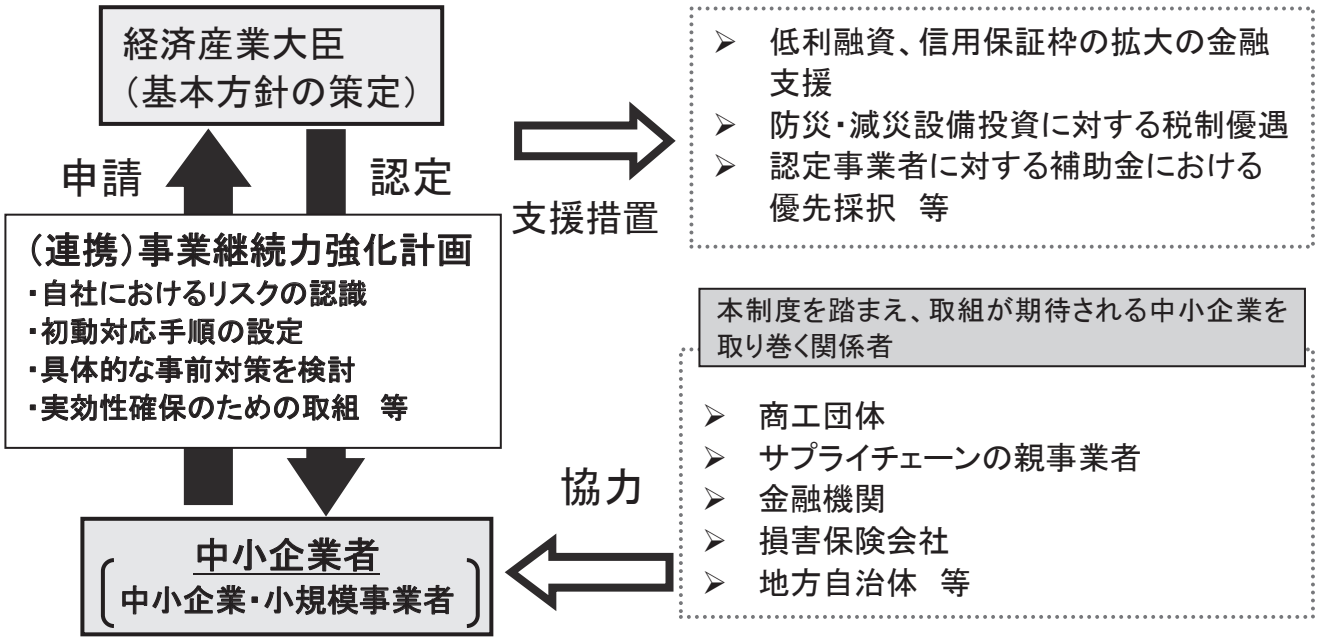
○中小企業の事業継続力の強化を図るために「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、「中小企業強靱化法」という。）」が、令和元年７月から施行されました。

○中小企業強靱化法では、中小企業が行う自然災害等への事前対策を促進することを目的に、中小企業が防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定する制度を創設しました。令和２年２月末日までに約5,000件もの計画が認定を受けています。

○認定を受けた中小企業者には、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。

○単独で中小企業が取り組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」があります。必要事項を記載した上で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等にご提出ください。

※詳細は「事業継続力強化計画策定の手引き（以下URL参照）」を確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/191211kyokatebiki.pdf



支援措置の詳細

① 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から0.9%引き下げ）が受けられます。

■貸付限度額

・中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
・国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

② 中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合４億円⇒６億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒４億円（組合4億円⇒６億円）（保証枠の拡大）	

③ 中小企業防災・減災投資促進税制

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備、制震・免震装置等）を取得した場合に、取得価額の20%の特別償却を可能とする、新しい制度を創設しました。詳細は267ページをご確認ください。

④ その他

・経済産業省で執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。
・事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
・中小企業庁のHPで企業名が公表されます。



お問い合わせ先
中小企業庁　事業環境部　経営安定対策室　　TEL：03－3501－0459
または最寄りの経済産業局等の担当課（詳細は以下掲載の「事業継続力強化計画策定の手引き」記載のお問い合わせ先一覧を参照）まで御連絡ください。
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm
「事業継続力強化計画」で検索

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ●商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- ●所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ●原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ●商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

通常枠

【対 象 資 金 】 設備資金、運転資金
【貸付限度額】 2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
【貸 付 金 利 】 令和2年4月1日現在 1.21%（※）
※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
【貸 付 期 間 】 設備資金10年以内（据置期間は2年以内）、運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
【担保・保証人】 不要

東日本大震災対応特枠、平成28年熊本地震対応特枠、平成30年7月豪雨対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対策特枠

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）により直接又は間接被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

ご利用方法

- ●主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ●申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ●日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
・お近くの商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：http://www.shokokai.or.jp/）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：http://www.jcci.or.jp/）

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ●経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- ●地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- ●経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- ●商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■対象資金
設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度
7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率
特別利率①※1
※1：金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

■貸付期間
設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）※2
運転資金：8年以内（うち据置期間2年以内）※2
※2：小企業者（従業員5人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間3年以内

ご利用方法

- ●主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- ●申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ●日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
・お近くの商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会　URL：http://www.shokokai.or.jp/）
（商工会議所については、日本商工会議所　URL：http://www.jcci.or.jp/）

『東日本大震災からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

東日本大震災復興特別貸付

東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者
・ 地震・津波等により直接被害を受けた方
→ 市区町村等の罹災証明が必要。
・ 原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方。
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

② 間接被害者
・ 直接被害者（大企業を含む）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→ 直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）及び被害証明書が必要。
（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

③ その他の方
・ その他、震災の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)
※上記①②の方は、本措置も利用可能。

※①～③いずれの場合も、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方に限ります。

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 3億円（別枠）
【日本公庫（国民生活事業）】 6，000万円（上乗せ）

③ その他の方
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 7億2，000万円 （別枠）
【日本公庫（国民生活事業）】 4，800万円（別枠）

貸付期間・据置期間

① 直接被害者
設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

② 間接被害者
設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間3年以内）

③ その他の方
設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金　8年以内（うち据置期間3年以内）

貸付利率

① 直接被害者
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）に基準利率(災害)から**▲1．4%引下げた金利を適用。**
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．5%引下げた金利を適用。）
事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、各都道府県の産業振興センター等が**貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。**

② 間接被害者
貸付後3年間、3千万円を上限に基準利率(災害)からの**▲0．9%の金利引下げに加え、**
ⅰ） **売上等が減少している場合は▲0．3%**
ⅱ） **雇用の維持・拡大を図る場合は▲0．2%**
ⅲ） **上記ⅰ）及びⅱ）のいずれも満たす場合は▲0．5%**
引下げた金利を適用（**合計で最大▲1．4%**）。
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は最大▲0．5%引下げた金利を適用。）

③ その他の方
基準利率から、**売上等が減少している場合は▲0．3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0．2%、いずれも満たす場合は▲0．5%引下げた金利を適用することが可能**

※日本公庫基準利率(災害)：中小企業事業　1．11%、国民生活事業　1．36%
※日本公庫基準利率：中小企業事業　1．11%、国民生活事業　1．91%
（注）1．上記は、貸付期間5年以内の基準利率（令和2年1月6日時点）。
2．商工組合中央金庫における金利は、所定の金利（相談の上決定）となります。
3．利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

※このほか、東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、日本政策金融公庫（中小企業事業）が資本性を有する長期資金（一括償還型）を提供する制度として「震災対応型資本性劣後ローン」といった制度を用意しております。

※　沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

商工組合中央金庫　　電話：0120-079-366

『被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

設備資金貸付利率特例制度

東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域の復興に資する長期の設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、融資を行うことで、投資を促進します。

対象となる方

日本公庫（国民生活事業又は中小企業事業）の貸付制度（設備資金）を利用する方であって、岩手県、宮城県又は福島県において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方（事業の用に使用されない土地が資金使途の対象となるものを除く）

支援内容

適用した貸付制度に定める貸付利率から0．5%を控除した利率

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『熊本地震からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

平成28年熊本地震特別貸付

平成28年熊本地震により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

熊本県に事業所を有し事業活動を行い、以下①～③のいずれかに該当する方。

① 直接被害者
・地震により直接被害を受けた方
→ 市区町村等の罹災証明が必要。

② 間接被害者
・直接被害者（大企業を含む）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
→ 直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）及び被害証明書が必要。
（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

③ その他の方
・その他、地震の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)
※上記①②の方は本措置も利用可能。

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 3億円 (別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】 6，000万円(上乗せ)

③ その他の方
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】7億2，000万円(別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】 4，800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

① 直接被害者
設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

② 間接被害者
設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間3年以内）

③ その他の方
設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金　8年以内（うち据置期間3年以内）

貸付利率

① 直接被害者
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）に基準利率(災害)から**▲0．9%引下げた金利を適用。**
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．5%引下げた金利を適用。）

② 間接被害者
貸付後3年間、3千万円を上限に基準利率(災害)から**▲0．5%引下げた金利を適用。**
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．3%引下げた金利を適用。）

③ その他の方
基準利率から、**売上等が減少している場合は▲0．3%引下げた金利を適用。**

※日本公庫基準利率(災害)：中小企業事業　1．11%、国民生活事業　1．36%
※日本公庫基準利率：中小企業事業　1．11%、国民生活事業1．91%
（注）1．上記は、貸付期間5年以内の基準利率（令和2年1月6日時点）。
2．商工組合中央金庫における金利は、所定の金利（相談の上決定）となります。
3．利率は担保の有無や返済期間等により変動します。

※　沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795
商工組合中央金庫　電話：0120-079-366

『平成30年7月豪雨からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

平成30年7月豪雨特別貸付

平成30年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・固定で融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者
・平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、同災害により直接被害を受けた方→ 市区町村等の罹災証明が必要。

② 間接被害者
・直接被害者（大企業を含む）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方

③ ①、②以外の方
・その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

貸付限度額

① 直接被害者 及び ② 間接被害者
【日本公庫（中小企業事業）】 3億円 (別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】 6，000万円(上乗せ)

③ ①、②以外の方
【日本公庫（中小企業事業）】 7億2，000万円(別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】 4，800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

設備資金20年以内、運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

貸付利率

① 直接被害者
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）に基準利率(災害)から**▲0．9%引下げた金利を適用。**
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．5%引下げた金利を適用。）

② 間接被害者
基準利率(災害)

③ ①、②以外の方
基準利率

※日本公庫基準利率(災害)：中小企業事業 1．11%、国民生活事業 1．36%
※日本公庫基準利率：中小企業事業 1．11%、国民生活事業1．91%
（注）1．上記は、貸付期間5年以内の基準利率（令和2年1月6日時点）。
2．利率は担保の有無や返済期間等により変動します。
※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『令和元年台風第19号等からの事業復旧を支援する融資制度を知りたい』

令和元年台風第19号等特別貸付

令和元年台風第19号・20号・21号により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を融資する制度です。

対象となる方

① **直接被害者**
・令和元年台風第19号等により激甚災害指定を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、同災害により直接被害を受けた方→　市区町村等の罹災証明が必要。

② **間接被害者**
・直接被害者（大企業を含む）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方

③ **①、②以外の方**
・その他、同災害の影響により、業況が悪化している方(風評被害等による影響を含む)

貸付限度額

① **直接被害者　及び　② 間接被害者**
【日本公庫（中小企業事業）】　3億円　(別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】　6，000万円(上乗せ)

③ **①、②以外の方**
【日本公庫（中小企業事業）】　7億2，000万円(別枠)
【日本公庫（国民生活事業）】　4，800万円(別枠)

貸付期間・据置期間

設備資金20年以内、運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

貸付利率

① **直接被害者**
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）に基準利率(災害)から**▲0．9%引下げた金利を適用。**
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．5%引下げた金利を適用。）

② **間接被害者**
基準利率(災害)

③ **①、②以外の方**
基準利率

※日本公庫基準利率(災害)：中小企業事業　1．11%、国民生活事業　1．36%
※日本公庫基準利率：中小企業事業　1．11%、国民生活事業1．91%
（注）1．上記は、貸付期間5年以内の基準利率（令和2年1月6日時点）。
　　2．利率は担保の有無、返済期間等により変動します。
※　沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『事業用施設の復旧・整備に取り組みたい』

高度化事業（災害対策）

東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等で被災した中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の

対象となる方（事業）

【東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風第 19 号等　共通】

1. 中小企業等のグループが復興事業計画※の認定を受けて、グループに参加する構成員が施設・設備の復旧整備を行う場合
   ※「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画（200 頁）
2. 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
3. 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

【東日本大震災のみ】

4. 中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
5. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業（民設商業施設整備型事業））の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

支援内容

・貸付限度額：なし
・自 己 負 担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
　　※3．のみ、貸付対象経費の10%
・貸 付 対 象：設備資金
・貸 付 利 率：無利子
・貸 付 期 間：20年以内（うち据置期間5年以内）
※担保・保証人が必要となる場合があります。

ご利用方法

被災道県の中小企業支援センター（3．のみ、原則として都道府県が貸付けの窓口となります）の担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先
・被災道県中小企業支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・各都道府県中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課　電話：03-5470-1528
URL：http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい』

セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方
（注）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】7億2，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】4，800万円
■貸付利率：基準利率
※基準利率（令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．11%、国民生活事業1．91%
上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。
■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金　8年以内（うち据置期間3年以内）

金融環境変化対応資金

対象となる方

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

支援内容

■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠4，000万円
■貸付利率：基準利率　（中小企業事業については上限利率3．0%）
※基準利率（令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．11%、国民生活事業1．91%
上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。
■貸付期間：　設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金8年以内（うち据置期間3年以内）

取引企業倒産対応資金

対象となる方

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容

■貸付限度額:
【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5，000万円
【日本公庫(国民生活事業)】別枠3，000万円
■貸付利率:基準利率
※基準利率(令和2年1月6日時点。貸付期間5年の場合。)
中小企業事業1．11%、国民生活事業1．91%
上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。
■貸付期間:運転資金8年以内(うち据置期間3年以内)

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話:098-941-1795

『創業又は経営多角化・事業転換等による
新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

（1）経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定支援機関による指導及び助言を受けている者。

（2）「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）又は「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という。）を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者。

支援内容

■対象資金

設備資金及び運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方（1）であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①（基準利率－0.4％）とする。

（1）基本要領又は指針を適用している又は適用する予定である方

（2）事業計画書に以下のすべての事項を含むこと（ロについては部門別管理を行っている者に限る。）。

イ　当面6ヵ月程度の資金繰り予定表

ロ　部門別収支状況表

■貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）、中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『事業資金を借りたい』

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業者の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。
また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額

・普通保証　2億円以内
・無担保保証　8,000万円以内
・無担保無保証人保証　2,000万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）

なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率

財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対し概ね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証（225頁参照）等の特別の保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。
※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

○セーフティネット保証制度

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

1号　大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者

2号　取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者

3号　突発的災害（事故等）(*)により影響を受ける中小企業者

4号　突発的災害（自然災害等）(*)により影響を受ける中小企業者

5号　全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者

6号　金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者

7号　金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）(*)に伴って借入れが減少している中小企業者

8号　整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(*)　具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

○危機関連保証制度

全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することによって、著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた案件(*)により売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者

(*)具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ（URL：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm）または各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

（一般保証限度額）			（別枠保証限度額）	
・普通保証	2億円	＋	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	2,000万円		・無担保無保証人保証	2,000万円

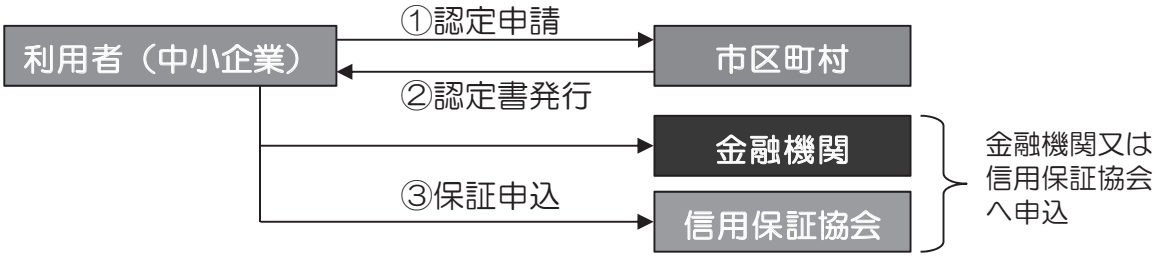
※セーフティネット保証制度と危機関連保証を併用する場合、保証限度額はそれぞれ別枠となります。

■保証料

概ね0.7～1.0%（危機関連保証については0.8%以内）
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことになります。
その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。



お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接又は間接被害を受けた被災地中小企業者を対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

≪特定被災区域（注）内の方≫

・ 震災の影響により業況が悪化している方

→ 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。（写しで可）

・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

（注）特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

支援内容

■ **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは別枠。
なお、セーフティネット保証・危機関連保証・災害関連保証と合算して無担保1億6千万円、最大で5億6千万円までとする。

■ **保証料率**　：0.8％以下
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

■ **資金使途**　：事業再建に必要な資金及び経営の安定に必要な資金

■ **保証割合**　：借入額の全額（100％）

■ **保証人**　：原則として法人代表者以外の保証人は不要

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方（下記のいずれかに該当する方）

・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→　市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可）

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→　納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

支援内容

■ **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは別枠。
なお、セーフティネット保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証と合算して無担保1億6千万円、最大で5億6千万円までとする。

■ **保証料率**　：概ね0.7%～1.0%
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。

■ **資金使途**　：事業再建に必要な資金

■ **保証割合**　：借入額の全額（100%）

■ **保証人**　：原則として法人代表者以外の保証人は不要

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『信用保証協会の保証付借入金を一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業者の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
(*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件

・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として 10 年（据置期間 1 年以内を含む）以内となります。
・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借り換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件

・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として 10 年（据置期間 1 年以内を含む）以内となります。
・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること（旧債振替）は禁止されています。

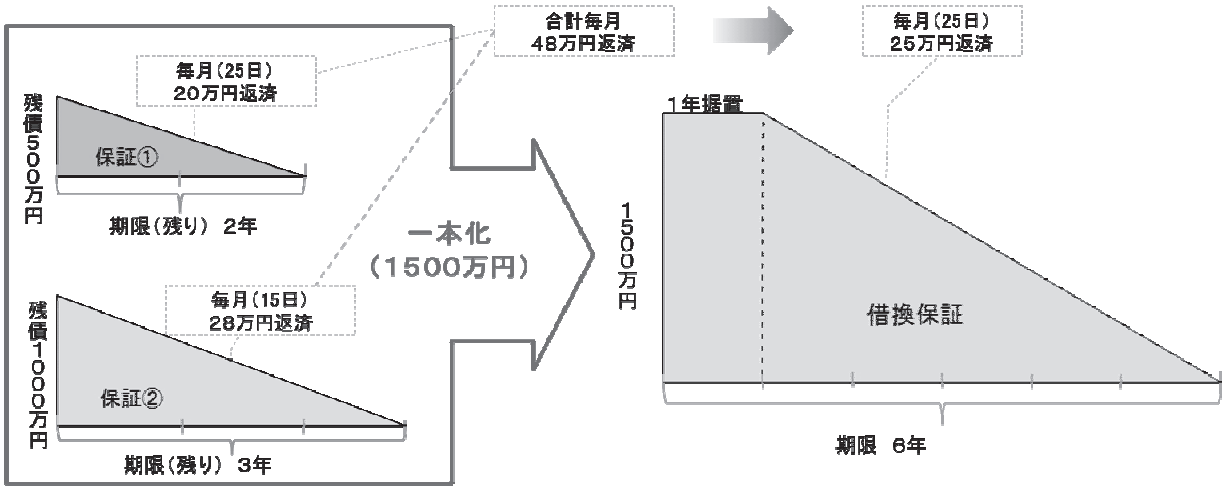
3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に追加資金を融資することを可能とします。

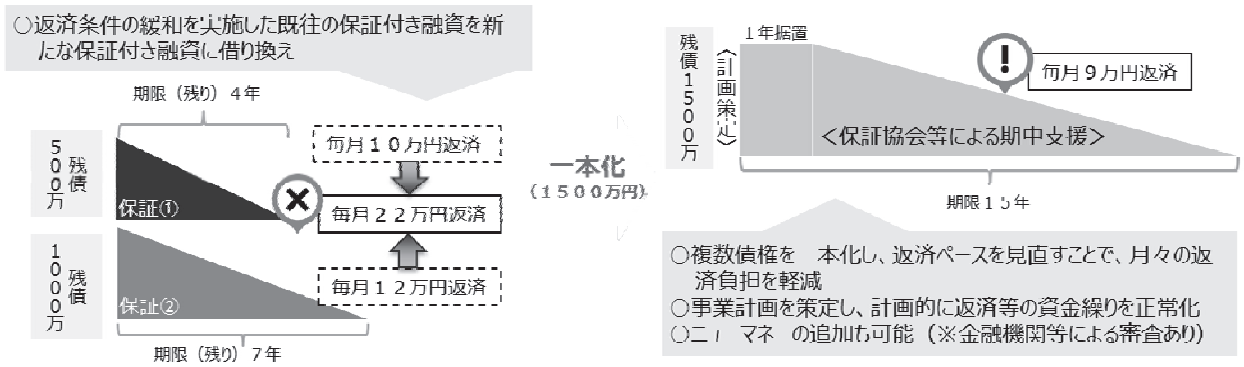
■保証条件

- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- 保証期間は10年以内（据置期間1年以内※を含む）となり、責任共有制度（8割保証）の対象となります。
  ※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

（参考）借換のイメージ



（参考）条件変更改善型借換保証制度イメージ



お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会 URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）（※）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

※中小企業等経営強化法に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

■ **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証とは同枠）。

■ **保証料率**　：一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ

■ **保証割合**　：責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。

■ **保証期間**　：一括返済：1年以内、
分割返済：運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。（据置期間はそれぞれ1年以内）

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』

事業再生計画実施関連保証制度
（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。

【産業競争力強化法第５３条第１項に規定】
①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
②認定支援機関（中小企業再生支援協議会、産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第３２条第１号に規定】
③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
④整理回収機構が策定を支援した再生計画
⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
⑨自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第３２条第２号に規定】
⑩中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第３２条第３号に規定】
⑪経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

支援内容

■保証限度額
無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証枠とは別枠）。
■保証割合
責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
■保証料
責任共有保証の場合0.8%以下、100%保証の場合は1.0%以下。
■保証期間
一括弁済の場合1年以内、分割弁済の場合15年以内（据置期間1年以内）。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『再チャレンジする方を支援します』

再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方

（1）廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
（2）廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
（3）廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

■ 貸付機関
株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）
【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

■ 貸付利率
【日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）】
基準利率
・女性、若年者（35 歳未満）または高齢者（55 歳以上）であって、新規開業して概ね 7 年以内の者は、特別利率①（基準利率−0.4%）。
・技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする資金は、特別利率②（基準利率−0.65%）。

■ 貸付期間
設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

■ 保証条件
経営者本人の個人保証を不要とする制度、新創業融資制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120−154−505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098−941−1830

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』

「証券化支援スキーム」を活用した融資制度（CLO融資）

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

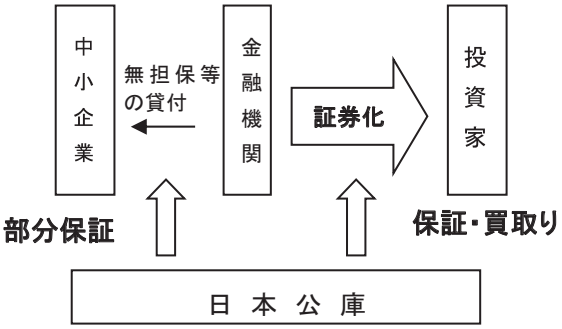
対象となる方

中小企業者の方（一部を除いてほとんどの業種が対象となります）

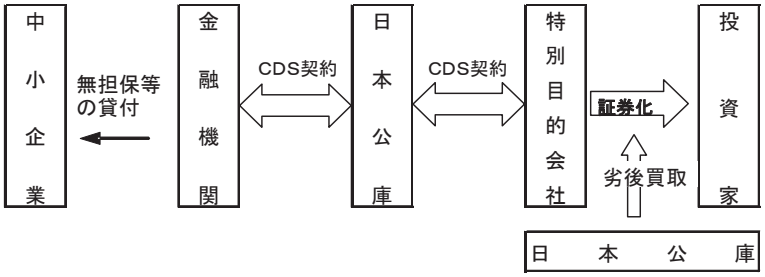
支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み（証券化）を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】



【買取型（シンセティック型）】



（※）CDS契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

取扱金融機関

本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件（募集案件により異なります）については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合せ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（巻末お問い合わせ先一覧参照）
中小企業事業証券化支援室　電話：03-3270-0568
URL：https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新規開業支援資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ④生鮮食料品等小売業近代化貸付 ⑤生活衛生資金貸付（生活衛生関係営業新企業育成資金、生活衛生関係営業企業再建資金、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金） ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新事業育成資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	１貸付先あたり４，０００万円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金又は生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金については別枠で４，０００万円）	１貸付先あたり３億円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で３億円）
貸付利率	資本性ローン利率（6.20%～1.00%）	資本性ローン利率（5.50%～0.45%）
貸付期間	５年１か月以上１５年以内	５年１か月、７年、１０年、１５年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

（注）１．本特例の資金は、自己査定の債務者区分の決定に当たり自己資本とみなすことができます。法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が同等以下のものを除く。）に劣後します。
２．上記貸付利率は、令和2年1月6日時点。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』

高度化事業
（工業団地、ショッピングセンター等の整備に対する貸付制度）

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付けます。
貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行います。

対象となる方（事業）

1．経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
（1）工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る＜集団化事業＞
（2）商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装したりして、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める＜集積区域整備事業＞
（3）大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる＜施設集約化事業＞
（4）中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る＜共同施設事業＞

2．地元の中小企業者を支援するために、第 3 セクター（株式会社、公益法人）、市町村等が行う、（1）起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業＜地域産業創造基盤整備事業＞、（2）商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業＜商店街整備等支援事業＞も対象となります。
※上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。
この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

1．貸付条件
・貸付限度額：なし
・貸 付 割 合：原則として80%以内
・貸 付 対 象：設備資金
・貸 付 利 率：年0.45%（2019年度貸付決定分に適用）、又は、無利子（特別の法律に基づく事業など）
※貸付利率は毎年度見直しを行います。2020年度の貸付利率については、決定次第、中小企業基盤整備機構のホームページに掲載します。
・貸 付 期 間：20年以内（うち据置期間3年以内）
・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求

2．診断の実施
貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となります。まずは、各都道府県高度化事業担当課又は中小企業基盤整備機構高度化事業企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先
各都道府県高度化事業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課　電話：03-5470-1528
URL：http://www.smrj.go.jp/sme/funding/equipment_loan/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』

環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止対策に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業、PCB廃棄物の処分、土壌汚染対策を実施する方

支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率	
	中小企業事業	国民生活事業		中小企業事業※2	国民生活事業
大気汚染関連	7億2,000万円以内※1		20年以内※1	特別利率③	
水質汚濁関連				特別利率②	
アスベスト対策関連		7,200万円以内※1		特別利率②	特別利率B
産業廃棄物・3R関連				特別利率②、③※3	特別利率B、特別利率C※3
PCB廃棄物対策関連				基準利率、特別利率③※4	基準利率、特別利率C※4
土壌汚染対策関連				基準利率、特別利率③※5	基準利率、特別利率C※5

※　制度の詳細については、以下にお問い合わせください。
※1　運転資金の場合、貸付限度額については、中小企業事業は2億5,000万円以内、国民生活事業は4,800万円以内、貸付期間は7年以内。
※2　中小企業事業において、特別利率限度額（4億円）を超える部分については、基準利率
※3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者については特別利率③（特別利率C）、その他は特別利率②（特別利率B）
※4　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については特別利率③（特別利率C）、その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物については基準利率
※5　土壌汚染対策法に基づく義務、指示、命令に基づくものについては特別利率③（特別利率C）、その他は基準利率

取扱金融機関

株式会社　日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1785（中小企業資金）

『ITを活用した設備投資を支援します』

IT活用促進資金

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

対象となる方

IT活用のための投資を行う中小企業者及び認定情報処理支援機関

支援内容

（1）中小企業者においては、情報化を進めるために必要な情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る長期運転資金
（2）認定情報処理支援機関においては、情報処理支援業務に必要な設備資金や長期運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	（1）中小企業者 ① 電子計算機（※）等（ソフトフェアを含む） ② 周辺装置（モデムなどの通信装置など） ③ 端末装置（多機能情報端末など） ④ 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など） ⑤ 関連設備（LANケーブルや電源設備など） ⑥ 関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地） ⑦ その他の設備（その他情報化投資を構成する設備であって、必要と認められたもの） ※①～⑦の他の設備等と組み合わせて導入する場合のみ対象 （2）認定情報処理支援機関 情報処理支援業務を行うために必要な設備資金や長期運転資金
資金使途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち長期運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%（※1）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

※1．以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます
・情報処理支援機関の認定を受けている方
・革新的データ産業活用計画の認定（変更認定含む）を受けている方
・AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方（※2）

※2．情報処理支援機関の認定を受けた専門家からAI導入に係る助言・指導を受けている方

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
・日本政策金融公庫　全国各店舗　URL：https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
・事業資金相談ダイヤル　電話：0120-154-505

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

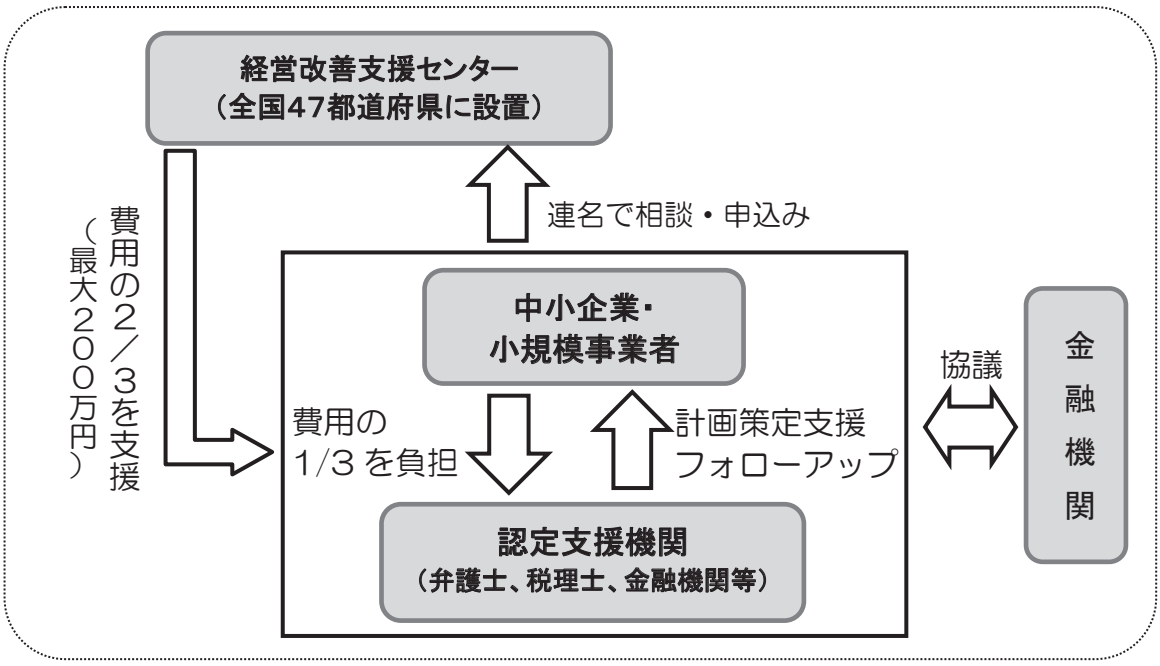
金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者。

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の2/3（事業規模等に応じて数万円～最大200万円）まで支援します。



○ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm

お問い合わせ先

・各都道府県の経営改善支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

・中小企業庁　金融課　　電話：03-3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を見直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

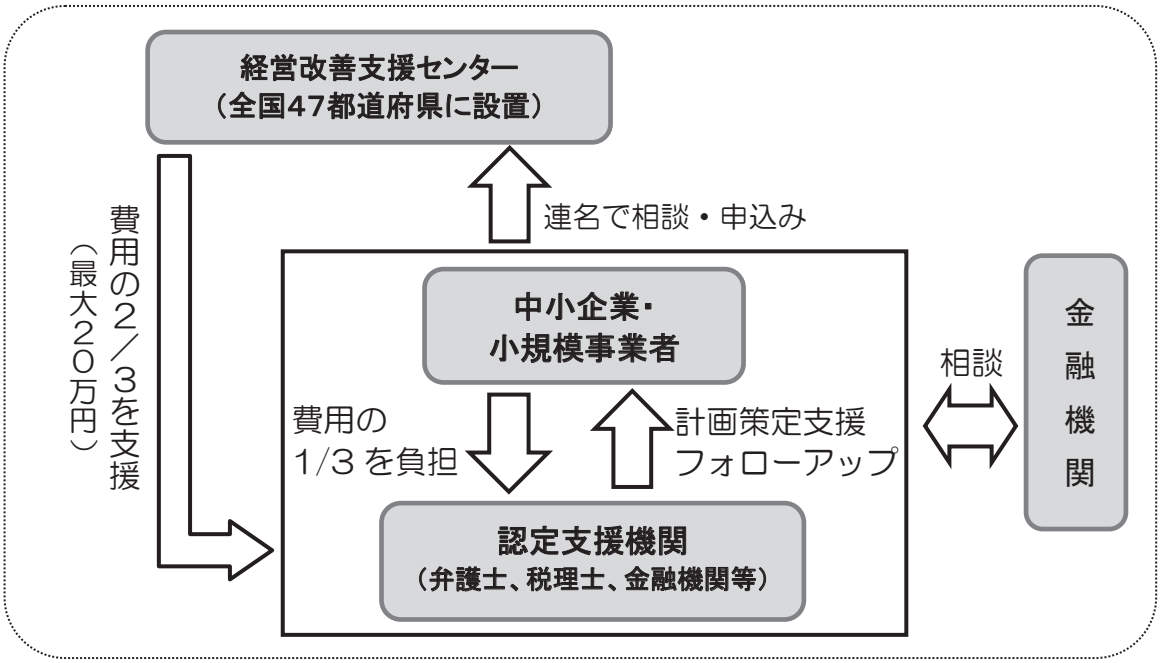
本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善の取り組みを支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて早期の経営改善計画を策定する場合、その策定等に要する費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の2/3（最大20万円、うちフォローアップ費用は5万円まで）まで負担します。



- ○ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。
- ○ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。
事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm

お問い合わせ先
・各都道府県の経営改善支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　金融課　　電話：03-3501-2876

『事業承継時の経営者保証解除に向けた支援について相談したい、経営者保証債務の整理について相談したい』

「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを公表しました。
また、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で事務局より専門家を派遣しアドバイスします。

①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策

対象となる方

経営者保証がネックで事業承継に課題を抱える方

支援内容

（1） 商工中金は「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」

（2） 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減（再掲〇〇頁参照）

（3） ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則
・新旧経営者からの二重徴求の原則禁止
・後継者の経営者保証は、事業承継の阻害要因となることを考慮し、慎重に判断
また、ガイドライン要件の多くを満たしていない場合でも、総合的な判断として、経営者保証を求めない対応ができないか真摯かつ柔軟に検討
・前経営者の経営者保証は、令和２年４月から改正民法で第三者保証の利用が制限されること等を踏まえて見直し。特に、経営権・支配権を有しない前経営者については、慎重に検討
②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援やガイドライン充足状況の確認

ご利用方法

お問い合わせ先

①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策参照

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度

対象となる方

・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方
・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

支援内容

・最寄りの商工会・商工会議所、中小機構等では、経営者保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じております。
・必要に応じて、経営者保証に関する適切なアドバイスを行うことができる専門家を原則３回まで無料で派遣いたします。

ご利用方法

お問い合わせ先

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度参照

お問い合わせ先
①事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策
中小企業庁ホームページ
URL：https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm
（1）株式会社商工組合中央金庫
URL：https://www.shokochukin.co.jp/corporation/service/raise/target/finance.html
（2）（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
（3）①事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則
・日本商工会議所
URL：https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html
・一般社団法人全国銀行協会
URL：https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/

②経営者保証に関する窓口相談及び専門家派遣制度
・商工会一覧　URL：http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
・商工会議所一覧　URL：http://www5.cin.or.jp/ccilist
・中小企業基盤整備機構地域本部一覧
URL：https://www.smrj.go.jp/regional_hq/index.html

『事業承継の支障となっている経営者保証を外したい』

事業承継特別保証

経営者保証を提供している金融機関からの借入金を、経営者保証を不要とする借入金に借換える場合に、信用保証協会が経営者保証を不要とする保証を行うことで、事業承継の促進を図ります。

対象となる方

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者
(1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
(2)一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
(3)次の①から④の全ての要件を満たす法人
①資産超過であること
②EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること
③法人・個人の分離がなされていること
④返済緩和している借入金がないこと
(※)EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)

支援内容

■**対象資金**：事業資金
既存のプロパー借入金(個人保証あり)の本制度による借換も可能
ただし、(2)に該当する方に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る

■**保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円(一般の保証とは同枠)

■**保証料率**：0.45%～1.90%
0.20%～1.15%(経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合)

■**保証割合**：責任共有保証(80%)

■**保証人**：徴求しない

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。

お問い合わせ先
(一社)全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『事業承継に際し、経営者交代後に必要となる資金を調達したい』

経営承継関連保証

中小企業者が経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■**対象資金**：事業を承継した中小企業者が必要とする以下の資金
- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金　　等

■**保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■**保証料率**　：0.45%～1.90%

■**保証割合**　：責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は100%

■**保証人**　　：原則として、法人代表者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『他の中小企業者の事業を承継するため、株式の取得等（M&A）に必要な資金を調達したい』

経営承継準備関連保証

中小企業者が、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金（M & A のための資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している他の中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者。

支援内容

■**対象資金**　：他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
・株式等取得資金
・事業用資産等取得資金
等

■**保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■**保証料率**　：0.45%～1.90%

■**保証割合**　：責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は100%

■**保証人**　：原則として、法人代表者（又は会社である他の中小企業者）以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『事業承継により新たに代表者に就任した後継者個人でも、事業承継に際して必要となる資金を調達したい』

特定経営承継関連保証

後継者である中小企業者の代表者の方が、経営の承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人の方。

支援内容

■**対象資金**　：事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金
- ・株式等取得資金
- ・事業用資産等取得資金
- ・株式等又は事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
- ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分に係る請求に伴う弁済資金
- ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金　　等

■**保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■**保証料率**　：0.45%～1.90%

■**保証割合**　：責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は100%

■**保証人**　：原則として、認定中小企業者以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずは、取引期間が長い、信用保証付き貸出残高が多い、経営に係る相談等を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している金融機関（いわゆるメインバンク）にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『現在は事業を営んでいないが、中小企業者の事業を承継して経営者となるため、株式等の取得資金を調達したい』

特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人の方が、中小企業者の経営の承継に不可欠な株式等の取得資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、経営の承継の円滑化を図ります。

対象となる方

後継者難等により事業承継に支障を来している中小企業者の経営を承継するため、当該承継に不可欠な株式等の譲受けを行うものであることについて、都道府県知事の認定を受けた、事業を営んでいない個人の方。

支援内容

■**対象資金**：中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資産の取得資金。
・株式等取得資金
・事業用資産等取得資金
等

■**保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。

■**保証料率**：1.15%

■**保証割合**：責任共有保証（80%）ただし特別小口保険の場合は100%

■**保証人**：原則として、承継対象の中小企業者（会社）以外の保証人は不要。

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に上記の認定を受けたことを証する書面等が必要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『廃業を決断する場合に必要となる資金を調達したい』

自主廃業支援保証

自主的な廃業を選択された中小企業者の方が、そのために必要となる資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会が保証を行うことで、資金調達の円滑化を図ります。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者の方。

① 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択したこと。
② 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。
③ バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

支援内容

■**保証限度額**：最大3千万円

■**保証料率**　：0.45%～1.90%

■**保証割合**　：責任共有保証（80%）

■**保証期間**　：1年以内（かつ、終期は解散予定日より前）

■**保証人**　　：原則、法人代表者以外は不要

ご利用方法

まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。保証申込時に廃業計画書等が必要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『直接金融による多様な資金調達を図りたい』

特定社債保証制度
（私募債保証制度）

中小企業者の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

（1）純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	2.0倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率（※1）	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ（※2）	2.0倍以上

（2）純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.5倍以上

（3）純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	15%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	5%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.0倍以上

（※1） 使用総資本事業利益率 ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$

（※2） インタレスト・カバレッジ・レーシオ ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{支払利息＋割引料}}$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■**保証限度額**　4億5,000万円（保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証、危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。

■**保証料率**　財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■**担保条件**　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■**償還期間**　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■**発行形式**　振替債とします。

ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については、各金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先

（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200

各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』

流動資産担保融資保証制度
（ABL保証制度）

中小企業者が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円
保証割合：80%
（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

■保証料率

借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68%

■担保条件

・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、（1）債権譲渡登記制度に基づく登記、（2）売掛先への通知、（3）売掛先の承諾のいずれかが必要です。
・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間

根保証方式：1年間（更新可能）
個別保証方式：1年以内

ご利用方法

■保証申込み

・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1ヶ月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
・3ヶ月に1回以上、売掛債権の金額及び棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

その他

・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『目標の実現や経営上抱える各種課題を解決したい』

信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を行います。

対象となる方

創業予定者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者（信用保証協会の利用者又は利用予定者に限る）

支援内容

経営上の様々な課題の解決や改善に向けた取組みを推進するため、専門的な知識と経験を有する専門家を派遣します（専門家派遣費用等の一部は信用保証協会が負担）。

専門家派遣の際には、経営相談や経営改善計画策定等の支援とともに、信用保証協会の職員等が同行し、中小企業・小規模事業者等とのコミュニケーションを図り、資金繰りの相談にも応じることでより効果的なアドバイスを実施します。

また、経営改善を伴う金融支援の実施に際して複数の取引金融機関等の債務が関係し、中小企業・小規模事業者が取引金融機関等との調整を進められないような場合には、信用保証協会が事務局となる経営サポート会議※もご利用ください。

※経営サポート会議とは、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会等が一堂に会し、具体的な支援策について意見・情報交換を実施することで、中小企業・小規模事業者の経営改善等を図ることを目的とした会議です。

ご利用方法

詳細については、以下の窓口までご連絡ください。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：https://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

少額減価償却資産の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※１）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③常時使用する従業員の数が500人を超える法人
④税制の適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年 15 億円を超える法人（※3）
⑤連結法人
※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人
※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和4年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』

交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)

※ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
- 大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- 投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

①支出した交際費等のうち、800 万円までの全額

②支出した接待飲食費の 50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

手続の流れ

確定申告書に交際費等の損金算入に関する明細書を添付し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和 4 年 3 月 31 日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』

外国人旅行者向け消費税免税制度

外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向けに消費税が免除される制度です。

対象となる方

外国人旅行者等の非居住者に対して、商品を販売している又は販売することを検討している事業者

制度の内容

日本を訪れる外国人旅行者の買い物需要を取り込むため、外国人旅行者等の非居住者に対し商品を販売するに際し、消費税をいただくことなく販売することができるよう免税店制度を設けております。これにより、非免税店との差別化が図られ、外国人旅行者の来店増加による売上げの向上、地域経済の活性化が期待できます。

＜制度の概要＞

免税店制度は、事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、通常生活の用に供される物品（一般物品、消耗品は合算可能）を、購入記録票を作成するなど一定の手続に基づいて５千円以上販売する場合に、消費税が免除される制度です。

＜免税店の種類＞

免税店には、２つの種類があります。

○一般型消費税免税店

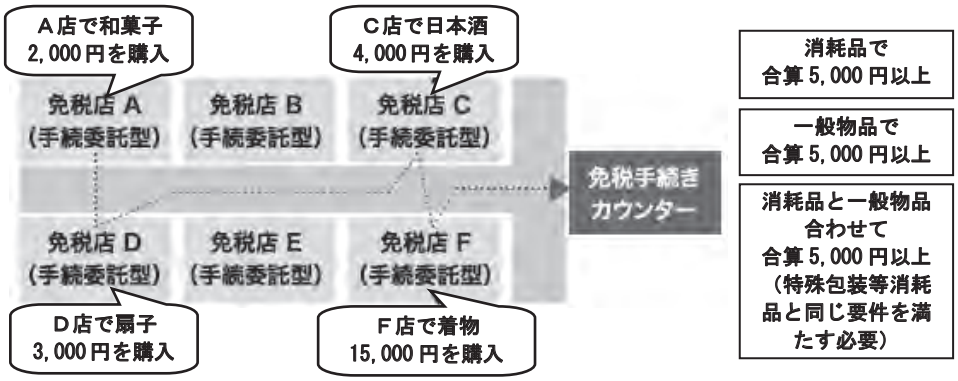
販売場を経営する事業者が、その販売場において免税手続を行う消費税免税店

○手続委託型消費税免税店

販売場が所在する特定商業施設内に、免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店

【免税手続カウンターでの買物のイメージ】

商店街などの中で、店舗を超えて合算（最低購入金額：５千円以上）して、一括で免税手続を行うことができます。

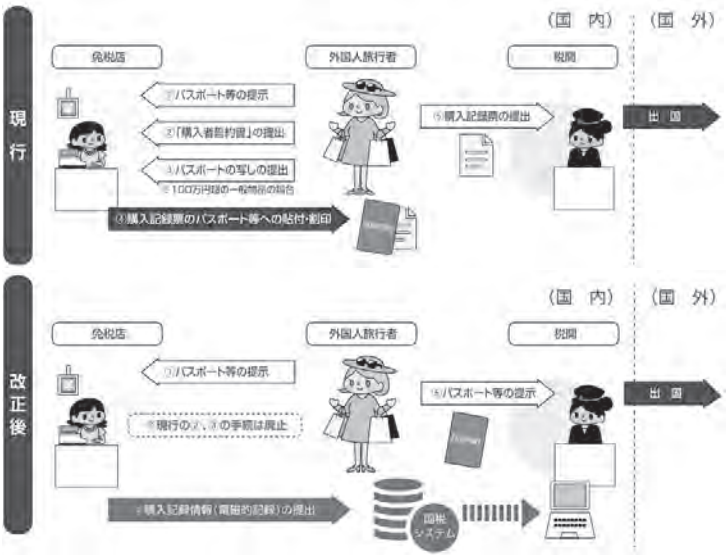


【免税手続カウンターにおける手続き】

2020年4月1日以降、現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印等）を廃止し、免税販売手続を電子化します。

2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められますが、2021年10月1日以後は、免税販売手続の電子化に対応しなかった場合には、免税販売を行うことができません。詳細は、下記URL（観光庁HP）でご確認ください。

（URL）http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/denshika.html



【特定商業施設について】

免税手続カウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。）	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。）	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

ご利用方法

消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁及び観光庁のHPをご参照ください。

国税庁HP：URL：http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/index.htm

観光庁HP：URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/

○インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、商店街活性化・観光消費創出事業（補助金）や、日本政策金融公庫の融資制度による支援も実施しております。

お問い合わせ先
各経済産業局流通・サービス産業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
経済産業省　商務・サービスグループ　消費・流通政策課　電話：03-3501-1708
中小企業庁　経営支援部　商業課　電話：03-3501-1929

『賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

中小企業向け所得拡大促進税制

従業員への給与等の支給額を増加させた場合、増加額の一部を法人税等から税額控除できます。

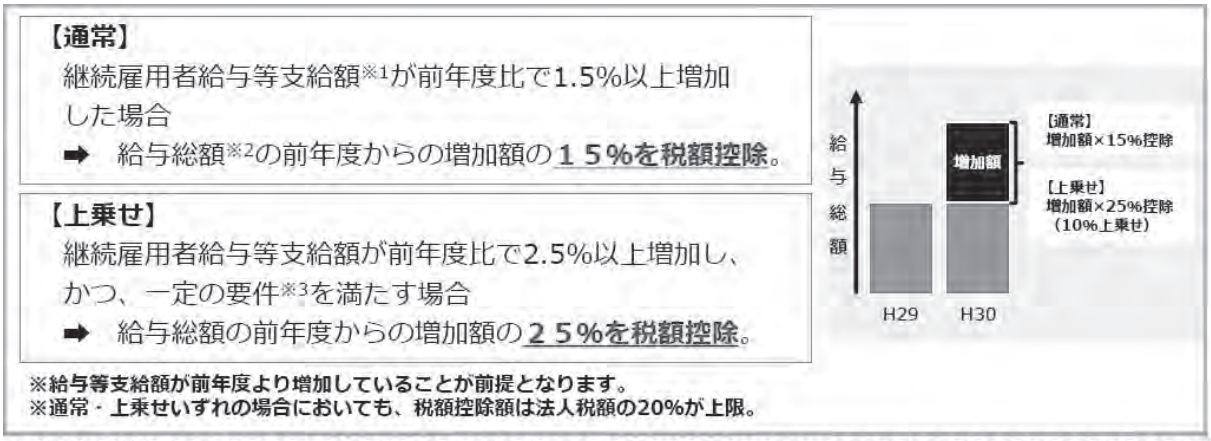
対象となる方

令和3年3月31日までに開始された事業年度において、青色申告を行う法人・個人事業主が所得拡大促進税制を利用することができます。(業種による制限はありません。)

支援内容

中小企業者等の場合、下図のとおり税額控除が受けられます。

【中小企業向け所得拡大促進税制の概要】



※1　継続雇用者給与等支給額

継続雇用者（前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者）に支払った給与等の総額。

※2　給与総額（雇用者給与等支給額）

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額（役員等に支払った給与等は除く。）。

※3　一定の要件

以下のいずれかを満たす場合。

①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること

②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われていること

ご利用方法

詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html

なお、大企業は適用の要件が異なりますので、経済産業省ホームページをご覧ください。

URL（大企業向け賃上げ・生産性向上のための税制）：

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』（国税）

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※1）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人（※3）

※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人

※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

下表の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	機械装置（160万円以上） 測定工具及び検査工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）（※1）	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上）（※1）
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	①生産等設備を構成するものであること（事業の用に直接供される設備が対象） ②国内への投資であること ③中古資産・貸付資産でないこと　等	

※1　設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものであることが必要。
※2　中古品、貸付の用に供する設備は対象外。

＜指定事業＞

中小企業投資促進税制（259頁参照）及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制（264頁参照）のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業

措置の内容

即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は7%）の適用を受けることができます。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

適用期間

令和３年３月31日まで

手続きの流れ

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧いただくか、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
<中小企業経営強化税制について>
中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821　（9:30～12:00、13:00～17:00）
<経営力向上計画について>経営力向上計画相談窓口
中小企業庁　事業環境部　企画課　電話：03-3501-1957　（9:30～12:00、13:00～17:00）

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が１億円以下の法人等（※１）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人（※3）
※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）又は受託法人
※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

下記の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。

・機械装置（160万円以上）
・測定工具及び検査工具（120万円以上又は30万円以上かつ複数台計120万円以上）
・一定のソフトウェア（70万円以上又は複数合計70万円以上）
・普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上）
・内航船舶（対象は取得価額の75%）

※　中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

＜指定事業＞

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業
（注　風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものを除く）

措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は７%の税額控除の適用を受けることができます（ただし、資本金又は出資金の額が３千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます）。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和３年３月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口にお問い合わせ下さい。

『ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』

エンジェル税制

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の優遇を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資についても本税制の対象となります。

対象となるベンチャー企業・個人投資家

【対象となるベンチャー企業の要件】

Ⅰ　創業（設立）10 年未満※1 の中小企業者であること

Ⅱ　新規性要件※2 を満たすこと

Ⅲ　外部（特定の株主グループ以外）からの投資を 1/6 以上取り入れている会社であること

Ⅳ　大規模法人（資本金 1 億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと

Ⅴ　未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

Ⅵ　金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること

Ⅶ　投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第 3 位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて 50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1　下記「措置の内容」の内、①の対象となるのは創業（設立）5 年未満のベンチャー企業となります。

※2　新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次のページをご覧下さい。　URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/subject/index.html

措置の内容

【対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けることができる所得税減税】

個人投資家は①、②のいずれかを選択可能です。

①（ベンチャー企業への投資額−2千円）をその年の総所得金額から控除することができます。（控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方）

②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除することができます。（控除可能となる投資額の上限なし）

【対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税】

③未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）することができます。

※投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

手続きの流れ

ステップ1　ベンチャー企業が本社の所在する都道府県に確認申請を行います。

ステップ2　都道府県より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。

ステップ3　個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

お問い合わせ先

企業の本店所在地の都道府県がエンジェル税制利用相談窓口となります。

下記のページをご参照ください。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/contact/index.html

『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』

公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

対象となる設備

2020年4月1日より2022年3月31日の間に取得した①～⑤の設備
①汚水又は廃液処理施設、②ごみ処理施設、③産業廃棄物処理施設（石綿等）、④産業廃棄物処理施設（その他）、⑤除害施設

措置の内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。
① :1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（1/2を参酌）
② :1/2
③ :1/2
④ :1/3
⑤ :2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（3/4を参酌）

手続きの流れ

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所及び市町村税務部署に提出することが必要です。

その他

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械及び装置は5年と規定されています。

お問い合わせ先
各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署
経済産業省環境管理推進室　TEL:03-3501-4665
各経済産業局環境・リサイクル課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課

『地方でオフィス・研究所・研修所を強化したい』

地方拠点強化税制

地方において企業の拠点強化を行った場合に税制等の特例措置を受けることができます。

対象となる方

令和4年3月31日までの間に、地域再生法に基づく、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(「整備計画」)の認定を受けた事業者

措置の内容

➢ 地方拠点強化税制

東京23区から地方へ企業の本社機能(オフィス・研究所・研修所)を移転(移転型)する場合又は、地方にある企業の本社機能を拡充(拡充型)する場合に減税措置(オフィス減税又は雇用促進税制)を受けることができます。(雇用者増加数等一定の要件を満たすことが必要。)

〇オフィス減税
・移転型:7%税額控除又は25%特別償却
・拡充型:4%税額控除又は15%特別償却

〇雇用促進税制
・移転型:雇用者増加数一人当たり最大90万円税額控除
・拡充型:雇用者増加数一人当たり最大30万円税額控除
※移転型の最大90万円のうち40万円分は、雇用を維持していれば最大3年間継続。

➢ その他特例措置

〇独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務保証を受けることができます。

〇日本政策金融公庫による融資制度
認定事業者(中小企業者)が行う特定業務施設の整備・運転に必要な資金に対して長期かつ固定金利で融資を受けることができます。

ご利用方法

(1)都道府県が作成する地域再生計画に基づき、整備計画を作成及び各都道府県へ提出し、認定を受けてください。
(2)税制措置を受けるに当たっては、必要書類を添付の上、確定申告を行ってください。
(3)債務保証制度及び低利融資制度に関する御相談等は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 内閣府地方創生推進事務局
(オフィス減税について、その他一般的なご質問について)
経済産業省地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内 電話:03-3501-0645
(雇用促進税制について) 厚生労働省職業安定局雇用政策課内 電話:03-3502-6770
(債務保証制度について)
独立行政法人中小企業基盤整備機構ファンド事業部事業基盤支援課 電話:03-5470-1575
(融資制度について) 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

『法人税の負担を軽減したい』

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※)

※　資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。
- 大法人(資本金又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- 完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- 投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等の年所得800万円以下の部分にかかる法人税率は、令和3年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率(本則)		令和3年3月31日までの時限的な軽減税率
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.2%	−
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.2%	−
	年所得800万円以下の部分	19%	**15%**
商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合など	所得区分なし	19%	**15%** (年所得800万円以下の部分)

手続の流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和3年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『商業・サービス業者等が設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業者等が、経営の改善に資する設備を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※1)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人等は本税制の適用を受けることができません。
①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人、大法人(※2)の100%子法人(※3)等)から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人(※3)
④認定経営革新等支援機関等に該当する者

※2　資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)又は受託法人

※3　平成31年4月1日以降に開始する事業年度決算から適用されます。

対象となる設備

認定経営革新等支援機関等から、経営の改善に資するものであるとの指導を受け、売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて確認を受けて取得した器具備品(1台30万円以上)、建物附属設備(1台60万円以上)であって、指定事業の用に供するものが対象になります。

※　中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

＜指定事業＞

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、映画業、サービス業(教育・学術支援業、協同組合、他に分類されないサービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業

注)風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。また、性風俗関連特殊営業に該当するものも指定事業から除かれます。

措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます(ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます)。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

(1)税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等(認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等)から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受ける等の手続きを行って下さい。

(2)確定申告書等に必要事項を記載し、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付した上で最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

令和3年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口、認定経営革新等支援機関等

『国税が期限内に納付できない』

国税の猶予制度

国税を一時に納付できない場合において、法令の要件に該当する場合には、税務署に申請することにより、猶予制度（納税の猶予・換価の猶予）の適用を受けることができます。
猶予が認められると、原則として1年以内の期間、国税を分割して納付することができます。

対象となる方

●納税の猶予
次のような理由により、国税を一時に納付することができないと認められる場合に、所轄の税務署に申請をした方
① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
② 本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

●申請による換価の猶予
国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないなどの一定の要件に該当する場合に、国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請をした方

※ これらの猶予を受ける場合、原則として、猶予を受けようとする税額に相当する担保が必要です。

措置の内容

・ 猶予期間は原則として1年以内の期間であり、猶予期間中の各月に分割して国税を納付することができます。
・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
・ 猶予期間中は、財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

手続の流れ

・ 猶予の申請書に、必要な書類を添付して、所轄の税務署に提出して下さい（「申請による換価の猶予」の場合は、国税の納期限から6か月以内の申請が必要です。）。
・ 税務署では、申請に基づき、猶予の許可・不許可や猶予金額・期間などを審査します。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の『猶予の申請の手引』などをご参照下さい。
● 『猶予の申請の手引』
ＵＲＬ：http://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/yuyo-tebiki/

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）又は税務署の税務相談窓口

『防災・減災のための設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』（国税）

中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画（詳細は209ページ）に従って行われた一定の設備投資について、特別償却（20％）の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※1）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であって、中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの。

※1　資本金又は出資金の額が1億円以下であっても次の法人は本税制の措置を受けることができません。

①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超えの法人、又は大法人（※2）の100%子法人）等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を越える法人

※2　資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等

対象となる設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 （100万円以上）	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品 （30万円以上）	全ての設備
建物附属設備 （60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※消防法及び建築基準法に基づき設置が義務づけられている設備等は対象外です。

措置の内容

特別償却（20％）の措置を受けることができます。

適用期間

令和3年3月31日まで

手続きのながれ

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧いただくか、以下の窓口までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
中小企業庁　事業環境部　経営安定対策室
TEL03－3501－0459
詳細（中小企業庁HP：中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領
（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190809bousaizeisei.pdf）

『会計の質を向上させたい』

中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下「中小会計要領」という。）」や「中小企業の会計に関する指針（以下「中小会計指針」という。）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」、「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

・会計監査人を設置する会社及び子会社

※「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」、「中小会計指針」が利用できる会社】

・特例有限会社　・合名会社

・合資会社　・合同会社

支援内容

■中小企業の会計に関するパンフレットの作成

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成しております。中小企業庁のホームページから無料でダウンロードができます。

URL：http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm



■中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■金融機関の融資商品

日本政策金融公庫において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対して、貸付を行う融資制度を取り扱っています。

お問い合わせ先

中小企業庁　財務課　電話：03-3501-5803

『事業承継について支援を受けたい』

事業承継の円滑化のための支援策

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっていても先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前に、できるだけ早い準備が重要です。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容（詳細は各頁に記載されております連絡先にお問い合わせください。）

■経営承継円滑化法による事業承継円滑化に向けた総合的支援（275頁参照）

後継者に経営を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた以下の支援を受けることができます。

〇遺留分に関する民法の特例
〇金融支援
〇法人版事業承継税制
〇個人版事業承継税制

※遺留分に関する民法の特例に関しては経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可が必要です。
※金融支援、法人版及び個人版事業承継税制については都道府県知事の認定を受けることが必要です。

■事業引継ぎ支援事業（再掲270頁参照）

中小企業者等の事業引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター（※）」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

■事業承継補助金（再掲271頁参照）

事業承継や事業再編・事業統合を契機とした設備投資や販路拡大等の経営革新、既存事業の廃業等に要する費用を支援します。

■中小企業成長支援ファンド（再掲19頁参照）

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

■事業承継フォーラムなどの開催

事業承継を経験した経営者に実体験を語っていただく事業承継フォーラムを各地で開催し、早期・計画的な事業承継の取組を促します。また、地域の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構　事業承継・事業再生支援部　電話：03-5470-1576　にお問い合わせください。）

■事業承継ガイドライン

中小企業の円滑な事業承継のためのガイドラインを作成しました。
中小企業庁ホームページ（トップページ　→　財務サポート）から無料でダウンロードができます。

『事業承継に関する悩みついて相談したい、
事業承継に関する課題を解決して欲しい』

プッシュ型事業承継支援高度化事業
（事業承継ネットワーク）

事業承継に係る悩みや課題を抱える中小企業者等に対して、適切な支援機関への取り次ぎ、事業承継計画の策定支援、専門家派遣等を行います。

対象となる方

事業承継について悩みや課題を抱える中小企業者等

支援内容

・事業承継ネットワークでは、事業承継に係る悩みや課題を抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、事業承継に係る課題の解決に向けた専門家派遣等を行います。

〇事業承継を行うまでの準備や課題を整理する事業承継計画の策定を支援します。

〇事業承継に係る課題の解決に向け、課題に応じた専門家（税理士、弁護士、中小企業診断士等）を派遣します。

・その他、事業承継に関する悩みや相談に対応します。

ご利用方法

まずはお近くの事業承継ネットワーク地域事務局にご相談ください。

お問い合わせ先

・各都道府県の事業承継ネットワーク地域事務局　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
※最新の情報は事業承継ひろばHP（https://shoukei.go.jp/）をご確認ください。

・プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局（野村證券株式会社）
電話：0120-567-331

・中小企業庁財務課　電話：03-3501-5803

『会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等に対して、マッチング支援等を行います。

対象となる方

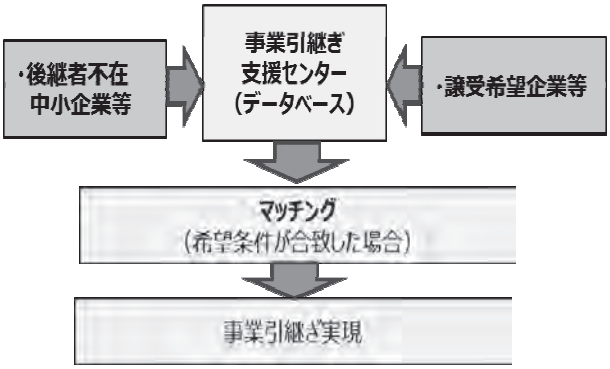
後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等

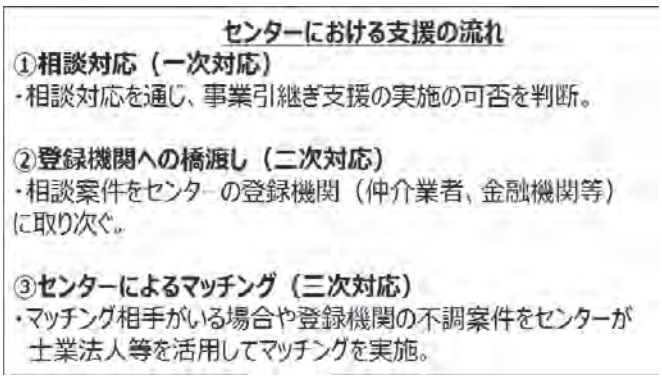
支援内容

中小企業者等の経営資源及び事業の引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター※」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

※「事業引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関。

＜支援事業の流れ＞




センターにおける支援の流れ

①相談対応（一次対応）
・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

②登録機関への橋渡し（二次対応）
・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

③センターによるマッチング（三次対応）
・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが士業法人等を活用してマッチングを実施。

ご利用方法

M＆A等による事業引継ぎを行うためには、早めの相談が大切です。先ずは、各都道府県の事業引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は無料です。

お問い合わせ先
- 各都道府県の事業引継ぎ支援センター及び（独）中小企業基盤整備機構に設置された事業引継ぎ支援全国本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- 中小企業庁　財務課　電話：03-3501-5803
- 各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- （独）中小企業基盤整備機構の各地域本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『 事業承継・M&Aをきっかけに新しいチャレンジをしたい 』

事業承継補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

＜後継者承継支援型＞

事業承継（事業再生を伴うものを含む）を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと（※1）。

①事業承継を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。

②産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。

③地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

※1　後継者承継支援型には事業譲渡や株式譲渡等による承継は含みません。

＜事業再編・事業統合支援型＞

事業再編・事業統合等を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、その後に以下の例のような新しい取組を行うこと

対象となる取組例：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換・株式移転／株式譲渡など

支援内容

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	後継者承継支援型 （経営者交代タイプ）	1/2	225万円	+225万円	450万円
	事業再編・事業統合支援型 （M&Aタイプ）	1/2	450万円	+450万円	900万円
・ベンチャー型事業承継枠 新商品の開発・新サービスの提供等を実施 ・生産性向上枠 「経営革新計画」又は「先端設備等導入計画」を提出	後継者承継支援型 （経営者交代タイプ）	2/3	300万円	+300万円	600万円
	事業再編・事業統合支援型 （M&Aタイプ）	2/3	600万円	+600万円	1,200万円

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
中小企業庁事業環境部財務課　電話：03－3501－5803

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業・小規模事業者の非上場株式等に係る相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。（法人版事業承継税制）
個人事業者も事業用資産を承継する際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除されます。（個人版事業承継税制）

① 非上場株式等を相続又は贈与により取得した後継者
② 一定の事業用資産を相続又は贈与により取得した個人事業者
③ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・後継者

措置の内容

① 非上場株式を相続又は贈与により取得した後継者【法人版事業承継税制】

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者（親族外も対象）が、相続又は遺贈により、非上場会社の株式等を先代経営者（被相続人）から取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る相続税の納税が猶予（※（2））され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者（親族外も対象）が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部又は一定以上取得し、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の納税が猶予（※（2））され、後継者が死亡した場合などには、猶予税額が免除されます。

※法人版事業承継税制の特例措置について

2018年4月1日に、法人版事業承継税制の特例措置が創設されました。

2018年4月1日から2023年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「特例承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2018年1月1日から2027年12月31日までの10年間に行われた非上場株式の贈与・相続が対象となります。

従前の措置も一般措置として存在していますが、特例措置については一般措置と比べて以下の点で大きく優遇される内容が拡充されています。

⑴ 経営環境変化に対応した減免制度を導入

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が納税されていたところ、売却時や廃業時の評価額を基に納税額を再計算することとします。これにより、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免いたします。

⑵ 対象株式数の上限撤廃、猶予割合を100%に拡大

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、さらに相続税の納税猶予割合は80%であったところ、対象株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合も100%に拡大することとします。これにより、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担はゼ

口となります。

⑶ 雇用要件の抜本的見直し

事業承継税制の適用後５年間で平均８割以上の雇用を維持できなければ猶予された税額の全額を納付しなければならなかったところ、人手不足の現状を受け、雇用要件を弾力化し、５年平均８割が未達成の場合でも猶予を継続可能といたします（経営悪化等が理由の場合は、認定支援機関の指導助言が必要となります。）。

⑷ 対象者の制限の大幅な緩和

一人の先代経営者から一人の後継者に対して贈与・相続される株式のみが対象であったところ、親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大３人まで）への承継も対象となります。

（参考）都道府県知事の認定を受けるための主な要件

⑴ 中小企業者であること。
⑵ 資産保有型会社等に該当しないこと。
⑶ 先代経営者が会社の代表者であったこと。
⑷ 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50％超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主であったこと。
⑸ 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50％超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
⑹ 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと（先代が60歳以上である場合のみ）。贈与の場合は、贈与の3年前から引き続き役員に就任していること。　等

② 一定の事業用資産を相続又は贈与により取得した個人事業者【個人版事業承継税制】

2019 年 4 月 1 日に、個人事業者が先代から事業用資産を相続又は贈与により取得した際に課される相続税・贈与税が納税猶予・免除される特例措置が創設されました。

法人版事業承継税制と類似の制度設計となっており、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年以内に経営承継円滑化法に基づく「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出したうえで、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間に行われた一定の事業用資産の贈与・相続が対象となります。

その他、主なポイントは以下のとおりです。

⑴ 対象となる事業用資産に係る贈与税・相続税を 100%猶予することができます。また、法人版同様に承継後の経営悪化によって廃業等をした場合は納税が減免されるほか、個人版独自の措置として、承継をした個人事業者が一定の身体障害等に該当した場合の免除などが講じられます。
⑵ 事業用の宅地（400 ㎡まで）・建物（800 ㎡まで）、機械・器具備品等の幅広い事業用資産が対象です。
⑶ 親族外への承継も対象になります。
⑷ 相続時精算課税制度との併用は可能です。ただし、個人版事業承継税制と小規模宅地特例（事業用）とは選択適用となります。

③ 特定小規模宅地等を相続した個人事業者・中小企業の後継者

■小規模宅地等（特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等）の特例（相続税）

特定事業用宅地等（事業を継続する等の要件があります。）は、400㎡を限度として、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※特定事業用宅地等は、個人版事業承継税制と選択適用になります。

＜その他、事業承継に際して活用可能な制度＞

■相続時精算課税制度（贈与税・相続税）

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。なお、平成30年度税制改正により、事業承継税制の適用を受ける場合には、現行制度に加えて60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とすることとなりました。（贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。）

（贈与時）

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

（相続時）

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税等）

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税の特例、②取得費加算の特例を適用することができます。

①みなし配当課税（最高55.945%の累進課税）※1でなく、譲渡所得課税（20.315%の分離課税）[※1]が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算（譲渡所得から控除）することができます。※2

※1　税率は、所得税、復興特別所得税及び住民税の合計です。

※2　譲渡所得＝売却金額－（株式の取得費＋譲渡するために直接かかった費用＋加算する相続税額）

特例を受けるためには一定の手続が必要です。

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）又は税務署の税務相談窓口

事業承継税制の前提となる円滑化法の認定については、各都道府県にお問い合わせください。

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』

経営承継円滑化法による総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づき、事業承継の円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

【遺留分特例】相続による自社株式等の散逸を防止したい中小企業の後継者
【金融支援】事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している中小企業とその後継者
【事業承継税制】相続税・贈与税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業の後継者

支援内容

■遺留分※に関する民法の特例

一定の要件を満たす後継者（親族外も対象）が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることにより、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※遺留分とは、配偶者や子など（遺留分権利者）に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求（遺留分減殺請求）を受けるおそれがあります。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外

贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できます。

②生前贈与株式の評価額を予め固定

後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

■金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税の納税資金等）や信用力の低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、都道府県知事の認定を受けることを前提として、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する融資制度を利用することができます。

■事業承継税制（再掲272頁参照）

事業承継税制は、都道府県知事から経営承継円滑化法の認定を受けた場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度です。

法人版事業承継税制は、事業継続要件等の一定の要件を満たす場合に、後継者が取得した自社株式等に係る相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。2018年度の税制改正により、2027年までの10年間に限った特例措置が設けられています。（2023年3月末までに特例承継計画を提出した事業者に限ります。）

また、2019年度税制改正において、2028年までの時限措置として個人版事業承継税制が創設されました。個人事業者が事業用資産を承継した際に課される相続税・贈与税の納税が猶予・免除されます。（2024年3月末までに個人事業承継計画を提出した者に限ります。）

お問い合わせ先
【遺留分に関する民法の特例】中小企業庁財務課　電話：03-3501-5803　（9:00～17:00）
【金融支援・事業承継税制】各都道府県

『外国人目線の商品・サービスづくりや、外国人観光客のニーズに対応した商品・サービスの提供方法を改善する取組に対する支援を受けたい』

インバウンド需要拡大推進事業

商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携（マッチング）を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援します。

また、地域の中小小売業・サービス業のグループ等が、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援します。

①外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業

対象となる方

サービス事業者等

支援内容

商品・サービスをまとめて提供する事業者と、外国人目線で商品・サービスづくりをできる国外関係者との連携（マッチング）を支援するとともに、事業者に対するアドバイス・磨き上げ・プロモーション等を支援します。

■補助率　2／3
■補助金下限額　500万円

ご利用方法

（1）募集期間中に、執行団体へ応募申請書等の関係書類を提出
（2）外部有識者による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
（3）採択された補助事業者は、交付申請書を執行団体へ提出し、交付決定後、事業を開始
（4）事業終了後、実績報告書を執行団体へ提出し、補助金を受給

②インバウンド需要による地域消費拡大推進事業

対象となる方

中小小売業・サービス業のグループ等（注）

（注）商店街その他の商業の集積地区において、小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者の連携体（商店街振興組合等の商店街等組織及び当該地区の経済の活性化に取り組む民間事業者を含む。）

支援内容

地域の中小小売業・サービス業等において、外国人観光客のニーズに対応した商品やサービスの多言語化等や、店舗データ分析を用いた経営の高度化による効果的な商品・サービスの提供等の推進により、地域における訪日外国人消費の拡大に寄与する取組を支援します。

■補助率　2／3
■補助金上限額　3000万円

ご利用方法

（1）募集期間中に、経済産業局等へ応募申請書等の関係書類を提出
（2）外部有識者による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
（3）採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局等へ提出し、交付決定後、事業を開始
（4）事業終了後、実績報告書を経済産業局等へ提出し、補助金を受給
（5）事業終了後3年間、経済産業局等へ事業効果について報告

お問い合わせ先

①「外国人専門家との共創によるインバウンド需要拡大事業」について
経済産業省　クールジャパン政策課　電話：03-3501-1750

②「インバウンド需要による地域消費拡大推進事業」について
中小企業庁　商業課　電話：03-3501-1929
各経済産業局　流通・サービス産業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『商店街における地域外の新たな需要を取り込む取組に対する支援を受けたい』

商店街活性化・観光消費創出事業

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込み、消費需要の喚起につながる商店街の取組を支援します。

対象となる方

商店街等組織（※1）、又は商店街等組織と民間事業者（※2）の連携体

※1　商店街等組織

・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街等組織

・法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者等

※2　民間事業者

当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1．**消費創出事業**

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった商店街の環境整備や、地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベント等の、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込み、消費の喚起につながる商店街の実効性のある取組を支援します。

■補助率　2／3以内

■補助金上限額　2億円（※1）

2．**専門家派遣事業（※2）**

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

■補助率　10／10定額

■補助金上限額　200万円

※1．『1．消費創出事業』と『2．専門家派遣事業』との合計額で、上限額2億円、下限額200万円です。

※2．専門家派遣事業は『1．消費創出事業』と併せて実施することが必要です。

ご利用方法

（1）募集期間中に、経済産業局等へ応募申請書等の関係書類を提出

（2）外部有識者による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定

（3）採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局等へ提出し、交付決定後、専門家派遣事業を開始

（4）専門家派遣事業実施の報告及び消費創出事業の開始届出を経済産業局等へ提出し、消費創出事業を開始

（5）消費創出事業終了後、実績報告書を経済産業局等へ提出し、補助金を受給

（6）消費創出事業終了後5年間、経済産業局等へ事業効果について報告

お問い合わせ先

中小企業庁　商業課　電話：03-3501-1929

地域経済産業グループ中心市街地活性化室　電話：03-3501-3754

各経済産業局　流通・サービス産業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』

地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

（1）商店街振興組合、事業協同組合など
（2）特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

（1）補助金：商店街活性化・観光消費創出事業（278 頁参照）
地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り組む商店街の取組を支援します。地域商店街活性化法に基づく「商店街活性化事業計画」の認定を受けることにより、採択審査時に加点されます。

（2）信用保険の保証限度額の別枠化（224 頁参照）
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

（3）課税の特例
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から 1,500 万円の特別控除が受けられます。

（4）都道府県又は市町村による無利子融資（（独）中小企業基盤整備機構の高度化融資）（236 頁参照）
都道府県又は市町村（特別区を含む。）が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、（独）中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。

（5）低利融資制度（（株）日本政策金融公庫の融資）（280 頁参照）
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、（株）全国商店街支援センターにお問い合せ下さい。

（2）「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
中小企業庁　商業課　電話：03-3501-1929
各経済産業局　流通・サービス産業課　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
（株）全国商店街支援センター　電話：03-6228-3061

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』

企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

＜企業活力強化資金＞（うち流通・サービス関連）

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

（1）卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業を営む方（これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。）

（2）中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方又は第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

（3）卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業を営む方（これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。）であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

＜観光産業等生産性向上資金＞

訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方であって、次のいずれかに該当する方

①消費税免税店を経営する方（免税店許可を受ける見込みの方を含みます。）

②承認免税手続事業者（承認を受ける見込みの方を含みます。）

③訪日外国人の消費需要を取り込むための補助金の交付を受けた商店街振興組合等（交付を受けた商店街振興組合等の地区において事業を営む個店を含みます。）

④免税手続カウンターが設置された特定商業施設内において事業を営む方

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円（うち長期運転資金2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■資金使途

＜企業活力強化資金＞（うち流通・サービス関連）

・合理化、共同化等を図るための設備の取得（改造、更新を含む）
・セルフサービス店の取得
・集配センターの取得（中小企業事業のみ）
・販売促進、人材確保
・新分野への進出（（2）の対象の方のみ）
・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金（（3）の対象の方のみ）

＜観光産業等生産性向上資金＞
訪日外国人旅行者対応のために必要とする設備資金及び長期運転資金

■貸付利率

＜企業活力強化資金＞（うち流通・サービス関連）

○ （1）の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

Ⅰ．経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金及び長期運転資金については、基準利率が適用されます。

Ⅱ．特利対象設備導入関連

Ⅰ．のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①（基準利率−0.4%）が適用されます。

Ⅲ．空き店舗出店関連

Ⅱ．のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②（基準利率−0.65%）が適用されます。

Ⅳ．認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②（基準利率−0.65%）が適用されます。

Ⅴ．商店街活性化促進区域関連

地域再生法に規定する商店街活性化促進区域において空き店舗を利用して事業を行う場合、必要な資金については特別利率②（基準利率−0.65%）が適用されます。

○ （2）の対象の方

Ⅰ．中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】特別利率②（基準利率−0.65%）

【国民生活事業】特別利率③（基準利率−0.9%）

Ⅱ．改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】特別利率①（基準利率−0.4%）

【国民生活事業】特別利率②（基準利率−0.65%）

○ （3）の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】 基準利率−0.4%

＜観光産業等生産性向上資金＞

○ ①〜④のいずれかの対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】 特別利率②（基準利率−0.65%）

◆ 貸付利率・メニュー一覧 ◆

企業活力強化資金（うち流通・サービス関連）			
貸付対象（１）	Ⅰ．経営の合理化等に係る資金関連	中小事業：基準利率 国民事業：基準利率	【設備資金】 【運転資金】
	Ⅱ．特利対象設備導入関連	中小事業：特別利率① 国民事業：特別利率①	【設備資金】
	Ⅲ．空き店舗出店関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】
	Ⅳ．認定商店街活性化事業計画関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
	Ⅴ．商店街活性化促進区域関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
貸付対象（２）	中小事業：特別利率①・② 国民事業：特別利率②・③		【設備資金】 【運転資金】
貸付対象（３）	中小事業：基準利率－0.4% 国民事業：基準利率－0.4%		【運転資金】
観光産業等生産性向上資金			
貸付対象①～④	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②		【設備資金】 【運転資金】

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類等については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1785

『物流を効率化したい』

流通業務総合効率化法に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1．融資制度

（1）高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、各都道府県）

組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融資を受けることができます。

2．その他の資金調達

（1）中小企業信用保険法の特例

組合・任意グループ等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。

（2）中小企業投資育成株式会社法の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

ご利用方法

1．組合・任意グループ等が基本方針（経済産業大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン）に即して、「総合効率化計画」を作成します。

2．組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長等が認定します。

3．認定された総合効率化計画（「認定計画」）に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
各経済産業局流通・サービス産業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
独立行政法人中小企業基盤整備機構　電話：03-3433-8811
中小企業庁商業課　電話：03-3501-1929

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』

特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、税制措置や金融措置、その他関連措置などにより重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人　等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）を、経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

（1）税制優遇措置
登録免許税の1／2を軽減

（2）金融措置
①施設整備者及び当該施設に入るテナントに対する低利融資（企業活力強化資金）
②市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

（3）大店立地法の特例
地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。（大店立地法の届出の免除等）

（4）その他関連する措置
「商店街活性化・観光消費創出事業」（271 頁参照）

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合せ下さい。

（2）「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
経済産業省　中心市街地活性化室　　電話：03－3501－3754
各経済産業局　流通・サービス産業課　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』

民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人　等

支援内容

中心市街地活性化法に基づき、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画（民間中心市街地商業活性化事業計画）を、経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

（1）日本政策金融公庫による設備資金・運転資金に対する低利融資（企業活力強化資金）が受けられます。（中小企業事業：特別利率②、国民生活事業：特別利率③）
（2）中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。
（3）中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が3億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。
- 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
- 増資株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合せ下さい。
（2）「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
経済産業省　中心市街地活性化室　　電話：03－3501－3754
各経済産業局　流通・サービス産業課　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのセミナーの開催や複数の専門家による支援を受けたい』

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による助言、勉強会等のサポートを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

協議会等が行う商業活性化の取組に対して、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

○個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援（セミナー型）

中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施、または協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

○個別事業等実施のための助言・診断等を通じた支援（プロジェクト型）

中心市街地の商業活性化に資する個別事業及び協議会等活動に対し、実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行います。

ご利用方法

事前に現地調査・ヒアリング等を実施の上、事業実施の可否を決定しますので、以下問い合わせ先へご相談ください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
電話：03-5470-1632
URL：http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う場合に、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立や運営、個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）についてアドバイスを行います。

〇利用者の自己負担
派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
電話：03-5470-1632
URL：http://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/index.html

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』

中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるために意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業を営む方

※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方又は第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地基本計画で定められた中心市街地のことなどをいいます。

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から 1,500 万円を特別控除します。

【低利融資】

（1）貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

（2）貸付限度額

・中小企業事業
7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

・国民生活事業
7,200万円（うち運転資金4,800万円）

（3）資金使途

以下の事項に必要な資金

・合理化、共同化等を図るための設備の取得
・セルフサービス店の取得
・集配センターの建設・増改築（中小企業事業のみ）
・ショッピングセンターへの入居
・販売促進、人材確保（運転資金のみ）
・新分野への進出

ご利用方法

【税制支援】

・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
・認定された中小小売商業高度化事業が（独）中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること　等

【低利融資】

・株式会社日本政策金融公庫（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

税制支援　中小企業庁商業課　　電話：03-3501-1929
低利融資　日本政策金融公庫　　電話：0120-154-505
　　沖縄振興開発金融公庫　　電話：098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』

中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中心市街地活性化協議会を設立する、またはすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）、または中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会・商工会議所、まちづくり会社等の組織

支援内容

協議会の設立・運営にあたって、（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

○協議会の設置や運営等についての相談対応を、電話・メール等により行います。

○公式HP（URL：http://machi.smrj.go.jp/）及びメールマガジンで各種情報提供を行います。
・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
・全国各地のまちづくり取組事例
・国等の支援策　等

○協議会のネットワーク構築を支援します。
・協議会交流会（全国勉強会）の開催

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
電話：03-5470-1632

中心市街地活性化協議会支援センター
電話：03-5470-1623
URL：http://machi.smrj.go.jp/

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』

ソーシャルビジネス支援資金

地域や社会が抱える課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）が融資を行います。

対象となる方

（1）特定非営利活動法人
（2）（1）以外の方であって、次のいずれかに該当する方
①社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方
②保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方

支援内容

■貸付限度額：7,200万円 （うち運転資金4,800万円）
※各種貸付制度とは別枠

■貸付利率：基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。
①保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方は、基準利率－0．65％。
② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0．4％。
イ 認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人を含む。）

ロ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方

※基準利率（令和元年1月6日時点。担保を不要とする制度で貸付期間5年の場合。）
国民生活事業2．16％

■貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

■保証条件：一定の要件を満たす方は、経営者保証を不要とする融資制度をご利用いただけます。（特定非営利活動法人の方については、0．1％、その他の方については、0．2％の利率が上乗せとなります。）

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』

中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

（1）人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

② 建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度で以下の助成金があります。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。（112 頁参照）

・トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）
・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））
・人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース）

③ 雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容

〇基礎講習

労働者の雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得や向上を目的とした研修です。

〇コミュニケーションスキル等向上コース

若年労働者の職場環境への適応や技能の習得が円滑に進むよう、熟練労働者が若年労働者と円滑なコミュニケーションを取りながら働くための職場環境づくりのスキル等の習得や向上を目的とした研修です。

■対象：建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用（受講料・テキスト代）：無料

④ 働き方改革推進支援センターの設置による支援

47 都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」で、事業主に対し、処遇改善、長時間労働の是正、賃金引上げ、人手不足への対応などに関する技術的な支援をワンストップで実施します。（312 頁参照）

（2）金融の円滑化

〇下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度

資金調達の円滑化を図るため、元請建設企業が公共工事等の請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする事業です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたっての金融機関からの借り入れに対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

なお、本事業は、令和3年3月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の債権保全を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等をファクタリング会社が保証します。本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行います。

なお、本事業は、令和3年3月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

（1）人材確保・育成に向けた施策の実施

①建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」

URL：http://genba-go.jp/

②、④各都道府県労働局

労働局　URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

③厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

電話：03-5253-1111（内線 5803）

（2）金融の円滑化

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課　電話：03-5253-8111（内線 24844）

（一財）建設業振興基金　URL：http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい』

「金融措置による支援」

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

（1）関税の引下げ等により影響を被る特定の農産加工業者の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。
≪お問い合わせ先≫農林水産省食料産業局食品製造課　電話：03-6744-7180

（2）中山間地域における農林漁業の総合的な振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品・新技術の研究開発等を行うのに必要な資金及び中山間地域内において農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金等を融資します。
≪お問い合わせ先≫農林水産省農村振興局地域振興課　電話：03-6744-2498

（3）需要の増進を図ることが特に必要な農林畜水産物（特定農林畜水産物）の新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に対し、必要な施設の改良、造成又は取得等するための資金を融資します。
≪お問い合わせ先≫農林水産省食料産業局産業連携課　電話：03-6744-7181

（4）近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。
≪お問い合わせ先≫水産庁漁政部加工流通課　電話：03-6744-2349

（5）林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産及び流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金（木材産業等高度化推進資金）を融資します。

≪お問い合わせ先≫林野庁林政部企画課　電話：03-3502-8037

（6）動植物性残さを原料又は材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵または回収のための施設および関連施設の改良、造成または取得に必要な資金を融資します。

≪お問い合わせ先≫農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課
電話：03-6744-2066

（7）農業及び農業生産関連事業の健全な発展を図るため、農業競争力強化支援法に基づき、設備資金、株式の取得など事業再編の実施に必要な資金（農業競争力強化資金）を融資します。

≪お問い合わせ先≫農林水産省食料産業局企画課　電話：03-3502-8245

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』

食品流通高度化・合理化支援策

食品関連事業者が品質の高い生鮮食品や加工品を消費者に提供するために必要な施設の整備を行う場合に、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、飲食業者　等

支援内容

（1）日本政策金融公庫が、食品製造業者と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
（農林水産事業　生製提携資金：**金利0.16%～0.18%**（令和2年2月20日現在））

（2）日本政策金融公庫が、食品販売業者（卸・小売・飲食業者）と農林漁業者が提携して安定した取引を行うために必要な設備資金などを対象に低利融資します。
（農林水産事業　生販提携資金：**金利0.16%～0.22%**（令和2年2月20日現在））

（3）日本政策金融公庫が、食品小売業（製造小売業を含む）を営む方を対象に、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、事業の譲り受けに必要な資金を低利融資します。
（国民生活事業　食品貸付：**金利0.31%～2.75%**（令和2年3月2日現在））

（4）乳業の合理化・再編による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

お問い合わせ先
（1）～（3）　日本政策金融公庫　事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
（4）　農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課　電話：03-3502-5987

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい②』

食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品製造事業者がHACCP導入を含む食品の衛生・品質管理体制を強化するために必要な施設・設備の整備を行う場合に、融資の支援を受けることができます。

対象となる方

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、HACCPの導入又はその前段階の衛生管理等に取り組む食品製造事業者

支援内容

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、
・HACCP導入のための施設・設備の整備
・HACCP導入の前段階の衛生、品質管理の基盤となる施設・体制の整備（高度化基盤整備）
に対して融資します。（食品産業品質管理高度化促進資金）

・貸付限度額・・・
貸付を受けるものの負担する額の80%に相当する額又は20億円のいずれか低い額
・償還期限（据置期間を含む）・・・ 10年超15年以内
・貸付利率・・・ 高度化・高度化基盤整備施設2.7億円まで（0.16%～0.18%、その他 0.31%～0.33%（令和2年2月20日時点））
※資金の使い途によって貸付金額・利率が異なります。詳しくは日本政策金融公庫におたずねください。

ご利用方法

・高度化計画又は高度化基盤整備計画を作成し、指定認定機関の計画認定を受けた後、日本政策金融公庫の審査を経て、融資を受けることができます。



お問い合わせ先
農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室
電話：03-3502-5743
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html
※（株）日本政策金融公庫・指定認定機関のお問い合わせ先
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/h_pamph/attach/pdf/index2-6.pdf

『飲食店営業、クリーニング業、理容・美容業、旅館業など
生活衛生関係営業者に対する支援措置を知りたい』

生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、株式会社日本政策金融公庫から融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業（すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業及び氷雪販売業を営む事業者

支援内容

（1）相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

（2）融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの融資制度（生活衛生資金貸付）を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

＜貸付制度の例＞

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経融資）

○貸付対象者　常時使用する従業員の数が5人以下（旅館業及び興行場営業は 20 人以下）の生活衛生関係営業者

○貸付限度額　2,000 万円

○貸付金利　年 1.21%（令和2年3月2日現在）
※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。

○貸付期間　設備資金 10 年以内、運転資金7年以内

○措置期間　設備資金2年以内、運転資金1年以内

○担保等　無担保・無保証人

＊　この貸付制度を利用しようとする場合は、生活衛生関係営業者の属する業種の生活衛生同業組合（組合が未結成の場合には、都道府県生活衛生営業指導センター又は都道府県生活衛生営業指導センターの指定する組合）からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員又は経営指導員の指導・審査及び②生活衛生同業組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合の組合員の方が設備資金や運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生活衛生同業組合から確認を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

お問い合わせ先
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課管理係
電話：03-5253-1111（2434）
日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）
事業資金相談ダイヤル　電話：0120-154-505

『働き方改革をきっかけに、貴社の課題を解決しましょう!!』

働き方改革支援

働き方改革や人手不足について、どうすべきか悩んでいませんか？

対象となる方

働き方改革をきっかけに、課題解決を進めたい中小企業・小規模事業者等

支援内容

＜相談窓口＞

■よろず支援拠点（再掲303頁参照）

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

■働き方改革推進支援センター（再掲312頁参照）

労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

■労働時間相談・支援コーナー（労働基準監督署）

労働時間などに関するお問い合わせについてお受けしています。個別相談による相談・支援も実施しています。

【お問い合わせ先】

各労働基準監督署▸都道府県労働局所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

■ハローワーク

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所▸都道府県労働局所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

＜中小企業の成功体験をご紹介します＞

■中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン

人手不足に取り組む中小企業の好事例（多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等）を業種や企業規模ごとに整理しました。

▸中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン（平成 29 年 7 月 3 日公開）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2017/170703hitodebusokugl.html

▸中小企業・小規模事業者の人手不足への対応事例（令和2年2月26日公開）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2020/200226jinzai.html

＜補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します＞

■ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（再掲2頁参照）

中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

■サービス等生産性向上IT導入支援事業（再掲4頁参照）

生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入を支援します。

■小規模事業者持続化補助金（再掲39頁参照）
小規模事業者が経営計画に作成して行う販路開拓の取組等を支援します。

■生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例（再掲38頁参照）
生産性向上特別措置法に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

■人材確保等支援助成金（再掲108頁参照）
事業主が雇用管理改善、生産性向上などの取組みによって職場定着の促進等を行う場合に、助成金を支給します。

■業務改善助成金（再掲93頁参照）
業務改善助成金：生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。

■働き方改革推進支援助成金（再掲87頁参照）
時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得促進に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

＜助成金等で、人材の定着・育成を支援します＞

■両立支援等助成金（再掲133頁参照）
育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立や女性活躍のための職場環境整備に取り組む事業主を支援します。

■育児・介護支援プラン導入支援事業（再掲148頁参照）
従業員の介護離職の防止や、従業員のスムーズな育児休業の取得・職場復帰への支援について、お悩みの事業主を対象に支援を行っています。

■65歳超雇用推進助成金（再掲120頁参照）
65歳以上への定年年齢の引上げ等高年齢者のための雇用環境整備を行う事業主に対して助成します。

■人材確保等支援助成金（再掲108頁参照）
雇用管理制度の導入や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備等に取り組むための人材確保等により、雇用管理改善に取り組む企業を支援します。

■キャリアアップ助成金（再掲115頁参照）
有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

■産業保健関係助成金
社員の健康づくりのための取組を支援します。
【お問い合わせ先】
（独）労働者健康安全機構▶独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金
https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

■人材開発支援助成金（再掲126頁参照）
人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。

『ITの活用を専門家に相談したい』

ITに関する専門家派遣事業

IT　経営に高度な知見と実績を有する専門家の派遣により、中小企業・小規模事業者のIT リテラシーを高め、IT 導入による生産性向上、販路拡大を促進させる。

対象となる方

ITを活用して経営力の向上を目指す中小企業者

支援内容

〇IT関連の専門家等派遣事業

全国各地に設置されているよろず支援拠点及び地域プラットフォームではITの活用に関する相談を受け付けています。また、専門性の高い支援が必要な場合には、より専門的な知識を有する専門家を派遣します。（304頁参照）

〇戦略的CIO育成支援事業

IT経営に高度な知見と実績を有する専門家※を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

※派遣専門家：CIO経験者、中小企業診断士、ITコーディネーターなど、経営上の問題点・課題をITの活用により解決した実務経験・支援実績を有するアドバイザー

事業名	通称	概要	費用	標準支援期間と回数
IT企画・導入	CIO－A（企画・導入）	IT活用、導入の具体的なアドバイス IT人材の育成	17,500円／人日	10ヶ月 20回程度
IT化計画策定	CIO－B（構想）	IT活用、導入に向けた構想・計画策定をサポート	17,500円／人日	4ヶ月 8回程度
IT経営簡易診断	CIO－C（IT経営ドック）	IT活用の現状分析と方向性検討をサポート	無料	1~2ヶ月 3回

ご利用方法

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
〇戦略的CIO育成支援事業
（独）中小企業基盤整備機構　電話：03-5470-1564

『様々な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行っています。

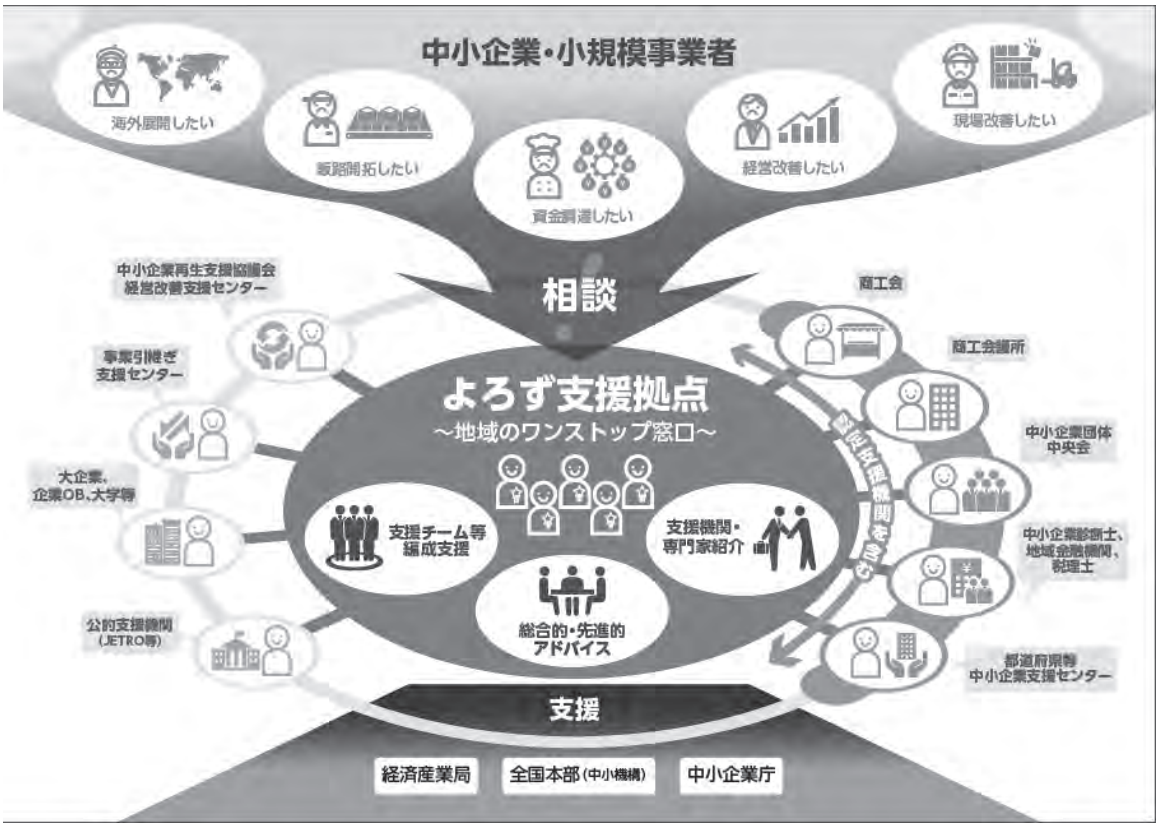
対象となる方

原則として、よろず支援拠点が設置されている都道府県において事業を行っている中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方

支援内容

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を各拠点に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。

経営上の様々なお悩みを、何度でも無料で相談できますので、お気軽にご利用ください。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先
各都道府県よろず支援拠点一覧 https://yorozu.smrj.go.jp/base/
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話：03-3501-1763

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者（起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者）

支援内容

よろず支援拠点や地域プラットフォーム※から、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を派遣します。

ご利用方法

支援ポータルサイト「ミラサポ」で会員登録及び企業登録を行い、お近くのよろず支援拠点や地域プラットフォームにご相談ください。必要に応じてよろず支援拠点や地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

※地域プラットフォームとは、
商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成２５年度から設置。

具体的な利用方法の詳細については、下記URLをご参照のうえ、お問い合わせください。
https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html

よろず支援拠点・地域プラットフォームについては、下記URLから検索ください。
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/index.html

お問い合わせ先
・中小企業庁　経営支援部　経営支援課　　電話：03-3501-1763

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』

中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について、専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構） 各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構各地域本部では、経営課題の解決に取り組む中小企業者の方々を対象に、豊富な実務経験と支援実績を持つ専門家を派遣し、支援終了後も自律的・持続的に成長可能な仕組み作りをサポートします。

・経営アドバイス、メール経営相談
・オンライン経営相談「E－SODAN」
※E-SODANでは、パソコンやスマホでAIチャットボットが対応します（24時間対応）。
また、平日10時～17時は、専門家（中小企業診断士）にチャットで相談ができます。
・専門家の派遣（専門家継続派遣事業、経営実務支援事業）
・情報の提供
・「経営相談ホットライン」（電話経営相談）

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構各地域本部の企業支援課
（巻末お問い合わせ先一覧参照）
オンライン経営相談「E-SODAN」（https://bizsapo.ai.smrj.go.jp/）
（専門家とチャットの受付は、平日10:00～17:00）
経営相談ホットライン：050-3171-8814（受付時間：平日9:00～17:00）

各都道府県等中小企業支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』

商工会・商工会議所の窓口

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。
経営指導員がいつでも小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下）の法人・個人事業主の方

ご相談に応じます

小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員が、相談に応じます。

（例）

- 金融・信用保証など
- 税務、経理、労務、社会保険など
- 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など

このほかこんな事業を実施しています

（例）

- 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー
- 各種経営セミナー・講演会
- 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣
- 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導
- 創業や新事業展開を目指している方への支援



お問い合わせ先
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県商工会連合会

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

J-Net21
中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

ネットに掲載されている内容

（1）経営力向上に役立つ情報
・経営者の悩みに答える「ビジネス Q&A」
・経営者向けの教科書「経営ハンドブック」
・3つの質問に答えると経営課題解決のヒントが得られる「経営のヒント」
・決算情報を入力して経営状態を点検できる「経営自己診断システム」

（2）起業・創業に役立つ情報
・起業を思い立ってから開業するまで、必要な情報をステップごとにまとめた「起業マニュアル」
・300 以上の業種の業界トレンドや開業手続きをまとめた「業種別開業ガイド」
・LINE でいつでもどこでも 24 時間起業の相談ができる「起業ライダーマモル」

（3）支援情報
・補助金・助成金など全国の中小企業支援機関が提供している最新の施策情報を、地域や目的別に検索できる「支援情報ヘッドライン」（スマホアプリも利用可能）
・重要施策について詳しく解説する「補助金・助成金だけじゃない！ 中小企業支援施策」

（4）特集・事例
・SDGs や BCP、事業承継、創業など、様々なテーマについての企業の取り組み事例や解説記事。
・課題解決の事例をストーリー仕立てのマンガで読むことができる「中小タスクが行く！」。

（5）中小企業 NEWS
注目の補助金・助成金などの重要施策やイベントの情報をピックアップ

ご利用方法

J-Net21に今すぐアクセス！
URL：https://j-net21.smrj.go.jp/
※中小企業庁のホームページ（URL：https://www.chusho.meti.go.jp/）からもアクセス可能です

お問い合わせ先
（独）中小企業基盤整備機構　広報統括室　広報課　　電話：03-5470-1519

『高度な知識・技能を有する外国人材の採用から活躍までを支援します！』

高度外国人材活躍推進プラットフォーム

留学生を含む高度外国人材の採用から活躍までを継続的に支援します。

対象となる方

海外ビジネスに向けて、高度外国人材を活用したい中小企業等

支援内容

ジェトロを事務局として以下の支援を提供します。

1. **ポータルサイトでの情報提供・問合せへの対応**
   ジェトロHP上のポータルサイト(＊)にて、各省庁横断的な施策情報を一元的に発信
   ◆掲載情報：施策情報、制度情報、企業の自社情報、大学関連情報　等

2. **ジョブフェア・セミナーの機会・情報提供**
   公的機関が携わる高度外国人材に関するジョブフェア、セミナー等の情報を発信

3. **専門家による伴走型支援**
   採用、各種手続き、社内での活躍等について、継続的な情報提供や個別相談を実施し、採用から活躍までの課題解決を支援

情報取集・企業と高度外国人材の交流	採用・各種手続き	社内での活躍
●高度外国人材を採用したいが、どうしたらいいのか分からない。 **⇒成功事例を通じて人材採用・活躍までの流れをアドバイス。**	●外国人材の採用を決めたが、待遇の決め方が分からない。 **⇒社内給与規定・人事評価制度など待遇・福利厚生面でのアドバイス。**	●外国人社員のキャリアパス、指導・育成方法が分からない。 **⇒キャリアプラン・人材育成について、専門家によるアドバイス。**
●留学生の採用を考えており、情報が欲しい。 **⇒国内の大学等の学生に関する情報提供**	●合同就職説明会への参加を決めたが、面接の仕方が分からない。 **⇒合同就職説明会参加にあたっての面接方法などのアドバイス。**	●外国人社員が社内に馴染めていないのだが、どうしたらよいか。 **⇒外国人社員の受入れ体制構築について、異文化コミュニケーション専門家によるアドバイス。**
●地域の大学の留学生との交流の機会を知りたい。 **⇒各種セミナー、大学との交流会などイベントのご案内。**	●内定後の在留資格の切替え手続きを知りたい。 **⇒在留資格の取得・切替え申請のアドバイス。**	●在留資格の更新方法を知りたい。 **⇒在留資格更新手続き、社会保険等各種手続きのアドバイス。**

ご利用方法

ポータルサイト(＊)にアクセスいただくか、高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局または最寄りのジェトロ貿易情報センターにお問い合わせください。

(＊)高度外国人材活躍推進ポータル“Open for Profesionals”
URL：https://www.jetro.go.jp/hrportal

お問い合わせ先
・ジェトロ　高度外国人材活躍推進プラットフォーム事務局
電話：03-3582-4941　E-mail：OpenforProfessionals@jetro.go.jp
・東京、大阪ジェトロ本部及び全国48の貿易情報センター
ジェトロ国内事務所一覧　URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/

『情報セキュリティ対策の意識向上を図りたい』

SECURITY ACTION（情報セキュリティ対策自己宣言）

中小企業の皆様が情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言し、それらの実践を促すためのロゴマークとセキュリティ対策情報を提供します。

対象となる方

情報セキュリティ対策に取り組む全ての中小企業・小規模事業者

支援内容

情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言した中小企業者に対して2段階の取り組み目標に応じたロゴマークを提供します。パンフレット、名刺、ウェブサイト等に表示することで中小企業者の取り組みの PR につながります。また、メール配信を通じてセキュリティ対策に役立つ情報を定期的に提供します。

＜★1つ星＞ 「情報セキュリティ 5 か条」に取り組むことを宣言する。



情報セキュリティ5か条

① OS やソフトウェアは常に最新の状態にしよう！
② ウイルス対策ソフトを導入しよう！
③ パスワードを強化しよう！
④ 共有設定を見直そう！
⑤ 脅威や攻撃の手口を知ろう！

＜★★2つ星＞ 「5 分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー（基本方針）を定め、外部に公開したことを宣言する。





●25項目の設問に答えるだけ



●ポリシーの雛形などを提供

ご利用方法

SECURITY ACTION自己宣言者サイトをご覧ください。

URL：https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html

お問い合わせ先
（独）情報処理推進機構（IPA） セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ
電話 ：03-5978-7508 FAX：03-5978-7546
E-mail: security-action-info@ipa.go.jp

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策を強化したい』

情報セキュリティ対策支援サイト

中小企業の皆様が自社の情報セキュリティ対策（パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策）を推進するための自社診断ツールや各種教材を提供するサイトを開設しています。

対象となる方

自社の情報セキュリティ対策を「始めたい」「学びたい」「強化したい」と考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

以下2つのサービスを無償提供しています。

・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

…25個の診断項目に答えるだけで、自社の情報セキュリティの状況を簡単にチェックできるWebアプリケーションです。強化すべきポイントがわかり、前回の診断結果や全体平均、同業種平均との比較が行えます。



●設問に当てはまる選択肢を選ぶだけ



●結果も自動的に集計



●結果に応じた推奨資料を表示

・「5分でできる！情報セキュリティポイント学習」

…基本的な情報セキュリティ対策を学べるWebアプリケーションです。「5分でできる！自社診断」の25個の診断項目と連動しており、弱点を効率的に学習することができます。



●事例を疑似体験しながら対処法を学べます



●確認テストで理解度が図れます

ご利用方法

情報セキュリティ対策支援サイトの「5分でできる！自社診断＆ポイント学習」をご覧ください。

URL：https://security-shien.ipa.go.jp/learning/index.html

お問い合わせ先

（独）情報処理推進機構（IPA） セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ

電話 : 03-5978-7508 FAX : 03-5978-7546

E-mail: isec-secushien-info@ipa.go.jp

『医療機器の開発・事業化における課題を解決したい』

「医療機器開発支援ネットワーク」事業

中小企業・ベンチャー等による医療機器の開発・事業化における課題を解決するために、医療現場のニーズに関する情報提供や各開発段階に応じたアドバイスなど、切れ目ない支援を提供します。

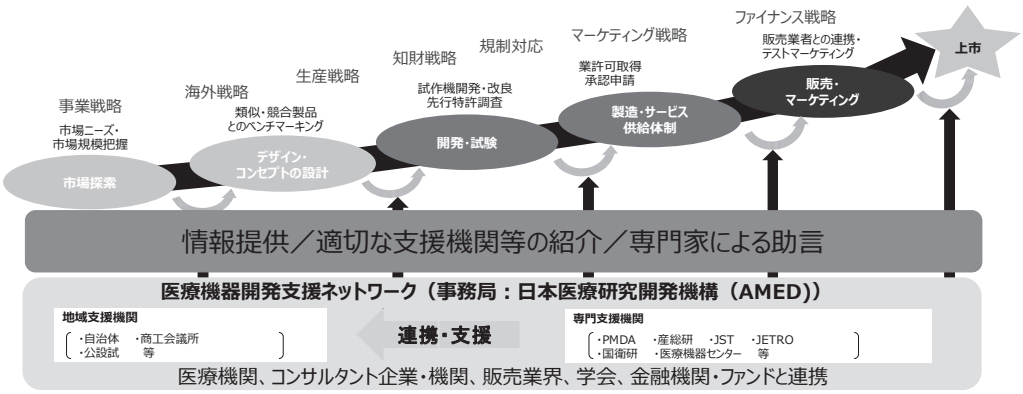
対象となる方

医療機器の開発・事業化において、医療現場のニーズ把握、医薬品・医療機器法への対応、販路開拓等の課題を解決したい中小企業・ベンチャー等。

支援内容

関係各省や関連機関、地域支援機関等が連携した「医療機器開発支援ネットワーク」を活用し、技術力のある中小企業・ベンチャー等に対して、以下の様々な支援を行います。

- 伴走コンサル　：各種情報提供や専門支援機関等の紹介
　　：専門家・コンサルタントからの助言の場の提供
- アイデアボックス　：医療現場より抽出した臨床ニーズの提供
- 製品評価サービス　：開発する製品に対する医療現場の評価の提供



医工連携による医療機器等の開発・事業化を行う際の補助金を活用したい場合には、「医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）」をご参照下さい。

ご利用方法

お近くの地域支援機関または医療機器開発支援ネットワークの相談窓口にご相談下さい。

お問い合わせ先
国立研究開発法人　日本医療研究開発機構　産学連携部　医療機器研究課
電話：03-6870-2213

『働き方改革の実現に取り組む事業主の方を支援します』

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（働き方改革推進支援センター）

働き方改革関連法が順次施行される中、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、47 都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理等の専門家が技術的な支援を無料で行います。

対象となる方

全ての事業主の方がご利用いただけます。

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。
- ○ 36協定について詳しく知りたい
- ○ 非正規雇用労働者の待遇をよくしたい
- ○ 生産性を上げて賃金を引上げたい
- ○ 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- ○ 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない　　等

支援内容

社会保険労務士等の専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則等の整備方法や助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で行います。
具体的には、以下の支援を実施していますので、お気軽にご利用ください。

（1）個別相談支援
- ○ 窓口相談、電話、メールなどの個別支援
- ○ 企業へ直接訪問し、事業主が抱える様々な課題について親身に相談
- ○ 商工団体・市区町村等での出張相談会

（2）働き方改革セミナーの開催
- ○ 働き方改革関連法の周知、その取組に向けた労務管理の手法、助成金の活用方法などについてセミナーを行います。

ご利用方法

お問い合わせ先
各働き方改革推進支援センター一覧は以下のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html

『 職場のトラブルに関して相談がしたい 』

個別労働紛争解決制度

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げなどの労働条件のほか、募集・採用、職場でのいじめ・嫌がらせなど、労使双方からのあらゆる労働相談を専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、労働紛争を早期に解決するため、都道府県労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんも行っています。

対象となる方

中小企業者を含む事業主の方、労働者の方

支援内容

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図ることを目的に、以下の支援を行っています。

1. 総合労働相談

都道府県労働局、各労働基準監督署などに総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員があらゆる労働問題に関する相談をお受けしています。

2. 助言・指導

民事上の個別労働紛争について、自主的な解決を促進するために、都道府県労働局長が解決の方向を示す助言・指導を行っています。

3. あっせん

都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が中立な第三者として紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の簡易・迅速な解決を図ります。

手続利用の費用はかかりません。また、手続は非公開で行われます。

ご利用方法

ご利用方法等、制度の詳細については厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html）をご覧ください。

お問い合わせ先
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）内　総合労働相談コーナー
（巻末のお問い合わせ先一覧参照）

お問い合わせ先一覧

☎ 中小企業庁　http://www.chusho.meti.go.jp/　03-3501-1511（代）

課室名	電話番号
長官官房	
総務課	03-3501-1768
広報相談室（広報室）	03-3501-1709
広報相談室（相談室）	03-3501-4667
事業環境部	
企画課	03-3501-1765
調査室	03-3501-1764
経営安定対策室	03-3501-0459
国際協力室	03-3501-9093
金融課	03-3501-2876
財務課	03-3501-5803
取引課	03-3501-1669
消費税転嫁対策室	03-3501-1502
経営支援部	
経営支援課	03-3501-1763
小規模企業振興課	03-3501-2036
創業・新事業促進課	03-3501-1767
海外展開支援室	03-3501-1767
技術・経営革新課（イノベーション課）	03-3501-1816
商業課	03-3501-1929

☎ 経済産業局等

局・部・課室名		電話番号
北海道経済産業局	http://www.hkd.meti.go.jp/	011-709-2311（代）
産業部	中小企業課	011-709-3140
	消費税転嫁対策室	011-728-4361
	産業振興課	011-709-1728
	食・観光産業課	011-736-9706
	健康・サービス産業課	011-738-3231
	商業振興室	011-738-3236
総務企画部	国際課	011-709-1752
	企画調査課	011-709-1775
	地域未来投資促進室	011-709-1776
地域経済部	地域経済課	011-709-1782
	産業人材政策室	011-700-2327
	産業技術課	011-709-5441
	産学官連携推進室	011-700-2324
	知的財産室	011-709-5441
	製造・情報産業課	011-700-2253
	製造産業課	011-709-1784
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	011-709-1754
東北経済産業局	http://www.tohoku.meti.go.jp/	022-263-1111（代）
産業部	中小企業課	022-221-4922
	消費税転嫁対策室	022-217-0411
	経営支援課	022-221-4806
	地域ブランド連携推進室	022-221-4923
	産業振興課	022-221-4906
	国際課	022-221-4907
	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
地域経済部	地域経済課	022-221-4876
	地域未来投資促進室	
	産業支援課	022-221-4882
	産業人材政策室	022-221-4881
	産業技術課	022-221-4897
	知的財産室	022-221-4819
	製造産業課	022-221-4903
	情報政策室	022-221-4895
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	022-221-4927
	環境・リサイクル課	022-221-4930

局・部・課室名		電話番号
関東経済産業局	http://www.kanto.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	048-600-0321
	消費税転嫁対策室	048-783-3570
	中小企業金融課	048-600-0425
	経営支援課	048-600-0331
	産業振興課	048-600-0303
	国際課	048-600-0262
	製造産業課	048-600-0313
	流通・サービス産業課	048-600-0344、0345
	商業振興室	048-600-0318
地域経済部	地域経済課	048-600-0253
	企業立地支援課	048-600-0271
	地域未来投資促進室	048-600-0272
	社会・人材政策課	048-600-0358
	産業技術革新課	048-600-0236、0422、0276、0289
	知的財産室	048-600-0239
	新規事業課	048-600-0275
	次世代・情報産業課	048-600-0284
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	048-600-0292
中部経済産業局	http://www.chubu.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	052-951-2748
	下請代金検査官室	052-589-0170
	消費税転嫁対策室	052-589-0170
	経営支援課	052-951-0521
	産業振興課	052-951-0520
	製造産業課	052-951-2724
	流通・サービス産業課	052-951-0598
	商業振興室	052-951-0597
地域経済部	地域経済課	052-951-8457
	地域人材政策室	052-951-2731
	地域振興室（地域未来投資促進室）	052-951-2716
	国際課	052-951-4091
	次世代産業課	052-951-0570
	情報政策室	052-951-0570
	産業技術課 知的財産室/ /産学官連携推進室	052-951-2774
	地域振興室	052-951-2716
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	052-951-2768
電力・ガス事業北陸支局	地域経済課 地域未来投資促進室	076-432-5518
近畿経済産業局	http://www.kansai.meti.go.jp/	06-6966-6000（代）
産業部	中小企業課	06-6966-6023
	下請取引適正化推進室	06-6966-6037
	消費税転嫁対策室	06-6966-6038
	産業課	06-6966-6021
	産業振興室	06-6966-6054
	製造産業課	06-6966-6022
	流通・サービス産業課	06-6966-6025
	サービス産業室・コンテンツ産業支援室	06-6966-6053
	創業・経営支援課	06-6966-6014
地域経済部	地域経済課	06-6966-6011
	産業技術課	06-6966-6017
	知的財産室	06-6966-6016
	次世代産業・情報政策課	06-6966-6008
	地域未来投資促進室	06-6966-6012
通商部	国際課	06-6966-6031
	国際事業課	06-6966-6032
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	06-6966-6018

局・部・課室名		電話番号
中国経済産業局	http://www.chugoku.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	082-224-5661
	消費税転嫁対策室	082-205-5337
	経営支援課	082-224-5658
	新事業支援室	082-224-5658
	産業振興課 地域未来投資促進室	082-224-5638
	国際課	082-224-5659
	流通・サービス産業課	082-224-5655
地域経済部	地域経済課	082-224-5684
	ものづくり産業担当参事官	082-577-7761
	自動車・航空機・産業機械担当参事官	082-224-5760
	情報・ヘルスケア産業担当参事官	082-224-5630
	産業人材政策課	082-224-5683
	産業技術連携課	082-224-5680
	知的財産室	082-224-5680
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	082-224-5676
四国経済産業局	http://www.shikoku.meti.go.jp/	087-811-8900（代）
産業部	中小企業課	087-811-8529
	消費税転嫁対策室	087-811-8564
	新事業促進室	087-811-8562
	産業振興課	087-811-8523
	国際課	087-811-8525
	商業・流通・サービス産業課	087-811-8524
地域経済部	地域経済課	087-811-8513
	参事官/新規事業室 /地域未来投資促進室	087-811-8516
	産業人材政策室	087-811-8517
	産業技術課	087-811-8518
	知的財産室	087-811-8519
	製造産業課	087-811-8520
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	087-811-8532
九州経済産業局	http://www.kyushu.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	092-482-5447
	中小企業金融室	092-482-5448
	中小企業経営支援室	092-482-5444
	消費税転嫁対策室	092-482-5590
	産業課	092-482-5433、5432
	流通・サービス産業課	092-482-5455
	商業振興室	092-482-5456
国際部	国際課	092-482-5423～5425
地域経済部	地域経済課	092-482-5430、5431
	新産業戦略課	092-482-5438、5439
	企業成長支援課	092-482-5435～5437
	地域未来投資促進室	092-482-5430
	産業技術課	092-482-5462
	知的財産室	092-482-5463
	情報政策課	092-482-5440、5441
	製造産業課	092-482-5442
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	092-482-5544、5471、5472
沖縄総合事務局	http://ogb.go.jp/keisan/	098-866-0031（代）
経済産業部	中小企業課	098-866-1755
	消費税転嫁対策室	098-866-0035
	地域経済課	098-866-1730
	産業人材政策室	098-866-1730
	知的財産室	098-866-1730
	商務通商課	098-866-1731
	企画振興課 地域未来投資促進室	098-866-1727
	環境資源課	098-866-1757

☎ 都道府県中小企業担当課

県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5330(直)
青森	商工労働部商工政策課	017-734-9365(直)
岩手	商工労働観光部経営支援課	019-629-5546(直)
宮城	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745(直)
秋田	産業労働部産業政策課	018-860-2214(直)
山形	商工労働部中小企業振興課	023-630-2354(直)
福島	商工労働部商工総務課	024-521-7270(直)
茨城	商工労働観光部中小企業課	029-301-3544(直)
栃木	産業労働観光部経営支援課	028-623-3173(直)
群馬	産業経済部産業政策課	027-226-3314(直)
埼玉	産業労働部産業支援課	048-830-3775(直)
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2791(直)
東京	産業労働局商工部調整課	03-5320-4744(直)
神奈川	中小企業部中小企業支援課	045-210-5556(直)
新潟	産業労働観光部産業政策課	025-280-5232(直)
長野	産業労働部産業立地・経営支援課	026-235-7195(直)
山梨	産業労働部産業政策課	055-223-1532(直)
静岡	商工業局経営支援課	054-221-2526(直)
愛知	産業労働部産業労働政策課	052-954-6330(直)
岐阜	商工労働部商工政策課	058-272-8350(直)
三重	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534(直)
富山	商工労働部経営支援課	076-444-3247(直)
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1521(直)
福井	産業労働部産業政策課	0776-20-0369(直)
滋賀	商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3731(直)
京都	商工労働観光部商業・経営支援課	075-414-4822(直)
大阪	商工労働部中小企業支援室経営支援課	06-6210-9499(直)
兵庫	産業労働部産業振興局経営商業課	078-362-3313(直)
奈良	産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005(直)
和歌山	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760(直)
鳥取	商工労働部商工政策課	0857-26-7213(直)
島根	商工労働部中小企業課	0852-22-5883(直)
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7354(直)
広島	商工労働局経営革新課	082-513-3321(直)
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3185(直)
徳島	商工労働観光部商工政策課	088-621-2315(直)
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3342(直)
愛媛	経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2480(直)
高知	商工労働部経営支援課	088-823-9695(直)
福岡	商工部中小企業振興課	092-643-3425(直)
佐賀	産業労働部経営支援課	0952-25-7093(直)
長崎	産業労働部産業政策課	095-895-2611(直)
熊本	商工観光労働部商工政策課	096-333-2312(直)
大分	商工労働部商工労働企画課	097-506-3215(直)
宮崎	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7093(直)
鹿児島	商工労働水産部経営金融課	099-286-2944(直)
沖縄	商工労働部中小企業支援課	098-866-2343(直)

☎ 都道府県経営革新計画担当課

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5331
青森県	商工労働部	地域産業課	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5541
宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	地域産業振興課	018-860-2225
山形県	商工労働部	中小企業振興課	023-630-3266
福島県	商工労働部	産業創出課	024-521-7283
茨城県	産業戦略部	中小企業課	029-301-3550
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3176
群馬県	産業経済部	商政課	027-226-3336
埼玉県	産業労働部	産業支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局中小企業部	中小企業支援課	045-210-5553
新潟県	産業労働部	商業・地場産業振興課 地場産業振興室	025-280-5243
長野県	産業労働部	産業立地・経営支援課	026-235-7200
山梨県	産業労働部	新事業・経営革新支援課	055-223-1544
静岡県	経済産業部	経営支援課	054-221-2526
愛知県	産業労働部	中小企業金融課	052-954-6333
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8389
三重県	雇用経済部	中小企業・サービス産業振興課	059-224-2534
富山県	商工労働部	経営支援課	076－444-3249
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	新産業創出課創業・新産業グループ	0776-20-0537
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3733
京都府	商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-4851
大阪府	商工労働部	中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	産業振興局経営商業課	078-362-3313
奈良県	産業・雇用振興部	産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	商工観光労働部 企業政策局	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	企業支援課	0857-26-7242
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5285
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3370
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	商工労働観光部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	経営支援課	087-832-3345
愛媛県	経済労働部産業支援局	経営支援課	089-912-2480
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9720
福岡県	商工部	新事業支援課	092-643-3449
佐賀県	産業労働部	産業企画課	0952-25-7586
長崎県	産業労働部	経営支援課　経営支援班	095-895-2616
熊本県	商工観光労働部	産業支援課	096-333-2319
大分県	商工労働部	経営創造・金融課	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	商工政策課経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島県	商工労働水産部	経営金融課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

☎ 都道府県高度化事業担当課　　2020/1/8現在

都道府県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部　中小企業課	011-204-5345
青　森	商工労働部　商工政策課	017-734-9368
岩　手	商工労働観光部　経営支援課	019-629-5543
宮　城	経済商工観光部　中小企業支援室	022-211-2742
秋　田	産業労働部　産業政策課	018-860-2215
山　形	商工労働部　商業・県産品振興課	023-630-3370
福　島	商工労働部　経営金融課	024-521-7288
茨　城	産業戦略部　中小企業課	029-301-3554
栃　木	産業労働観光部　経営支援課	028-623-3181
群　馬	産業経済部　商政課	027-226-3332
埼　玉	産業労働部　金融課	048-830-3806
千　葉	商工労働部　経営支援課	043-223-2707
東　京	産業労働局　金融部　金融課	03-5320-4804
神奈川	産業労働局　中小企業部　金融課	045-210-5681
新　潟	産業労働部　創業・経営支援課 商業・地場産業振興課	025-280-5240 025-280-5237
長　野	産業労働部　産業立地・経営支援課	026-235-7200
山　梨	産業労働部　商業振興金融課	055-223-1537
静　岡	経済産業部　商工業局　商工金融課	054-221-2506
愛　知	経済産業局　中小企業部　中小企業金融課	052-954-6334
岐　阜	商工労働部　商業・金融課	058-272-8862
三　重	雇用経済部　中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447
富　山	商工労働部　経営支援課	076-444-3249
石　川	商工労働部　経営支援課	076-225-1522
福　井	産業労働部　産業政策課	0776-20-0373
滋　賀	商工観光労働部　中小企業支援課	077-528-3732
京　都	商工労働観光部　中小企業総合支援課	075-414-4868
奈　良	産業・雇用振興部　地域産業課	0742-27-8807
大　阪	商工労働部　中小企業支援室　金融課	06-6210-9509
兵　庫	産業労働部　産業振興局　経営商業課 工業振興課 地域金融室	078-362-9162 （地域金融室）
和歌山	商工観光労働部　商工振興課 商工観光労働部　商工観光労働総務課　償還指導室	073-441-2744 073-441-2765
鳥　取	商工労働部　企業支援課	0857-26-7249
島　根	商工労働部　中小企業課	0852-22-5883
岡　山	産業労働部　経営支援課	086-226-7361
広　島	商工労働局　経営革新課	082-513-3323
山　口	商工労働部　経営金融課	083-933-3192
徳　島	商工労働観光部　商工政策課	088-621-2354
香　川	商工労働部　経営支援課	087-832-3344
愛　媛	経済労働部　経営支援課	089-912-2481
高　知	商工労働部　経営支援課	088-823-9905
福　岡	商工部　中小企業振興課	092-643-3423
佐　賀	産業労働部　経営支援課	0952-25-7093
長　崎	産業労働部　経営支援課	095-895-2651
熊　本	商工観光労働部　商工労働局　商工振興金融課	096-333-2326
大　分	商工労働部　経営創造・金融課	097-506-3226
宮　崎	商工観光労働部　商工政策課　経営金融支援室	0985-26-7097
鹿児島	商工労働水産部　経営金融課	099-286-2949
沖　縄	商工労働部　中小企業支援課	098-866-2343

☎ 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6500
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7886
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5000
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3061
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1090
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-9234
(公財)大阪産業局	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9070
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5110
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9664
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4411
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-3838
(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3311
(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255

☎ 政令指定都市における中小企業支援センター

政令指定都市における都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(一財)さっぽろ産業振興財団	011-200-5511
(公財)仙台市産業振興事業団	022-724-1212
(公財)千葉市産業振興財団	043-201-9501
(公財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(公財)横浜企業経営支援財団	045-225-3700
(公財)川崎市産業振興財団	044-548-4111
(公財)静岡産業振興財団	054-273-4434
(公財)名古屋産業振興公社	052-735-2111
(公財)京都高度技術研究所	075-315-3625
(公財)大阪産業局	06-6264-9800
(公財)神戸市産業振興財団	078-360-3209
(公財)広島市産業振興センター	082-278-8880
(公財)北九州産業学術推進機構	093-695-3111

☎ 中小企業再生支援協議会

協議会名	設置主体	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	札幌商工会議所	011-222-2829
青森県中小企業再生支援協議会	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021
岩手県中小企業再生支援協議会	盛岡商工会議所	019-604-8750
宮城県中小企業再生支援協議会	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3872
秋田県中小企業再生支援協議会	秋田商工会議所	018-896-6150
山形県中小企業再生支援協議会	(公財)山形県企業振興公社	023-646-7273
福島県中小企業再生支援協議会	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2562
茨城県中小企業再生支援協議会	水戸商工会議所	029-300-2288
栃木県中小企業再生支援協議会	宇都宮商工会議所	028-610-4110
群馬県中小企業再生支援協議会	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5061
埼玉県中小企業再生支援協議会	さいたま商工会議所	048-836-1330
千葉県中小企業再生支援協議会	千葉商工会議所	043-201-3331
東京都中小企業再生支援協議会	東京商工会議所	03-3283-7425
神奈川県中小企業再生支援協議会	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5143
新潟県中小企業再生支援協議会	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0096
長野県中小企業再生支援協議会	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-6235
山梨県中小企業再生支援協議会	(公財)やまなし産業支援機構	055-220-2977
静岡県中小企業再生支援協議会	静岡商工会議所	054-253-5118
愛知県中小企業再生支援協議会	名古屋商工会議所	052-223-6953
岐阜県中小企業再生支援協議会	岐阜商工会議所	058-212-2685
三重県中小企業再生支援協議会	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3370
富山県中小企業再生支援協議会	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663
石川県中小企業再生支援協議会	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189
福井県中小企業再生支援協議会	福井商工会議所	0776-33-8293
滋賀県中小企業再生支援協議会	大津商工会議所	077-511-1529
京都府中小企業再生支援協議会	京都商工会議所	075-353-7330
奈良県中小企業再生支援協議会	奈良商工会議所	0742-26-6251
大阪府中小企業再生支援協議会	大阪商工会議所	06-6944-5343
兵庫県中小企業再生支援協議会	神戸商工会議所	078-303-5852
和歌山県中小企業再生支援協議会	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県中小企業再生支援協議会	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-33-0195
島根県中小企業再生支援協議会	松江商工会議所	0852-23-0701
岡山県中小企業再生支援協議会	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9682
広島県中小企業再生支援協議会	広島商工会議所	082-511-5780
山口県中小企業再生支援協議会	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9931
徳島県中小企業再生支援協議会	徳島商工会議所	088-626-7121
香川県中小企業再生支援協議会	高松商工会議所	087-811-5885
愛媛県中小企業再生支援協議会	松山商工会議所	089-915-1102
高知県中小企業再生支援協議会	高知商工会議所	088-802-1520
福岡県中小企業再生支援協議会	福岡商工会議所	092-441-1221
佐賀県中小企業再生支援協議会	佐賀商工会議所	0952-27-1035
長崎県中小企業再生支援協議会	長崎商工会議所	095-811-5129
熊本県中小企業再生支援協議会	熊本商工会議所	096-311-1288
大分県中小企業再生支援協議会	大分県商工会連合会	097-540-6415
宮崎県中小企業再生支援協議会	宮崎商工会議所	0985-22-4708
鹿児島県中小企業再生支援協議会	鹿児島商工会議所	099-805-0268
沖縄県中小企業再生支援協議会	那覇商工会議所	098-868-3760
中小企業再生支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1477
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 経営改善支援センター

協議会名	設置主体	電話番号
北海道経営改善支援センター	札幌商工会議所	011-232-0217
青森県経営改善支援センター	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1024
岩手県経営改善支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5075
宮城県経営改善支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-9310
秋田県経営改善支援センター	秋田商工会議所	018-896-6153
山形県経営改善支援センター	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0674
福島県経営改善支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2563
茨城県経営改善支援センター	水戸商工会議所	029-302-7550
栃木県経営改善支援センター	宇都宮商工会議所	028-610-0310
群馬県経営改善支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5064
埼玉県経営改善支援センター	さいたま商工会議所	048-862-3100
千葉県経営改善支援センター	千葉商工会議所	043-227-0251
東京都経営改善支援センター	東京商工会議所	03-3283-7575
神奈川県経営改善支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5148
新潟県経営改善支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0093
長野県経営改善支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	026-217-6382
山梨県経営改善支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-244-0070
静岡県経営改善支援センター	静岡商工会議所	054-275-1880
愛知県経営改善支援センター	名古屋商工会議所	052-228-6128
岐阜県経営改善支援センター	岐阜商工会議所	058-214-4171
三重県経営改善支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-4300
富山県経営改善支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-441-2134
石川県経営改善支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-4974
福井県経営改善支援センター	福井商工会議所	0776-33-8289
滋賀県経営改善支援センター	大津商工会議所	077-522-0500
京都府経営改善支援センター	京都商工会議所	075-353-7331
奈良県経営改善支援センター	奈良商工会議所	0742-24-7034
大阪府経営改善支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6481
兵庫県経営改善支援センター	神戸商工会議所	078-303-5856
和歌山県経営改善支援センター	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県経営改善支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-33-0197
島根県経営改善支援センター	松江商工会議所	0852-23-0867
岡山県経営改善支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9704
広島県経営改善支援センター	広島商工会議所	082-228-3006
山口県経営改善支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-921-8039
徳島県経営改善支援センター	徳島商工会議所	088-679-4090
香川県経営改善支援センター	高松商工会議所	087-813-2336
愛媛県経営改善支援センター	松山商工会議所	089-913-7505
高知県経営改善支援センター	高知商工会議所	088-823-7933
福岡県経営改善支援センター	福岡商工会議所	092-441-1234
佐賀県経営改善支援センター	佐賀商工会議所	0952-24-3864
長崎県経営改善支援センター	長崎商工会議所	095-895-7300
熊本県経営改善支援センター	熊本商工会議所	096-356-0020
大分県経営改善支援センター	大分県商工会連合会	097-574-6805
宮崎県経営改善支援センター	宮崎商工会議所	0985-33-9115
鹿児島県経営改善支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9123
沖縄県経営改善支援センター	那覇商工会議所	098-867-6760

協議会名	設置主体	電話番号
経営改善支援センター（全国本部）	（独法）中小企業基盤整備機構	03-5470-1840
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 事業承継ネットワーク地域事務局

地域事務局名	設置主体	電話番号
北海道事業承継ネットワーク事務局	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-0212
青森県事業承継ネットワーク事務局	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-732-3530
岩手県事業承継ネットワーク事務局	盛岡商工会議所	019-624-5880
宮城県事業承継ネットワーク事務局	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3895
秋田県事業承継ネットワーク事務局	秋田県商工会連合会	018-838-0535
山形県事業承継ネットワーク事務局	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県事業承継ネットワーク事務局	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4162
茨城県事業承継ネットワーク事務局	水戸商工会議所	029-297-1106
栃木県事業承継ネットワーク事務局	宇都宮商工会議所	028-612-4338
群馬県事業承継ネットワーク事務局	(公財)群馬県産業支援機構	027-226-5665
埼玉県事業承継ネットワーク事務局	さいたま商工会議所	048-845-5200
千葉県事業承継ネットワーク事務局	千葉商工会議所	043-445-8205
神奈川県事業承継ネットワーク事務局	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5107
新潟県事業承継ネットワーク事務局	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
富山県事業承継ネットワーク事務局	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県事業承継ネットワーク事務局	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
福井県事業承継ネットワーク事務局	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7422
山梨県事業承継ネットワーク事務局	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1830
長野県事業承継ネットワーク事務局	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-6111
岐阜県事業承継ネットワーク事務局	岐阜県商工会連合会	058-274-9723
静岡県事業承継ネットワーク事務局	(公財)静岡県産業振興財団 静岡商工会議所	054-254-4511 054-275-1881
愛知県事業承継ネットワーク事務局	(公財)あいち産業振興機構	052-589-2234
三重県事業承継ネットワーク事務局	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3171
滋賀県事業承継ネットワーク事務局	大津商工会議所	077-511-1505
京都府事業承継ネットワーク事務局	(公財)京都産業21	075-315-8897
大阪府事業承継ネットワーク事務局	(公財)大阪産業局	06-4708-7027
兵庫県事業承継ネットワーク事務局	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9123
奈良県事業承継ネットワーク事務局	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-93-8815
和歌山県事業承継ネットワーク事務局	和歌山商工会議所	073-422-1111
鳥取県事業承継ネットワーク事務局	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0400
島根県事業承継ネットワーク事務局	松江商工会議所	0852-33-7481
岡山県事業承継ネットワーク事務局	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9626
広島県事業承継ネットワーク事務局	広島商工会議所	082-555-9651
山口県事業承継ネットワーク事務局	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-6977
徳島県事業承継ネットワーク事務局	徳島商工会議所	088-624-8722
香川県事業承継ネットワーク事務局	(公財)かがわ産業支援財団	087-802-7070
愛媛県事業承継ネットワーク事務局	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1127
高知県事業承継ネットワーク事務局	高知商工会議所	088-855-5183
福岡県事業承継ネットワーク事務局	福岡商工会議所	092-409-0022
佐賀県事業承継ネットワーク事務局	佐賀商工会議所	0952-27-7071
長崎県事業承継ネットワーク事務局	長崎商工会議所	095-801-0353
熊本県事業承継ネットワーク事務局	熊本商工会議所	096-312-4190
大分県事業承継ネットワーク事務局	大分県商工会連合会	097-535-7230
宮崎県事業承継ネットワーク事務局	宮崎商工会議所	0985-72-5151
鹿児島県事業承継ネットワーク事務局	(公財)かごしま産業支援センター	099-219-8123
沖縄県事業承継ネットワーク事務局	那覇商工会議所	098-860-0251
プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局	野村證券株式会社	0120-567-331

※最新の情報は事業承継ひろばHP（https://shoukei.go.jp/）をご確認ください。

☎ 事業引継ぎ支援センター

協議会名	設置主体	電話番号
北海道事業引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111
青森県事業引継ぎ支援センター	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040
岩手県事業引継ぎ支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5079
宮城県事業引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884
秋田県事業引継ぎ支援センター	秋田商工会議所	018-883-3551
山形県事業引継ぎ支援センター	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0663
福島県事業引継ぎ支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4163
茨城県事業引継ぎ支援センター	水戸商工会議所	029-284-1601
栃木県事業引継ぎ支援センター	宇都宮商工会議所	028-612-4338
群馬県事業引継ぎ支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5040
埼玉県事業引継ぎ支援センター	さいたま商工会議所	048-711-6326
千葉県事業引継ぎ支援センター	千葉商工会議所	043-305-5272
東京都事業引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555
東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター	立川商工会議所	042-595-9510
神奈川県事業引継ぎ支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5061
新潟県事業引継ぎ支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0080
長野県事業引継ぎ支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	026-219-3825
山梨県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1830
静岡県事業引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881
愛知県事業引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117
岐阜県事業引継ぎ支援センター	岐阜商工会議所	058-214-2940
三重県事業引継ぎ支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-3154
富山県事業引継ぎ支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5625
石川県事業引継ぎ支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-256-1031
福井県事業引継ぎ支援センター	福井商工会議所	0776-33-8279
滋賀県事業引継ぎ支援センター	大津商工会議所	077-511-1503
京都府事業引継ぎ支援センター	京都商工会議所	075-353-7120
奈良県事業引継ぎ支援センター	奈良商工会議所	0742-22-0175
大阪府事業引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県事業引継ぎ支援センター	神戸商工会議所	078-367-6650
和歌山県事業引継ぎ支援センター	和歌山商工会議所	073-499-5221
鳥取県事業引継ぎ支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
島根県事業引継ぎ支援センター	松江商工会議所	0852-33-7501
岡山県事業引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
広島県事業引継ぎ支援センター	広島商工会議所	082-555-9993
山口県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-6977
徳島県事業引継ぎ支援センター	徳島商工会議所	088-679-1400
香川県事業引継ぎ支援センター	高松商工会議所	087-802-3033
愛媛県事業引継ぎ支援センター	松山商工会議所	089-948-8511
高知県事業引継ぎ支援センター	高知商工会議所	088-802-6002
福岡県事業引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
佐賀県事業引継ぎ支援センター	佐賀商工会議所	0952-20-0345
長崎県事業引継ぎ支援センター	長崎商工会議所	095-895-7080
熊本県事業引継ぎ支援センター	熊本商工会議所	096-311-5030
大分県事業引継ぎ支援センター	大分県商工会連合会	097-585-5010
宮崎県事業引継ぎ支援センター	宮崎商工会議所	0985-72-5151
鹿児島県事業引継ぎ支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9534
沖縄県事業引継ぎ支援センター	那覇商工会議所	098-941-1690
事業引継ぎ支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1595
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1637
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 都道府県中小企業団体中央会

都道府県中小企業団体中央会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	024-536-1261
茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300
群馬県中小企業団体中央会	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	043-306-3281
東京都中小企業団体中央会	03-3542-0386
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811
岐阜県中小企業団体中央会	058-277-1100
三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	075-708-3701
奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4370
兵庫県中小企業団体中央会	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525

☎ 独立行政法人　中小企業基盤整備機構（代表）　03-3433-8811

☎ がんばる中小企業　経営相談ホットライン　050-3171-8814
［受付時間　平日午前9時～午後5時］

中小企業の方からの経営相談等をお受けする電話相談窓口（ホットライン）を開設しています（通信料は発信者側の負担となります）。ホットラインにつながらない場合は、最寄の地域本部までお問い合わせください。

経営相談、専門家の派遣、戦略的CIO育成支援事業、販路開拓ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ事業等担当課

地域本部	担当部署		電話番号
北海道本部	企業支援部　企業支援課		011-210-7471
東北本部	企業支援部　企業支援課		022-716-1751
関東本部	企業支援部　企業支援課		03-5470-1637
中部本部	企業支援部　企業支援課		052-220-0516
北陸本部	企業支援部　企業支援課		076-223-5546
近畿本部	企業支援部　企業支援課		06-6264-8613
中国本部	企業支援部　企業支援課		082-502-6555
四国本部	企業支援部　企業支援課		087-811-1752
九州本部	企業支援部　企業支援課		092-263-0300
沖縄事務所	ー		098-859-7566

海外展開支援事業相談窓口

地域本部・事務所	担当部署		電話番号
北海道本部	企業支援部　支援推進課		011-210-7472
東北本部	企業支援部　企業支援課		022-716-1751
関東本部	企業支援部　支援推進課		03-5470-1608
中部本部	企業支援部　支援推進課		052-201-3068
北陸本部	企業支援部　企業支援課		076-223-5546
近畿本部	企業支援部　支援推進課		06-6264-8624
中国本部	企業支援部　支援推進課		082-502-6689
四国本部	企業支援部　企業支援課		087-811-1752
九州本部	企業支援部　支援推進課		092-263-1535
沖縄事務所	ー		098-859-7566

新事業創出支援事業（新連携・地域資源活用・農商工連携）担当課

地域本部名	事業	担当部署	電話番号
北海道本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	011-210-7472
東北本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	022-399-9031
関東本部	地域資源・農商工連携	企業支援部　支援推進課	03-5470-1640
	新連携		03-5470-1606
中部本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	052-201-3068
北陸本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	076-223-6100
近畿本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	06-6264-8619
中国本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	082-502-6689
四国本部	新連携、地域資源、農商工連携	企業支援部　支援推進課	087-823-3220
九州本部	地域資源・農商工連携	企業支援部　支援推進課	092-263-0323
	新連携		092-263-0325
沖縄事務所	新連携、地域資源、農商工連携	ー	098-859-7566

「中小企業復興支援センター」等　被災地支援拠点

中小企業復興支援センター等	電話番号
中小企業復興支援センター　盛岡	019-651-8850
中小企業復興支援センター　仙台	022-399-9077
中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター　福島	024-529-5113
中小機構　震災復興支援部	03-5470-1501

☎ JETRO　国内事務所

事務所名	電話番号
本部（東京）	03-3582-5511
大阪本部	06-4705-8606
ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ盛岡	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ群馬	027-310-5205
ジェトロ埼玉	048-650-2522
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ東京	03-3582-4953
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ新潟	025-284-6991
ジェトロ富山	076-444-7901
ジェトロ金沢	076-268-9601
ジェトロ福井	0776-33-1661
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
[同]諏訪支所	0266-52-3442
ジェトロ岐阜	058-271-4910
ジェトロ静岡	054-352-8643
ジェトロ浜松	053-450-1021

事務所名	電話番号
ジェトロ名古屋	052-589-6210
ジェトロ三重	059-228-2647
ジェトロ滋賀	0749-21-2450
ジェトロ京都	075-341-1021
ジェトロ神戸	078-231-3081
ジェトロ奈良	0742-23-7550
ジェトロ和歌山	073-425-7300
ジェトロ鳥取	0857-52-4335
ジェトロ松江	0852-27-3121
ジェトロ岡山	086-224-0853
ジェトロ広島	082-535-2511
ジェトロ山口	083-231-5022
ジェトロ徳島	088-657-6130
ジェトロ香川	087-851-9407
ジェトロ愛媛	089-952-0015
ジェトロ高知	088-823-1320
ジェトロ福岡	092-471-5635
ジェトロ北九州	093-541-6577
ジェトロ佐賀	0952-28-9220
ジェトロ長崎	095-823-7704
ジェトロ熊本	096-354-4211
ジェトロ大分	097-513-1868
ジェトロ宮崎	0985-61-4260
ジェトロ鹿児島	099-226-9156
ジェトロ沖縄	098-859-7002

☎ JICA　国内機関

事務所名	電話番号
本部	03-5226-3491
JICA北海道（札幌）	011-866-8421
JICA北海道（帯広）	0155-35-1210
JICA東北	022-223-4772
JICA筑波	029-838-1117
JICA横浜	045-663-3252
JICA東京	03-3485-7680

事務所名	電話番号
JICA中部	052-533-1387
JICA北陸	076-233-5931
JICA関西（JICAコラボデスク）	06-6136-3477
JICA中国	082-421-6300
JICA四国	087-821-8824
JICA九州	093-671-8204
JICA沖縄	098-876-6000

☎ 政府系金融機関等

機関名	電話番号・ホームページURL
全国信用保証協会連合会	http://www.zenshinhoren.or.jp/ 03-6823-1200 ※資金繰りのご相談は、最寄りの保証協会にお問い合わせください。 http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
株式会社　日本政策金融公庫 **・国民生活事業** （個人企業・小規模企業向け事業資金） **・中小企業事業** （中小企業向け長期事業資金）	https://www.jfc.go.jp/ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	https://www.okinawakouko.go.jp/ 098-941-1795
株式会社　商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.co.jp/ お客さまサービスセンター 0120-079-366 ※資金繰りのご相談は、最寄りの営業店の代表番号にお問い合わせください。 http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html

☎ 日本商工会議所	03-3283-7823
☎ 全国商工会連合会	03-6268-0088
☎ 全国中小企業団体中央会	03-3523-4901
☎ 全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
☎ 全国中小企業振興機関協会	03-5541-6688
☎ 一般財団法人　海外産業人材育成協会（AOTS）	03-3549-3050
☎ 株式会社日本貿易保険（NEXI）	03-3512-7650

☎ 地域中小企業応援ファンド　ファンド運営管理者

都道府県名	ファンド名称	ファンド運営管理者	電話番号
北海道	北海道中小企業新応援ファンド	(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2403
岩手県	いわて希望応援ファンド	(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
秋田県	あきた企業応援ファンド	(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5702
宮城県	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金	(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697
福島県	ふくしま産業応援ファンド	(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
茨城県	いばらきチャレンジ基金	(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
栃木県	とちぎ未来チャレンジファンド	(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2601
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
新潟県	にいがた創業応援基金	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
山梨県	山梨みらいファンド	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
愛知県	あいち中小企業応援ファンド	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3074
岐阜県	岐阜県地域活性化ファンド	(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1083
石川県	いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-5551
福井県	ふくいの逸品創造ファンド	(公財)ふくい産業支援センター	077-667-7406
和歌山県	わかやま中小企業元気ファンド	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
鳥取県	とっとり起業化促進ファンド	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6704
徳島県	①「LED×藍」産業応援ファンド ②とくしま経済飛躍ファンド	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
香川県	新かがわ中小企業応援ファンド	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9903
愛媛県	えひめ中小企業応援ファンド	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
高知県	こうち産業振興基金	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
長崎県	ナガサキ地域未来投資促進ファンド	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
大分県	おおいた中小企業活力創出基金	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2424

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

☎ 農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）ファンド運営管理者

都道府県名	ファンド名称	ﾌｧﾝﾄﾞ運営管理者	電話番号
秋田県	あきた農商工応援ファンド	（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5702
栃木県	フードバレーとちぎ農商工ファンド	（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2607
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	（公財）千葉県産業振興センター	047-426-9200
和歌山県	わかやま農商工連携ファンド	（公財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
兵庫県	ひょうご農商工連携ファンド	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-230-8110
愛媛県	えひめ農商工連携ファンド	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1100
長崎県	長崎県農商工連携ファンド	長崎県商工会連合会	095-824-5413

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

☎ 産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）

都道府県名	産業復興相談センター	電話番号
青森県	青森県産業復興相談センター	017-752-9225
岩手県	岩手県産業復興相談センター	019-681-0812
宮城県	宮城県産業復興相談センター	022-722-3858
福島県	福島県産業復興相談センター	024-573-2561
茨城県	茨城県産業復興相談センター	029-302-5880
千葉県	千葉県産業復興相談センター	043-215-8790

☎ 都道府県事業復興型雇用確保事業担当課

都道府県	担当課	担当課電話番号
岩手県	商工労働観光部　定住推進・雇用労働室	019-629-5592
宮城県	経済商工観光部　雇用対策課	022-797-4661
福島県	商工労働部　雇用労政課	024-521-7290

☎ 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)内　総合労働相談コーナー

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1　札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700
青森	030-8558	青森市新町2-4-25　青森合同庁舎8階	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15　盛岡第2合同庁舎5階	019－604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地　仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3　秋田合同庁舎4階	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1　山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8021	福島市霞町1-46　福島合同庁舎5階	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31　茨城労働総合庁舎6階	029-277-8295
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4　宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1　前橋地方合同庁舎8階	027-896-4677
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2　明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1　千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1　九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57　横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1　新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3501
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5　富山労働総合庁舎4階	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1　金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54　福井春山合同庁舎9階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11 4階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1　長野労働総合庁舎4階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50　静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館2階	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2　津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67　大阪合同庁舎第2号館8階	06-7660-0072
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387　奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3　和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9　鳥取労働局庁舎2階	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10　松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1　岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6　徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3　松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	781-9548	高知市南金田1-39　労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎新館4階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20　佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1　TBM長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
大分	870-0037	大分市東春日町17-20　大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22　宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21　鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060

よろず支援拠点

都道府県	よろず支援拠点実施機関	電話番号	住所
北海道	（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	北海道札幌市中央区北1条西2丁目　北海道経済センタービル9階
青森県	（公財）21あおもり産業総合支援センター	017-721-3787	青森県青森市新町2-4-1　青森県共同ビル7階
岩手県	（公財）いわて産業振興センター	019-631-3826	岩手県盛岡市北飯岡2-4-26　岩手県先端科学技術研究センター2階
宮城県	宮城県商工会連合会	022-393-8044	宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2　宮城県商工振興センター2階
秋田県	（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5605	秋田県秋田市山王三丁目1-1　秋田県庁第二庁舎2階
山形県	（公財）山形県企業振興公社	023-647-0708	山形県山形市松栄１－３－８山形県産業創造支援センター2階
福島県	（公財）福島県産業振興センター	024-954-4161	福島県郡山市清水台1-3-8　郡山商工会議所会館4階403号室
茨城県	水戸商工会議所	029-224-3315	茨城県水戸市桜川2-2-35　茨城県産業会館3階
栃木県	（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2618	栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40
群馬県	（公財）群馬県産業支援機構	027-265-5016	群馬県前橋市亀里町884-1　群馬産業技術センター1階
埼玉県	（公財）埼玉県産業振興公社	0120-973-248	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5　ソニックシティビル10階
千葉県	（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2921	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1　WBGマリブイースト23階
東京都	（一社）東京都信用金庫協会	03-6205-4728	東京都港区新橋1-18-6　共栄火災ビル1階
神奈川県	（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5071	神奈川県横浜市中区尾上町5-80
新潟県	（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0058	新潟県新潟市中央区万代島5番1号　万代島ビル10階
山梨県	（公財）やまなし産業支援機構	055-243-0650	山梨県甲府市大津町2192-8
長野県	（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5875	長野県長野市若里1-18-1　長野県工業技術総合センター3階
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	静岡県静岡市葵区黒金町20-8　静岡商工会議所内
愛知県	（公財）あいち産業振興機構	052-715-3188	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階
岐阜県	（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	岐阜県岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館10階(県民ふれあい会館)
三重県	（公財）三重県産業支援センター	059-228-3326	三重県津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル5階
富山県	（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5605	富山県富山市高田527　情報ビル1階
石川県	（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-6711	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階
福井県	（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7402	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい　福井県産業情報センタービル3階
滋賀県	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	滋賀県大津市打出浜2-1　コラボしが21 2階
京都府	（公財）京都産業21	075-315-8660	京都府京都市下京区中堂寺南町134　京都府産業支援センター内
大阪府	（公財）大阪産業局	06-4708-7045	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階
兵庫県	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-977-9085	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-8-4　神戸市産業振興センター1階
奈良県	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	奈良県奈良市柏木町129-1　奈良県産業振興総合センター3階
和歌山県	（公財）わかやま産業振興財団	073-433-3100	和歌山県和歌山市本町二丁目1番地　フォルテワジマ6階
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-5556	鳥取県鳥取市湖山町東4丁目100番地
島根県	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5103	島根県松江市北陵町1番地　テクノアークしまね内
岡山県	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9667	岡山県岡山市北区芳賀5301　テクノサポート岡山1階
広島県	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7706	広島県広島市中区千田町3-7-47　広島県情報プラザ
山口県	（公財）やまぐち産業振興財団	083-902-5959	山口県山口市熊野町1-10　NPYビル10階
徳島県	（公財）とくしま産業振興機構	088-676-4625	徳島県徳島市南末広町5番地8-8　徳島経済産業会館2階
香川県	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-6090	香川県高松市林町2217-15　香川産業頭脳化センタービル2階
愛媛県	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1131	愛媛県松山市久米窪田町337-1　テクノプラザ愛媛本館内
高知県	（公財）高知県産業振興センター	088-846-0175	高知県高知市布師田3992-2　高知県中小企業会館5F
福岡県	（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号　福岡県中小企業振興センタービル6F
佐賀県	（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4433	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 （公財）佐賀県地域産業支援センター内
長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462	長崎県長崎市桜町4-1　長崎商工会館9階
熊本県	（公財）くまもと産業支援財団	096-286-3355	熊本県上益城郡益城町田原2081番地10
大分県	（公財）大分県産業創造機構	097-537-2837	大分県大分市東春日町17-20　ソフトパークセンタービル
宮崎県	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
鹿児島県	（公財）かごしま産業支援センター	099-219-3740	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館1F
沖縄県	沖縄県商工会連合会	098-851-8460	沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階414号室

全国	よろず支援拠点全国本部 （独立行政法人中小企業基盤整備機構）	03-5470-1581	東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル

※最新の情報はよろず支援拠点全国本部のホームページをご覧下さい。

～事業者向け補助金・助成金一覧～

本ガイドブック掲載のうち主な事業者向け補助金・助成金をピックアップしました。こちらでみつからないものは、本ガイドブックの索引よりご確認いただくか、補助金・助成金を所管する府省庁や自治体、実施機関等にお問い合わせください。

ページ

い

インバウンド需要拡大推進事業費補助金‥ 276

え

エイジフレンドリー補助金…… 155

き

既存不適合機械等更新支援補助金…… 149
キャリアアップ助成金…… 115
業務改善助成金…… 93

こ

心の健康づくり計画助成金…… 99
雇用調整助成金…… 106

さ

サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業費
補助金…… 4

し

事業承継補助金…… 271
事業復興型雇用確保事業…… 85
ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業費補助金
…… 40、42、168
重度障害者等通勤対策助成金…… 142
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
…… 144
受動喫煙防止対策助成金…… 95
省エネルギー設備投資に係る利子補給金助
成事業費補助金…… 10

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）10
障害者介助等助成金…… 140
障害者雇用安定助成金…… 121
（障害者職場定着支援コース）
（障害者職場適応援助コース）
障害者作業施設設置等助成金…… 138
障害者福祉施設設置等助成金…… 139
小規模事業者持続化補助金…… 39
小規模事業場産業医活動助成金…… 100
職場環境改善計画助成金…… 98
人材開発支援助成金…… 126
人材開発支援助成金…… 112
（建設労働者認定訓練コース）
（建設労働者技能実習コース）
人材確保等支援助成金…… 108
人材確保等支援助成金（建設分野）…… 112
（雇用管理制度助成コース）
（作業員宿舎等設置助成コース）
（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事
業コース）

す

ストレスチェック助成金…… 97

せ

生産設備におけるエネルギー使用合理化等
事業者支援事業費補助金…… 10
戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）‥ 3

ち

地域雇用開発助成金
（地域雇用開発コース）…… 111

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
…… 200
中小企業・小規模事業者人材対策事業費補助金…… 174
中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金…… 54～57、67
中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金…… 10
中途採用等支援助成金…… 150
治療と仕事の両立支援助成金…… 101

て

伝統的工芸品産業支援補助金…… 52

と

特定求職者雇用開発助成金
（障害者初回雇用コース）…… 124
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）…… 125
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）…… 107
特定求職者雇用開発助成金
（被災者雇用開発コース）…… 85
トライアル雇用助成金
（一般トライアルコース）…… 118
（障害者トライアルコース）…… 137
（若年・女性建設労働者トライアルコース）
…… 112

に

日本発知的財産活用ビジネス化支援事業費補助金…… 69

は

働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）‥ 87
（勤務間インターバル導入コース）…… 88
（団体推進コース）…… 89
（テレワークコース）…… 90

ふ

副業・兼業労働者健康診断助成金…… 156

も

ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金…… 1
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金…… 2

り

両立支援等助成金…… 133

ろ

労働移動支援助成金…… 104

～索引～

ページ

６５歳超雇用推進助成金…… 120
ＡＢＬ保証…… 250
ＢＣＰ普及の促進…… 205
ＢＣＰ融資…… 206
ＣＩＰ…… 11
ＣＩＰ制度（技術研究組合制度）…… 11
ＣＬＯ融資…… 234
ＥＣ活用支援…… 187
ＥＤＩ…… 35
ＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口…… 59
ＩＰＡＳ…… 71
ＩＰＢＡＳＥ…… 73
ｉＳｕｐｐｏｒｔ…… 310
ＩＴ活用促進資金…… 238
ＩＴ導入補助金…… 4
ＩＴに関する専門家派遣事業…… 302
ＩＴプラットフォーム「ここからアプリ」… 37
ＪＡＰＡＮブランド育成支援等事業…… 168
ＪＥＴＲＯ国内事務所…… 328
ＪＩＰ…… 69
Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈ（ジェグテック）… 30
Ｊ－Ｎｅｔ２１　中小企業ビジネス支援ポータルサイト…… 307
Ｊ－クレジット制度…… 208
ＮＥＰ、ＳＴＳ、ＰＣＡ…… 22
ＳＢＩＲ制度に基づく支援…… 5
ＳＥＣＵＲＩＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ（情報セキュリティ対策自己宣言）…… 309

あ

新たな事業活動を支援する融資制度等…… 47

い

医工連携…… 13
医工連携イノベーション推進事業（開発・事業化事業）…… 13
医療機器開発支援ネットワーク事業…… 311
インバウンド需要拡大推進事業…… 277

え

営業秘密・知財戦略相談窓口…… 70
エイジフレンドリー補助金…… 155
越境ＥＣ等利活用促進事業…… 182
エンジェル税制…… 260

お

おもてなし規格認証…… 34

か

海外知財情報提供と専門人材による支援… 66
海外知財訴訟費用保険に対する補助…… 57
海外展開・事業再編資金…… 175
海外展開事業…… 172
海外展開セミナー事業（セミナー参加、ＷＥＢ情報提供など）…… 172
海外投資保険…… 179
海外ＣＥＯ商談会…… 186
外国出願補助金…… 67
外国人旅行者向け消費税免税制度…… 255
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト…… 62
化学物質のリスクアセスメント支援…… 197
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）…… 237
官公需…… 196

き

企業活力強化資金／観光産業等生産性向上

資金…… 280
企業活力強化資金(ものづくり法認定関連) ‥ 6
企業再生貸付制度…… 77
起業支援ファンド…… 18
技術協力活用型・新興国市場開拓事業
（海外ジョブフェア事業）…… 185
（研修・専門家派遣事業）…… 165
（国際化促進インターンシップ事業）…… 166
（社会課題解決型国際共同開発事業）…… 184
技術研究組合制度（ＣＩＰ制度）…… 11
既存不適合機械等更新支援補助金…… 149
キャリアアップ助成金…… 115
業務改善助成金（最低賃金引上げ）…… 93
金融措置による支援…… 294
勤労者財産形成促進制度…… 132

く

組合制度…… 33
グループ補助金…… 200

け

経営安定特別相談事業…… 201
経営改善サポート保証…… 232
経営改善支援センター…… 322
経営革新支援事業…… 46
「経営者保証に関するガイドライン」の
利用促進…… 241
経営承継円滑化法による総合的支援…… 275
経営承継関連保証…… 244
経営承継準備関連保証…… 245
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共
済制度）…… 203
経営力強化保証…… 231
経営力向上計画…… 26
研究開発型スタートアップ支援事業…… 22
健康医療ファンド…… 51
健康・医療事業分野への資金供給…… 51
建設事業主等に対する助成金…… 112
現地進出支援強化事業（海外進出支援）‥ 162
現地進出支援強化事業（海外調査・情報
提供）…… 173
現地進出支援強化事業（海外販路開拓支
援）…… 163

こ

公害防止税制…… 261
公害防止対策関係資金…… 237
交際費等の損金算入の特例…… 254
講習能力養成セミナー…… 310
公設試験研究機関（公設試）…… 12
高度外国人材活躍推進プラットフォーム‥ 308
高度化事業（工業団地、ショッピングセン
ター等の整備に対する貸付制度）…… 236
高度化事業（災害対策）…… 220
国税の猶予制度…… 265
ここからアプリ…… 37
心の健康づくり計画助成金…… 99
こころの耳（メンタルヘルス・ポータル
サイト）…… 103
雇調金（雇用調整助成金）…… 106
個別労働紛争解決制度…… 313
雇用調整助成金…… 106

さ

サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業‥ 4
災害関係保証…… 228
災害復旧貸付…… 207
財形制度…… 132
再生貸付制度…… 77
再生支援協議会…… 74
再生支援制度…… 79
再生支援ファンド…… 76
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資
金）…… 233
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模

事業者支援事業…… 93
サプライヤー応援隊…… 84
サプライヤー応援隊事業…… 84
産業競争力強化法に基づく創業支援…… 16
産業復興相談センター・産業復興機構…… 75
産業保健総合支援センター事業…… 102

し

ジェグテック…… 30
事業継続力強化計画…… 209
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）…… 232
事業再生支援制度…… 79
事業承継円滑化のための税制措置…… 272
事業承継税制…… 272
事業承継特別保証…… 243
事業承継ネットワーク…… 269
事業承継の円滑化のための支援策…… 268
事業承継補助金…… 271
事業引継ぎ支援事業…… 270
事業引継ぎ支援センター…… 270、325
自主廃業支援保証…… 248
施設・設備の復旧・整備に対する補助制度 200
自然災害等に備えた中小企業の防災・減災対策の普及促進…… 205
持続化補助金…… 39
下請ガイドライン…… 190
下請かけこみ寺にご相談ください…… 193
下請Ｇメンヒアリング…… 192
下請代金支払遅延等防止法の規制について 188
下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 194
私募債保証…… 249
社会環境対応施設整備資金融資制度（ＢＣＰ融資）…… 206
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）…… 129
ジャパンモール事業…… 182
就業環境整備・改善支援事業…… 91
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…… 144
重度障害者等通勤対策助成金…… 142
受注機会増大のための支援…… 197
受動喫煙対策に関する各種支援事業（受動喫煙防止対策助成金）…… 95
障安金…… 121
省エネ関連設備等の導入に対する支援…… 10
障害者介助等助成金…… 140
障害者雇用安定助成金…… 121
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度…… 158
障害者作業施設設置等助成金…… 138
障害者職場実習支援事業…… 146
障害者トライアル…… 137
障害者トライアル雇用…… 137
障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）…… 145
障害者福祉施設設置等助成金…… 139
少額減価償却資産の特例…… 253
小規模企業共済制度…… 202
小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）…… 211
小規模事業者経営発達支援融資制度…… 212
小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）…… 39
小規模事業場産業医活動助成金…… 100
商業・サービス競争力強化連携支援事業… 25
商業･サービス業･農林水産業活性化税制･･ 264
証券化支援スキームを活用した融資制度（ＣＬＯ融資）…… 234
商工会・商工会議所の窓口…… 306
商店街活性化・観光消費創出事業…… 278
商店街活性化法に基づく支援…… 279
消費税転嫁対策…… 195
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について…… 195
情報セキュリティ対策支援サイト…… 310
職場環境改善計画助成金…… 98

食品の製造過程の管理の高度化に関する支援…… 298
食品流通高度化・合理化支援策…… 297
女性、若者／シニア起業家支援資金…… 15
所得拡大促進税制…… 257
ジョブコーチ支援…… 145
人開金（人材開発支援助成金）…… 126
人確金（人材確保等支援助成金）……108,112
人材開発支援助成金…… 126
人材確保対策推進事業…… 147
人材確保等支援助成金…… 108、112
人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、介護・保育労働者雇用管理制度助成コース、人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、働き方改革支援コース、外国人労働者就労環境整備助成コース）……108
人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野）、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））‥112
新事業活動促進資金…… 48
新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援…… 24
新事業創出支援事業…… 49
新創業融資制度…… 14
新輸出大国コンソーシアム…… 181
信用保証協会による借換保証…… 229
信用保証協会による経営支援事業…… 252
信用保証制度…… 224

す

スタンドバイ・クレジット制度…… 177
ストレスチェック助成金…… 97
スマートＳＭＥサポーター…… 36

せ

生活衛生関係営業への支援…… 298
生産性向上人材育成支援センター…… 131
生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例…… 38
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座…… 157
制度説明会、講師派遣、相談、研修（知財）…… 60
セーフティネット貸付…… 221
セーフティネット保証制度…… 225
セキュリティプレゼンター…… 310
設備資金貸付利率特例制度…… 215
戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）‥ 3

そ

早期審査・審理／面接／巡回審判…… 64
創業期ベンチャー企業に対する知財戦略構築等支援事業（ＩＰＡＳ）…… 71
相談支援事業（受動喫煙防止対策）…… 95
ソーシャルビジネス支援資金…… 291
測定支援業務（受動喫煙防止対策）…… 95

た

短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）の雇用に対する支援…… 160

ち

地域企業イノベーション支援事業…… 45
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）…… 111
地域資源活用の促進…… 40
地域商店街活性化法に基づく支援…… 279
地域中小企業応援ファンドよる新商品開発や販路開拓支援…… 50
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標制度）…… 68
地域未来投資促進法…… 44
地域未来投資促進法による支援…… 44

地開金（地域雇用開発助成金）…… 111
知財金融…… 53
知財保険…… 57
地方拠点強化税制…… 262
中小企業・ＳＤＧｓビジネス支援事業…… 183
中小企業応援ファンド…… 50
中小企業海外ビジネス人材育成塾（中小企業・小規模事業者人材対策事業）…… 174
中小企業外国出願支援事業…… 67
中小企業基盤整備機構・中小企業支援センター等…… 305
中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ制度）に基づく支援…… 5
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）‥7
中小企業共通ＥＤＩ標準…… 35
中小企業組合等課題対応支援事業…… 32
中小企業組合に対する助言、情報提供…… 33
中小企業経営強化税制…… 258
中小企業経営力強化資金融資事業…… 223
中小企業国際化支援アドバイス事業…… 171
中小企業再生支援協議会…… 74、321
中小企業再生ファンド…… 76
中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業…… 81
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業…… 312
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援…… 197
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）…… 304
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）…… 303
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例…… 253
中小企業者等の法人税率の特例…… 263
中小企業成長支援ファンド…… 19
中小企業総合展（新価値創造展）…… 29
中小企業大学校の研修…… 83
中小企業退職金共済制度…… 204
中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業…… 53
中小企業等経営強化法（経営力向上計画）・ 26
中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）…… 208
中小企業倒産防止共済制度…… 202
中小企業投資育成株式会社による投資…… 20
中小企業投資促進税制…… 259
中小企業等特許情報分析活用支援事業…… 72
中小企業と国内外の信頼できる企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト「Ｊ－ＧｏｏｄＴｅｃｈ（ｼﾞｪｸﾞﾃｯｸ）」…… 30
中小企業の海外展開支援（施策集・事例集）…… 169
中小企業の会計…… 267
中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業…… 148
中小企業・防災減災投資促進税制…… 266
中小企業向け所得拡大促進税制…… 257
中小建設企業への支援…… 291
中心市街地活性化協議会運営支援事業…… 289
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業…… 287
中心市街地商業活性化診断・サポート事業‥286
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度…… 288
中退共制度…… 202
中途採用等支援助成金…… 150
挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）‥235
治療と仕事の両立支援助成金…… 101

て

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金…… 167
適正取引講習会（テキトリ講習会）…… 191
テキトリ講習会（適正取引講習会）…… 191
電子出願支援…… 63
伝統的工芸品産業支援補助金…… 52

と

投育（株）による支援…… 20
特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）…… 136
特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）…… 124
特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）、事業復興型雇用確保事業による支援…… 85
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース）…… 107
特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）…… 125
特定経営承継関連保証…… 246
特定経営承継準備関連保証…… 247
特定社債保証（私募債保証）…… 249
特定民間中心市街地経済活力向上事業…… 284
特開金（特定求職者雇用開発助成金）…… 107、124、125、136
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）… 61
特許料等の軽減制度…… 58
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）…… 118
トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）…… 112
取引先の支払条件改善のための融資制度… 199

に

日本台湾交流協会事業…… 180
日本発知的財産活用ビジネス化支援事業… 69
認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業…… 239
認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業…… 240
認定情報処理支援機関（スマートＳＭＥサポーター）…… 36
認定職業訓練制度…… 128

の

農商工等連携の支援…… 42
農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）ファンド運営管理者…… 331

は

働き方改革支援…… 300
働き方改革推進支援資金…… 153
働き方改革推進支援助成金
（労働時間短縮・年休促進支援コース）… 87
（勤務間インターバル導入コース）…… 88
（団体推進コース）…… 89
（テレワークコース）…… 90

働き方改革推進支援センター……312
働き方・休み方改善コンサルタント制度… 92
販路開拓コーディネート事業…… 31

ひ

東日本大震災被災地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業…… 82
東日本大震災復興緊急保証…… 227
東日本大震災復興特別貸付…… 213
ビジネス・インキュベータによる支援…… 24

ふ

副業・兼業労働者健康診断助成金…… 156
プッシュ型事業承継支援高度化事業…… 269

へ

平成 28 年熊本地震特別貸付…… 216
平成 30 年 7 月豪雨特別貸付…… 218
ベンチャー知財支援基板整備事業（ベンチャー特化型知財ネットワーク構築）…… 73

ほ

防衛型侵害対策支援事業…… 55
冒認商標無効・取消係争支援事業…… 56

ま

マル経融資…… 211

み

ミラサポ専門家派遣…… 304
民間中心市街地商業活性化事業…… 285

め

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」…… 103

も

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金…… 2
ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金…… 1
ものづくり補助金……1、2
ものづくりマイスター制度…… 129
模倣品対策支援事業…… 54

ゆ

ユースエール認定制度（ユースエール認定企業）…… 119
輸出保険…… 178

よ

よろず支援拠点…… 303

り

流通業務総合効率化法に基づく支援…… 283
流動資産担保融資保証（ＡＢＬ保証）…… 250
両立支援等助成金…… 133

れ

令和元年台風第 19 号等特別貸付…… 219

ろ

労働移動支援助成金…… 104

補助金検索と電子申請は
ミラサポplusでもっと便利に、簡単に！

ミラサポplus
中小企業向け補助金・支援サイト



https://mirasapo-plus.go.jp/

ミラサポ plus

中小企業の皆さま！**補助金**など、さまざまな**国のサポート**をご存じですか？
「ミラサポplus」でこれらの**情報**を**簡単、便利**に**探して**頂けます。ぜひご利用ください。

ミラサポplusでできること

制度
支援制度を探す

支援者
支援者・支援機関を探す

事例
事例を探す

さらに、**電子申請**を
サポート！

会員登録（無料）でもっと**便利**に

経済産業省　中小企業庁

ミラサポ会員（無料）になると…

メリット1

最新情報を見逃さない



パーソナライズ

あなたの登録情報に合わせておすすめ情報を表示します。



お気に入り

各種記事等を「お気に入り」に登録できます。

メリット2

補助金の電子申請がもっと簡単に!



電子申請サポート

各種電子申請で繰り返し入力が必要になる基本情報や財務情報等を管理できます。



e-Tax等外部サイト連携

e-Taxや過去に電子申請したシステムからデータを取得することができます。

メリット3

さらに、経営診断や現状分析も!



活動レポート

入力された財務情報から診断チャートを表示します。※



現状分析シート

支援機関とのコミュニケーションや補助金申請に役立つ、現状分析シートを作成・管理できます。※

※経済産業省「ローカルベンチマークツール」の機能を一部搭載

ミラサポ 未来の企業★応援サイト

「ミラサポ」をお使いの皆さまへ

Q「ミラサポplusになって何が変わるの?」

A. コミュニティは廃止し、より支援制度の検索や電子申請サポートに特化したサイトに生まれ変わります。また、従来のメルマガに代わり、更新情報をお届けします。ミラサポ」は専門家派遣申請の機能のみ残ります。

Q「ミラサポの会員情報は引き継がれるの?」

A. お手数ですがミラサポplusで新たに会員登録をお願いします。SNSログインも可能です。「ミラサポ」の会員情報は、「専門家派遣」申請の際に必要となりますので、自動で削除されることはありません。

経済産業省

中小企業庁

ミラサポplus

中小企業向け補助金・支援サイト

https://mirasapo-plus.go.jp/

ミラサポ plus

MEMO

MEMO

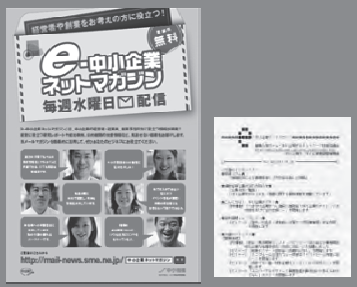
中小企業庁の発信情報を手に入れるには

中小企業庁ホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/）



・中小企業庁の報道発表や補助金などの支援施策、法令、予算・税制、統計、イベント情報などをすべて掲載！
・スマホ対応で見やすい！使いやすい！
・中小企業庁が発行する各種冊子・資料も、サイト上からダウンロードや取り寄せが可能！

ｅ－中小企業ネットマガジン（※購読お申込みは中小企業庁ＨＰから）



・毎週水曜日に中小企業支援施策情報や全国各地のイベント・セミナー情報をまとめてメールで発信！
・現在利用可能な情報のみを厳選！
・テキストメールなので、重くない！

中小企業庁公式ツイッター（https://twitter.com/meti_chusho）



・補助金の公募開始のお知らせなど、中小企業庁からの最新情報を、外出中でもスマホで簡単にゲット！
・１４０文字の短文情報なので、時間がない方でもすぐ読め、わかりやすい！
・施策情報以外にも、災害関連情報やその時々のトピックスなど中小企業に関連する情報を幅広く発信！クスなど、中小企業に関連する情報を幅広く発信！

●お問い合わせ先：　中小企業庁 広報相談室　０３－３５０１－１７０９

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※ＰＨＳ電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業　経営相談ホットライン

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:00

050-3171-8814

※通信料は発信者側の負担となります。

■経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

オンライン経営相談　E-SODAN

E-SODANで検索 または QRコードからアクセス　E-SODAN　検　索

■パソコンやスマホからお気軽にご利用ください。

相談室

中小企業庁　広報相談室　**03-3501-4667**　平日（月曜日～金曜日）9:00～17:30（12時～13時を除く）

■中小企業施策に関する相談等に応対します。

その他

ひまわり 中小企業のための ほっとダイヤル

日本弁護士連合会　ひまわり中小企業センター
0570-001-240　受付時間　月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～12:00　13:00～16:00

中小企業庁の情報発信



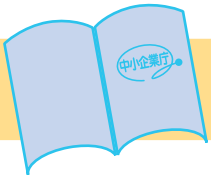
中小企業庁ホームページ
https://www.chusho.meti.go.jp/

中小企業庁　検　索

中小企業施策に関する最新情報をはじめ、補助金の公募情報、関連イベントの開催情報などを提供しています。
パンフレットなどの送付申込みやダウンロードも可能です。

中小企業庁の公式 Twitter です。補助金の公募情報など中小企業・小規模事業者の皆さんや支援者の方々に役立つ情報を発信していますので、ぜひ、ご活用ください。

中小企業庁公式ツイッター
https://twitter.com/meti_chusho



各種出版物

各種冊子については、中小企業庁ホームページよりお申し込みください。

編集・発行

〒100-8912　東京都千代田区霞が関1-3-1　中小企業庁　広報相談室　**03-3501-1709**

リサイクル適性Ⓐ　2020年4月